

目 次

1. 会期日程表	1
2. 平成29年6月8日(木曜日)	5
3. 議事日程(第1号)	5
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 市長提出議案上程(議第38号から議第59号まで)	10
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 報告(5件)	18
11. 日程第7 請願・陳情の報告(請第3号及び請第4号・陳第6号)	21
12. 散 会	22
13. 平成29年6月19日(月曜日)	25
14. 議事日程(第2号)	25
15. 開 議	29
16. 日程第1 一般質問	29
17. 福嶋讓治議員 質問	29
18. 吉田喜徳議員 質問	39
19. 田中英雄議員 質問	47
20. 北本将幸議員 質問	51
21. 田畑久吉議員 質問	80
22. 前田正治議員 質問	96
23. 散 会	112
24. 平成29年6月20日(火曜日)	115
25. 議事日程(第3号)	115
26. 開 議	118
27. 日程第1 一般質問	118
28. 松本憲二議員 質問	118
29. 徳村登志郎議員 質問	135
30. 宮田知美議員 質問	146

31. 中尾嘉男議員 質問	154
32. 多田隈啓二議員 質問	168
33. 散 会	195
34. 平成29年6月21日(水曜日)	199
35. 議事日程(第4号)	199
36. 開 議	202
37. 日程第1 一般質問	202
38. 西川裕文議員 質問	202
39. 近松恵美子議員 質問	211
40. 江田計司議員 質問	235
41. 横手良弘議員 質問	249
42. 城戸 淳議員 質問	264
43. 日程第2 市長提出追加議案上程(議第60号から議第61号まで)	275
44. 日程第3 提案理由の説明	275
45. 日程第4 議案及び請願・陳情の委員会付託	276
46. 散 会	279
47. 平成29年6月30日(金曜日)	283
48. 議事日程(第5号)	283
49. 開 議	286
50. 日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達	286
51. 日程第2 委員会の中間報告	287
52. 公共施設等建設特別委員長報告	287
53. 日程第3 委員長報告	295
54. 総務委員長報告	295
55. 建設経済委員長報告	301
56. 文教厚生委員長報告	305
57. 公共施設等建設特別委員長報告	311
58. 日程第4 質疑・討論・採決	312
59. 日程第5 閉会中の継続審査の件	319
60. 日程第6 市長提出議案審議(質疑・討論・採決)	320
61. 日程第7 委員会の中間報告	321
62. 議会基本条例検討特別委員長報告	321

63.	日程第 8	市長提出追加議案上程（議第 6 2 号から議第 6 4 号まで）	331
64.	日程第 9	提案理由の説明	331
65.	日程第 1 0	議案の委員会付託	333
66.	日程第 1 1	委員長報告	333
67.	総務委員長報告		334
68.	日程第 1 2	質疑・討論・採決	335
69.	日程第 1 3	議員提出議案上程（議員提出第 2 号）	337
70.	日程第 1 4	提案理由の説明	337
71.	日程第 1 5	議員提出議案審議（質疑・討論・採決）	338
72.	日程第 1 6	意見書案上程（意見書案第 3 号）	345
73.	日程第 1 7	意見書案審議（質疑・討論・採決）	345
74.	閉 会		348
75.	署 名 欄		349

平成29年第4回玉名市議会定例会会期日程
(会期 6月8日から30日までの23日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
6	8	木	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告 請願・陳情の報告
6	9	金		休 会	発言通告締切
6	10	土		休 会	(市の休日)
6	11	日		休 会	(市の休日)
6	12	月		休 会	
6	13	火		休 会	
6	14	水		休 会	
6	15	木		休 会	
6	16	金		休 会	
6	17	土		休 会	(市の休日)
6	18	日		休 会	(市の休日)
6	19	月	午前10時	本会議	一般質問
6	20	火	午前10時	本会議	一般質問
6	21	水	午前10時	本会議	一般質問 議案及び請願・陳情の委員会付託
6	22	木	午前10時	委員会	総務委員会
6	23	金	午前10時	委員会	建設経済委員会
6	24	土		休 会	(市の休日)
6	25	日		休 会	(市の休日)
6	26	月	午前10時	委員会	文教厚生委員会
6	27	火		休 会	
6	28	水		休 会	
6	29	木		休 会	
6	30	金	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

6 月 8 日 (木)

平成29年第4回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成29年6月8日（木曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程
(議第38号から議第59号まで)
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告（5件）
- 日程第7 請願・陳情の報告
(請第3号及び請第4号、陳第6号)

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程
(議第38号から議第59号まで)
 - 議第38号 専決処分事項の承認について 専決第3号
平成28年度玉名市一般会計補正予算（第12号）
 - 議第39号 専決処分事項の承認について 専決第4号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第40号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第41号 専決処分事項の承認について 専決第6号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第42号 平成29年度玉名市一般会計補正予算（第2号）
 - 議第43号 平成29年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第44号 平成29年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第45号 平成29年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

- 議第46号 平成29年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第47号 平成29年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第48号 平成29年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第49号 平成29年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議第50号 玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第51号 市道路線の認定について
- 議第52号 工事請負契約の締結について
- 議第53号 工事請負契約の締結について
- 議第54号 財産の取得について
- 議第55号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第56号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第57号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第58号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第59号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（5件）

- 報告第3号 平成28年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 平成28年度玉名市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第5号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第6号 一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について
- 報告第7号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について

日程第7 請願・陳情の報告

（請第3号及び請第4号・陳第6号）

請第3号 金栗四三先生の業績をたたえ、玉名市及び小田校区を全国にアピールすることを求める請願

請第4号 熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出に関する請願

陳第6号 石貫地区の松本橋の存続と早急な修復を求める陳情

散 会 宣 告

出席議員（24名）

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 北 本 将 幸 君 | 2番 | 多田隈 啓 二 君 |
| 3番 | 松 本 憲 二 君 | 4番 | 徳 村 登志郎 君 |
| 5番 | 城 戸 淳 君 | 6番 | 西 川 裕 文 君 |

7番	嶋村	徹君	8番	内田	靖信君
9番	江田	計司君	10番	田中	英雄君
11番	横手	良弘君	12番	近松	恵美子さん
13番	福嶋	譲治君	14番	宮田	知美君
15番	前田	正治君	16番	作本	幸男君
17番	森川	和博君	18番	高村	四郎君
19番	中尾	嘉男君	20番	田畑	久吉君
21番	小屋野	幸隆君	22番	竹下	幸治君
23番	吉田	喜徳君	24番	永野	忠弘君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	堀内	政信君	事務局次長	荒木	勇君
次長補佐	平川	伸治君	書記	松尾	和俊君
書記	富田	享助君			

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄	哲哉君	副市長	斉藤	誠君
総務部長	上嶋	晃君	企画経営部長	瀬崎	正治君
市民生活部長	小山	眞二君	健康福祉部長	村上	隆之君
産業経済部長	早上	正臣君	建設部長	磯谷	章君
会計管理者	今田	幸治君	企業局長	福田	高広君
教育委員長	桑本	隆則君	教育長	池田	誠一君
教育部長	戸寄	孝司君	監査委員	坂口	勝秀君

午前10時02分 開会

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、平成29年第4回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

22番議員 竹下幸治君、23番議員 吉田喜徳君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、6月1日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から30日までの23日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から30日までの23日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第4回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の熊本地震から1年が過ぎ、余震のほうもめっきりと少なくなってきており、ひとまず安心していただいております。6月を迎え、九州地方も6日梅雨入りしたとみられるとの発表がありました。梅雨に入りますと、本市を代表するイベントの一つ「高瀬裏川花しょうぶまつり」も見ごろとなります。今年も第27回目の「しょうぶまつり」が先月の26日から6月10日までの間、高瀬裏川で開催されております。矢旗

も立ち並び、期間中、夜間はライトアップにより一層その鮮やかさを増しておりますので、皆さんも楽しんでいただけていると思います。最終日の10日まで昨年以上の盛会に向け市を挙げて取り組み、多くのお客様にお越しいただきたいと願っているところでございます。

梅雨も終盤に向け雨量も多くなり、近年では考えられないような局地的な大雨も多くなっております。熊本地震の余震も少なくなったとはいえ、昨年地震で地盤が緩んでいるところへの影響も心配されるところでございます。本格的な出水期を控え、先月30日、梅雨そして台風の本格的な到来を前に災害時における迅速、かつ適切な対応を目的として、国、県、警察、消防をはじめ、市民生活のライフラインである九州電力、N T T、J Rなどの関係機関が一同に会し、防災会議、水防会議を開催したところでございます。本市も防災訓練の実施や災害協定の締結等により体制の強化に取り組んでいますが、いつ何どき大規模災害や非常事態に襲われることも限りません。市民の尊い生命と財産を災害等から守るため関係機関の皆さまと連携を強化し、さらに防災体制等の確立に努めて参らなければならないと考えております。

さて、議員各位そして市民の皆さまも御承知のように、今年4月、本市にとりまして喜ぶべきニュースが舞い込んでまいりました。一つ目は、本市の名誉市民である日本マラソンの父と呼ばれる金栗四三先生が、2019年のNHK大河ドラマ「いだてん～東京オリンピック噺（ばなし）～」の主人公の1人に選ばれたとの報道がございました。

「オリンピックに初参加した男」として、歌舞伎俳優の中村勘九郎さんが金栗先生を演じていただけます。大河ドラマが始まりますと、県内外から多くの観光客が予想されます。今後、金栗先生にそれぞれのかかわりある和水町、南関町と歩調を合わせ、PRしていかなければならないと考えているところでございます。

二つ目は、菊池川流域の玉名市・山鹿市・菊池市・和水町の4市町と熊本県が「米づくり二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域『今昔水稲物語』～」をテーマにして、平成29年度の日本遺産認定を目指し申請をしておりましたが、4月28日、文化庁から正式に認定されたところでございます。県内での認定は人吉球磨地域に続き2例目であり、先月29日、これまで行政中心だった認定推進協議会を解散し、現在、自治体はもちろんのこと商工会議所や観光協会、J A、歴史研究会など33団体で組織する「菊池川流域日本遺産協議会」を設立し、国内外の情報発信に努めていくことを確認したところでございます。今後、「金栗先生」「日本遺産」ともども、いろいろな観点から人を呼び込む戦略を練り、本市のみならず熊本県北地域の観光振興につなげていかなければならないと思っているところでございます。

さて、本議会に提案いたしておりますのは、予算案といたしまして「平成28年度玉名市一般会計補正予算の専決処分」など4件、「平成29年度玉名市一般会計補正予算

(案)」など8件、条例案件といたしまして、「玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について」1件、人事案件といたしまして、「人権擁護委員候補者の推薦について」5件、その他といたしまして「市道路線の認定について」など4件、合計22件と報告5件でございます。

平成28年度補正予算の専決処分でございますが、一般会計につきましては、歳入において、地方譲与税及び各種交付金などの決定、歳出において熊本地震被災住宅解体・処理の新規受け付けによる経費の増額と、団体営農業農村整備事業制度見直しに伴う予算組み替えについて補正を行なったものでございます。これは地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行ないましたので、同条例3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、平成29年度一般会計の補正予算の主なものといたしましては、熊本地震復興基金交付金を活用した事業でございますが、農家の自力復旧支援事業、被災宅地復旧支援事業、自治公民館再建支援事業及び地域コミュニティ施設等再建支援事業を計上し、震災被害からの一刻も早い復旧・復興に取り組んでまいります。

次に、当初予算の附帯決議により執行停止となっている岱明・横島・天水支所窓口業務委託でございますが、現在の窓口業務が終了する8月以降の窓口対応に支障を来さない窓口業務委託にかわる4名分の非常勤職員に係る経費を計上いたしております。

次に、低コスト耐候性ハウスや集出荷貯蔵施設などの共同利用施設の整備に対して交付する生産総合、これは「強い農業づくり交付金」でございますけれども、この生産総合事業補助金は事業主体の追加と総事業費の増額による追加予算を計上いたしております。また、産地間競争に打ち勝つ園芸産地の維持発展を図るため、施設・機械などの基盤整備に要する経費を補助する攻めの園芸生産対策事業補助金を新たに計上をいたしております。

次にサッカー場建設事業につきましては、当初予算に対しまして附帯決議がございましたので現在執行停止としておりますが、建設実施に向けて整理する課題もあり早急に対応できないことから、一旦減額するものでございます。

そのほか、4月の定期異動等に伴う職員給与の調整、共済費の負担率変更による増額など人件費の補正を計上をいたしております。

以上、主なものにつきまして申し上げますが、詳しくは副市長、総務部長から提案理由の説明の中で申し上げますので、これらの提案につきまして御審議いただき、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。よろしくお願いたします。

日程第4 市長提出議案上程（議第38号から議第59号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第38号専決処分事項の承認について、専決第3号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第12号）から、議第59号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの議案22件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） おはようございます。

私のほうから補正予算関係につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りしております資料の1ページをお願いいたします。

初めに、議第38号専決処分事項の承認について、専決第3号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第12号）につきまして御説明申し上げます。

これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。この補正予算は、歳入において市税の決算見込み及び地方消費税交付金等の各種交付金などの決定により、補正を行なうとともに、歳出において熊本地震被災住宅解体処理新規受付による経費の増額と、団体営農業農村整備事業の制度見直しに伴う予算組み替えについて補正を行なったものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,668万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を357億3,464万円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、1款市税が2億2,800万円の追加、6款地方消費税交付金は2億1,209万1,000円の減額、10款地方交付税は1億2,111万3,000円の追加で、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。12款分担金及び負担金は、基盤整備事業分担金4,972万1,000円の追加で、団体営農業農村整備事業における地元負担金でございます。14款国庫支出金は、被災住宅解体処理事業補助金1,507万2,000円の追加でございます。18款繰入金は、財政調整基金を9,521万7,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、3款民生費は3,000万円の追加で、熊本地震被災住宅公費解体について新規受付による経費の増額によるものでございます。また、6款農林水産

業費は5,668万9,000円の追加で、団体営農業農村整備事業において地元団体が工事発注を行なう仕組みが改められ、公共工事への対応となったため予算の組み替えを行なうものでございます。

第2表繰越明許費補正につきましては、熊本地震被災住宅解体処理事業ほか、2件の金額を変更するものです。

資料の2ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、現年発生農林水産施設災害復旧ほか2件の限度額を変更するものでございます。

続きまして、議第42号から議第49号までの補正予算関係8件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、御提案いたします補正予算は、熊本地震復興基金交付金を活用した事業に係る予算を計上しましたほか、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案いたしますものでございます。

初めに、議第42号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ6億9,275万1,000円を追加し、総額を363億287万8,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、12款分担金及び交付金は6,762万4,000円の追加で、基盤整備事業分担金でございます。これは、団体営農業農村整備事業の制度見直しに伴う地元負担でございます。14款国庫支出金は145万7,000円の追加で、地方創生推進交付金でございます。15款県支出金は6億7,321万9,000円の追加で、熊本地震復興基金交付金6,193万6,000円。強い農業づくり交付金6億8,589万2,000円、団体営農業農村整備事業補助金9,976万3,000円の減額などでございます。18款繰入金は、財政調整基金繰入金を2,849万円追加するもので、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。20款諸収入は、2,382万8,000円の追加で、コミュニティ助成事業助成金などでございます。21款市債は1億190万円の減額で、防災無線整備事業債1億1,800万円の減額などでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、熊本地震復興基金交付金活用事業としまして、農家の自力復旧支援事業ほか3事業に係る予算を計上いたしております。また、4月の職員の定期異動及び機構改革等に伴い、職員給与の調整、共済費の負担率変更による増額などにより、人件費の総額を4,207万2,000円の追加を計上しており、1款議会費から10款教育費まで調整を行なっております。

主な内容でございますが、1款議会費は55万1,000円の追加、2款総務費は6,365万8,000円の減額で、地域コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備のためのコミュニティ助成事業補助金の追加、また、当初予算の附帯決議により執行停止となっている岱明・横島・天水支所窓口業務委託については、業務委託が終了する8月以降の窓口での市民サービス低下を防ぐため、非常勤職員4名分の経費を計上しており、かわりに支所窓口業務委託料を減額するものでございます。3款民生費は3,701万5,000円の追加で、隣保館の改修工事基本設計業務などでございます。隣保館は昭和55年度に建てられた旧耐震の建築物であり、本年度に基本設計及び耐震改修設計を行ない、平成31年度に大規模改修を予定しているところでございます。4款衛生費は394万円の減額、6款農林水産業費は7億1,975万2,000円の追加で、生産総合強い農業づくり交付金事業補助金の追加、団体営農業農村整備事業について制度見直しに伴う予算組み替えによる調整などでございます。7款商工費は1,482万1,000円の追加で、平成31年のNHK大河ドラマ「いだてん」～東京オリムピック噺～に金栗四三氏の姿が描かれることとなり、広く周知を図るための横断幕等の製作費でございます。

4ページをお願いいたします。

8款土木費は9,020万8,000円の追加で、二酸化炭素排出量の削減のためのカーボンマネジメント強化事業支援業務、被災宅地復旧支援事業補助金については、復興基金交付金活用事業として被災宅地の個人施行による復旧工事の一部を補助するものでございます。9款消防費は1億1,414万7,000円の減額で、市防災行政無線整備事業において防災行政無線設備導入アドバイザー業務委託の計上。また、デジタル化工事については、当初予定していた出来高払から前払い金の支払いに変更したため、29年度の予算を減額し、あわせて債務負担行為も変更するものでございます。10款教育費は1,214万9,000円の追加で、復興基金交付金活用事業として、被災自治公民館の建てかえや修繕に要する経費を補助する自治公民館再建支援事業補助金、また、地域の神社・御堂・ほこらなどの建てかえ修繕に要する経費を補助する地域コミュニティ施設当再建支援事業補助金などを計上いたしております。また、文化庁から「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域『今昔水稻物語』～」が日本遺産の認定を受けたことにより、菊池川流域の山鹿市、菊池市、玉名市、和水町の関係団体で構成されます菊池川流域日本遺産保存活用協議会への負担金を計上いたしております。

次に、第2表債務負担行為補正につきましては、市防災行政無線施設整備工事に伴う施工管理業務の限度額の設定、また、市防災行政無線施設整備工事の限度額を変更し、岱明・横島・天水支所窓口業務を廃止するものでございます。

次に、第3表地方債補正につきましては、過年発生社会教育施設災害復旧債の限度額

を設定し、漁港整備事業債ほか2件の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

5ページをお願いいたします。

議第43号平成29年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,954万1,000円を減額し、総額を107億9,014万5,000円とするものでございます。主な内容は、3款後期高齢者支援金等につきまして、平成29年度高齢者医療制度事業納付金額等の見込みによる後期高齢者支援金の減額等でございます。

次に、議第44号平成29年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,752万2,000円を追加し、総額を80億8,116万8,000円とするものでございます。主な内容は、歳出の7款諸支出金につきまして、平成28年度の介護給付費等の決定に伴います国、県及び支払い基金への償還金でございます。

6ページをお願いいたします。

議第45号平成29年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ158万6,000円を減額し、総額を3,689万円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第46号平成29年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ92万1,000円を減額し、総額を3億5,562万3,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

7ページをお願いいたします。

議第47号平成29年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条（収益的支出の補正）につきましては64万円を追加し、総額を8億6,645万円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整によるものでございます。

次に、議第48号、平成29年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条（収益的収入及び支出の補正）ですが、収益的収入につきましては11万4,

000円を追加し、総額を15億6,146万円とするもので、一般会計補助金の追加でございます。また、収益的支出につきましては924万8,000円を追加し、総額を15億3,981万9,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、第3条（資本的収入及び支出の補正）でございますが、資本的収入につきましては9,750万円を追加し、総額を9億6,332万4,000円とするもので、国庫補助金及び企業債の増額でございます。

8ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては1億円を追加し、総額を15億7,728万8,000円とするもので、浄化センター改築更新事業でございます。

次に第4条（企業債の補正）につきましては、公共下水道事業の限度額を6億310万円から6億5,060万円に変更するものでございます。

最後に、議第49号平成29年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条（収益的支出の補正）につきましては2万4,000円を減額し、総額を4億2,522万8,000円とするもので、定期異動に伴う職員給与等の調整によるものでございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（齊藤 誠君） おはようございます。

私のほうからは、専決処分しました条例案件3件及び議第50号から議第54号までの提案理由について御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第39号専決処分事項の承認についてでございますが、これは地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、専決処分による玉名市税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、まず、個人住民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる所要の改正で、平成31年度分以後の年度分の個人住民税から適用するものでございます。

次に、軽自動車税にかかわる改正で燃費性能に応じて税率を軽減する「グリーン化特

例」の適用年度を2年延長し、平成30年度中に新規取得した軽四輪車等の軽自動車税について適用するものでございます。また、保育の受け皿整備促進として保育事業の用に供する家屋等に対する固定資産税の課税標準の特例措置の創設、災害に関する税制上の措置として、被災代替家屋及び被災代替償却資産にかかわる課税標準等の特例の常設化、その他所要の改正を行なうものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

14ページをお願いいたします。

議第40号専決処分事項の承認についてでございますが、これも前号同様に地方税法等の一部改正の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市都市計画税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。改正の内容といたしましては、玉名市税条例と同様に保育の受け皿整備促進として保育事業の用に供する家屋等に対する課税標準の特例措置の創設、災害に関する税制上の措置として被災代替家屋にかかわる課税標準等の特例措置の常設化、その他所要の改正を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の都市計画税から適用するものでございます。

17ページをお願いいたします。

議第41号専決処分事項の承認についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の交付に伴い、玉名市国民健康保険税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。改正の内容といたしましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準額の改正で、5割軽減対象の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき額を現行の26万5,000円から27万円に、2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき額を現行の48万円から49万円にそれぞれ引き上げ、低所得者の負担軽減を図るものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

19ページをお願いいたします。

議第50号玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは不登校児童生徒の教育支援に関する事業を行なうため、条例の整備を図るものでございます。改正の内容といたしましては、心理的な理由などから登校することが困難な玉名市立小中学校の児童生徒を対象に、通学復帰するための教育支援を行なうため、玉名市教育センターに教育支援センターを設置し、特別職非常勤職員の教育セン

ター指導員を配置するものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。また、附則第2項におきまして、玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、別表に教育センター指導員の職名及び報酬額を定めるものでございます。

21ページをお願いいたします。

議第51号市道路線の認定についてでございますが、これは道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。今回、新たに認定する路線は、県道大浜小天線の切りかえ工事に伴い旧道となる710.8メートル部分を引き継ぐ大浜小天旧県道線でございます。

23ページをお願いいたします。

議第52号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。内容といたしましては、玉名市総合体育館のメインアリーナに空調設備の設置工事を行なうものでございます。契約の方法は、管工事の建設業許可業者でかつ特定建設業許可を有する業者による条件付きの一般競争入札を実施し、入札の結果、熊本市東区石原1丁目1番48号、株式会社誠工社が1億5,960万円で落札をいたしました。現在、同社と税込み1億7,236万8,000円で仮契約を締結しており、本議会でも御承認をいただきました後に、本契約の締結をするものでございます。

24ページをお願いいたします。

議第53号工事請負契約の締結についてでございますが、これも玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。内容といたしましては、天水公民館及び天水支所改築のため、鉄筋コンクリート造平屋建て延べ床面積1,868.01平方メートルの建築工事及び天水保健センター「ふれあい館」改修のため延べ床面積486平方メートルの改修工事を行なうものでございます。契約の方法は、建築一式工事の建設業許可業者で、かつ特定建設業許可を有する市内8業者による指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市天水町小天7371番地、株式会社池田建設が4億6,540万円で落札をいたしました。現在、同社と税込み5億263万2,000円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に本契約を締結するものでございます。

25ページをお願いいたします。

議第54号財産の取得についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。内容といたしましては、小学校のパソコン室で児童及び教職員用の機器に使用する

ため、サーバ・パソコン等の機器類を西部電気工業株式会社熊本支社から取得するものでございます。取得価格は、2,111万5,404円でございます。現在、同社と仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に本契約の締結をするものでございます。

以上、条例案件等について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 本会議に提案しております人事案件の提案理由の御説明を申し上げます。

議第55号から議第59号までの人事、人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現に委員5名の任期が平成29年9月30日をもちまして任期満了となるため、現委員の荒川貴史氏の後任に引き続き同氏を、久保田廣己氏に引き続き同氏を、廣崎和代子氏の後任に濱崎順子氏を、寺岡和夫氏の後任に引き続き同氏を、笠哲郎氏の後任に引き続き同氏をそれぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

以上5件の人事案件につきまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告（5件）

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第3号平成28年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ほか4件の報告があります。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） ただいまから報告5件につきまして、御説明申し上げます。初めに、報告第3号から報告第5号までの繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

一般会計は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、また、水道事業会計及び下水道事業会計は地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

まず、報告第3号平成28年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につ

いて御説明申し上げます。

平成29年度への繰越事業としまして、総務費において2件、民生費において5件、衛生費において1件、農林水産業費において4件、土木費において5件、教育費において7件の計24件の事業を繰り越したところでございます。繰越総額は34億6,409万4,796円で、その財源内訳は一般財源4億5,674万837円、未収入特定財源のうち国庫支出金6億8,758万8,000円、県支出金が5億4,286万2,959円、地方債が16億4,520万円、分担金が4,972万1,000円でございます。次に、34ページをお願いいたします。

報告第4号平成28年度玉名市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成29年度への繰越事業としまして、水道事業1件でございます。繰越額は130万円、財源内訳としまして損益勘定留保資金130万円となっております。内容としまして、本市発注の下水道工事が施工上の問題で中断したことにより、同時施工を予定していた野口地区の配水管布設工事に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

報告第5号平成28年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成29年度への繰越事業としまして、公共下水道事業1件でございます。繰越額は1億4,114万7,000円で、財源内訳としまして国庫補助金4,223万8,500円、公共下水道事業債が5,030万円、損益勘定留保資金4,860万8,500円となっております。内容としまして、下前原地区の管路工事及び立願寺汚水中継ポンプ場実施設計及びポンプ場用地購入費等でございますが、関係機関との協議に不測の日数を要し、事業の着手が遅れたため、繰り越したものでございます。

次に議案書の38ページをお願いいたします。

報告第6号一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類についてでございますが、これは地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものでございます。別冊で一般財団法人玉名市自治振興公社経営状況説明書というのがあると思いますが、そちらを御覧いただきたいと思っております。

平成28年度事業報告書及び収支決算書中の3ページをお願いいたします。

初めに、平成28年度の事業報告でございますが、玉名市より公共施設の管理運営を受託しました施設は、市民会館を初めとする5施設でございます。

戻りまして2ページをお願いいたします。

文化振興事業では、「第13回たまきな映画の集い」や熊本地震復興祈念「クリスマス

ススペシャルコンサート」を実施しました。

3ページをお願いいたします。勤労福祉事業では、ヨガを初めとする12の定期講座及び浴衣着付けを初めとする5つの短期講座と合わせて17講座を実施しております。

4ページをお願いいたします。

平成28年度収支決算でございますが、経常収益計は7,893万8,273円で、経常費用計は7,359万7,047円となっております。なお、収支差額534万1,226円につきましては、当期一般正味財産として積み立てることといたしております。

次に、平成29年度事業計画書及び収支予算書中の1ページをお願いいたします。

平成29年度の主な事業計画でございますが、文化振興事業としまして、4月23日に「第14回たまきな映画の集い」震災復興1年祈念チャリティー事業として、映画「うつくしいひと」上映会及び熊本県立劇場館長、姜尚中氏の講演会を実施したところでございます。収入は、熊本地震復興のため、全額寄附する予定でございます。また、10月には自主文化事業60回を記念いたしまして、熊日名人寄席を開催する予定でございます。

2ページをお願いいたします。次に、勤労福祉事業の勤労者体育センター事業におきましては、11月に健康親善ラージボール卓球大会を計画しております。今年で9回目の開催となり、市民に喜ばれる大会となっております。

3ページをお願いします。

平成29年度収支予算でございますが、経常収益計は8,113万8,000円で、その内訳として基本財産運用益が7,500円、事業収益が市から受託しております5施設の管理料収入並びに市民会館、勤労青少年ホーム、勤労者体育センター及び弓道場の利用料収入として6,035万1,000円、玉名市からの補助金収入として1,836万7,000円。雑収入として241万2,500円などとなっております。

続きまして、経常費用計は8,741万7,000円でその内訳として、事業費が6,773万8,858円、管理費が1,967万8,142円となっております。当期経常増減額としては、マイナス627万9,000円でございます。

以上が一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況の報告でございます。

議案書の39ページをお願いいたします。

報告第7号有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類についてでございますが、これも前号同様、地方自治法の規定により議会に報告するものでございます。別冊の有限会社横島町特産物振興協会経営状況説明書を御覧いただきたいと思っております。

平成28年度事業報告及び収支決算書中1ページをお願いいたします。

まず、平成28年度の事業報告でございますが、玉名市より公共施設の管理運営を受託しました施設は、玉名市ふるさとセンターY・BOXを初めとする3施設でございます。

す。指定管理の対象施設の効果を最大限に発揮させるよう利用者のニーズを的確に把握し、質の高いサービスを偏ることなく提供すると共に、地域の産業振興の拠点となるよう努めたところでございます。主な事業としましては、荒尾・玉名地域の直売所と連携し、関東及び関西方面の飲食店への食材の提供を目的とした商談会への参加、大牟田市銀座通り商店街で開催されている大牟田十日市、二十日市への出店を通じて、周辺地域で生産される特産品の振興及びPR活動を行なったところでございます。

平成28年度の収入並びに支出決算でございますが、収入が1億5,741万2,504円、支出が1億5,474万6,889円で当期損益は266万5,615円の利益となっております。内容としましては、昨年4月に発生しました熊本地震の影響により、昨年4月及び5月の売上が対前年度比で8%減となったほか、郵便局とのカタログ販売事業の伸び悩みにより、売上高が約400万円の減額の見込みでございましたが、直売所で販売する商品の再検討、従業員の再教育、ふるさと納税事業、県の補助事業を活用した食材の営業活動などを積極的に行ない、従業員一丸となって、売上高の回復に取り組んだところでございます。

次に、平成29年度事業計画及び収支予算書中1ページをお願いいたします。

平成29年度の事業計画でございますが、指定管理者の受託施設の事業計画書に基づく事業展開を図るとともに、県内外の新たな各種物産イベントにも積極的に参加していく予定でございます。

2ページ及び3ページをお願いいたします。

収入支出予算でございますが、収入が1億6,200万7,000円、支出が1億6,020万7,000円で、当期損益は180万円を予定いたしております。以上が有限会社横島町特産物振興協会の経営状況の報告でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 請願・陳情の報告（請第3号及び請第4号・陳第6号）

○議長（永野忠弘君） 日程第7、「請願・陳情の報告」を行ないます。

請第3号 金栗四三先生の業績をたたえ、玉名市及び小田校区を全国にアピールすることを求める請願

請第4号 熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出に関する請願

陳第6号 石貫地区の松本橋の存続と早急な修復を求める陳情

以上、請願2件、陳情1件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明9日から18日までは休会とし、19日は定刻より会議を開き、一般質問を行いません。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、明9日の正午までに、事務局にお届けください。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時58分 散会

第 2 号

6 月 1 9 日 (月)

平成29年第4回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成29年6月19日（月曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

日程第1 一般質問

- 1 13番 福嶋 譲治 議員（無会派）
- 2 23番 吉田 喜徳 議員（保守前進クラブ）
- 3 10番 田中 英雄 議員（市民クラブ）
- 4 1番 北本 将幸 議員（無会派）
- 5 20番 田畑 久吉 議員（保守前進クラブ）
- 6 15番 前田 正治 議員（無会派・日本共産党）

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

日程第1 一般質問

- 1 13番 福嶋 譲治 議員（無会派）
 - 1 県北拠点都市として体育施設の整備、拡充について問う
 - (1) 野球場、陸上競技場、サッカー・ラグビー場、武道場等の整備の考え方を問う
 - 2 行政改革による問題点について
 - (1) 個人情報の漏えいについて
 - (2) ごみ袋の規格変更について
 - 3 玉名市食料・農業・農村基本計画について問う
 - (1) 玉名市食料・農業・農村基本計画の市民への周知と活用はどのように行なわれるか
- 2 23番 吉田 喜徳 議員（保守前進クラブ）
 - 1 教育問題について
 - (1) 土曜授業の具体的な取り組みについて
 - (2) キッズウィークについて
 - 2 防災計画等について
 - (1) 市民・地域・行政の役割について
 - (2) 赤十字飛行隊との協定について
 - 3 空家等対策の推進に関する特別措置法について

- (1) その内容と実態について
- 3 10番 田中 英雄 議員 (市民クラブ)
 - 1 学校規模・配置適正化基本計画の現状と今後の推進について
- 4 1番 北本 将幸 議員 (無党派)
 - 1 観光プロモーションの推進について
 - (1) 玉名市観光振興計画の評価・見直し体制について
 - (2) インバウンド事業 (外国人観光) の推進について
 - ア 外国人観光客数の現状把握、ニーズ分析について
 - イ 玉名市の歴史や地域資源を生かした体験型ツアー等観光商品の開発について
 - (3) 着地型観光商品開発の推進について
 - ア 玉名市における観光資源の分析について
 - イ 観光拠点施設の整備について
 - ウ 新たな観光資源の発掘について
 - エ 他自治体との差別化を図る玉名市独自の商品開発について
 - (4) スポーツツーリズムの推進について
 - ア 大河ドラマ決定によるマラソン事業への取り組みについて
 - イ スポーツ大会、合宿などの誘致活動について
 - (5) 玉名版DMOの今後の役割、方向性について
 - (6) 観光プロモーションによる経済効果の目標について
 - (7) 観光資源の広報、PR活動への取り組みについて
 - 2 介護予防・日常生活支援総合事業について
 - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業開始における現状について
 - (2) 総合事業利用者の見込み数と今後の提供体制づくりについて
 - (3) 一般介護予防事業の取り組みについて
 - (4) 新たなサービスの検討体制について
 - (5) ボランティア等担い手の確保について
 - 3 子どもの貧困対策について
 - (1) 玉名市における子どもの貧困率の現状について
 - (2) 子どもの貧困問題に対する実態調査について
 - (3) 学校、保育現場や地域と行政間の連携について
 - (4) 庁内での連携体制について
 - (5) 玉名市における相談体制について
 - (6) 玉名市における現在の対策について

(7) 貧困対策計画の策定など具体的な今後の取り組みについて

5 20番 田畑 久吉 議員 (保守前進クラブ)

1 玉名市総合体育館メインアリーナ空調設備工事入札結果について

6 15番 前田 正治 議員 (無会派・日本共産党)

1 公共交通について

(1) 合併直後から平成29年度までの予算で路線バス運行への市助成額は、合併直後を100%としてどのように変わったか

(2) 路線バスを廃止や変更するに当たり、対住民との手続(住民や区長、交通安全協会からの意見聴取)はどのようにしているか

(3) 運転免許返納者への支援策は、市を含めて何があるか

(4) 公共交通のサービス圏から外れる地域への対策はどうするか

2 教育問題について

(1) 玉陵中学校区の小学校跡地活用について、教育委員会の方針はどうなっているか

(2) 跡地活用について、各校区の進捗状況は

(3) 玉陵中学校区の災害避難所、選挙投票所はどうなるか

(4) 玉陵中学校区の公民館支館活動は、今後どうなるか

(5) 市の就学援助費補助単価は、国と同等か

(6) 入学準備金の支給時期は、入学前に可能か

3 行政区の統合問題について

(1) 行政区の統合について、市はどのような方針を立てているか。新たな行政区の世帯数、小学校区では行政区数などの指針があるか。また、年度推進計画などはあるか

(2) 統合推進に当たり、どのような留意点があるか

散 会 宣 告

出席議員(24名)

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋讓治君	14番	宮田知美君

15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	瀬崎正治君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	早上正臣君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	福田高広君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	戸寄孝司君	監査委員	坂口勝秀君

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） おはようございます。13番の福嶋です。無党派。

梅雨入りはしたものの、なかなか雨が降らず、私ども、私も農業やっております、非常に困っているところであります。明日から雨マークがついているようですけれども、予報どおりに降ってくれるのを期待しております。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行ないます。

1番目に県北拠点都市としての体育施設の整備拡充について問うということで、玉名市は、合併当時から県北地域の拠点都市を目指してきたと認識しております。新幹線駅があり、高速道路インターが近い、大学があり、高校が5校もある。一大拠点となり得る条件は十分備えていると思っております。平成29年3月に発行されましたこの第2次の玉名市総合計画の玉名市の概況の中に、私が今言ったようなことを書いてありまして、玉名市の概況の真ん中のほどに、「また、県北地域の拠点都市であり、九州のほぼ真ん中、熊本都市圏と福岡都市圏の間に位置しています。市の中央には九州新幹線新玉名駅があり、また、JR鹿児島本線では、玉名駅を初め3つの駅を有しています。さらに、九州自動車道菊水インターチェンジや長洲港と島原半島を結ぶ有明フェリーを近隣に有するなど、広域交通の便にも恵まれています。」というふうに書いてありますが、まさにそのとおりでありまして。ところが、文章どおり、思いどおりに発展していないのが、私の考えでは実情だと思っております。今回はそういう中で、体育施設について、質問いたします。

市長は、サッカー場建設を公約の一つに挙げ、多くの疑問の意見がある中、何度も上程されました。しかし、場所的なことや計画性の不備などの理由が指摘され、議会では否決されました。一連の経緯の中で、陸上競技場のトラックを400メートルにしてくれという陳情も出てきました。また、近ごろ私の耳によく入りますのが、野球の関係者から、「玉名には桃田と蛇ヶ谷の公園に野球場があるけれども、軟式野球の大会しかできない。せめて1つぐらいは硬式野球ができる球場にしてほしい。」というような意見

が聞かれます。高校野球の大会でも山鹿市や八代市では行なわれておりますけれども、玉名ではそういう関係でできておりません。これでは県北拠点の、県北地域の拠点都市としての名が泣くものというものです。公共施設等建設特別委員会の中でもサッカー場についてのやり取りの中で、「どうせつくるのなら、大きな大会を呼べる競技場にしたら。」との意見も出ておりました。すべての質問、施設の整備を求めるものではありませんけれども、そういった観点から何か1つぐらいは大きな大会を呼べるような競技場、球場そういうものをつくろうとか、そういう計画しようとか、そういう考えはないのかをお尋ねいたします。

それから、つい先日、西居旗杯の柔道の中学、小学、幼児の柔道大会が大森会館の武道場でありました。毎年開かれているわけですがけれども、去年、今年と大会参加チームがふえております。非常に最近ハマックな競技みたいになっておりますけれども、非常に中学校での義務教育にも入っておりますし、その会長が私に申されましたのが、「せめて桃田であるならば、もっとチームをふやして、県外からでもふやして、玉名の活性化にもつながるんだ。」というお話を熱意を込めて話されたことがあります。小学校、中学校の生徒を集めた大会をすると、必ず保護者がついてくると、宿泊施設も使われる。夜の街も少しはにぎわうんじゃないかと、玉名の観光にも役立つんじゃないかというようなアイデアを、熱意を持って繰り返しになります語られました。畳もそんなに安いものではありませんけれども、施設をつくるという観点からすると、そんなに高いものではありませんし、3年ぐらいかけて桃田に準備していただければなというような思いを語られたことがあります。そういうことについて、どういうお考えをおもちか、お尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） おはようございます。よろしく願いいたします。

福嶋議員の県北拠点都市としての体育施設の整備、拡充について。野球場、陸上競技場、サッカー、ラグビー場、武道場等の整備の考え方についてお答えいたします。

まず、本市は、市町合併団体として、多くの体育施設を有しております。現在、体育館が5施設、野球場が2施設、運動場、グラウンドが4施設、テニスコートが3施設、プールが2施設、20の体育施設がございます。議員お尋ねの主だった体育施設は、蛇ヶ谷野球場が昭和48年、桃田野球場が昭和61年、金栗記念広場が昭和62年、岱明中央グラウンドが昭和44年、横島グラウンドが昭和57年、天水グラウンドが平成21年、武道館が平成4年からの供用を開始しているところでございます。それぞれの体育施設の建設工事は、地域住民が利用する体育施設を念頭に整備されております。各種目の競技規定は取り入れているものの、大多数が大規模な大会を誘致することを想定し

て建設した施設ではございません。しかし、時がたつにつれて利用者のニーズが多様化し、地域活性化につながる観点から、大会の誘致も求められています。さらには、施設の老朽化が進み、さらに耐震化が必要な施設もあります。大規模改修や新規建設が求められているところでもございます。具体的には横島体育館の老朽化に伴う建てかえ、総合体育館の空調の整備、400メートルトラックのある陸上競技場の整備、硬式野球ができる野球場の整備などの要望がございます。また、サッカー場やラグビー場に至っては、施設がないことから新規の建設の整備の要望が上がっていることは周知の事実でございます。体育施設の整備につきましては、非常に多額の費用を必要とし、整備の優先順位としては、第一に老朽化した施設の改修、利用者に危険が伴うことから安心して安全な施設として早期の改修を図る必要がございます。最近では、平成27年度に横島体育館の建てかえを実施し、昨年度からB&G海洋センターのプールの改修を行ない、今年度は体育館の改修の工事を行なってまいります。

第2に、競技人口が多いにもかかわらず、まだ整備がされていないのがサッカー場の整備で、ラグビー場はサッカー場と同一施設として整備できるものと考えております。

第3に、既存施設の整備拡充でございます。今年度、総合体育館に空調整備を整備することとしており、機能性や利便性の向上につながるものと考えております。議員お尋ねのように体育施設についても、県北拠点都市としてふさわしい、すべての競技の種目の大きなスポーツ大会が誘致できるならばすばらしいことではありますが、財政状況を考慮した整備も必要であり、よりよい体育施設の維持、整備を一步一步進めていきたいと思っております。そして県北地域でリーダーシップを発揮し、県北地域や種目団体などと連携をしながら、大きな大会を誘致できるよう努めてまいりたいと、考えているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 細かな経緯の説明等々、また、答弁もいただきました。

私もサッカー場に関しましては、反対という立場で議決に加わっておりますが、ある別な私的な集まりの中でちょっと話したことですけども、高寄市長が後世に、市民にツケを残さない、負担をかけないという意味で、非常に節約されておられたと、そのことは非常にすばらしいことであるということを行いました。ところが、それだけでは市を経営、運営するには物足りないだと、片方では、経済を浮揚させる方策、人を集める方策、そういうのを並行してやらないと市の運営、ずっと将来を見据えた経営には当たらない。その点で、私は高寄市政は物足りないと言ったことがあります。今のきょうはこの体育施設のことですけれども、もう私も今すぐ予算の関係等々で、すぐに何をつくりなさいとか、そういう意味で質問したわけではありませんけれども、例えば、今回、金栗四三さんのことがテレビの大河で主演として取り上げられるということも決まって

おりますし、例えば、高校の駅伝の選抜チームを呼んで、選抜大会をやって、コースを公式なコースをつくるとか、そういったことでもいいからひとつ人を呼べる、中核都市として、拠点都市としての力を発揮できるような計画をぜひつくっていただきたいなと思っておりますけれども、今の説明の中で、修理とかそういう既存の施設の維持に非常にお金がかかるということがわかりました。何か1つぐらいアイデアはないですかね、それを聞いてこの質問はこれで終わりたいと思っておりますけれども。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） 福嶋議員の再質問にお答えいたします。

サッカー場につきましては、何度か議会のほうに御提案させていただきましたけれども、所々の事情でまだその結果は出ておりませんが、今既存の施設、このあたりで何か大会等云々ができないかというようなことだと思いますけれども、例えば、桃田の球場、桃田の球場で柔道と先ほどおっしゃいましたけれども、柔道の大会を開きたいということ、そういう大会がある、大きな大会が誘致できるのであれば、そのあたりは前向きに考える必要もあるかなと思いますけれども、どれくらいの規模で、どれだけの人数、どれだけの選手が出てくるかというのは、あらかじめ把握しながらそのあたり協議しながら、種目団体等進めるべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） はい、そういうことも含めまして、前向きな計画、考え方をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問にいきます。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 2番目に入ります。

行政改革の必要性や事務機器の整備等々については、職員数の削減、経費の節約という点におきまして、非常に重要であることは認識しておりますが、ただそういう中で、問題が起きてはいないのかということを質問いたします。

例えば、他の部署、ほかの課との機器の整備の中でプリンターを共有して使うとか、パソコンを共有して使う、パソコンの共有があるかどうかわかりませんが、そういうことの扱いはどうなっているのか。ちょっと聞き及んだところで、ほかの部署で見たいいけないようなものが流れたと、見られたというような話も聞きましたので、個人情報情報の漏れがないのか、そういった例はないか質問いたします。

次に、ごみ袋について、小さなことですが、町の人より意見がありましたので質問いたします。

新しく大きな「大」の袋が使い勝手が悪いということで、レジ袋タイプの下げるような形になっております。ところが比べてみますと、3分の2ほどの大きさになっております。マチがとってあるということで、量は変わらないということですが、私に相談された方、意見をされた方は、物次第では半分しか入らなかったと、例えば、電気機器、具体的には扇風機とかそういうの出そうと思ったら、それに入らなかったというような話をいただきました。低所得者にとっては、そういうことで、ちょっと値上げではないですけども、実質的な値上げに当たるんじゃないかという意見がありましたので、併用はできない、前の袋と併用はできないかというようなことも含めて、質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

[企画経営部長 瀬崎正治君 登壇]

○企画経営部長（瀬崎正治君） おはようございます。

福嶋議員の他の部署とのプリンターの共有とパソコンの扱いについて、お答えいたします。

まず、本市では、個人情報を含んだ情報資産の取り扱いとして、「玉名市情報セキュリティ規則」「玉名市情報セキュリティ対策基準」、この2つを総称して「玉名市情報セキュリティポリシー」を定め、情報資産の適切な管理、個人情報の保護等に万全を期するとともに、安定的な行政サービスの運用に努めております。また、情報セキュリティを取り巻く脅威や対策は、常に変化していることから、PDCAサイクルによるポリシーの評価、見直しや実施手順の充実を図り、より強固なセキュリティ対策を行っております。さらに、平成27年度に発生いたしました日本年金機構の情報漏えい事案、マイナンバー制度の施行に伴い、情報セキュリティの抜本的効果が強く求められ、国の補助事業によりマイナンバーを含む個人情報を扱う業務、マイナンバーは利用しないが個人情報を利用する業務、インターネットを利用した業務、3つに分離分割を行ない、インターネットからの脅威を防いでおります。このようなことから、プリンターへ出力される帳票類については、各部署内でのプリンターからのみ出力されます。ただし、即時発行が困難な証明書の請求がある場合につきましては、特定の部署からのみ、市民課の証明書発行用プリンターへ出力できるなどの運用を行っております。パソコンに関しましても、本業務ごとの専用パソコンとして運用を行っており、窓口用パソコンにつきましては、各部署内での共用パソコンとして証明書発行や申請受付等で利用を行っております。個人情報が漏れるおそれはないのか。また、そういった例はないのかとお尋ねですが、市が保有する個人情報は、市民等から預かった最高レベルの情報資産であり、業務を行なう上では、さまざまな個人情報を扱うため、物理的セキュリティ対策として、パソコンやシステムへのログイン時におけるパスワードの設定、

人的セキュリティとして職員及び委託者への最大限のモラル、意識の向上を目的としたセキュリティ研修、技術的セキュリティとして外部記録媒体への原則読み込み、書き出しの禁止や職権に伴うシステムの権限設定など、情報漏えい対策を講じているところです。個人情報の漏えいにつきましては、今のところございません。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

〔市民生活部長 小山眞二君 登壇〕

○市民生活部長（小山眞二君） おはようございます。

福嶋議員のごみ袋の規格変更についてお答えをいたします。

本市指定のごみ袋の形状を平袋タイプからレジ袋タイプへ、今年の4月から変更させていただきました。

変更の経緯につきまして御説明いたします。ごみ袋の形状につきましては、これまでに市民の方、特に高齢者の方から袋の口部分が結びづらい、ごみ収集場所まで持つのに持ちづらいなどの苦情や御意見など寄せられており、また、議会の一般質問や決算特別委員会等でも、レジ袋タイプへの変更について要望もあっておりました。しかしながら袋を製造する過程でコストが上がることにより、ごみ袋の販売価格を上げなければならなくなる可能性や今までの平袋タイプの容量が大で45リットルでしたが、レジ袋タイプにした場合、結びしろの部分の容量が減少すること。また、袋の強度の面で破れやすくなるといった理由で、現状維持を継続してまいりました。その後、製造メーカーと再三にわたり協議を重ね、検討を行なった結果、新しいレジ袋タイプは折り込み部分や口部分に取っ手や結びしろがつくことで、広げると、以前の平袋タイプより小さくなった感じはありますが、実際、空き缶などを入れて口を結んだ状態で比較検証してみても、容量は変わらず大の袋で45リットル、小の袋で25リットルを十分確保できます。また、袋の強度につきましても、今までと同様に1袋ごとに出すごみの重量が10キロ以内であれば、対応可能となっております。そして、製造メーカー製造価格についても、メーカーから据え置き価格で対応が可能というふうな回答いただきましたので、問題点が解消できたことから、本市が目指す高齢者にやさしいまちづくりに沿って、利用者の利便性、御要望に早速答えるべきと判断をいたしましたので、今年4月から大小それぞれレジ袋タイプへ変更させていただいた次第でございます。

議員御質問のレジ袋タイプと、平袋タイプの併用販売につきましては、併用販売をした場合に、製造コストの増加や在庫管理及び販売が煩雑になり、どちらかが売れ残る現象が発生することも考えられますので、すべてレジ袋タイプに変更をいたしたところでございます。

本市としましては、併用販売は現在考えていないところでございます。

これからも同様に市民の皆さまに御理解とを協力いただきながら、正しい分別とごみの減量化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁いただきました。

個人情報への漏れ等々は徹底してやっているから大丈夫だという答弁をいただきました。そういうふうに取り組んでいるんだらうということは、普段見ておりましたも感じておりますけれども、ただ、ニュースソースの問題もあって、すべてを言うことはできませんけれども、滞納情報、税金の滞納情報がほかのところで見られたというような話が入ってまいりましたので、これからはそういうことがないような徹底した管理をお願いしたいと思います。

それからごみ袋に関しましては、その私に相談に話をされた方が「これも持って行って、言うちはいよ。」ということで2つを。

[福嶋譲治君 実物を示す]

○13番（福嶋譲治君） これが新しい、本当に握りやすいように、下げやすいように取っ手がレジ袋タイプでつくってありますが、ただ、大きさがこれだけ違うんだというような、横幅、縦ちょっと入れるところが3分の2ぐらいになっておる。ただ、平たいのだけ見るとそうですけど、マチがあるから大分違うんじゃないかと私も言ったのは言いました。ここのマチが入ってて、こっちはないんですね。ところが、小型家電等々を今までこれを出してたけども、出せなくなったというような話がありましたので、こういう質問をさせていただきました。聞き取り、打ち合わせのときに非常に細かく具体的に説明をいただきまして、私としましては、納得したところでございますけれども、そういう意見があるということだけは受けとめていただきたいと思いますし、その方は、この広いのに取っ手がついたら楽だったのになという感じだったと思います。そういうことですので、そういう意見が結構あるということを理解していただきたいと思います。

以上で、この質問は終わります。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 次に、玉名市食料・農業・農村基本計画について質問いたします。

先だって、玉名市食料・農業・農村基本計画の冊子が届けられました。皆さんにも届いていることと思います。文字どおりですね、玉名は農業が基幹産業でありまして、JAたまなの28年度総会資料を見ますと、果樹部門で、ミカン、梨、栗、桃、ブドウなど9品目以上、園芸部門では、トマト、ミニトマト、イチゴ、ナスなど17品目以上

と、また、柿、その他、米、麦、大豆はもちろん畜産まで、販売金額が合計197億円を超えております。品目につきましてはですね、ページいっぱいになるくらい、ずらっとページいっぱいになるくらい品目があるんですよ。本当に玉名は、多品目生産されてるんだなというのをこれを見るとわかります。これは農協共販の実績でありまして、共販外の方も、共販外で自分で売ったり、別の商人の商系の方に販売を頼んだり、そういう人もいらっしゃいますので、玉名市全体の農産物の販売額、生産額というのは、今申しました197億円の倍を超えるんじゃないかと思っております。この中でも、トマト、イチゴ、ミカンはもう御存じのように全国的にも名の知れた農産物であります。まさに玉名は農業王国と言えらると思えます。そういう中で、玉名市食料・農業・農村基本条例が制定され、今回、玉名市食料・農業・農村基本計画が策定されました。玉名市において非常に重要な計画だとは思っております。実際にどのようにこれをこの計画を生かし、玉名の農業環境をどのように発展させるのかをお尋ねいたします。

基本計画の中のデータを見ますと、地域食料自給率がカロリーベースで103%、生産額ベースで143%となっております。自給率100%を目指そうという意見もあった中、実は私が玉名市議会議員になって間もなくだったと思えますけれども、ある地元の農業者、バリバリの農業者の方から、「玉名は自給率100%ば目指さなばいた。」というような意見がありまして、そういう議会で、そういう質問をしたことがあります。そういうことを思い起こしますと、玉名市はそれを超えていると、ちゃんと目的を果たしていると、そういうことを果たしているというような結果が出ております。非常に素晴らしいことだと思っております。しかし園芸作物が好調な中で、中山間地における荒廃園や耕作放棄地の増加、後継者の不足等々問題も山積しているのが実情です。農業人口、農業平均年齢、経営の平均年齢が60を超えていると思えますが、この多種多様な農業形態を持つ玉名をどうしたいのか、どうするのか。この基本計画でどういうふうにもっていくのかをお尋ねいたします。

また、実績の先頭に立っているのが農協であると思えますので、そことの連携はどう考えているのか、まず、質問したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

〔産業経済部長 早上正臣君 登壇〕

○産業経済部長（早上正臣君） おはようございます。

福嶋議員の玉名市食料・農業・農村基本計画の市民への周知と活用はどのように行なわれているかについてお答えします。

まず、計画策定の経緯について説明をいたします。近年、農業・農村を取り巻く状況は、農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加と農業を中心とする地域の活力の低下が懸念されております。このような中に、本市の農業及び農村の振興と発展を図

っていくためには、競争力のある農業を確立することはもとより、市民の一人一人が農業を本市の基幹産業であることを認識し、食料・農業及び農村に対する理解を深めていく必要がございます。このようなことから、引き続き農業を本市の基幹産業として位置づけ、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするために、平成27年3月に、玉名市食料・農業・農村基本条例を制定いたしました。この条例に掲げる目的と基本理念の実現を目指し、基本となる施策を計画的に推進していくため、平成27年度から28年度にかけて、玉名市食料・農業・農村基本計画を策定しました。この基本計画の策定に当たりましては、学識経験者、農業者、公募による市民、農業に関する団体、農業関係行政機関、市議会からは建設経済正副委員長の19名の委員から組織された審議会を設置し、委員の皆さまから活発な意見や提案をいただき、基本計画に関する必要な事項について審議していただきました。また、市民1,000人を対象にアンケート調査の実施や課題解決のため、自由な意見交換の場として、消費者代表13名により、「明日の玉名の農業を考える会」を設け、農業現場や農産物直売所などの視察を行ない、それぞれの立場から意見交換が行なわれ、食料・農業・農村の分野ごとに課題を整理し、提言をいただき、基本計画に市民の意見や意向を反映させました。

次に、基本計画の内容について説明をいたします。本市の農業が将来的にも維持発展するために重点的に取り組む課題や施策事業を分野ごとに示しております。

まず食料の施策につきましては、安全・安心な食の安全供給と地域の物は、地域で消費する地産地消の取り組みや子どもたちからの食育の推進にも取り組んでまいります。

次に、農業の施策につきましては、本市の基幹産業である農業を支える新規就農者や、認定農業者、女性農業者、高齢農業者等、多様な担い手の確保育成に努め、また、農業生産基盤の整備により収益性の高い農業経営の確立やブランド化による付加価値づくり等競争力ある産地の育成に取り組んでまいります。農村の策定につきましては、美しい農村景観を初めとする農村の多面的な機能を十分に発揮し、地域観光資源の活用と都市住民と農村の交流を図ってまいります。中山間地域における現状は、平坦地に比べ基盤整備の整備費が割高となり遅れている現状でございます。また、高齢化により農地の貸したい人はふえており、農地集積が進まず、耕作放棄地も増加いたしております。方針といたしましては、地域の特性に応じた営農が展開できるよう、地域と話し合いを進めながら、きめ細かな基盤整備や農地中間整備事業を活用し、農地集積を図るとともに、鳥獣被害対策につきましても、防護施設の整備など、実用性のある被害対策を推進してまいりたいと考えております。

この基本計画につきましては、市民への周知といたしましては、市のホームページに基本計画書及び4ページにまとめた概要書を掲載し、市民への周知を図ってまいります。

今後は、農業者や行政の努力のみならず、市民の皆さまを初め、農業団体及び食品産業にかかわるすべての方々の御理解と御協力をいただきながら、基本計画に基づく施策事業の推進を図ってまいります。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） この基本計画には、私も第1回にかかわっております、こういう計画をつくりますよという段階までのときでした。冊子の内容を見ますと、どうしてもデータや形態の説明が主で、具体的に玉名市をどうしようとか、玉名の農業をどうしていくとか、そういうのは非常に少ないのかなと感じております。

行政が担う役割、また、農業団体が担う役割、それぞれの違いがあって非常に難しいこととは思いますが、こういう冊子をつくるとき、計画をつくるときにも、この最初に質問したときに出しました玉名市総合計画ですね、こういう冊子内容をつくるときに、どうしても玉名市の場合、よそもそうなんだろうけれども、コンサルタント任せ、丸投げではありませんけれども、そういう丸投げじゃないというのを私も入っていて知ってますけれども、どうしても結果的にはコンサルタントがパターン、企画に当てはめたやり方でやっていくと、あんまりこういうちょっと一部を数値的なことを除けば、どこの市で見ても同じような内容になるんじゃないかなと、なってるんじゃないかと思っております。そういう中で、こういうこれは基本計画は基本計画として、玉名市がこの農業政策に対して、この基本計画をどういう発展させるのか、具体的にもう少し何かあれば部長、答弁をお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） 福嶋議員の再質問でございますけれども、問題点も地域により多種多様でありますので、先ほども申しましたように、市としてできることを洗い直しをいたしまして、農業者及びJA等と協議を重ねて問題解決に努めてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） はい、ありがとうございました。

本当に玉名市は御存じのようにあっちの三ツ川地区、石貫地区、小田地区の農村地帯、横島町、天水町の園芸地帯、私どもの上、天水町の山の上のミカン産業、また、鶏、牛、いろんな産業があります。何遍も言ったと思いますが、棚田あたりは非常に2年も放っておくと山になります。なっております。現実に見ております。そういう世界的にも先進国というのは、農業に対する保護、保護のために非常に尽力しております。アメリカとヨーロッパの自分の国の農業を守るための戦い、そういう中に日本も巻き込まれているんじゃないかと思っております。特に経済が発展してまいりますと、農

業の生産コスト等々で、非常に農業は行政が守らなければ、政治が守らなければ立っていかないというような状況はどんどんそういうふうになると感じております。非常に有効な補助のあり方を考えられまして、本当に農業を守っていく、国土を守る役を担っているんだということを含めまして、市のほうでも精いっぱい考えていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 保守前進クラブの吉田喜徳です。

今議会から企業局長さんを含めて4名の部長が適材適所で配置になっております。どうか部下の皆さんへの御指導、リーダーシップ、そしてまた、今回みたいな答弁による、これからの精進を心からお願いする次第でございます。

さて、1、教育問題。土曜授業の具体的取り組みについて。先の一般質問でも提案いたしました。教育長が取り組みたいとの明快な答弁をされました。では、その取り組みの状況、具体的内容について現在のところ発表できる点についてで結構ですので、お尋ねしたい。

2番、キッズウィークについて。小中学校の夏休みを5日間短縮するかわりに、そろそろ全小学校に冷房もつくことでありますし、5日間短縮するかわりに、地域ごとに春や秋に5日間の休みを設け、前後の土曜、日曜と合わせて9日間連休にすることなどが想定させるいわゆる、キッズウィークであります。安倍総理は政府の教育再生会議で、政府としての取り組みをこれから真剣に進めたいと語りました。このことについての御見解を求めたい。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 吉田議員の土曜授業の具体的な取り組みについてのお尋ねにお答えいたします。

土曜授業については、議員から引き続き御質問いただいているところでございます。前回の3月議会の一般質問で報告しましたとおり、本年4月からの実施に向け、玉名市小中学校管理規則を改正し、実施に向け教育長名で学校及び保護者に通知を行ない、御理解と御協力を要請させていただいたことは御存じのとおりだと思います。議員のお尋ねの、本年度の小中学校における土曜授業について、2つの取り組みを御紹介いたします。

まず1校目の取り組み状況です。5月の第2土曜日に実施した小学校におきましては、

1年生も学校を生活になれてきたこの時期に、親子で運動場や学級園の整備を行なうとともに、地域の老人会と6月に実施予定の芋植えのために学級園の整備等を行なうなど、地域の特色を生かした地域と共にある学校づくりのための貴重な時間として活用されております。その共同作業の後、あと2時間の普通授業を実施されました。これは今後心配される自然災害や感染症のための臨時休業や出席停止により、やむを得ず削減される可能性のある授業時数確保があわせて図られたものであります。

2つ目は、学校規模の比較的大きい小学校での取り組み状況です。この学校では、6月の第1土曜日に東日本大震災を経験された方を講師にお招きし、保護者、地域の皆さんを対象に講演会が実施されました。その間、子どもたちには1時間の普通授業が実施され、2講時に、児童・生徒及び職員向けの講演会を行なうという効果的な活動が実施されております。防災意識の醸成と保護者啓発を図った後、児童が学校在学時の災害発生に備えて非難訓練を実施し、あわせて保護者による児童引き渡し訓練を実施しております。

以上、現時点では2校の小学校が土曜授業を実施しておりますが、今後も各学校の実態と地域の実情を踏まえて、地域の特性を生かしたその学校ならではの土曜授業の実施が期待されております。

ただ、この土曜授業は、教職員に対しての勤務時間の振りかえはありますが、子どもたちへの振りかえ等はございませんので、月2回、年間10回という上限を設け、児童・生徒の過重な負担を強いることなく、効果的な活用法を工夫して行なう必要があると考えております。

次に、2番目のお尋ねのキッズウィークについてお答えいたします。玉名市教育委員会といたしましては、どのように受けとめているか、どう対応したいか、どうしたいと考えているかという御質問にお答えいたします。

5月27日の土曜日の熊本日日新聞にキッズウィークを来年度導入という記事が出ておりました。これによりますと、消費活性化の一環で、親の有給休暇取得や家族旅行を促す狙いがございます。つまり子どもの教育という点が最優先に考えてあるものではないように思います。そもそも夏休み期間は酷暑のための学習等に集中しづらい状況ですので、伝統的に長期休業を設定してきたものです。また、子どもにとって個性を伸張し、地域に貢献するなどの大変有意義な休みであるとも考えております。また、本市では、平成18年度から授業時数確保と教育効果を狙って2学期制度を導入し、夏休み期間を既に4日間短縮しております。ここからさらに5日間短縮するという事は、本市の実態からは難しいと判断しております。さらに国の提言に基づきキッズウィークが他市町に先駆けた先行導入となれば、社会的環境整備が追いつかず、子どもは休みでも親が休みを取れず、やむなく休日子どもだけで過ごす事態が生じるのではないかと危惧して

おります。実際、週5日の導入に当たっては、家族の時間を共有するということが狙いとしてありましたが、結果として核家族が多いゆえに親が仕事を休めず、土曜日を子どもだけで過ごさざるを得ないということになったり、塾通いが急増したりするという社会状況が生まれました。ますますその状況が強まるのではないかと、心配しております。また、学校では他と連携を必要とする各種行事が計画されておりますので、休みを近隣の市町村でそろえる必要もあります。できれば、熊本県下で統一されたほうが望ましいと考えておる次第です。

このようにキッズウィークの実施については、社会情勢をしっかりと見きわめながら、玉名市という限定されたエリアだけでなく、他の市町村の動向も見据えて連携して取り組むべきだと考えております。子どもたちを取り巻く環境の条件整備を図りながら、子ども第一主義で判断してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） いつも教育問題を出しますけれども、教育長には、大変御苦労かけます。よろしく願いいたします。

土曜授業で、私が想定するところは、新学習要領の改訂に伴って、さらに授業時間数の確保が大変難題であるというような観点から、完全な授業の拡充を増設というか、そういうものをある意味では想定しておりまして、既に他県では、そういうことを想定して実施されているということもあります。隔週ぐらいで、そのようなことにも取り組むというようなことです。今、教育長が実際の状況をお話いただきましたが、その2つの小学校でそれを実施したということの内容についても大変大切なことではなかろうかと感じました。今後、土曜授業を推進するに当たって、全小学校等に、あるいは中学校に波及されるよう、遺漏のないお考えを進めていっていただきたいと要望いたします。

キッズウィークについては、最終的には県の統一した見解が定まれば、それに真剣に取り組むということですので、そういうことになりましたらどうぞ、教育委員会はその対応していただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 吉田議員、ここで休憩をはさんでよかですか。

○23番（吉田喜徳君） いいですよ。

○議長（永野忠弘君） それじゃ、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

23番 吉田喜徳君。

[2 3 番 吉田喜徳君 登壇]

○ 2 3 番 (吉田喜徳君) 2 番、防災計画等について。熊本市防災会議会長は、市長は、熊本地震を受けて、見直しを進めていた市地域防災計画の改訂案を了承したのですが、それによると、市民、地域、行政の役割を明確化し、全小学校区に官民の共同組織をつくって災害に備えることにしています。官民共同による災害対応力の向上が狙いで、市民力や地域力をどこまで高められるかが成否のカギを握ると言われています。いわゆる官民で支え合う仕組みであります。また、市民、地域、行政の役割を明確化としています。玉名市ではいかがですか。この熊本市の見直し改訂内容を見て、その御見解をお聞きしたい。

2 番、赤十字飛行隊との協定について。日赤飛行隊は、全国各地域にその支隊を設け、災害時の人命救助、物資の輸送・供給、被災地の空撮などを行なっています。熊本支隊の活躍ぶりを「その時何が」というテーマで、昨年10月24日より11月2日まで、熊本日日新聞に掲載されました。もちろん、熊本支隊だけでなく、各地支隊から駆けつけました。そのような内容を詳しく、先般開催された玉名国際交流協会のセミナーで、新永隆一熊本支隊長から話を聞くことができました。県は2014年5月に災害協定を結んでいますが、玉名市も協定を結ぶよう検討したらいかがかと思う次第であります。

3 番は、空撮対策の推進に関する特別推進法について、具体的にお尋ねをいたします。

○ 議長 (永野忠弘君) 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○ 総務部長 (上嶋 晃君) おはようございます。吉田議員の防災計画等についてお答えをいたします。

熊本市の防災会議において、地域防災計画書の改訂が示される中で、市民、地域、行政が連携した熊本市避難所開設・運営マニュアルが策定されたところです。この策定されたマニュアルの内容につきましては、各小学校区を単位として官民で支え合う仕組みづくりを推進するもので、地域団体・避難者、避難所担当職員及び施設管理者で構成する避難所運営委員会により1つ目に、避難所の開設・運営。2つ目に、要配慮者、女性の視点に配慮した良好な生活環境の確保。3つ目に、避難者数の情報収集、必要な食料物資の配布について規定されているところでございます。現在、玉名市におきましても、自助、共助、公助の連携による防災力の強化を推進しており、市総合防災訓練、自主防災組織における講演会などを通じてその連携の重要性について啓発を行なっているところでございます。

議員御指摘の避難所運営等の防災対策を行なう上で、必要な施策については、自助、

共助、公助による防災意識の高まりを見据えた上で、官民が一体となった仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えております。

なお、現状の防災計画の中で不足している部分、例えば、市の実情に即した避難勧告マニュアルの策定、長期化した場合の避難所運営マニュアルの策定等の課題が挙げられる部分につきましては、本年度から2カ年にわたり行ないます地域防災計画策定業務委託、また、あわせて防災計画策定検討委員会を設置して、幅広く市民の防災に対する意見を取り入れながら市地域防災計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、赤十字飛行隊との協定についての御質問にお答えをいたします。赤十字飛行隊とは、日本赤十字社の組織の中で、自家用機オーナーによる民間ボランティア組織であり、大規模災害時に自家用機での空撮や物資・人員の輸送等を行なうものであります。全国に37支隊、約100人の隊員が在籍されており、その中で、熊本支隊には現在7名の方がヘリでの空撮、ビジネスジェット機による救援物資の調達に活躍をされておられます。また、平成26年5月に、熊本県との間で大規模災害時における公共土木施設の被害状況に係る空撮の提供について協定の締結をされておられます。そのような中、市町村との個別の協定の締結につきましては、大規模災害時に離発着場が自衛隊や県の防災ヘリコプターと競合することや自治体間で支援要請が競合することなどの課題があり、今後の協定の締結につきましては、これらの状況を十分踏まえた上で検討を行なってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） それでは、市民が自助、一般的にも言えますけれども、地域が共助、行政が公助というような解釈というか、玉名市で言えば、それを実行されているんじゃないかなと、こういうふうに考えていいでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

自助というのは、確かに自分たちでやるというようなことでございますし、共助は、例えば、自主防災組織とかのそういうところでの共助。あと公助というのは、市がいろんな形で災害に対策をしていくというようなところが公助の部分であります。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） だから熊本市における市民とか地域とか行政というのは、そういうふうに自助、共助、公助と、こういうふうに考えていいというような答弁じゃなかったかと思うます。よろしいですね。

それから現在の自主防災組織の広がりというか現状は、具合は、その具合はどうなんでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

今ちょっと手元にちょっと資料がございませんけれども、70%から80%ぐらいの自主防災組織率であったかなというふうなところは、記憶をいたしているところであります。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 次に、先般、病院議会等で発表されました。玉名市洪水避難マップ、これが国土交通省の見直しで新たに発表されました。新たに公表された菊地川水系浸水想定区域図について、市はどういうふうを考えているか。また、どういうふうに取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

今、菊地川水系浸水想定区域図のことでお話があったかと思えますけれども、この浸水想定区域図は、平成27年5月に改定されました水防法の一部改正に伴いまして、平成29年3月29日に国土交通省菊地川河川事務所より、想定最大規模を想定しての図として策定されたものでございます。

内容につきましては、12時間の総雨量が545ミリメートルで、菊地川水系において想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される浸水を示したもので、現在、市のホームページでも公開をしているところでございます。また、熊本県におきましても、水防法改正を受けて、2級河川であります繁根木川、木葉川、境川、行末川それと唐人川における最大規模の降雨を想定し、調査が行なわれるところでございます。一方、現在市が策定をしております。玉名市洪水避難マップにつきましては、2日間の総雨量が410ミリメートルを想定し、平成22年3月に作成をしたものでございますけれども、今後、熊本県の調査の進捗状況を見据えながら改正版のハザードマップの作成を行なっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） それでは赤十字飛行隊に関して再質問をいたします。

まず、熊本地震による特に阿蘇市地域の中で、大学のいわゆる大学の下宿とかアパートとか、そういうようなことで教育委員長をされてるんですかね、今はまだされてるんですかね、木之内均さん。現在の教育委員長でしょうか。その人はその地域に住んでおられますが、いち早くその支援を、救助を叫ばれてこの支援隊に、新永隆一支隊長に連絡があり、自分たちはもとより、37ある支隊に呼びかけて、例えば、岡山支隊から来るとか、あるいは和歌山支隊から来るとかというような大規模なボランティアによる

救援活動、あるいは物資等の、あるいは空撮、こういうのにされたことを県が非常に評価し、ありがたいと思って協定を結ばれたと、こういうようなことです。それで、ヘリポートとか離発着するそういう場所があるか、ないか、部長おっしゃるとおり、これがかかっております。しかしながら、病院ができればヘリポートの一部も開設されることに計画されておりますし、玉名でいえば河川敷等も広いのがございます。そこで、各自治体が必要であれば協定が結ばれるかぐらひは調査していただければいいんじゃないかと思ひますけれど、どうなんでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

確かに今の吉田議員おっしゃいましたように、いろんな離着陸場の問題とか、幾つかか課題はあるかと思ひますんで、そのあたりはほかの自治体がどういう形でやるのか、あるいはもう締結しているのがあるかどうかというのも調査を含めたところで、ちょっと検討させていただきたいと思ひております。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） いま一つ空家等対策の推進に関する特別措置法、これは国の措置法ですけれども、これも質問事項に上げてあったと思うんですけど、これに対する答弁をよろしく願ひいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 失礼しました。

空家等対策の推進に関する特別措置法に関する答弁のほうをさせていただきたいと思ひます。

空き家問題は、防災、防犯、衛生、あるいは景観、福祉などさまざまな面から地域住民の生活環境に深刻な影響をもたらすことから、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用を図ることを目的として、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月に成立し、その中で放置することが不適切であると認められる空き家を特定空家等と定義し、助言、指導、勧告、命令、行政代執行が可能となっております。本市におきましては、平成27年12月28日、玉名市空家等対策推進に関する条例を制定し、平成28年4月1日付で施行したところでございます。現在は、業務委託を行ない、特別措置法及び条例の定めるところにより空き家等実態調査、空き家等情報管理システム構築、空き家等対策計画策定の3点を中心に作業を進めているところでございます。空き家等のさまざまな問題の解決に当たっては、関係各課との連携により横断的に対応していく必要がありますので、国や県、他市町村の情報収集に努めるとともに、庁内推進会議や、平成28年8月に設置をしております玉名市空家等対策協議会の中で、必要な対策に向けた検討を進めているところでございます。

空き家等の対策につきましては、第一義的には、空き家等の所有者などがみずからの責任によりの確に対応することが前提となっております。市としましても行政代執行は最終的手段と考え、まずは空き家等がもたらす生活環境に与える影響及び空き家等の所有者等が管理責任を負うことへの理解を深めることで、所有者などが主体となり、行政及び関係団体と協力しながら解決を図れるような支援体制を整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 行政代執行が行なわれたところの実例は、全国で1つか2つは別として、ありますでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問お答えいたします。

代執行が行なわれたかどうかというのは、全国の中で行なわれたかどうかというのは、私の知る範囲ではちょっと今のところ、私の知る範囲ではちょっと存じていないところであります。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 何件かあっておりますので、これ調査して勉強してもらいたいと思います。

次に質問したいのは、ここで私が1番想定しているのは、観光地、唯一の玉名の観光地である温泉街の入り口に、昔、昔グランドホテルというのが存在しておりました。現在も建物だけ、あるいは敷地だけはあります。これは、この間、福岡地域からあるホテル、旅館に老人会の旅行でおいでになった方たちが、あの辺を散歩していたところが、えらいのがあるなというようなところですね、そういうのを聞くと観光地の妨げになってはせんだろうか、入り口でありますので。ここを地域の区長さんと持ち主に何回か交渉したことはございますが、樹木は多少整備してもらいましたが、女性3人でおられる家庭なんです。その2人が亡くなられて、1人も、もう90歳ぐらいになられるお方なんですけれども、ここをこういう代執行ができるか、否か、調査していただけないかなど、私は。じゃあ代執行ができるならば、どんなところで、それができないのかとか、できるんだろうとかいうことを調べてもらったかどうかと思いますけど、お気持ちはどうなんでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えします。

先ほどちょっと答弁させてもらったんですけど、特定空き家というのに該当するかどうかというのは、先ほど申し上げました空家等対策協議会の中で該当するかどうかとい

うのも当然判断をさせていただいているところではありますが、それを特定空き家とした場合、まずその助言指導というのがまず1番最初に所有者に対して話をするべきところがあります。そのあと、勧告、それとあと命令、そして、いわゆる最終手段として行政代執行という形になろうかと思いますが、当然その手前でいろんな命令とか、勧告とかができますれば、当然、そこで所有者に対して指導とかをしていくことができるかなとは思っております。あくまでも代執行というのは、先ほど言いましたように、最終手段でございますので、そこでもやっぱりその助言とか、指導とか、あるいはその辺の勧告、命令等を再度何度も繰り返し繰り返し行なっていく必要があるかなと思っておりますので、それでもだめだったときは、その代執行という手ももしかしたらあるかもしれないということで、はっきりと、この場でできるというようなことはちょっと控えたいと思っておりますけれども、まずはその手前で勧告とか命令を何度も何度も行なっていくというようなことで考えております。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 交渉の際におっしゃるには、地権者の代表のそのおばあさんがですね、「私も困つとるとですたい。」と「いわゆる固定資産税ばかり払わないかんし。」と、こういうような心境でありますので、行政のほうから積極的に、今おっしゃった助言、勧告、命令まではいかないにしても、その辺で御努力されたら多少は前に進んでいくんじゃないかと、このように思います。とにかく温泉街の入り口、観光地でありまして、地域住民はもちろんですけれども、よそからおいでになった観光者に対して、やっぱり不快感を与えてはならないのが、ならないようにするのが、やはりなんといっても観光振興ではなかろうかと思うときに、これをぜひ解決するよう地域の立願寺区、あるいは私どもも応援したいと思っておりますから、ぜひ、それを進展させてほしいということを心から要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 市民クラブの田中でございます。

梅雨入りしたとはいえ、ほとんど雨が降らず、用水路の整備が十分でないところは水不足で田植えができない状況であると聞いております。干ばつの心配もされている中ではありますが、逆にこの暑さゆえ、海水温等が上昇すれば、突然の集中豪雨や洪水、土砂災害が懸念される場所があります。執行部には大雨に備えた排水機場の点検や防災連絡網の再確認など、気を引き締めて対応の準備を例年以上に整えていただきたいと思います。

さて、私の質問でございますが、行政の役割はさまざまなものがあり、多岐にわたりますが、とりわけ重要なものは、上下水道の整備、道路、学校、病院などのインフラの整備であると考えます。今回は特に、各地区小学校の統合計画であるところの玉名市学校規模・配置適性化基本計画の現状と今後の推進計画についてお伺いいたします。

現在、玉陵中学校区では、6小学校が統合され、玉陵小学校として小中一貫校として、平成30年4月開校予定で、校舎、体育館、プール等の建設が進められています。私も、文教厚生委員長として、議会に当選後すぐに、玉陵中学校区統合計画推進にはさまざまな地域の皆さまの御意見を伺う機会があり、深く勉強させていただいてきたところでもあります。玉陵中学校区6小学校については、私は適正な規模を維持し、教育水準を今後向上させていくためには、統合をやむないとの判断をさせていただきました。また、地元各小学校区の皆さまも断腸の思いで統合推進に同意されたことは、存じ上げております。新玉陵小学校のそばには新幹線新玉名駅があり、今後はベッド数400床の城北地域の拠点病院となる新玉名病院の建設も計画されております。玉名小学校跡地に周辺に建設予定であり、学校、道路、交通機関、病院などのインフラが集中して今後玉陵小・中学校に建設されることは、今後大きくこの地域は発展することが確実視される所でもあります。私の個人的な見解では、早晚人口がふえ、新しい、この玉陵小学校でも校舎が足りなくなり、小田・梅林地区に小学校の建設が必要になるのではと逆に懸念する所でもあります。さて、玉陵中学校区について統合が計画されているのが、天水中学校区の3小学校の統合計画であります。現在の学校規模・配置適正化計画の進捗状況について、まずお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） 田中議員の学校規模・配置適性化基本計画の現状と今後の推進についてにお答えいたします。

議員御承知のとおり、学校規模・配置適性化基本計画は、平成24年10月に作成したものでございます。御質問の玉陵中学校におきましては、平成24年11月に玉陵中学校区学校再編実施計画の説明会を開催し、平成25年2月に新しい学校づくり委員会が発足いたしました。その後、新しい学校づくり委員会を18回、総務部会を13回、PTA・通学部会を8回、教育部会と部会をそれぞれ4回、保存継承・跡地利用部会を6回開催しております。今年度も4月に円滑に開校できますように、学校づくり委員会と各部会を適宜開催し、必要な事項について調整を図っているところでございます。また、天水中学校におきましては、これまで平成27年度から各小学校の住民説明会やPTAの方々への説明会、あるいは就学前の保護者の方々へ説明会を8回開催したところでございます。しかしながら、議員御指摘の請願書が出されましたように、多くの方々

に御理解いただいてないのが現状でございます。学校再編の範囲につきましても、まずは、小天小学校と小天東小学校の2校を統合してはどうかという声が上がっているのも事実でございます。しかしながら、教育委員会としては、1学年、2クラス以上確保できるように、学校の規模が子どもたちにとって最も望ましい教育環境であると考えておりますので、学校規模・配置適性化基本計画にある中、中学校区を基本とした学校再編を推進していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

もちろん私もこの天水中学校区では、統合計画に反対の請願がなされ、採択されているのは十分存じ上げております。きょう何を申し上げたいかと申しますと、いろいろ単刀直入に申しますと、冒頭で触れましたように、各地域が適切に発展して行って、人口的なもの、人口がふえたり、子どもたちが、若いお母さんお父さんたちが家を建ててそこに住もうかと思ったら、やはり道路、学校、病院はですね、若い方はさほど気にはなさらないかと思えますけれども、交通機関等のきちんとしたインフラがあることが一つの重要な要因であるとは思いますが。特に最近また各地区を歩いてみますと、大野下校区の駅のそばでありますとか、今後、高道校区の中で、国道501号線から208号線まで通す道路が今建設されておりますけれども、もう既にこの道路周辺には新しい家が建ち並び、新興住宅地域として、今後発展していくであろうなということが既に予測されるような発展が見受けられます。玉名市は何か合併以来、5,000人近く人口が減って、非常に危機的状況なのかと思っておりましたが、地域によってはこういうきちんとしたインフラが整備されているところは、ちゃんと家が建ち、若い人たちが住み、この若いお父さんお母さんは、やはり学校の近くに住みたいという基本的な要望は持ってらっしゃいますので、そういう地域は今後も発展していくことが予測されます。であるがゆえに行政としては、そういった地域を一つ一つ丁寧に、あるいは現状維持しながら、もしくは発展させながらつくっていくことが大事であると考えます。ですから今後、この配置適正化計画を進めていくようなことが周知徹底、逆にされますと、現在ある小中学校の周辺には家はもう建たなくなる可能性があります。とすると、その地域コミュニティが加速度的に崩壊していくということも逆に予想されるわけでありまして。これは普通に考えれば、当然予測されることでございますので、ただ、小天東小学校は残念ながら複式学級になっている学年もあるということで、そこに新たに非常に言いにくいことではありますが、多くの住民の方が家を建てたり、住んだりされることは若干可能性が低いなということでもあります。だから今ある学校もなくなると当然そこにも家は建たなくなる。じゃあどこに建つかと、統合の予定のない築山小学校地区であるとか、玉名

町小学校区であるとかに逆に集中しすぎるということになって、海岸部がどんどんどんどん加速度的に今後も衰退していくことが予測されるようなことを行政としてはすべきではないというふうに考えるところであります。

それはともかくとして、再質問ですが、玉名市学校規模・配置適正化計画が策定されたのは、平成24年10月であります。さらにその原案が審議、建議されたのは、平成23年12月であり、既に6年の月日が過ぎています。当時の資料を見ますと、平成23年度の児童数は21校で3,730人、その当時予想された平成29年度の予測では3,365人の365人の減が予測されています。今現在、平成29年度であります。児童数の推移などはどうなっておりますでしょうか。全体数と玉陵中学校区以外の生徒数の各増減についてお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） まずは小学校規模の配置適性化基本計画でございますけれども、これは子どもたちがこれからの時代を生きていく中で、集団の中でコミュニケーション能力だとか、社会性を生き抜く力が身につくような教育環境をつくるということで、子どもたちを第一に考えた計画でございます。グローバル化が叫ばれておりますけれども、その中で生き抜く力を持つには、どういったものが必要かということで考えられたものであると考えております。これも計画自体が学校規模適正化審議会からの建議を得て、地域説明会等も行ない、意見交換会も行ない、市民の皆さま方の御意見や御提案を踏まえて策定されたものであり、民意が反映されたものと認識しております。今後の児童・生徒数の大きな変動、社会情勢の激変、教育制度の動向等に適用した方針転換などは必要になるかと思っておりますけれども、この時点におきまして、大きな改善等というのは考えていないところでございます。

生徒数の推移ということでございますので、玉陵中学校区以外の小中学校でございませうけれども、平成25年度と比較しまして、今年度、築山小学校で47人増、豊水小学校で1人、大野小学校で8人、高道小学校で11人、横島小学校で27人の5校が増員ということになっております。

それから、逆に今年度から5年後の34年には生徒数の増加が予想されます学校は、玉名町小学校の68人と大野小学校の57人、この2校でございませう。

以上でございませう。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 玉陵小学校以外ということでお答えいただきましたのであれなんです、常識的に考えれば玉陵小学校区に関しては大幅に増加するのは確実であろうと思ひます。もちろんそれにはある程度の宅地開発が必要ではある、行政の手助けは必要かとは思ひますけれども、基本的にはそれが予想されます。また、横島小学校も増加

しているし、大野小学校も増加していると。先ほど申し上げましたように、野口地区ですかね、今度新しい道ができる。ここには家が建ち並んでおりますので、大野小学校区は現在も増だし、今後もふえることが予測されております。ですから、逆に大野小学校を潰すというのは論外でももちろんありますし、横島小学校も、潰すという言い方は失礼ですが、統合する必要はないし、横島小学校も当然統合する必要はないと。それに逆に無理から統合する必要のないところに、教育部長初め、教育委員会等のマンパワーを割くことが逆に行政の力の無駄遣いとは言いませんが、言い方は適切ではないかと思いますが、適当な行政のマンパワーの配置の仕方ではなくなるのではないかと。ですから、教育委員会に人口増というのをどうにかしろというのは、もともと無理からぬ話でございますので、それは市の企画経営の問題でございますので、人口が減らないように、あるいはふやすような方策をどんだんどんだんとしていって、統合しなくても済むような全体の玉名市の発展を考えていくことが1番重要であると思います。それに先立ちまして、こういう統合計画を堅持しておりますと、先ほども繰り返しになりますけれども、学校がなくなるのであれば、この地域に住むのはいかなものかというふうな考え方をどうしても若いお父さんお母さんはしてしまう可能性が高いのでありますので、ここは慎重に、人口増減を見きわめながら、計画を修正していくということも必要であると思います。これは教育委員会単独での考え方ではいけないかなと思いますので、この玉名市学校規模・配置適性化基本計画については、柔軟な見方をして、また、柔軟な地元住民の要望を聞いて、今後、計画変更も考えた上で対応していただければと思います。

私の質問は、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 皆さんこんにちは。1番、無会派の北本将幸です。

先週の報道で、高知県大川村の村長は、議会にかわって有権者が直接議案を審議する町村総会の設置について検討を始めたことを表明されました。人口減少に伴う議員のなりて不足が1番の要因ですが、背景には、議員報酬の問題、選挙費用の問題など、地方議会にあるさまざまな要因があるのではないかと思います。玉名市でも議会基本条例の制定に取り組んでいますが、地方議会のあり方、議員のあり方について議員の1人とし

ていま一度しっかり考えていかなければならないと思いました。

それでは通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、観光プロモーションの推進についてお伺いいたします。近年、地方創生が叫ばれる中、観光は地域経済活性化の起爆剤として期待され、全国の自治体でさまざまな展開がされています。国は、平成18年に観光立国推進基本法を制定し、観光を日本の成長戦略の一つに位置づけ、力を入れて観光施策に取り組んでいます。玉名市でも、平成25年に観光振興基本計画を策定され、さまざまな取り組みをされていると思います。地方における観光振興では、最大の目的として、地域にある観光資源を生かして、どのように観光客をふやしていくのか、そしてそれをどのようにして地域経済活性化につなげていくのかということが挙げられます。単に観光客をふやすだけでなく、玉名市での消費拡大につなげていかなければなりません。観光客は増加しても地域内での消費を誘発できなければ、市への活性化にはなかなかつながっていきません。時代とともに観光の形態も変化し、かつての団体旅行から、個人、グループ旅行が多くを占めるようになり、インターネットの普及により情報も幅広く個人で収集できるようになりました。消費者のニーズも交流型、体験型など多様化しています。さらに、東京オリンピックの開催もあり、外国人旅行者の対策、いわゆるインバウンド事業への取り組みも重要になってくると思います。したがって、玉名市として、地域の強みや消費者のニーズをきちんと把握し、分析して具体的な対策をとっていくことが重要になります。どのような形で人の流れをつくり、それを地域内でどのように経済効果へつなげていくのかを一体的に考えること、さらにリピート率を高めることなどにもこだわったプロモーションが不可欠だと思います。玉名市固有の観光資源とポテンシャルを磨き上げ、玉名市ならではの観光素材を情報発信していくことが大切です。今年度4月からスタートした玉名市の最上位計画である総合計画にも観光プロモーションについての施策が挙げられています。そこで、観光プロモーションについて、質問いたします。

1、玉名市観光振興基本計画の評価、見直し体制について。2、インバウンド事業の推進については、外国人観光客の状況把握、ニーズ分析についてと、玉名の歴史や地域資源を生かした体験型ツアー等の観光商品の開発について。3、着地型観光商品の開発については、玉名市における観光資源の分析についてと観光拠点施設の整備について新たな観光資源の発掘について他自治体との差別化を図る玉名市独自の商品開発について。4、スポーツツーリズムの推進については、大河ドラマ決定によるマラソン事業への取り組みとスポーツ大会合宿などの誘致活動について。5、玉名版DMOの今後の役割方向性について。6、観光プロモーションによる経済効果の目標について。7、観光資源の広報、PR活動の取り組みについて。

以上、質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

[産業経済部長 早上正臣君 登壇]

○産業経済部長（早上正臣君） こんにちは。北本議員の観光プロモーションの推進についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の玉名市観光振興計画の評価、見直し体制についてでございますが、本市では、第1次玉名市総合計画後期基本計画において、観光振興計画基本計画を策定することとしており、この趣旨を踏まえ、平成25年3月に玉名市観光振興計画を策定したところでございます。この計画を前期3年、中期3年、後期4年の10年間とし、それぞれが終了する年度末の戦略アクションプランの達成度と見直しを行なうこととしてまいりました。しかしながら、昨今の観光マーケットはインバウンド、インバウンドとは訪日外国人旅行者を意味する言葉でございますが、このインバウンド事業を初めとしてめざましく変化しており、3年及び4年という期間での戦略アクションプランでは新たな需要に追いつけない状況となってきました。そこで本市では、市内の観光事業者、関連団体、飲食店の方々など、幅広いメンバーで構成した玉名観光戦略会議を開催し、各事業ごとに設けた戦略アクションプランの事業報告を行ない、事業の推進や効果検証、戦略アクションプランの変更を行なっているところでございます。この戦略会議は年に3回から4回程度開催し、そのときのテーマは優先課題等によってメンバーの入れかえを行ない、幅広く情報の共有を図っております。

次に、2番目のインバウンド事業、外国人観光の推進について外国人観光客数の現状把握・ニーズ分析についてお答えをいたします。

本市では、国の交付金である地方創生加速化交付金を活用し、平成28年度玉名市観光現状調査を実施し、国内外客の動向調査を実施しております。当該調査においてNTTドコモの携帯電話ネットワークを活用して、特定エリアにおける国籍・都道府県・市町村別滞在人口を推測できるモバイル空間統計調査を実施し、玉名市への訪日外国人の状況を把握いたしております。この調査では、平成27年3月から平成28年2月の1年間で、玉名市に2時間以上の滞在をした外国人の数は約6,000名です。国籍別には、韓国は39%と最も多く、次いで台湾が24%、中国が20%、香港が8%、アメリカとタイが4%という結果が出ております。本市を訪れた外国人観光客は、熊本県全体の外国人宿泊客64万4,000人のうち、約1%程度であるため、まだまだ外国人が本市を訪れる余地は大きいといえます。そこで本市においては、平成27年度からインバウンド事業のメインターゲットを台湾、香港に設定し、本年度から新たに韓国、中国、タイもターゲット国に加えて、インバウンド対策を進めているところでございます。また、本市がメインターゲットとしている台湾、香港のニーズ分析については、インバウンドにおける旅行の形態が団体旅行から個人旅行にシフトしていることから、志向に

については、従来の温泉から日本食への関心が1番高い数字となってあらわれており、次いでショッピングや自然・景勝地観光となっており、訪日旅行前、訪日旅行中に役に立った情報源としては圧倒的にインターネットを活用したホームページやスマートフォン、個人ブログとの結果が出ております。

次に、玉名市の歴史や地域資源を生かした体験型ツアー等観光商品の開発についてお答えいたします。本市のターゲット国である台湾、香港の観光客の志向が日本食や自然観光とあらわれていることから、本市の強みである農産物のイチゴ狩りやミカン、トマトの栽培体験を生かした商品。また、トレッキング、ウォーキング、フットパスなど、本市ならではの自然を生かした観光商品の開発を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の着地型観光商品開発の推進についての玉名市における観光資源の分析についてお答えをいたします。平成28年度の観光状況調査では、本市の代表的な資源として、玉名温泉、玉名ラーメンの認知度が上位となっております。その他の資源としては、蓮華院誕生寺が続いております。地域資源別の訪来購買意向については、有明海苔、トマト、イチゴ、ミカンの農産物等、食関連の資源に関する関心が高いという結果が出ております。

次に、観光拠点施設の整備についてお答えをいたします。本市の観光拠点施設としては一般社団法人玉名観光協会が、事務所を構えます観光ほっとプラザたまららるを九州新幹線新玉名駅に設置し、本市の観光情報を発信する拠点として位置づけしているだけでなく、熊本県北地域一体となった観光や物産の玄関口としての拠点機能を持たせているところであります。

次に、新たな観光資源の発掘についてと他自治体との差別化を図る玉名市独自の商品開発については関連がございますので、あわせてお答えをいたします。本市を代表する観光資源には、温泉、ラーメンがございますが、これらに加えて、本市の魅力として、山、川、海に囲まれた豊かな自然の中において暮らす人々の暮らし、技、伝統等の玉名市ならではの体験が観光素材として重要ととらえており、平成26年度から玉名市商工会、県立大学、玉名観光協会などと産・学・官連携しながらそれらを実際に体験できるプログラム「旬たまWEEK」を観光資源も生かした新たな体験メニューとして開発しております。具体的には有明海へのシャク釣りや潮干狩り体験を行ない、それらを使った地元料理の食事など、その地でしか味わえない体験プログラムを開発しております。この体験プログラムに対しましては、昨年度は福岡からの日帰りモニターツアーを実施し、大変好評を得たところでございます。今後はこれら体験メニューを期間限定にとどまらず、年間を通した体験メニューへの整備と滞在時間を延ばせるよう、早朝や夜の体験プログラムを開発するなど、温泉宿泊を組み合わせた商品の開発に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のスポーツツーリズムの推進についてのスポーツ大会合宿など誘致活動において、お答えをいたします。スポーツツーリズムの推進につきましては、29年度から38年度までの10カ年を対象期間とした第2次玉名市総合計画において、観光物産プロモーションの推進における主要施策の1つとして掲げております。その内容といたしましては、本市ならではの自然環境を生かしたアウトドアスポーツを開催し、スポーツ大会及び合宿の誘致を推進することとしております。具体的には、玉名市外からの誘客が期待されるトレッキングやフットパスコースの整備や、3年前から取り組んでおります小岱山トレイルラン大会の開催支援、菊池市、山鹿市、和水町と県北広域連携により昨年度から取り組んでおります「キタクマ×アウトドアフェスティバル」の開催など、本市ならではの観光資源を生かしたスポーツ大会を誘致支援しております。結果、小岱山トレイルラン大会においては、参加者の半数以上が熊本県外からの参加者となっており、前夜祭を開催するまでに成長いたしております。また、昨年度、鍋松原海水浴場において、アウトドアフェスティバルを開催し、全日本メンバーを含めたビーチサッカー大会を開催しました。これをきっかけに、来年7月には鍋松原海水浴場において、ビーチサッカー九州リーグ大会の開催を決定したところでございます。このように県外からの誘客が期待できる自然を生かしたスポーツ大会を支援することにより、観光資源の認知度向上及び宿泊を伴う合宿がふえてくることにより、経済効果が期待できるものと考えております。

次に、5点目の玉名版DMOの今後の役割、方向性についてお答えいたします。本市の観光振興の核となる主体的推進母体である一般社団法人玉名観光協会は、昨年度、国が推進しております官公庁のDMO候補法人として、熊本県内初となる登録をされました。玉名版DMOとは、地域活性化のため、観光という分野を切り口に、地域の交流人口を増加させ、地域内消費をふやし、民間投資を促すことで、本市において、定住人口の維持促進につなげていくことを目的としております。当観光協会を軸として事業を推進していくこととなりますが、まずは官公庁のDMO法人として認知されることを目標に、当観光協会も機能強化が必要となります。そこで、昨年度は当観光協会の職員を国の研究機関である事業構想大学院の研修生として派遣し、1年間をかけてDMOについて学んでいただきました。同時に外部からの当観光協会のアドバイザーとして、元大手旅行会社の幹部社員を招へいし、当観光協会の事務局の強化を図ったところです。このようにDMO取り組み初年度は人材育成に重点を置きながら、当観光協会内にマーケティング委員会を新設し体制を整えてまいりました。今後は、玉名版DMOを具体的に推進するための5カ年計画を策定いたします。この計画を策定するために、本年度は玉名版DMO形成において事業推進体制を構築し、計画を確実に遂行するための戦略アクションプランを作成いたします。戦略アクションプランを策定することにより、玉名版

DMOの今後の方向性や具体的な取り組みも可視化してくることを思っております。

次に、6点目の観光プロモーションによる経済効果の目標についてお答えいたします。平成27年度に交付決定され、28年度に事業を開始いたしました地方創生加速度交付金におきまして、重要業績評価指数KPIと数値目標を設定しております。本事業の5カ年計画の中では、本市への入り込み観光客数を平成27年度240万人から5年後である31年度には250万人、また、本市の宿泊数を平成27年度の10万人から5年後である31年度は11万人までふやすことを目標としているところでございます。また、今回の地方創生事業においては、観光消費額の設定はいたしておりませんが、平成24年度に作成いたしました玉名市観光振興計画におきまして、基準である25年度観光消費額は、日帰り観光客で3,498円、宿泊客で1万8,301円と算出しております。3年ごとに約1割増加をさせることを目標としております。

次に、7番目の観光資源の広報PR活動への取り組みについてお答えいたします。現在本市の観光PRは、本市を代表するイベントである高瀬裏川花しょうぶまつりや大俵まつりのイベント告知を中心に、年間を通して新聞やテレビ、ラジオ、その他雑誌、フリーペーパー等を活用した県内外を問わないPRを行なっております。また、多様化しているニーズにお応えするため、「玉名旅手帖」という季刊紙を年に2回発行し、できるだけ旬な情報をお届けできるよう取り組んでいるところです。SNSにつきましては、本市のホームページにおける観光サイト、一般社団法人玉名観光協会のホームページ、玉名キャンペーンレディーによるTwitterやタマにゃん専用Twitter、観光パンフの電子書籍化など、活用できるものは積極的に取り入れ、情報発信に力を入れているところでございます。情報発信事業としての本市の今年度の予算は、広報料を含め約650万円でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

[企画経営部長 瀬崎正治君 登壇]

○企画経営部長（瀬崎正治君） スポーツツーリズムの推進についての、大河ドラマ決定によるマラソン事業への取り組みについてにお答えします。

既に議員御存じのとおり、本市の名誉市民である金栗四三氏が、2019年NHK大河ドラマ「いだてん～東京オリンピック囁～」の主人公2名のうちの1人に選ばれました。もう1人の主人公は1964年東京オリンピックを実現させた男、田畑政治氏です。NHK大河ドラマといえば視聴率が高い番組で、国民の関心が高く、題材となった自治体には多くの観光客がお越しになられており、地域の活性化や経済効果につながっているとのことです。2020年の東京オリンピック開催の前に放映されることでさらに関心が高まることが予想されます。そのため、本市としましても、この機会をとらえ、地

域の活性化につなげていくよう全市、全庁的な取り組みや機運の盛り上がりが必要であるとともに、今ある地域資源を生かした対応が重要と考えております。そこで、地域資源としてどのようなものがあるか、どのように活用させたほうがよいかなどについていろいろなアイデアを聴取したいと考え、全職員に対しアンケートを実施したところです。その結果、30本のアイデアの提案があり、そのうちの6本がジョギングコースの設置などマラソンに関するものでした。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） 北本議員の（4）番、大河ドラマ決定によるマラソン事業への取り組みについてお答えいたします。

議員も御承知のとおり、金栗杯玉名ハーフマラソン大会は、日本のマラソンの父と慕われ、日本長距離界の先駆者として活躍された故金栗四三先生の功績を称え、昭和24年の開催以来68回を数える、歴史と伝統のある公認のハーフマラソン競技であります。議員お尋ねのフルマラソンの検討ですが、金栗杯玉名ハーフマラソン大会は、公認競技ゆえに容易にフルマラソンに変更できるものではありません。また、いちごマラソン大会は、横島地区内を走る大会であり、フルマラソンのコースを設定するには現実的には難しいと考えております。フルマラソンを新規で開催するには、地理的条件、コースの設定、大会運営を考えますと、非常に大きなエネルギーを必要とするものであり、現在のところ考えておりません。しかしながら、今回の大河ドラマ決定は、本市にとって特に本市の陸上競技界にとって大きな脚光を浴びる、また、全国に発信できるチャンスでございます。フルマラソンの実施は厳しい状況ですが、当然ながら関係が深い金栗杯玉名ハーフマラソン大会については、大会を盛り上げる取り組みについて、今後具体的に検討してまいりたいと考えております。特に平成30年度である、平成31年3月に開催される大会が第70回大会となりますので、記念大会として盛大に開催できるよう、あわせて取り組めないかと考えているところでございます。なお、金栗駅伝大会については、主催は大会実行委員会が行ない、主管が玉名市陸上競技協会にて企画運営について主体的に行なっていただいておりますが、全国に発信できるチャンスととらえ、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

まず初めの玉名市観光振興計画の見直し体制ですけど、平成25年に策定されて、そこから10年間の計画だと思っておりますけど、まず3年、3年、4年に分けて、短期、中

期、長期計画で見直しされる体制だと思ってたんですけど、答弁聞くと、毎年テーマごとに戦略会議なども開かれて見直しされて力を入れられてるようなので、今後もしっかり進めていただきたいと思います。恐らく4年前に計画を策定されたときこの観光形態というのはどんどんどんどん変わってくると思うんで、今やっておられるように、時代に合わせながら柔軟に対応していただきたいと思います。

2番目のインバウンド事業についても、国の地方創生の交付金を利用して、かなり詳しく状況を調べられてるなと思いました。現在、玉名に6,000人ぐらい来られてて、県に来てる人からすると1%ということで、もうちょっと伸びしろがあるんじゃないかなという答弁だったんで、恐らく伸びしろあると思うんで、今後取り組んでいただきたいと思います。

そこでインバウンド事業においては、全国的に取り組まれている事業ですが、玉名市は八代港や博多港、熊本空港からの誘客も想定され、新幹線もあるので立地的には好条件の土地だと思うので、今後インバウンド事業に取り組んでいく中で、その外国人観光客に対するおもてなしというか、そういうことができる人材育成も同時に必要になってくるのではないかなと思うんですけど、その取り組みについてはどうお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） 北本議員の再質問にお答えします。

インバウンド事業、外国人観光の推進について、インバウンド向けの人材育成をどのように取り組んでいくかということでございますけれども、インバウンドにおいては、本市単独の誘客活動ばかりではなく、本市を含めた菊池市、山鹿市、和水町の3市、1町で構成しております熊本県北観光協議会でも、平成28年度は、台湾への旅行博に合同で出店するなど、点ではなく面を生かした連携で誘客活動を行なっているところでございます。人材育成においても同協議会で管内観光関連施設の担当者を対象としたインバウンドおもてなしセミナーを開催し、広域的に受入施設の人材育成を図っているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり外国の方で日本に初めて来て、それが玉名市という方も恐らくおられると思って、やっぱりその言語の面とかで不安なところも旅行においてはあると思うんで、そういう対応ができる人材をしっかり育成しておいたり、案内板をきちんと設置したりとかするそういう対策を少しでもしておけばリピートにつながったり、新たな誘客につながっていくのではないかなと思うんで、今後も積極的に力を入れて進めていただきたいと思います。

3つ目の着地型観光商品の開発の推進についてですけど、言ってみれば、玉名市における観光資源の分析としては、答弁でもあったように、玉名ラーメンや温泉、自然とか、トマト、イチゴなどの農産物とか、いろんな地域資源が玉名にはあると思います。よくさっきも言ったように、新幹線もあり、九州自動車道のインターチェンジもあるのでアクセスしやすいという地の利があるんですけど、逆にいうとそれでアクセスしやすいから、ただ通過点にされるというおそれもあるので、しっかりこの玉名の地にとまって消費していただけるような具体的な対策をとっていくことが必要になるんじゃないかなと思います。観光拠点の整備について、ちょっと1点質問したいんですけど、答弁でもあったように、新玉名駅にあるたまララが中心で拠点となっていると思いますが、実際、新玉名駅の構内にあると思いますけど、この観光拠点を利用する方というのは、新幹線で来られる方もおりますけど、それ以外に自分の車で来る方やバスとか飛行機とか、JRの在来線など使ってさまざまな方法で来られる方もいると思います。やっぱりそういう人たちからすると、その新玉名駅の中にあるところが観光拠点といってもなかなかわからないというような話も聞きます。そのほか先週まであった花しょうぶまつりがあったんですけど、このたびに、多くの人に言われるのが、花を見に来てもらえるのはありがたいことでもいいんだけど、結局そのあと食事したり、食べるところがなかったり、お土産買うところがなかったり、結局見たあと何もできないから、玉名市外のところを紹介するしかないというような意見をこの祭りのあるたんびに聞きます。そこで1点、再質問ですけど、この玉名市の観光拠点の新たな整備として、道の駅みたいな物産館のような、かつ、お土産も買えて、食事もできて、観光案内もしっかりできるような、この新たな拠点の整備についてのお考えはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） 北本議員御質問のしょうぶまつりとかで食事をする場所、お土産を買うところなどがなく、新たな観光施設の整備をどう考えるか、考えているかということでございますけども、本市におきましては、特に団体観光客を受け入れるための大型食事施設もございません。それにお土産を購入するための大型物産施設も少ないと言わざるを得ません。道の駅などのような新たな施設の設置につきましては、今のところは単市単独での計画はございません。しかしながら、観光の傾向が団体旅行から個人やグループ旅行に推移してきている動向等を踏まえ、民間の力をお借りすることも考慮し検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりその祭りとかイベントをするに当たって、結構お客さん

来ても、結局、玉名市で消費する場所がないというか、結局違うところに行って消費するんだったら、その玉名市の活性化にはやっぱりなかなかつながっていかないということがあると思うんで、その拠点の整備についても今答弁いただきましたように、しっかりもう一回考えていただきたいと思います。

次の新たな観光資源の発掘と玉名市独自の商品開発についてですけど、玉名市といえどという質問をすると、恐らく答弁でもあったように、やはり玉名温泉とか、玉名ラーメンとかが上がってくると思いますけど、やはりそのイメージが固定化して、なかなか新たな取り組みができていない部分もあるのかなというように感じます。玉名市観光振興計画の観光資源の認知度のところでも、2つぼんと100%近く認知度があるのがやはり玉名ラーメンと玉名温泉なんで、100%ぐらい知られているということは、そこまで、今後ここから拡大していくというのは、やはり難しい面もあると思うんで、やはり新たな観光資源の発掘にも取り組んでいかないといけないのかなという思いがあります。簡単なことじゃないと思うんですけど、今ある資源に新たな付加価値をつけたり、全く新しい発想での展開も今後は必要になってくるのかなと思います。そのような中で観光には追い風となるように、玉名市の名誉市民である金栗さんの大河ドラマの決定と菊池川流域の日本遺産の認定が決まりました。日本遺産は4月に菊池市、玉名市、山鹿市、和水町の3市1町で申請されて日本遺産に認定されたわけですが、玉名市では横島の旧干拓施設などが含まれてます。全国で54件目の日本遺産になることになりました。そこで、先ほどの認知度のとこなんですけど、旧干拓施設も上がってるんですけど、玉名市内の人で4割ぐらいですかね、玉名市外の人になると10%ぐらいしか認知度がないんですけど、逆に言えば10%ぐらいしか認知度がないということは、9割伸びしろがあるということなので、今、今後関係している3市1町でこの日本遺産の魅力発信に努めていくことになると思いますけど、国はこの日本遺産については、最終的には100ぐらいの認定を目指しています。ということは、結局、全国に100個ぐらいのライバルができるわけですから、どうアピールして地域活性化につなげていくのか考えなければならないと思います。そこで1点質問ですけど、この日本遺産の活用については、玉名市としてどうお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） 北本議員御質問の日本遺産をどう考えているかということについてお答えいたします。今年4月に菊池川流域の菊池市、山鹿市、和水町及び玉名市の4市町を構成域としたストーリー「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域『今昔水稻物語』～」が日本遺産に認定をされました。本市においては、観光資源の1つである俵ころがし跡地や、旧玉名干拓施設「六枚戸」など14件が物語を構成する文化財として列挙されております。これら本市ならではの歴史的観光資源を生かし

た事業展開は、先月5月に設立された菊地川流域日本遺産協議会の観光部会におきまして事業提案されることとなりますが、初年度は認知度向上を目的としたSNSやメディアを最大限に活用した情報発信事業、インバウンドに対する受け入れ体制の整備事業などに取り組んでいけるよう協議してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） せっかく日本遺産に認定されたので、しっかりアピールできる場所があると思うんで取り組んでいただきたいと思います。

4点目のスポーツツーリズムの推進についてですが、大河ドラマ決定によるフルマラソン事業の取り組みは事業的に難しいところもあり、今のところ考えてないというところだったんですけど、この大河ドラマにおいては、結局、和水町と南関町のほうも関係してくるわけで、そういう関係自治体とも協力しながら、このマラソン事業にも取り組むことができるんじゃないかなと思いますので、この大河ドラマ決定において、この関係自治体との協議体制についてはどうお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） ただいまの再質問にお答えいたします。

関係自治体、それから振興局も含めてですね、既に協議は何回か行なっております。そちらのほうの広域的に協力体制をとって進めていく事業、あるいはそれぞれの自治体あるいは民間を巻き込んで進めていくべき事業、そういう事業を今から整理をしていかなくはいけませんので、まずは庁内で体制を整えていきたいとそういうふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） できることなら、その和水町の南関町のほうとも協力しながらマラソン大会のほうにもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

スポーツ大会、合宿などの誘致活動についてですけど、玉名市においては、フットパスやトレイルラン、ビーチ大会みたいなのを今されているのを今後とも取り組まれていくとのことですけど、総合計画の中ではこのスポーツ大会や合宿の誘致活動も推進するとされていたんですけど、そういう学生の大会であったり、実業団の大会であったり、そういう大会とか、合宿とかの誘致については、今後どうお考えなのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） スポーツ大会の誘致の件ですけれども、東京オリンピック2020年の東京オリンピックの競技につきましては、事前キャンプ候補地ということで申請をしております。そこでこちらのほうに認可といいますか、許可されましたので、

オリンピック競技、パラリンピック競技の大会の実行委員会、組織実行委員会の運営するオンライン上で今候補地として位置づけられています。熊本県から10カ所が上がっております。実業団、学生ということになりますと、また別の意味にはなりますけれども、こういう形でホームページあたり載ってますと、ある程度の見られることがあるのではないかなということで、もしそういう形で玉名市のことが、玉名市でどうだろうということで考えているチームがありましたら、そのあたりはバックアップしていきたいなというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 大会とか合宿とか誘致しようと思うと、スポーツ施設もしっかり充実させていかないといけないし、宿泊の受け入れ先とかの問題も恐らく出てくると思うんでそういうのにも一体的に取り組みながら、このスポーツツーリズムについて進めていただきたいと思います。

5点目の玉名版DMOの役割方向性についてですが、この玉名版DMOですが、このDMOについては、以前勉強会もありましたが、なかなか答弁では今説明いただいたんですけど、その取り組みについては具体的に何やってるのかわかりづらいといえますか、何をしているかわからないというような声もあります。そもそももととなっているのが日本版DMOだと思いますけど、この日本版DMOは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、観光地域づくりのかじ取り役として多様な関係者と共同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を、策定する役割を担うとされています。基本的な役割としては、関係者のまとめ役でそれを行なって、一体的に観光で地域を盛り上げていこうという取り組みだと思いますけど、今後はその関係団体の連携であったりとりまとめ役であったり、その情報の発信であったり、それを担っていく人材育成にも取り組まれていくと思いますけど、恐らくこれは主に、玉名観光協会が中心になってされていくと思いますけど、玉名市としては、その行政側からのアプローチとしては、この玉名版DMOに今後どのように働きかけていこうというお考えがあるのか、何かあればお伺いします。資金的なのを提供していくのか、人材を提供していくのか、何かあったら。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） 今の御質問でございますけども、今後はイベント等と組み合わせて、やっぱり玉名市へ来ていただけるというふうな観光客ですね、観光施設への誘客活動を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） この玉名版DMOをもっと活発化していくために、恐らく行政

側からのサポート体制もしっかりしていくのも必要だと思うんで、今後きちんとしていただきたいと思います。

6 個目の観光プロモーションによる掲載効果の目標についてですけど、やはりこの観光政策を行なっていくに当たっては、この玉名に対してどう経済効果をもたらしていくかというのを前提に地域の強みと消費者のニーズをベースにした計画の策定が必要だと思います。そのためにも、調査、いろいろな調査、実際、玉名市でもされてると思いますが、調査が必要になると思いますが、以前の一般質問でさせてもらったんですけど、大俵まつりにおいてイベント経済効果測定事業というのを行なわれていたと思うんですけども、そこでは恐らく観光客数や消費額満足度など調査されたと思いますが、その経済効果測定事業を行なわれた上で、その結果を分析したり、新たな取り組みにつなげられたりしたのか、お伺いしたいと思います。また、今後そういうやイベント・祭りなどに対してそういう調査は定期的にされていくのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） ただいまの再質問にお答えいたします。

本市では、平成27年度の玉名まつりにおいて、先ほど質問がありましたイベント経済波及効果測定を実施いたしております。その調査結果から他都市の参加者1万人規模のイベントと比較して経済波及効果が小さく、1人当たりの客単価や費用対効果が少ないという報告を受けております。原因といたしましては、市内からの参加者が多い、遠方からの参加者や観光客が少ないために宿泊や食事による外部的経費効果が少ないことが挙げられるかと思っております。そのために、平成28年度から実行委員会が中心となりまして、県外へのプロモーションを強化した結果、島原地域や福岡都市圏からの参加チームが増加し、本市の宿泊につながっております。今後も市外の参加者に参加いただくように啓発をいたしてまいりたいと思っております。

それと再度このような調査をするかということでございますけども、今のところは未定でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 実際、その大俵まつりで調査されて、余り経済効果がないというのを結果が出たのに対して、県外のほうにもっと情報発信して、県外から結局泊まりに来る方がふえたという効果が出ているんで、やっぱりこういう調査をちゃんとしてどういう対策をとったらいいかというので、少しずつ、少しずつよくなっていくんじゃないかなと思うんで、こういう調査はぜひされたほうがいいんじゃないかなと思います。実際、大俵まつりも今年もあるわけですから、さらにもっと市民の人たちが楽しむのと同

時に、経済効果も出るような祭りにしていただきたいと思います。

もう1点質問ですけど、観光振興計画の中で、平成24年の目標として、観光消費額が日帰りの場合は1人当たり3,498円から1割ぐらい増加させるのと、宿泊者の消費は1万8,301円から1割ぐらい増加させるという目標を立てられてたと思うんですけど、数的なことでは出されていなかったらいいんですけど、その、今平成29年ですけど、その目標の推移としては上がってますかね、下がってますかね。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） 今の上がってるか、下がってるかという御質問でございますけど、ちょっと今のところちょっと手持ち資料がございませんので、申しわけございません。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 済みません。また今度、わかったら教えてください。

最後の7点目の観光資源の広報PR活動ですけど、現在福岡に行ったり、大阪とか東京とか都市圏にPR活動をされてると思いますけど、この広報していくに当たってはある程度玉名市として事業を絞って対策とっていく必要があると思いますけど、日本人向けに力を入れるのか、インバウンドの外国人向けに力を入れていくのか、それとか男性に力を入れるのか、家族連れに力を入れるのか、それとも女性のお客さんをターゲットにしていくのかとか、年齢層的にも若年層にターゲットを当てるのか、高齢者を対象にしていくのかとか、ある程度お客さんの層というのがあると思うんですけど、玉名市としては今後そういう活動をしていく中で、そのターゲット的な分析というのか、そういうのはどういうお考えか、最後にお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

地方創生加速化交付金並びに地方創生推進交付金を活用して大規模なマーケティング調査を実施しております。各種調査の結果から国内観光客のターゲットは、本市への訪問数第2位であり、九州最大の観光市場である福岡市都市圏、現在本市を最も多く訪れている熊本市を初め、熊本県北周辺市町をメインターゲットにしております。また、インバウンドのターゲットは、親日でリピーターが多く、かつ日本のローカル的な地域へ訪問可能な個人観光客の割合が高い。さらに、観光消費が旺盛であることから、本市への訪問数第2位の台湾、第4位の香港をメインターゲットに置いております。それと客数につきましてですけれども、国内を初め各国においても観光、行動、物産購入の意志決定権を持つ女性を念頭におき、年代につきましては、20代から30代の若年層をターゲットとして、また、所得の高いシニア層まで幅広い世代の誘客を目指すこととしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 観光に対してはしっかり調査されて、そういう対策も今後考えられているとのことなんで、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次にいきます。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、介護予防日常生活支援総合事業について質問いたします。

国の介護保険制度の見直しに伴い、新制度がスタートし、要支援者の介護予防給付事業である訪問介護、通所介護が市町村事業である地域支援事業に移行され、市町村の裁量に任されることになりました。移行期間の猶予も終わり、本市でも本年度4月から介護予防日常生活支援総合事業が開始されました。新制度スタートに当たっては、移行による混乱を最小限にとどめるため、専門職による現行のサービス供給量を低下させないで、新たな事業に移行していくことが重要であり、玉名市でもそのような対応をされていると思います。総合事業の特徴としては、多様なサービスの展開、社会参加の視点を取り入れた介護予防の促進など、主として掲げられています。今後は要支援の方が随時総合事業に移行していくとともに、それ以外に新たに総合事業を利用される方も出てくると思います。まだ制度がスタートしたばかりですが、現在の状況、今後の対応について質問いたします。

1、介護予防日常生活支援総合事業の開始における現状について。2、総合事業業者の見込み数と今後の提供体制づくりについて。3、一般介護予防事業の取り込みについて。4、新たなサービスの検討体制について。5、ボランティア等担い手の確保について。

以上、5点質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の介護予防日常生活支援総合事業について、5項目の御質問にお答えいたします。

まず1点目の介護予防日常生活支援総合事業開始における現状についてでございますが、介護保険制度の改正により要支援1、2の方についてこれまで介護予防給付として提供されてきました全国一律のデイサービスと訪問ヘルパーサービスが、市の事業である総合事業へと移行いたしました。玉名市が行なう総合事業の内容といたしましては、デイサービスでは3種類のサービスがございます。1つ目は、これまで同様の現行相当サービス。2つ目は、介護スタッフ数や提供時間などを緩和した基準緩和サービス。3

つ目は、公民館などにおいて、4カ月間の短期集中で体力改善を目的として行なう元気アップ教室でございます。また、訪問ヘルパーサービスについても3種類ございまして、1つ目は、これまで同様の現行相当サービス。2つ目は、身体介護がなく、生活援助のみの基準緩和サービス。3つ目は、シルバー人材センターに委託して実施する、掃除や調理などに限定し、ヘルパーを派遣するふれあい家事支援サービスとなっております。事業開始から間もなく、まだ利用者も多くありませんけれども、今までのところ大きなトラブルもなく順調なスタートがきれたものと考えております。

次に、2点目の総合事業利用者の見込み数につきましては、本年4月の実績としまして、要支援認定の更新時に移行された方が46名、新規の方が15名、計61名となっております。単純計算ではありますけれども、1年間では約750名程度の利用者となるのではないかと見込んでおります。

次に、3点目の一般介護予防事業の取り組みについてでございますが、現在、地域の公民館などを活用いたしました「いきいきふれあい活動」や「ゆたーっと元気体操」、横島総合保健福祉センターゆとりーむを活用した水中運動や関節痛予防緩和教室などを実施しておりますが、これら65歳以上のすべての市民を対象とした事業につきましては、当面引き続き実施していく予定でございます。

次に、4点目の新たなサービスの検討体制についてでございますが、本市の新たな独自事業としまして、介護サービス事業所と連携し、介護予防拠点整備事業で整備した地区公民館などで行なうミニデイサービスを実施できないかと考えております。この事業を検討するに当たり、素案を示した上で、関心がある介護サービス事業所を募集しましたところ、10カ所程度の事業所が申し込みなされましたので、これらの事業所と6月から検討を開始したところでございます。また、7月からは、介護拠点整備された公民館の地元区長さんや民生委員さんの説明や意見交換も並行して行なっていく予定でございます。

次に、5点目にボランティア等の担い手の確保についてでございますが、昨年度ボランティア養成事業といたしまして、ホームヘルパーの役割を担う養成講座と介護予防事業の高齢者支援サポーター養成講座を実施いたしました。合計177名が受講されました。今年度につきましても同様に講座を実施して、ボランティアの要請と確保を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

1点目の総合事業開始における現状については、混乱なく進んでいるということだったので、引き続き進めていただきたいと思います。今、要支援の認定を受けられてる方

たちは、恐らくそのまま総合事業に移っていくことになると思いますけど、今から制度を利用していくという方たちもおられると思うんで、そういう方たちがこの制度がよくわからないからといって利用を控えたりするようなことが起きないように、相談窓口など、事業の周知においては徹底して行なっていただきたいと思います。

2点目の総合事業利用者の見込み数と今後の提供体制づくりについてですけれども、始まったばかりで詳しい数はわからないと言われるかなと思ったんですけど、出させていただいてありがとうございました。750名ぐらい、おおよそでなるという予想なんですけど、大体要支援の方たちは、この総合事業に移行していくという形ですかね。プラスして新規が入ってくるんで、なんか結果的には多くなりそうな気がするんですけど、今恐らく要支援1、2で1,400名ぐらいおられると思うんですけど、数的な推移、わかればいいんですけど、わからないなら総合事業利用者としては、今の要支援1、2よりもふえると思うんですけど、どうですかね、その辺。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 平成28年度末までの要支援1、2の数から、今後総合事業に移行したときの数の推移ということでございますが、現行の、現行といいますか、28年度までの1、2、それの人たちがまず現行サービスを必要とする人ですね、これは現行、今28年度までと変わらないサービスを受ける人、それからそういう現行では受けられない、もうちょっと軽い人、そういう人たちを今回、大体ピックアップするというふうなことが大きな目的なんですけど、こういう人たちというのは、やはり今からまたふえてくるだろうというふうに思っております。それは相対的な高齢者の人口がふえてまいりますので、おのずとしてそちらのほうもふえてくるというふうに推移しているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりこの総合事業というのをしっかり機能させていけば、元気に暮らしていける人たちがどんどんどんどんふえて、要介護認定される人が減ってくるんじゃないかなという思いがあるんで、この事業には、玉名市として、本当にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

今後取り組んでいく中で、この一般介護予防事業、今されてると思うんですけど、結局この総合事業というのも市が運営していくことになるんですけど、今後新たなサービスを実施していくに当たって、現在、玉名市が公民館などでされているこのいきいきふれあい活動などの一般介護予防事業との区別が少しなくなってくるのかなという思いがあるんですけど、イメージ的には一般介護予防事業のこの延長線上に総合事業がきて、一体的に取り組んでいくような形になるんじゃないかなと思うんですけど、でもその中でも総合事業においては現行相当のサービスで、専門的な対応もしっかりできる仕組み

を維持しておく必要があると思うんですけど、この総合事業と一般介護予防事業の位置づけとございますか、そういうふうなのについてはどういってお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

総合事業と一般介護予防事業との、将来的にはその両方の事業が一本化になってくるんではなかろうかという御質問ですが、まず、私どもが位置づけておりますのは、一般介護予防事業とその事業はですね、65歳以上のすべての高齢者の皆さまに、介護にならないための予防の事業というふうな位置づけております。それで、その地区の公民館あたりを使って、元気なうちにそういう介護が必要で、長く元気でいられるための事業と、それともう一つ、総合事業というのは、介護認定を受けられた方が、それから重度にならないというふうなことの事業として位置づけておりますので、将来的には一般、そういう総合事業も元気な方も一緒に触れ合える場所としては考えておりますけども、位置づけ的には、元気な方とそれから介護認定を受けられた方、そういう形での区分というものを今、しながら活動を考えておるといことでの区分をしておるといところでございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりその総合事業において、やっぱりその今言われたように、介護が必要な方が対象になると思うんで、今ある現行のサービスの専門職の方たちがされているサービスもちょうど受けられるような体制は、今後引き続き確保していただきたいなと思います。

4点目の新たなサービスの検討体制についてですが、ミニデイとか検討されていくことになるとは思いますけど、今後そういう新たなサービスを検討していくに当たって、恐らく公民館とか、体育館とか、いろんな場所でされていると思いますけど、そうすると、そこまで行きたくても行けない、移動が困難な人たちも出てくる可能性があると思いますけど、そういう移動というか、移送に対するサービスの構築についてはどうお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 総合事業に関しましてのミニデイの取り組みにつきましては、公民館1カ所あたりに、大体対象者が4、5名だというふうに思っております。そうしますと、送迎についても、事業所の職員に委託をするわけですけれども、事業所の職員1名と、それから、地区の補助員の2、3名の方で、送迎等も可能ではないかというふうに考えておるところです。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） そのさまざまな事業を計画されるに当たって、そういうせっか

く事業してるけど、行くことができない、みたいなことにならないように、そういう移動に対しても公共交通網の整備で対応したりでもいいですけど、しっかりそういう移動についての支援も同時に行なっていただきたいと思います。

新たなサービスの検討体制としては、これから進めていくうえでいろいろニーズとか、現場で働いている人の意見とか、いろいろ出てくると思うんで、そういうのを参考にしながらしっかり対応していただきたいと思います。

最後のボランティアなどの担い手の確保についてですけども、現在、養成講座をされて177名の方がサポーターとして養成されてるとのことですけど、恐らく今まで要支援のサービスを受けていた方たちは、ヘルパーさんが対応されたりして、今まで専門的な支援を受けて来られた方だと思いますけど、そこでそういう家事支援員やボランティアや地域の方などが対応することが今後総合事業では出てくると思うんですけど、そういう専門性の人と養成講座を受けて支援員になられた方の対応で、恐らくちょっと違う部分があると思うんですけど、そういうので、もしかしたらトラブル、新たなトラブルみたいなのも発生してくる可能性もないとは言えないと思うんですけど、そういった対応についてもきちんと協議しておいたほうが良いと思いますけど、そういう専門の人が対応するのと、そのボランティアの人たちが対応する、差による問題などの発生についてはどうお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 総合事業の対象者につきましては、比較的身体的機能もある程度軽度な方を対象にいたしますので、経験を重ねることで十分対応できるというふうに思っておりますが、昨年実施いたしましたボランティア養成講座では、自立支援を促す生活支援の方法、それから、高齢者の心身の仕組み、高齢者の栄養、それから認知症についての理解、そして守秘義務、コミュニケーション技術、介護保険制度の仕組み、それから自助、互助の必要性など、多岐にわたるカリキュラムでサポーターを養成しております。そういうことで、内容的にもかなりのそういう講義、実践を踏まえながらサポーターを養成しておりますので、先ほど申し上げました経験を、軽度の人でございまして、経験を重ねるごとに対応できるものというふうに思っているところです。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今答弁されたように、しっかり研修されて、受講された方が今後ニーズに応じた多様なサービスを担っていくことになると思います。玉名市として今後いろんなサービスを行っていくには、やはりある程度の人員的なものが充実しないとサービス提供はできないと思います。現在は、介護の現場でも担い手不足が問題となっています。ボランティアなどの養成においても幅広く地域や関係機関に働きかけ、実際に生活支援サービスに携わっていただける方の養成に努めていただき、より多くのサ

ービスが実施され、専門的なサービスもきちんと取り入れられ、高齢者が生き生きと暮らせるような体制を構築し、介護予防事業本来の役割をもっと発揮できるような体制をつくっていただきたいと要望いたしまして、次の質問に移ります。

○議長（永野忠弘君） それでは、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時37分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に子どもの貧困対策について質問いたします。

国の調査によると、子どもの貧困率は、平成24年に16.3%で過去最悪となり、子どものおよそ6人に1人が貧困状態にあるとされています。貧困のラインは国民の平均的な生活水準の半分としていますが、その基準に満たない子どもたちが6人に1人もいるということになります。また、その中でも特に深刻なのは、母子家庭などのひとり親の世帯で貧困率は54.6%となり、半数を超えています。2人以上大人がいる世帯での貧困率が12.4%であることと比べると、異常な状態だということがわかります。この背景には、格差社会の広がりが見られますが、この傾向は今でもますます進んでいるように感じます。このような背景もあり、国は貧困対策にも力を入れています。子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成26年に施行され、それに基づき、「子供の貧困対策に関する大綱」がまとめられました。支援の内容としては、子どもの貧困対策を教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援の4つの柱により取り組むことにしています。これからの未来を担う子どもたちの将来のために、子どもたちすべてがきちんと教育を受けられる環境を整えるとともに、生育環境を整備し、生活の支援、保護者の就労支援などあわせて幅の広い支援を行ない、だれも取りこぼされることのないように全力で、総合的な対策を進めていく必要があります。

そこで、玉名市の子どもの貧困対策についてお伺いいたします。1、玉名市における子どもの貧困率の現状について。2、子どもの貧困問題に対する実態調査について。3、学校保育現場や地域と行政間の連携について。4、庁内での連携体制について。5、玉名市における相談体制について。6、玉名市における現在の対策について。7、貧困対策計画の策定など具体的な今後の取り組みについて。

以上、7点質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 子どもの貧困対策について、7項目の御質問にお答えいたします。

まず1点目の子どもの貧困率につきましては、国が実施する国民生活基礎調査をもとに、厚生労働省が公表しております。子どもの相対的貧困率といたしまして、平成24年時点で16.3%と示されております。なお、都道府県別や市町村別の子どもの貧困率については公表されておられません。

2点目の子どもの貧困問題に対する実態調査についてでございますが、貧困状態の子どもの状況を把握し、対策を効果的に進めるために、本年6月から7月にかけて熊本県が実施主体となり子どもの生活実態調査が実施されます。調査の対象は、県内全市町村の小学5年と中学2年の子どもと、その保護者が対象で、調査結果につきましては各市町村に公表される予定となっております。

次に、3点目に学校、保育現場や地域と行政間の連携についてでございますが、子どもの貧困に関する相談支援については、学校や保育現場など、子どもが日ごろ通い生活している機関のみで解決することは非常に難しく、地域や行政もかかわりを持ちながら対応に当たらなければ、問題解決に至らないと痛感しております。今現在も各方面、各機関と十分に連携を取りながら対応に当たっているところでございます。具体的には、子育て支援課相談室を初め、市役所各課に来庁した相談者や保育所、学校、スクールソーシャルワーカー、病院、保健センター、市内外の福祉関係事務所、主任児童員、民生員、さらには児童相談所、警察などから情報が寄せられた子どもや保護者に対して、現在かかわりのある機関、また、これからかかわりを持つ可能性のある機関と情報共有を図り、よりよい支援に向けた個別ケース検討会議を行ない、支援方針を立て、その支援方針に基づく家庭訪問や面談をし、その記録をもとにさらなる支援につなげていくという相談1件に対して、幾度もの過程をたどり支援を続けております。今後もさまざまな関係機関と地域行政間での情報交換を密にし、相談者にとって最適な支援が継続できるよう、関係機関全体で支えていくネットワークづくりを充実していきたいと考えております。

次に、4点目市内での連携体制についてでございますが、本市におきましては、現在玉名市生活安心ネットワーク委員会を設置しております。この委員会は、平成25年4月に発足し、現在、健康福祉部長を委員長として、市内の17の課からの委員で構成しております。生活困窮などの深刻な問題に対し、市内の関係課が連携し、問題解決に向けての適切な支援を行なっております。

次に、5点目、玉名市における相談体制についてでございますが、子育て支援課における相談体制ですが、1つに貧困が主な原因である養護・育成などの相談や育児の虐待に対する家庭児童相談員2名を配置しております。2つ目に貧困に陥る可能性が高いD

V問題や離婚などの悩みを抱えた世帯に対応する婦人相談員2名を、これも非常勤職員として配置し、日々情報が上がった家庭内の保護者と子どもの情報を共有しながら、問題解決に向け継続した支援を行なっております。また、相談員への助言や関係機関との連絡調整、協議等を図りながら相談事業を統括していく担当職員をこれまで1名配置しておりましたが、さらに、今年度から専門的知識を持つ社会福祉士を配属いたしました。ここ数年の相談室の相談件数も高い水準で推移し、その内容についても貧困に起因する育児放棄や心理的虐待など、緊急かつ重篤な相談が多く寄せられ増加している状況であることから、今後もよりよい支援へつなげるための相談・支援のスキル向上を図り、問題解決に向けた継続的な支援体制の充実を図ってまいります。

次に、6点目、玉名市における現在の対策につきましては、3点ございまして、まず1つ目にひとり親家庭の生活支援といたしまして、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療の助成を行なっております。2つ目にひとり親家庭の就労支援策として、技能や資格を取得する場合の自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給しております。3つ目といたしまして、生活困窮家庭出身の子どもが引き続き生活困窮に陥らないように、貧困の連鎖防止の観点から学習支援事業を行なっているところでございます。

次に、7点目の貧困対策計画の策定など具体的な今後の取り組みについてでございますが、現在本市における貧困対策計画は策定しておりません。今後につきましては、これまで以上に市内の連携を充実させ、職員の知識習得、相談体制、対応、それから支援対策などの向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） 北本議員の学校、保育現場や地域と行政間の連携についてお答えいたします。

世帯が抱える経済的貧困や生活困窮等の家庭事情の影響で、子どもたちの身体状況や服装を初め、学校生活での様子にも何らかの変化が現れることがございます。学校としましては、この変化にいち早く気づき適切な対応をするために毎朝の健康観察調査や家庭での生活状況チェック等を通し、状況の把握に努めているところであります。児童生徒の外見的变化や通常と異なる言動が認められた場合、学校側の初期対応としましては、まずは子ども本人、そして保護者との対話を通して家庭での状況把握と解決のための糸口を探り、仮に就学に係る費用等の支援が必要であると思われる場合は、就学援助費や奨学金の制度、支援制度等を学校側から紹介されます。また、これ以外にも生活の困窮ぶり、家庭事情の複雑さ、困難さが認められるなどの特殊な世帯状況に応じて学校から

市教育委員会や市子育て支援課等へ関係部署へ「つなぎ」が行なわれるなど、学校と行政間の連携した支援が図られていると認識しております。

続きまして、玉名市における相談体制ということでお答えいたします。子どもの貧困に関する相談は、主たる相談業務ではありませんが、市が配置している教育相談員や適用指導教室指導員による相談の中で、課題となる言動の背景の一つとして、経済的困窮が考えられる場合があります。必要に応じて関係機関へのつなぎ対応を行なっているということで、そういうケースもございます。実際、先ほどの答弁にもございましたが、学校からのつなぎにより県が配置するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる相談対応も行なわれているところでございます。

続きまして、玉名市における現在の対策ということでございます。教育委員会といたしましては、先ほども申し上げました小中学校へ就学援助費制度、高校・大学生等への奨学金の支給・貸与制度による経済的な支援や市や県による相談体制の活用支援などが挙げられます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

まず初めの玉名市における現状ですけど、その国が16.3%で、県、市、町村単位では公表されていないということだったんですけど、統計上難しい面があるのかなと思いますけど、やはり玉名市として現状把握しないと、やっぱり対応はなかなかできないと思うんで、正確には出せないかもしれませんが、現状把握する上で、ある程度の数値は必要じゃないかなと思います。

2点目の子どもの貧困問題に対する実態調査についてですが、6月から7月にかけて県が調査されるということですけど、冒頭にも子どもの貧困対策の推進に関する法律が、平成26年に施行されたと言いましたが、この法律では、第4条で、「子どもの貧困対策について、地方公共団体は子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた政策を策定し、及び実施する義務を有する。」としています。また、第14条では、「国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究、その他の必要な政策を講ずるもの。」としています。ということは、法律できちんと調査を実施し、対策をとってくださいと、うたっていることとなりますけど、やはり対策していく上では、この玉名市独自の実態調査というのも、今後必要になってくると思うんですけど、玉名市において、小学校入学児童や中学校入学生徒がいる世帯などに対して、県が調査する以外に、市独自のアンケート、実態調査等をしたほうがいいと思いますけども、改めて見解をお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

市独自の貧困率の取り組みについてということでの御質問ですが、まずは私どもといたしましては、県のこの調査、小学校5年、中学校の2年生、その調査を全生徒になりますので、その結果を踏まえまして、その結果を見てからの対応と。それからやはりもう少し幅を広げてやるべきかというのを、その結果を見まして判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 県の調査に任せるとのことでしたけど、先月、国のホームページに、地域子どもの未来応援交付金の概要版というのが5月に掲載されてたんですけど、この地域子どもの未来応援交付金とは、内閣府が実施しているもので、子どもの貧困対策計画の策定や子どもの居場所づくりを進めていくことについて交付されるものであります。以前は、調査から計画の策定、モデル事業の実施など、一体的なものだけに交付されていましたが、昨年9月から利便性向上のために交付要件が弾力化され、実態調査のみでも利用できるようになりました。このように、国の交付金などの補助事業などを利用して、玉名市で調査していくこともできると思いますけど、こういう補助事業を利用することについてのお考えはどうでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 今年度、内閣府のほうから、地域子どもの未来応援交付金というものを活用しての対象というものが、調査ができるというふうな補助金が創設されております。これを使って調査をやるかの判断につきましては、先ほども申し上げましたとおり、やはり一律の、県下全体の一律のそういう貧困状況というものが出た段階で、もう少し検討をさせていただければというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ここにその交付金の概要を印刷してきたんですけど、本当に多くの地域が活用されてます。今、答弁にあったように、私自身も県単位の大きい行政のところだけかなと思ったら、地域が書いてあるんですけど、近場でいうと、宮崎県の都城市とか日南市、佐賀県の嬉野市や武雄市など近隣の市町村でも活用されています。これにどういう事業をされているかが挙げられてるんですけど、この佐賀県武雄市だと、小学1年生の保護者、5年生、中学2年生の全児童・生徒及び全保護者約2,300件を対象にアンケート調査し、困り感のニーズ調査等されるとされています。日南市でも、小中学生の全保護者5,300件を対象にアンケート調査を実施すると、本当に多くの市町村が実施されていて、平成27年度には、国はこれに24億円補正予算をつけ、28年度でも10億円予算をつけて必死に取り組んでいこうとして、実際取り組んでいる市町村はこうやって取り組んでいます。こういうほかの自治体でも先進的に取り

組んでいこうと思えば、取り組んでいけると思いますし、この補助金4分の3出るんですけど、玉名市でもぜひ取り組んで、やはり実態を調査して、データを得ないとその次の対策というのはなかなかとれないと思うので、しっかりこういうお金があるんだったら補助金なども活用していただきたいと思います。

また、昨年、個人的に東京都足立区に視察に行かせていただきました。足立区は、子どもの貧困対策において「未来へつなぐ足立プロジェクト」として先進的に取り組まれています。取り組むに当たっては、町の置かれている現状を治安だったり、健康問題だったり、学力など、さまざまな方面から分析し、貧困の原因を家庭の経済的な困窮だけでなく、地域社会における孤立や健康上の問題など、個々の家庭を取り巻く環境を全般にわたる複合的な課題と認識し、解決に向けて取り組まれています。こういう足立区のような先進地を参考にしていくのもいいかなと思います。玉名市でも、この貧困問題について、しっかり現状把握して今後取り組んでいただきたいと思います。

3つ目の学校、保育現場、地域との行政間の連携についてですけど、いろいろ各関係団体と連携されていると思いますけど、この貧困問題というのは、正直なかなか見えづらいという現状があります。困難を抱えている可能性のある子どもや家庭の実態は、実際、その家庭に入っていくとわからない部分も多くあり、さらには支援が必要な状況にあっても、経済的な支援制度を望まない家庭や支援制度の適用条件に当てはまらないが、経済的に厳しい家庭、身近な相談者がいなくて、社会的孤立により支援情報が届いていない家庭など、さまざまな背景があると思います。そのためにもよく言われているように、学校や保育の場を子どもの貧困のプラットフォームと位置づけ、困難を抱えている子ども、家庭をさまざまな場面で可能な限り早期に把握し、具体的な支援につなげていくことが必要だと思います。やはり子どもに接する機会が多いのは、家庭の次には学校の先生であったり、保育園の先生たちだと思いますので、その方たちが日ごろの業務で気づいた子どもたちの問題、もしかしたらこの子は虐待を受けているんじゃないかとか、朝ご飯食べてきてないんじゃないかとか、文房具など学用品を買ってもらえてないんじゃないかとか、現場の先生たちが恐らく気づく問題もあると思うので、そういう問題をすくい上げて、きっちり行政のほうにつないでいけるような仕組みが必要だと思いますけど、そういうくらしサポート課であったり、教育委員会であったり、子育て支援課の職員の方たちと現場の学校の先生や保育士、スクールソーシャルワーカーなどの現場の人たちが常に情報交換できるような検討委員会とか、ケース会議のようなものがあってもいいんじゃないかと思うんですけど、そういうのについては、どう考えですか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問にお答えします。

各学校、それから保育所等の現場からのそういう事情も徴収しながら、今現在も、やはりそういう情報交換というものはあっております。そういう施設の個別な関係機関を先ほど17課の庁内体制と申し上げましたが、そのやはり小さな関係する部署だけ寄って検討会議というものを開催しておりますので、情報の共有、すべて行き届く面もないかもしれませんが、そういう形での現在努力として、努力も重ねておりますので、よろしく御理解いただきたいと思ひます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今もされていると思ひますので、しっかり取り組んでいただきたいと思ひます。

玉名市では、子ども・子育て支援事業計画を立てられていますけど、その中でも基本方針として、社会全体ですべての子ども・子育て家庭を支援するとして、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつも、障がいや疾病、虐待、貧困などの社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含めたすべての子ども・子育て家庭を対象に保証することを前提として取り組むと、しっかり計画されているので、今後も取り組んでいただきたいと思ひます。

庁内での、4点目の庁内での連携体制についてですけど、安心ネットワーク委員会というのをつくられて庁内の連携体制もとられているということなので、やはりその結局、相談に来られても、結局、就学前だと子育て支援課、就学後だと教育委員会で、また親の支援となると暮らしサポート課とか、いろいろな課が結局対応して、こっち行ったりあっち行ったりしないといけなくなる人も出てくると思ひるので、しっかり市としてこの貧困問題対策については、ちゃんと対応できるような庁内でのサポート体制もとっていただきたいと思ひ、5点目の相談体制についてもいろいろな相談員の方おられると思ひますけど、しっかり対策をとっていただきたいと思ひます。

6点目の玉名市における現在の対策についてですけど、子どもの貧困対策を進めていく上では、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援の4つの柱により取り組むこととされて、玉名市でも、答弁でもありましたように、いろいろな対策が取られていると思ひます。最初に申したように、この貧困に陥りやすい世帯として、ひとり親の家庭が挙げられると思ひますが、このひとり親家庭の推移としては、現在玉名市ではどのようになっているか、わかればお伺いしたいと思ひます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の再質問にお答えします。

ひとり親家庭の推移につきましては、平成25年度が698人、平成26年度が730人、平成27年度が748人、平成28年度が749人となっております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり増加傾向にあると思いますけど、やはりそのひとり親の家庭というのは、社会的に孤立して支援の情報が入ってこないというような場合もあつてますので、そうならないように、きちんと必要な支援が受けられるように、そういうひとり親の世帯に対してもしっかりと対策とっていただきたいと思います。

教育支援を行なう一つとして、子どもに必要な教育環境の整備は、貧困の連鎖を断ち切る上で鍵となるだけに、新たな貧困を生まないためにも重要な対策だと思われまふ。そのためには、子どもが生まれ育つた環境に左右されることなく、教育を受けれるように支援していくことが重要になると思うんですけど、その支援の1つの中に、就学援助があると思いますけど、玉名市の推移としては、現在この就学援助についてはどのようなになっているのか、お伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、就学援助費の受給者割合の推移につきましては、平成27年度が受給者数で743名、総児童・生徒数の14.1%になります。平成28年度は750人で14.5%、本年度が715人で13.9%となっております。本年度より、就学援助費の支給の対象といたしまして、玉名高校の附属中学校の生徒さんも入っておりますけれども、学校で11名が認定されてるというところでございます。

次に2点目、就学援助費制度の周知の方法についてでございますけれども、毎年1月号の広報たまなにおいて、就学援助の申し込みについてという記事を載せております。あわせて、市のホームページに年間を通して就学援助制度について掲載しております。また、全児童・生徒の保護者に対しまして、各学校を通じて制度についての案内文書を配布するなどの周知に努めております。

次に、3点目の平成29年3月31日付で、文部科学省が出されました、こちらまだ質問なかったですね、失礼しました。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 済みません。就学援助14%ぐらい、700人ぐらいの方が受けられていて、今答弁次あると思うんですけど、就学援助費が恐らく何万円か、今回から上がってると思うんですけど、恐らくこの6月の補正予算にも多分、組まれているんじゃないかなと思うんですけど、その変更点についてお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 失礼いたしました。

3点目の金額の改正でございますけれども、平成29年3月31日で文部科学省から通知が出されております。要保護児童生徒援助費補助金の制度改正の内容ということで

ですね、新入学児童生徒学用品費が増額改定されております。改訂内容といたしましては、小学校で2万470円であったものが、4万600円に、中学生で2万3,550円であったものが、4万7,400円にそれぞれ引き上げられています。これを準用する準要保護児童生徒の補助単価につきましても、増額改定分を今回の6月補正予算に計上させていただいております。この増額支給は、今年度の新入学児童生徒の皆さんから対象にしています。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） この改定があって、恐らく倍ぐらいになってると思うんですけど、半分は国からの補助がくるんだと思いますけど、その改定には、さっき3月31日にあった改定では、この新入学児童生徒学用品等を初め、予算単価等の一部を見直しを行なうのと同時に、また援助を必要とする時期に速やかな支給が行なえるよう、中学校だけでなく小学校についても入学する年度の開始前に支給した新入学児童生徒学用品等を国庫補助を対象にできるよう一部を改訂するとされていますけど、つまり簡単に言うと、小学校に入学する前に、この就学援助をあげても、恐らく国の補助対象にできるということだと思うんですけど、この玉名市としては、この時期、援助をする時期の見直しという国の対応を受けて、今後どのような対応をとっていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 改正点の一つといたしまして、要保護児童・生徒の新入学児童生徒の学用品費を入学前の支給ということがうたわれております。今まで中学校のみの国庫補助金の対象だったというのが、小学校まで拡大されたということで、制度の改正が行なわれております。これにつきましては、支払いの時期。それから、支払いは今までやったの3月、失礼しました。学年が始まって、6月ごろ、申請受付云々等の事務手続きをやっていくと、6月ぐらいの支給となっておりました。仮に、3月の支給となりますと、今年度云々という対応が非常に難しゅうございます。というのが、今年度取り入れるということになると。3回事務的な手続きを学校とやりとりをせなんわけですよね、そうなってくると、非常に学校の事務的に煩雑になってくるという、そういうものもあります。それから、全体的なスケジュール、それから親御さん、PTAの保護者の皆さん方に周知をするという準備がいります。こういうものを考えますと、今年度については、3月はちょっと間に合わないなというふうに考えております。事務的にどういう流れになるか、どういうふうな周知をやるかという、そういう皆さんが知ることが1番大事じゃないかなと思いますので、その辺を徹底的にやる必要があると思いますので、期間的にちょっと時間がかかりますので、できれば次年度以降に対象とし

てやっていたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 国がこういうふうに支給時期の改定をして、恐らく入学するときは多分1番お金がいると思うんで、その前にあげてもいいよというように改定されたんで、玉名市としても今後そうできるように取り組んで、できるだけ早く取り組んでいただきたいと思います。

もう1点、再質問ですけど、最近の子どもの居場所づくりの一環として、地域の子どもに無料か安価で食事を提供する子ども食堂と呼ばれる場所が全国的にふえてきています。玉名市でも取り組まれているところがありますが、民間において始まった取り組みで、公共施設を利用したり、飲食店を貸しきったりなどして、全国でいろいろな形で運営されています。この子ども食堂への関心は全国で広まっており、貧困家庭や孤食の子どもたちに安心して食事できる場所を提供しようと始まった取り組みです。しかも、現在ではさらに、学習支援を行ったり、地域の人との交流拠点となったりして世代間を超えたつながりがあると、多面的な役割が期待されています。行政の支援も始まりつつあり、北九州市などでは、市が民間団体に委託して支援を開始しています。既に玉名市でも、地域の団体などによってそのような活動が広がりつつありますが、子ども食堂のような子どもの居場所づくり活動における玉名市としてのサポート体制については今後どうお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

今質問の内容の子ども食堂に関しましては、玉名市といたしましては、子ども食堂の実施やその支援は現在行なっておりません。ただ、現在NPO法人キッチンるばが熊本県の地域の援護事業として地域のさまざまな立場、世代の人が交流できる場を共有し、人の豊かな成長、地域の諸活動、生産活動の振興、地域の安全に寄与することを目的に活動を展開されております。その中で「学び場たまな」という食事つき夜間学習支援を事情があって、親が子どもを見守る時間が限られる家庭、子どもたちだけで夜ご飯を食べなければいけない家庭の児童・生徒を対象に、週に1回実施されております。今後とも必要なケースに紹介するなど、事情、情報共有をしながら、子どもの健全育成を図れるよう連携していきたいというふうに考えております。

また、市独自の事業に関しましては、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） そういう居場所づくりについてのサポート体制も、今後考えて

いただきたいと思います。

7点目の貧困対策計画の策定は、今の時点ではされてないということでしたけど、今後、やっぱりしっかりどう対応していくかというような計画の策定も必要になってくると思うので、市として明確な方針、目標をもって取り組んでいただきたいと思います。

今回、観光プロモーション、総合事業、貧困対策と多方面にわたって質問をいたしました。貧困対策については、国は「つなぎ」というフレーズを掲げて取り組んでいます。行政運営をしていく中で、このつなぎというのは本当に重要ではないかなと思います。教育、福祉の福祉といった庁内関係各課をつなぎ連携体制を強化し、行政機関とNPOなどの地域団体、企業などをつなぎ地域一体的な支援ができるようにし、またその支援体制の中に学校現場などから子どもたちをきちんとした支援につなぐことにより、より一層充実した取り組みができるように感じます。

観光においても、まつりやイベント、観光プロモーション活動なども行なうことはもちろん重要ですが、ただ実施するだけでなく、きちんと経済効果、地域活性化につなげていくことが必要だと思います。

総合事業においても、高齢者が生き生きと暮らしていけるよう、さまざまなサービスを模索し、本来の目的である介護予防につなげていかなければなりません。このようにさまざまな事業を行なっていくに当たっては、現状をきちんと把握し、問題点を見つけ、対策を計画し、解決に取り組んでいく、その取り組みの繰り返しによって地域はより住みやすくなっていくのではないのでしょうか。やはり、玉名市の運営を先端で担っているのは、行政のプロである職員の方たちだと思います。高い専門性を持ち、職員間のつながり、連携を密にし、部や課の枠組みを超えた連携を図ることにより、縦割りのサービスではなくワンストップのサービスに近づくことができ、市民のニーズに迅速かつ的確に答えられるのではないのでしょうか。業務に精通した職員の人材育成に努めるとともに、部や課のつながりを一層強化して、今後もよりよい行政運営を行なっていただきたいと要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 保守前進クラブの田畑でございます。

休憩じゃなかつかと言われて励まされて出てきました。なんか私がここに立つと皆さんもう眠気が過ぎたんですかね、皆さん注目してこっち見られておりますんで、緊張はしませんけど、なかなか気持ちがいいもんですね。市民会館でチャリティーショーするときに850人入るんですよ。そして舞台のほうに雰囲気伝わってきます。非常に気持ちがいいもんで、それと同じように、満席でございますので、気持ちがいいもんでご

ございます。

余分な話はやめまして、早速一般質問に入りますけども、今回の一般質問につきましては、いろんな数件の課題が寄せられましたけども、事前に通告しておりますとおり、1つの項目について一般質問を進めていきたいと思っております。

過去何十年にわたりまして、念願であった桃田の玉名市総合体育館メインアリーナの空調設備工事の入札が終わりまして、施工の段階に進んでいるように思っております。私も市議を拝命いたしましたから、この空調設備工事はできる限り早く実現したいという思いで強く望んでおりました。室内競技を行なう選手の方々は、冬場は自然に体温も上がり中の空気もあつたまってきますので、そういった競技に大した支障はないかと思っておりますけれども、夏場ですね、外の大変気温が高いときに室内の温度も非常に高くなります。競技に支障をもたらすものと私も考えますし、空調設備導入に非常にこの期待感を持っておりました。期待をしているだけに何十年ぶりに導入される新しい形式の空調設備ゆえにまた、今後恐らく長く使用されるだろうと思うその空調設備であり、それに耐える空調設備が必要であり、仕様書内容に一致した施工が求められていると思っております。それは設計会社が最良最善の設備を設計に組み込んでいるからであります。施工された空調設備は、その目的に達しない能力不足の類似品では、玉名市民に対しても市議会議員としての本当に申しわけない事件となるように思います。仮に、今議会で承認された、今議会でですね、承認されたとしても施工完了は、来年年明けの、冬期の終わりごろとなると思っておりますね、冷房能力のテストは、春先から夏場となり、施工完了の確認時期にしては、余り適切ではないかという疑念を抱くところでございますけども、私が強く望むのは、特殊な体育館の大型空間を完全な仕様書の内容で、空調設備が施工できあがることを願ってのことでございますし、仮契約まで進出した過程と内容について、今議会で確認したく、議会の一員としての責任を果たしたくこの場に今立ちました。明快で適切な内容の答弁をいただけてから、その答弁に理解がない点について、詳細にわたって再質問をしたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

[企画経営部長 瀬崎正治君 登壇]

○企画経営部長（瀬崎正治君） 田畑議員、玉名市総合体育館空調設備の入札から仮契約までの経緯についてお答えをいたします。

まず、主管課である生涯学習課の委託を受けた営繕課から、工事入札にかかわる設計図書及び仕様書が提出され、施工伺いを経て、管工事の条件つき一般競争入札で業者を決定するため、入札参加条件等を4月7日開催の工事指名等審査会に図りました。審査の結果、管工事業の特定建設業許可を有し、経営事項審査決定通知書の管工事の総合評定値が800点以上あること等の条件を承認いただき、4月10日に入札公告を行ない

ました。入札申し込み及び疑義申し出の期限を4月21日正午までとし、その間7者の参加申込と3者から疑義申し出があり、4月24日に、入札参加申込者全員に対して疑義の内容及び回答をお知らせしたところです。

なお、申し込んだ7者のうち2者については、入札参加申込後に提出すべき書類の提出がなく、入札を辞退されましたので、残る5者により電子入札システムを利用した入札が5月1日より開始され、5月12日の9時40分に改札を執行しました。改札の結果、最低の価格で入札したものの入札価格が、低入札価格調査基準価格を下回ったため、玉名市建設工事低入札価格調査実施要領に基づき、低入札価格調査を5月22日午後1時30分より実施しました。今回の入札においては、調査基準価格を下回った入札が行なわれたわけではありますが、ただ調査基準価格を下回ったからといって、直ちに当該契約の内容及び適合した履行がなされないかというのではなく、当該価格で入札した理由や手持ち工事の状況、事業所倉庫等の地理的条件、労務者の供給見通し、経営状況などを入札者から直接聞き取りを行なうなどして、その内容を総合的に勘案し、契約の内容及び適合した履行がなされると、認められるか否かを検討することとなっております。今回行なった調査においては、調査基準価格を下回った主な理由として、工事に伴う経費のうち、一般管理費を企業努力により抑制していることが大きく、十分履行が可能と判断をし、5月23日開催の工事指名等審査会における、低入札審査会において、当該契約の内容及び適合した履行が可能であるとの結論を得たものです。これを受けて、当該最低の価格をもって入札を行なった株式会社誠工社を契約の相手方と決定し、その旨を5月24日に通知するとともに、他の入札参加者に対してもその結果を通知・報告したところであり、5月30日に仮契約の締結に至ったものでございます。

以上、経緯について御説明をいたしました。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） ただいまいただきました答弁の内容では、品行方正な答弁の内容では、些細についてちょっと理解できない点ございますので、数点について再質問させていただきます。

順を追っていきますので、わかりやすくよろしく答弁をお願いします。

宇土市の体育館にエコファクトリーの空調設備が設置されていることはおわかりですね。その調査研修に行かれた研究熱心な職員が数人おられましたよね。この研修には、大変勉強熱心な田中議員も行かれて内容は十分把握されております。それは別としまして、その時期がいつ行かれて、だれが行かれたのかということも知りたいと思います。また、宇土市民体育館で実績のあるメーカー、エコファクトリー社に、レクチャーを求め、イニシャルコスト、ランニングコスト、あるいは競技種目に対する影響の度合いを確認されたと聞いております。その聞いた成果とそれに対する認識はどのようなことを

思っておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。

先進地である宇土市を視察したということですがけれども、これは平成27年7月24日、一般を対象にした説明会が宇土市で開催されたということで、これにその折に視察をしております。生涯学習課長、課長補佐、担当が3名、まいっております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 私が聞いてますのは、その聞いた、どういうことが成果になったのか、その辺のどういう認識を持ってるかというのを今お伺いしたんです。それもあわせてお願いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 再質問にお答えいたします。

その説明の中で、ランニングコストだとか、工事費だとか、電気の消費量が安くなるというようなことで、完成後、体育館の送風式の場合は、風が舞ってバトミントン等が、卓球あたりができない場合がありますけれども、風は発生しないということで、そういう競技にもメリットがあるというようなことを確認しております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 結局ですね、玉名市の主管課としては、宇土市民体育館のやり方で行ないたいと、玉名市よりメーカー、エコファクトリーさんに資料、いわゆる計画案提供の要望があつてますね。メーカーより概算書、いわゆる概算の工事費を含んだ概算書ですね、を提示してありますが、その時期とまた、担当者はだれだったかお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） ちょっと私の手持ちがございませんので、申しわけございません。しばらくちょっとお待ちください。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） それではあとでいいですから、飛ばしていきますんで、あとで教えてください。

結局、設計業務は株式会社産紘設計が落札して、アール設備企画が設計業務を下請けして、現場調査の上、そして体育館ですね、桃田の体育館、現場調査の上計画案を基本にして担当部署と協議を重ねて、宇土市民体育館と同様のやり方で設計を進めている途中でですね、いる途中で、設計を進めている途中で、営繕課より類似のシステム、同じ

ような似たようなもんですね、類似、似たようなもの。これは機器類を含む比較表を作成してほしいとの要望がっております。これがだれがその要望指示したのか、それを教えてください。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

メーカー3者による輻射パネルの比較検討表につきましては、営繕課の課長を初め、担当職員が依頼したものでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） はい、よくわかりました。

設計業務を請け負った会社は、要望を受けて、この案のシステム比較表を作成し、営繕課担当者へ説明したと。その結果、宇土市民体育館と同様のやり方で進めることを確認、同意して設計に組み込む機器やシステムを宇土市民体育館と同じ内容で設計図を作成して、あわせて設計予算書を作成して、提出承認されているわけでありまして。以上の内容で決定して、仕様書作成となったと思うが、設計会社とその打ち合わせをした時期とその担当者はどなたですか。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

時期につきましては、明確に今資料ございませんけれども、担当者につきましては、営繕課の職員で、当時設備関係の担当をしておりました職員でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 当然、営繕課の方というのはわかるんですけど、そういった打ち合わせ時期というのは、やはり日ごろの日誌にきちんと明記しておかないと、いつ、どういうことをしたのかというのがわからんようでは、行政じゃないですよ。いいですか。それはそれとして、またあとで確認します。

この3案というのは、3者の比較であって、P S工業株式会社、株式会社コロナ、株式会社エコファクトリー、この3者と思われませんが、間違いのないか確認したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） はい、再質問にお答えいたします。

今言われたメーカー3者、そのとおりでございます。ただ田畑議員がこの比較表をなぜお持ちなのか、少々疑問でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） もう一回言ってください。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 3メーカーにつきましてはそのとおりでございます。

〔田畑久吉君 「それだけで、余分なことは言うな。」と呼ぶ〕

○建設部長（磯谷 章君） では以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 3者ということでございますので、それはそれで間違いないと思います。

設計時点で類似のシステム3者の比較表を提示してありますが、これはあくまで類似であって、同等、同等以上の性能能力を有するものではないんですね。一般的な建設の空調設備と違いまして、大空間の空調設備は全く異なり、特別な部類になるわけですね、ある程度メーカーやシステムを特定してあり、官公庁の工事でもありますので、メーカー等の名前は明記はするのを自粛してあると思います。ただし、特殊性を鑑み、その判断を誤りしないように支援する意味で、一部機器の型式等を仕様書の欄のM11の欄に、輻射パネル機器明細表参考図のページには、その表示をされているわけです。図面及び寸法表、図面記号及び冷房能力、暖房能力、パネルの厚み、立体図など表示してありますが、この参考図はどの会社の機器を意味するのですか。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

そのメーカーは、株式会社エコファクトリーで、製品でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） はい、わかりました。

次にいきます。平成29年4月24日付の営繕課より発行した関係業者各位というのがありました。これは工事番号、工事名、工事場所など明記してあります。以上のことについて疑義、疑義ですね、疑いが提出されましたので、回答しますとなっております。疑義に対する回答書は、営繕課のだれが確認して発送したのかお願いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今の再質問にお答えします。

疑義につきましては、先ほど答弁書のほうでお答えしましたとおり、申し込みの期限を4月21日正午までとして、それについて3者から疑義申し出がありましたので、4月24日に入札参加申込者全員に対して、疑義の内容及び回答を契約検査課のほうからしております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 私が聞いているのは、営繕課のだれがこれを承認して発送したのかということをお願いしたんです。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

この疑義の回答につきましては、最終的には営繕課長の承認で出されたものでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） はい、よくわかりました。

疑義回答書の中の10番目、図面番号M05となっておりますね、「その使用機器表記載熱輻射パネルはアルミ製となっておりますが、ほかの材質の輻射熱パネルを使用してもよろしいでしょうか。」ということが問われております。これに対するその回答は「ほかの材質ということですが、輻射効率、耐食性、耐久性等が不明ですので、不可とします。アルミ製で積算をお願いします。」となっております。これもだれがその趣旨を決定したのか、当然、営繕課と思いますが、念のために。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） この作成は営繕課の職員でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） はい、わかりました。

体育館の空調設備は、やっぱり特殊なものでありまして、特殊であるがゆえに、体育館に適合した品質の設備が重要であります。市民及び利用者が安心・安全に使える設備が必要と考える。実績のない初めての製品、設備、施工では、どのようなトラブルが発生するかわからず危険なものであると思うので思いますし、規模の大きい体育館による採用実績は、非常に重要なものと考えます。設計した会社が指定しているが、その見解はどのようにお持ちでしょうか。実績、入札した会社の実績は非常に問題だということ design 会社が指摘しているわけですね、その見解はどのようにお持ちか。実績が必要か、必要でないのか。重要に考えるのか、考えないのか。それで結構です。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えします。

実績もある、ないというお話でございますけども、最終的には、そういう機材の本契約後に機材の承認願いが業者のほうから提出されます。その中で、その機材が市が仕様

書に示しております製品と同等の能力を有するかどうかで判断いたしまして、それが妥当ということでありますならば承認いたすわけでございますので、実績がなくても、その能力が有すればいいのではなかろうかと、私は考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） ただいま同等という言葉が出てきましたので、このあとの質問しやすくなりました。

輻射式、これは放射式とも言うらしいんですけども、熱エネルギーが高いほうから低いほうに伝わる。移動することによって無風で、無風、無風で空調を行なう方式と伺っております。玉名市総合体育館メインアリーナ空調設備工事の入札業者が、閲覧する仕様書を確認、私が確認しますと、放射面と、放射面が向かい合わない、向かい合うお互い相殺されますからね、向かい合わないように図面になってるわけですね。そのような設計仕様となっておる中で、これは非常にこの配列は重要大切なポイントとなると思います。この配列が変わると、変わったものを使用するということは、仕様書変更になると考えられますですね。当初入札されたその中の内容は、その傾向がなかったのか、低入札された1社が、別の設備機器をもって積算をされたとの話がありますので、その辺はどうですかね。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今の再質問についてお答えいたします。

通常入札から落札、それから仮契約までのプロセスの中では、製品がそもそもどうかとか、そういうことは一切出てきません。その当然、同じ内容で示された条件のもとで一番安く入札された方が落札されるわけですけど、今回たまたま、低入札という事案でしたので、本当にその金額で業務を遂行できるのかどうかというのを調査しております。

今、田畑議員がおっしゃっているのは、ちょっと今までの話の中で出てきておりませんが、具体的には輻射パネル、これは先ほどアルミという話でございましたけれども、輻射パネルの中の配管の構造、これについて、先ほどからおっしゃってる宇土市を視察してどうのこうのと。これは私は詳細は知りませんが、恐らく銅管を使った輻射パネルだと思います。ただ今度落札した業者につきましては、その、低入札に当たって聞き取り調査をしました中で、輻射パネルそのものはアルミですから、疑義の回答どおりなんですけれども、その中の配管について、樹脂管を使う、業者を聞き取りのところに連れて来られていたので、私どもとしても、もしかしたらその樹脂管が使われるのではないかなということは想定をしております。ただし、その樹脂管を使った輻射パネル、それから銅管を使った輻射パネル、そのそれぞれの製品の性能がどうなのか、同等なのか、同等でないのかということにつきましては、現時点ではデータがございません。

ですから、それを一概に排除する。同等品じゃないよということで排除することはできません。結果として、ですから、もしその今度落札された業者が、承認、材料承認のときにその樹脂管を使った輻射パネルを使用しているですか、というふうに承認伺いをされたときに、そのときに初めてその性能について同等なのか、どうかというのを営繕課のほうで確認されるそういうプロセスになっております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） その前にちょっと済みません。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 今、樹脂管の話も出ましたね、出ましたついでにちょっと確認しますけど、樹脂管の方式と銅を巻いたアルミの管で、私は予算財政内であれば、対応可能な銅管アルミ製品を採用すべきと考えておりますけれども、ポリエチレン樹脂管ですたいな、ポリエチレンですたいね、銅管アルミ製品、熱伝導率の比較数値をわかっておられますか。わかっておったらちょっと言ってください。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 銅管とその今、田畑議員おっしゃった樹脂管の熱伝導の違いにつきましては、議運のときにその話が田畑議員のほうから1,100分の1とかですね、出まして確認をいたしましたけども、実際その程度ほどの違いは、中の管の熱伝導率の違いはあるのではないかとすることは認識しております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 先ほどだれ言ったかな、企画経営部長だったかな、された言葉の中に余りその変わらないという言葉がありましたよね、この開発運営、産業技術総合研究所の文献に、樹脂管とアルミ管、銅管ですね、1,100分の1しかないというのが文献に載っております。資料見ましたか。ここにちゃんと文献載っているわけですね。あなたの言ってる言葉があまり変わらないということは、ちょっと答弁としてはあまり適切じゃないかなと思うんですよ。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 私、変わらないなど一言も言っておりませんが、熱伝導率としては確かに違うということは認識をしております。ただし、その熱伝導率の違う樹脂管と銅管を使ったそれぞれの製品、この性能についてはだれも比較をしておりますので、今の時点でその製品の1部材である樹脂管、この熱伝導率が1,100分の1だからといって除外することはできないと、あくまでも製品の実験、あるいは検証して初めてそれを使っていいのか、だめなのか、その承認を行なうということでござ

います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 今の説明の中にもちょっと納得できないですね。実験が必要であれば、なぜ実験しないんですか。実験してその答弁をするべきじゃないですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今の田畑議員の御質問は、事前に仮契約までの間で、いろんな製品、材料のそれが同等かどうか、仕様書と同じ能力があるかどうか、それを調べるべきじゃないかとおっしゃっているかと思えますけれども、いまだかつて工事において、そういうことをしたことはございませんし、ほかの自治体も同じだと思います。あくまで、仕様書、すべての製品、部材がですね、仕様書と同等なものかどうかというのも各業者が一応、判断といいますか。じゃあこの製品でいいのかなとそういうのを考えて金額を設計して、それから入札に臨むと、そういう形でございますので、その上で契約の議決があつて、初めてそれぞれのたくさんある製品とか部材についてそれはいいのかわりなのか、そういう承認願いを出していくと。ですからその段階でだめだということは当然ありますし、実際今までもあっております。そのときの話です。今の段階ではもともと1番最初に申しあげましたように、普通、低入札がなければ、契約までのプロセスの中で、その製品の話が出てくるということは全くないんですよ。それがおかしいということになるならば、根本的に全国的にそこを、それがおかしいという話になりますので、私が申し上げるのは以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 一般の土木事業とか、建設事業と違うんですね。これは大きな体育館の空間をする新しい方式での無風の冷房なり暖房なりするわけですよ。だからそういう能力というのは冷却する、暖房する時間がものすごくかかってくるわけですね、時間が。だから大事だと私、言ってるんですよ。そしてもう仮契約してるわけですよ。行政は契約したと一緒ですよ。議会が承認してないから仮という字が上についてるけれども、これは行政が契約したと同然ですよ。なら、あなたが車を買うときに、メーカーも何もなし、どんな機能がついているか、衝突機能がついてるか、ハイブリットか、確認しないですか。自分の金だったら確認するでしょうが、テレビ買うにしても、どういうシステムなのか、どういう画像があるかとかですね。言ってるのが部長の説明になつたらんですよ。だから、公共の金だから、今までそんなことしたことないって、そら一般の土木事業とかそういうのは製品が決まってるからね、それでいいわけです。しかし、この体育館の空調設備は特殊なものですよ。特殊なもの。だから注意を払ってほしいということを私は言っているわけです。それはすべてここにきょうは記録が

残りますから、これでいいですけども、次に進みますね。

体育館のそのコート面積は、非常に重要な面積の確保ですね、少しでも広くとる。大きな課題です。設計仕様でのパネルの奥行きは、宇土市民体育館の設置されたときと比較しますと、奥行きが少し薄くなっているわけね、薄く。それはやっぱりそのスペースをできるだけ広くとりたいというように改良されたものが、今回は図面に、仕様書図に載っとるわけですよ。コートの有効面積の確保は、利用上非常に重要な内容になると考えますが、その点の見解はどう思いますか。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、重要なことだと認識いたしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 機械設備工事特記仕様書というのが仕様書の中にありますよね、Ⅱ-1に本工事の契約は、図面及び仕様書に基づくものとあります。また、4には、使用材料及び下請け業者については、県産資材、県の企業の採用に配慮するとなっております。なお、県内資材とは、県内で産出、生産又は製造されたものを言う。県内企業とは、県内に主たる営業者を会社の者、営業者、人ですね、を置く建設事業者を言う、明確に表示してありますが、入札結果は、この特記仕様の仕様書の内容が最優先決定条件と私は考えますが、その辺の見解もあわせてお願いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今、特記仕様書の話が出ましたけれども、特記仕様書にはこういうことも書いてございます。「特記仕様書に記載されている製造所、商品名は、製品の程度を示すもので参考とする。あるいは、本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を得る。」とございます。あるいは県産資材の承認につきましても、あくまでできる限り県産資材ということでございますので、それを一番には優先してもらえますけれども、駄目なときは、それ以外でもしょうがないというのが常識だと思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） やむを得ない場合はですね。それはそれでいいと思います。しかしこのようにはっきり明記してある以上は、それを最優先するのが常識ですよ、仕様書の常識です。

それでは、次にいきます。入札参加は5者でしたか、入札を辞退して5者になったん

ですよね。5社のうち1社が、低入札結果となり、玉名市建設工事低入札価格実施要領に最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする場合における実施に関し、必要な事項を定めるとあり、低入札価格調査第2条に当該契約の内容に変更した事項がなされるか、否かについての調査を行なうものと定められておりますね。これはもうよく御存じ、行政の方ですから、と思います。低入札価格調査は、いつ実施されたのかを再度確認したいと思います。さっき1回言われましたけど、再度確認いたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 先ほど答弁いたしましたとおり、低入札価格調査につきましては、5月22日午後1時30分より実施をしております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 5月22日、間違いありませんね、はい、わかりました。

低入札した会社は、急な低入札価格調査を受けた時点までは、仕様書の内容に適合しない機器の会社の見積もりを持って低入札しているように疑われる点もあります。調査を受けたあとに仕様書に明記されている機器を所有をする会社に5月23日午前8時6分に見積もりの依頼をしております。9時過ぎにはその見積もりを会社から発送しておるわけですが、その翌24日に玉名市は決定通知を出されておりますね、余りにもこの計算された日程に思われるわけですね。玉名市は見積書の差しかえを行政指導したのではないかという疑いの目もあります。そういった思われる節もありますので、正確な答弁をお願いしたいと思うところですね、公平公正あるべき、行政のあるべき姿を市民は常に望んで見ております。この点についてはいかがでしょうかね。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今の御質問は、今度落札した業者に対して、営繕課のほうで銅管のほうも、銅管のほうは見積もりとられてますか、というのを業者のほうに聞かれた話のことだと思うんですけど。

[田畑久吉君 「いや、入札された時点で、どこの製品をもって入札されたのかと、見積もりをもってですね。」と呼ぶ]

○企画経営部長（瀬崎正治君） 入札された地点では、申し込みと同時に、ちょっとお待ち下さいね。工事費内訳書というものを提出してもらうようになっております。私どもがそのとき手にする内容というのは、資料というのはそれだけです。この工事費内訳書につきましては、先ほどから再三申しておりますとおり、製品のどうのこうのというのは一切出できません。大まかに、例えば、直接工事費の中で、このなんとか工事が幾ら、なんとか工事が一式幾ら、なんとか工事が一式幾らと、そういう形になっておりますので、その時点で製品については、直接はわからないと。何を使用されるかはですね。

ですから、低入札調査をしたときに、たまたまそれを使われる予定かなというところぐらいまでわかったということでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 第7条ですね、調査7条には、契約担当課及び施工担当課は調査基準価格を下回る価格で入札を行なった者について、当該価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げる事項により入札者から事情聴取等の調査を行なうものとする規定があります。そこで、11項目からなる調査項目の内容は適正だったのか確認してください。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今、田畑議員おっしゃったこの低入札工事価格調査実施要領に基づきまして、先ほど申し上げました日時におきまして、聞き取り調査を行ないまして、その内容については逐次調書として残してあります。内容については、適正でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 調査内容は11項目適正であったということですね。

調査項目の5番目に、資材購入先と入札者との関係とあります。資材購入先はどこのか。また、8番目に、過去に施工した公共工事及び発注者などとなっております。過去に実績ですね、過去に施工した公共工事名及び発注業者名となっております。今回の仕様書に明記されている資材、機器を使って、低入札した当該会社が、空調設備を施工をされた実績、その事業場所があれば教えてください。なかったらないで結構ですよ。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） このときの聞き取りは、過去に施工をした市の工事があるかどうかという聞き取りでございます。で、本市工事の実績はないけれども、どこであるというふうな回答はいただいております。ですから、このような体育館の空調設備についての実績があるかどうかについては、この調書の中には出てきておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 私が聞いておりますのは、今回の仕様書に明記されてるその何々の機器を、内容の機器を使って、どっかよその体育館、今回うちは体育館ですから、体育館等をされた実績はあるのか、ないのか、仕様書に明記されている機器を使っ

てのほかの体育館等の施工実績があるかないかの話ですね、それはないですね。ないならなくて結構です。

[企画経営部長 瀬崎正治君 「知りません。」と呼ぶ]

○20番(田畑久吉君) それから、先ほどちょっとダブりますが、低入札価格調査に伴う提出書類について、入札の結果、低入札価格調査基準価格を下回った場合は落札決定を保留し、玉名市建設工事低入札価格調査実施要領に基づく調査を行なうとともに、当該価格により契約の内容に適合した事項がなされるか否かについて事情聴取を実施するとあり、もちろん、先ほどダブってますけども、提出書類の一覧及び様式が18項目明記されておりますね。書類の提出は、18項目に対する書類の提出は受けたのか。また、その内容は精査されたのか。確認されたのであれば、お尋ねします。2項目の、2項目目の入札金額の積算内容と、これは業務から資材購入、購入見積りですね、含めて。3項目目の積算内容に対する明細書。9項目目の資材購入先及び購入先との関係などについて適切な答弁をお願いします。

○議長(永野忠弘君) 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長(瀬崎正治君) ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの御質問に対して、実績の話が出ましたけども、そもそも公告の条件には実績は求めていないということを前もって申し上げておきます。

それから今、18項目とおっしゃいましたけど、それは何に載ってるやつですかね、低入札価格調査の実施要領については、12項目について調査するとなっておりますけど。済みません。尋ねてはいけないんでしょうけども、私分かりませんので、18項目というのをちょっと教えてください。

[田畑久吉君 「ここにこれありますよね、玉名市建設工事低入札価格実施要領、こういうのがありましてですね、その2ページに、低入札価格調査に伴う提出書類その中に1から18まで提出書類が書かれております。それがあなたたちはすぐにピンとこないでどうするんですか。」と呼ぶ]

○議長(永野忠弘君) 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長(瀬崎正治君) 失礼いたしました。

このような提出書類を出していただいているんでしょうけども、その中で、済みません、その中で、先ほどの御質問は、まず資材の調達先ですかね、については、通常取引業者から購入するということがお答えされているようです。済みません、あとどういう質問でしたっけ。

○20番(田畑久吉君) これ何番目ですかね、18の中の9項目めに、資材の購入先及び購入先との関係などをちゃんと書類で出すようになってますよね、仮契約しておられるから既にその辺のことはみんな把握しておられるはずですよ。それを聞いているわ

けです。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 済みません。私が今この時点で、この18項目どういう内容で提出されたかは、手元にありませんのでわかりませんが、当然、ここに提出書類一覧とありますので、これは提出されてると思います。で、その上で、その内容について詳細を申し上げることは、今の段階ではできないかと思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） ちょっと、答弁がなっとらんですね。

仮契約するまでにはですね、そういった低入札者には18項目の書類を提出するようになっとるでしょうが、それを見て確認して初めて仮契約するんじゃないかとですか。出すようになっとるから、出すようになってなかったら言いませんよ。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 確かに、提出書類としては18項目、詳細な書類が提出されたんだと思いますけども、それを担当部署として精査をして、そしてそれを全部事細かに低入札審査会にかけるわけにはいきませんので、そもそも、まずこれは、低入札事案というのは、契約に支障がないかどうかというのを確認するわけですから、そこを18項目の中から原課で、何と言いますかね、整理をして、審査会にその主な内容を伝えて、それで審査会で了解をいただくという流れでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 企画経営部長そういった答弁はなっとらん、この議会の答弁ですよ。18項目の書類を提出するようになっとるから、それに必要なとこだけでも確認したらいいわけですよ。あなたの言うのは黒を白にするような言い方、そんな言い方じゃだめだ。提出されたか、されてないかだけでも言ってください。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 提出されております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） それはそれでまた精査するときに来るとしますので、精査させていただきます。

今まで答弁をいただいた中で、非常に不明な点が発生しました。低入札価格調査が22日に行なわれたんでしょ。間違いはないですか。あなたの答弁、22日だったですね、間違いはないですね。

[企画経営部長 瀬崎正治君 「はい。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） この低入札した会社が、仕様書にうたってる内容の会社に見積もりを依頼したのは、さっき私、言いましたね、23日。ということは、入札時点、低入札調査時点では、この仕様書の内容にうたわれてるところからは見積もり取ってないわけですね、それどう思いますか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） もともとこの落札した業者が、樹脂管を使用した輻射パネルを使用するというので、それは仕様書の製品と同等と判断されて、その業者は、そこから見積もりを取ってらっしゃったのであれば、当然ほかの見積もりはとられていないというのは当たり前のことだと思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） その当たり前のことということは、非常に不信感を持ちます、行政に対して。もうさっきも言いましたように、ポリエチレン、塩ビの管と銅の熱伝導率が1,100分の1も違うんですよ。それをもって見積もりをしないと、入札しといて、22日調査をしたあとに、これではいけないから仕様書にうたわれてるメーカーの見積書をとりなさいと、それを出しなさいと、差しかえたんじゃないんですか。そういうふうに思われても仕方ないでしょうが、一定のこの違いを見るとね。行政指導したといううわさがありますよ、これについては。その辺は非常に心配するわけですね、いろんなうわさがありましてですね。だから私は、だれがどうか、こうとかじゃなくて、適切なその公正公平な行政の処理がされているのかなと心配をして、これ今、申し上げてるわけで、個人的にどうこうじゃない、あなたに対してもどうこうじゃないですね。行政のあるべき姿は、やっぱりきちんと示さないといけないなという思いで今発言してるわけですね。だから今までの非常に聞き取り調査をしたあとの見積もり依頼をとって、その上見積もりで帳尻を合わせて、それを提出したかもわからんですね。あとですよ、あとで。それを行政が黙認したかもわからんしですね。だからいろいろと今、一般質問をしてきた中で、非常にそういう行き違いの疑問点もありますし、仮契約を今行政はして、今議会にその議会の承認の提案があっておりますよね。ただ、こういう状態の内容で、その内容も確認できずに、内容の不明な議案をこの議会が承認しますか。玉名市議会、その議員の皆さん、20名おられますけれど、そんな非常識な、低いことはないと思いますよ。

[吉田喜徳君 「もう、やめなっせ。同じこったい。」と呼ぶ]

○20番（田畑久吉君） 数多くの内容についてですよ、今確認いたしました。これは

みな記録に残りますから、私はもうそれでいいんですけども。仕様書に明記されたとおりの空調設備が施工され、それが間違いのない機器が設置されて、私は、玉名市民、関係者が納得のできる施工であってほしいと私は願ってるわけです。その事業に関係された行政の責任ある立場の役職の人たちは、この事業が完成する時期には、もう退任か退職されている人ばかりです。もうその点については、今後見守っていくつもりでありますけども、私は、これはちょっと施工できないという認識を持っております。非常に心配しておりますけれども、そうなった場合の責任はだれがとるかとか言いません。また、それはその時点でなるようになると思いますので、以上、細かいことを言いすぎまして、時間まだありますけどもと言いたかったんですけど、余り言うと、また、皆さん退屈されてますから、これくらいで終わります

[中尾嘉男君 「まだ、言わなん、通じらん。」と呼ぶ]

○20番(田畑久吉君) 施工管理、よろしくをお願いします。

以上、もって終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(永野忠弘君) 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 4時22分 休憩

午後 4時36分 開議

○議長(永野忠弘君) 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

15番 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番(前田正治君) 皆さん、こんにちは。日本共産党の前田正治です。

玉名市における公共交通は、JR九州在来線が市内中心部を東西に走っています。新幹線新玉名駅も開業しました。路線バスは荒尾から植木、熊本方面へ。玉名から南関方面、山鹿方面、河内・熊本方面へそれぞれ玉名市を中心に、東西南北に走っています。玉名市内の路線バス廃止に伴って、予約制乗り合いタクシーの運行が行なわれておりますが、バスについては便数が少なくなった、路線が廃止になったなどで、バスの利便性は確実に低下しております。玉名市街は現在循環バスが走っています。中心部以外にも循環バスを広げてほしいという市民の声が数多くあります。通告に沿って質問します

1、公共交通について。①合併直後から平成29年度予算で、路線バス運行への助成額はどのように変わったか、助成状況を示していただきたいと思います。②路線バスの廃止や変更するに当たり、対住民との手続きはどのようにしているか。住民や区長、交通安全協会などからの意見聴取はなされているのかどうか。廃止に向けた手順について聞きます。③運転免許返納者への支援策は何があるか。交通事故防止に運転免許自主返

納する高齢者が多いと聞きます。唯一の移動手段として買い物や通院などに使っていた車を運転できないことは大変な決断だろうと思います。運転免許返納者への支援策として、市の施策を含めてどのような用意があるのか。④公共交通のサービス圏から外れる地域の対策はどうか。第2次玉名市総合計画では、鉄道、路線バス、予約制タクシーなどが利用できない地域、いわゆる公共交通のサービス圏から外れる地域への対策をとることが掲げてあります。具体的にどのような対策を考えているかお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

[企画経営部長 瀬崎正治君 登壇]

○企画経営部長（瀬崎正治君） 前田議員の公共交通に関する御質問にお答えいたします。

近年の公共交通を取り巻く環境が大変厳しい状況にあることは、議員御承知のことと存じます。具体的には、高齢化、少子化の進行やモータリゼーションの進展に伴う公共交通利用者の減少が、公共交通事業者の収支状況の悪化を招いており、このことが減便、廃止や値上げなどのサービス水準を低下させ、さらに利用者が減少しているという現状がございます。このような状況を受け、お年寄りや学生など、移動制約者の日常生活における移動手段を確保するため、行政が財政支援を行ない、公共交通を維持しているのが現状でございます。

まず1点目の路線バス運行にかかわる補助に関する御質問でございますが、運行に要した経常費用が経常収入を上回り、その結果、経常欠損を生じた場合には、当該欠損について、国、県とともに、市が財政支援を行なう仕組みとなっております。御質問の財政支援の額についてですが、平成28年、運行期間は27年10月から28年の9月でございますけれども、その実績で申し上げますと、本市内には全部で21系統の路線バスは運行しておりますが、そのうち20系統に約7,600万円の財政支援を行なっているところでございまして、合併直後の平成17年と比べますと、このときは5,900万円でございます。その額は3割程度増大しております。経常欠損額は増大する要因としましては、原油高騰等による経常費用の増大等もございしますが、近年では、利用者の減少が事業者の経常収入の減少を招いており、結果的に経常欠損の額も増大している傾向にあります。利用者数を申し上げますと、平成28年度は約77万人で、合併直後の106万人と比べ3割程度減少し、また、本市内を運行する路線バスの系統数では、平成17年度に35系統あったものが、平成28年度には21系統にまで減少しております。

次に、路線バスを廃止する等行なう場合の手続きについてお答えいたします。路線バスの廃止、変更、新設等を行なう場合には、運行事業者とともに、当該、廃止・変更・新設等を行おうとする路線バスの利用状況を詳細に把握し、これを踏まえた上で、地域

の公共交通に関するさまざまな関係者で協議され決定される仕組みとなっております。具体的には、まず、利用実態を把握するため、運行事業者とともに乗降データをもとに詳細な分析を行ないます。次により詳細に実態を把握することが必要となりますので、バス乗務員に対し、利用者の属性、性別、年齢、職業などですね、利用目的、利用時間帯等に関する聞き取り。また、利用者アンケート調査等を行なっております。あわせて改編に影響を及ぼす地域の区長と関係する方への事前説明等を経て、総合的にその可否を判断しているところでございます。その後は、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的に、学識経験者、住民又は利用者の代表、運送事業者、熊本運輸支局、玉名警察署、道路管理者等20人で構成する玉名市地域公共交通会議で改編についての案を審議していただき、当該会議の承認が得られれば、運行事業者が運輸局に必要な手続きを取る仕組みとなっております。なお、改編を行おうとする路線は、複数の市町村を運行する場合は、当該市町村の公共交通会議等でも審議していただき、当該会議の承認を得ることが必要となっております。また、当該手続きのあとは、広報紙を中心に広く市民の周知を図っているところでございます。

次に、公共交通サービス圏から外れる地域での対策についてお答えいたします。市では、持続可能で効率的な地域公共交通体系の実現を目指し、玉名市地域公共交通総合連携計画、これは平成25年度から29年度でございます。に基づき、諸施策を実施しております。計画では、公共交通の利用が不便、あるいは利用できない地域を公共交通不便地域と表現しており、郊外部中心に、広範囲にわたり点在しているほか、中心部においても一部存在していることを課題としております。これまで実施したしおかぜタクシー、いちごタクシーや、昨年10月から運行開始した、玉名市街地循環線により不便地域については、一部では解消したものの、依然として不便地域は多く残されており、昨今の急速な高齢化の進展等を考えても、これを解消する必要性は高いと認識しております。今後、不便地域対策を講ずるに当たっては、本市内には鉄道を初め、路線バス、タクシー、乗り合いタクシーとさまざまな種類のものが運行しているという現状を十分に踏まえ、これらの公共交通機関の1つのネットワークとしてとらえ、相互の乗り継ぎや役割分担などにも配慮した一体的な利用環境づくりを進めていくことが重要であると認識いたしております。

現在は、不便地域の位置づけとともに対策を講ずるに当たっての方針づくりに向け、事例研究等を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の運転免許返納者への支援策は、市を含めて何が

あるかについてお答えをいたします。

まず、運転免許証の自主返納制度とは、超高齢化社会の到来による高齢者の事故の増加や運転に不安を抱えた高齢者の増加に伴い、運転免許証を自主返納する高齢運転者へ支援策として創設をされたものでございます。具体的な支援策といたしましては、熊本県全域でのバス運賃が5割引きとなる産交バスの運賃割引。また、玉名地区交通安全協会の支援策といたしまして、1つ目に、協同組合玉名スタンプ会が提供する2,000円分の商品券の贈呈、2つ目としまして、玉名市内のタクシー会社3社、合同タクシー、玉名タクシー、岱洋タクシーによる運賃1割引きの高齢者等支援タクシー割引制度、さらに3つ目といたしまして、玉名警察署管内の6カ所の温泉施設利用料金が半額となる自主返納者温泉施設割引特典などがございます。このような取り組みもあり、他の警察署管内と比較しまして、玉名警察署管内における返納者の数は多く、年々増加傾向にあることから、現在のところ、市独自の運転免許証の自主返納者への支援策は行なっておりません。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 路線バスへの助成状況なんですけど、何か利用者が減って、しかし助成額はふえてきていると、非常に矛盾を感じるわけですけど、そういったことで総合的な公共交通体制の構築というのが、そういう方針が出たかと思えます。それで、再質問なんですけど、公共交通のサービス圏から外れる地域への対策は、今方針づくりを行なっているということなんですけど、実際にいつから、そういった対策がとれるのかどうか、わかっていたらそこら辺ちょっと、いつをめどに対策を、方針をつくっているのか示していただきたいと思えます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今のところ明確なめどはございません。と申しますのが、先ほど25年度から29年度まで連携計画に沿って動いておりますというお話をさせていただきましたけども、平成26年11月に法が改正されて、連携計画は任意計画となっております。この後はどうかと申しますと、この後は済みません。網計画、網計画と言ってるんですけど、正式名称が済みません。ちょっとすぐ出てきませんけれども、一般的に網計画と言っております計画を策定するということが可能になってきております。そういう状況の中で、連携計画につきましては、不便地域、不便地域を鉄道駅から1キロ圏外、かつバス停から300メートル圏外で、乗り合いタクシーから300メートル圏外ということで、それを前提に、そのいずれも外れる方について、不便地域におられる方というふうに定義づけをしておりましたけども、網計画を策定する中では、この定義の見直しと同時にコミュニティーバス、その他の公共交通手段について広範に検討

していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） コミュニティーバスなんかを含めて、広範に計画をつくっていただきたいんですけど、つくるに当たって、いわゆる不便地域の特定というのはもう今時点でできとるとででしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 先ほども答弁しましたけども、現時点では、先ほど申しあげました定義でつくっておりますけども、これは統一した定義はございません。それぞれの自治体で、どのようにその定義づけをするかということでございますので、網計画の前の大きな方針をつくる段階で、そのあたりも当然、検討していくことになってまいります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） いやいや、当然、それは検討するのかもしれませんが、総合計画をつくるに当たってですね、公共交通のサービス圏から外れる地域の対策を総合計画に掲げてあるわけですから、これは普通に考えると、総合計画を策定する時点で、もうどこが外れる地域なんだというのが特定して、そういった計画になるんじゃないかなと思うわけです、私は。それで今からそういった定義づけがないから定義も含めて、どこがそうなるかというのを検討するということよりはですね、やっぱり総合計画をつくる時点で、ここがあったから、そういったところを循環バスを含めて、速やかに対策をとっていくということなのか、なにしろ免許返納者も管内でも多いということだったので、もうちょっとそれこそスピードアップというかな、そぎゃんとできんのかなというふうに思うわけです。そこら辺、部長、お考えはどうですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 先ほど申しあげました不便地域をどのように設定するかで考え方が大きく変わってまいります。例えば、熊本市の場合は、現時点でバス停から、例えば、500メートル以上離れたところに住んでいらっしゃる方とか、確かそういう正確かどうかわかりません。確かそういう定義だったと思いますけれども、考えてみたときに、高齢化社会が進んでいく中で、どんどん体が弱ってきます。実際にじゃあ何百メートルならば大丈夫なのか、不便地域に当たるのか、当たらないのか、そういうところがまず根本に考えていかないと、私の身の回りでも実際もうちょっと歩いただけですぐ転倒して怪我したりとか、そういう方もたくさんいらっしゃいますし、そういうことも含めて、まず基準づくりが1番、不便地域の定義づけが1番かと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） そういった定義づけがあって、不便地域が存在するということを認識したからこそ、総合計画にその解消を盛り込まれたんじゃないかなというふうに思うわけですけど、そのおっしゃるように、外れる地域の特定については、これは大変難しい作業や判断がいると思います。それで、再質問です。

私は、65歳以上の高齢者あるいは運転免許を返納者など、希望者には、例えば、タクシー利用補助券などを導入すれば、まずはその市民が最も歓迎されるサービスにつながっていくんじゃないかなというふうに思います。タクシー利用補助券を玉名市独自では、先ほど自主返納者対策は何もないんですけど、温泉とか、警察とか、スタンプ会とか、いろいろありますけど、その中に、例えば、タクシー利用補助券みたいなつを今度は、玉名市が創設したらいいかなと思うんですけど、そのことについてちょっと見解を聞きします。

〔中尾嘉男君 「ぜひ、やってください。」と呼ぶ〕

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今の御質問は免許返納者に限らずですね。

〔前田正治君 「そうです。」と呼ぶ〕

○企画経営部長（瀬崎正治君） 確かに、議員おっしゃったような補助券、タクシー利用の補助券というのも1つの方策でございます。ほかにもいろんな方策がございます。その公共交通手段そのものもコミュニティーバス以外にもいろんな形態がございますので、それを総合的にやっぱり今から考えて、1つ現状として、実際そのバス路線、バス路線は当然維持するというのが大前提ではあるんですけども、なかなかそうも言ってもらえない現状もありますので、そのほかの手段も含めて、そのバス運行事業所の実態、あるいは実際に、じゃあそのバス以外でタクシーを運営してらっしゃる会社もございまして、そういうところとの採算性を阻害しないとか、そういうところも含めて広く今から検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） その広く検討する中に、私は今走っている福祉バスですね、福祉バスやあるいは来年4月から走る玉陵中学校区におけるスクールバス、こういった福祉バスやスクールバスの活用についてもやっぱり視野に入れるべきじゃないかなというふうに思うわけです。そのことについて部長の見解を求めます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今、前田議員がおっしゃいました福祉バス、その他で

すね、特定の目的を持って運行させるバスというのも当然考えられるところではございますので、それも含めて計画をつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 地域交通網の整備再構築というのは、やはり今、高齢化社会を迎えるに当たって、速やかに進めていただきたいというふうに思います。

次に、2番目の教育問題について質問します。玉陵中学校区の6小学校区が統合されて、平成30年4月からは玉陵小学校としてスタートします。先月5月28日には、梅林小学校の運動会がありました。小学校の統廃合に触れた校長先生のあいさつや歴史に残る最後の運動会として工夫をしたプログラムが用意してありました。応援も多かったんですけど、応援に駆けつけた老人会の皆さんからは、「寂しかね。」とか、「梅林と小田が一緒になればよかったのに。」と、そういった廃校を惜しむ声が聞こえてきました。

「玉陵小」と書いた体操着を来ている児童が何人もいましたので、保護者や児童の中では、その統合に向けた準備が着々と進んでいるということを感じたところであります。

小学校の統廃合に関して4点質問します。

玉陵中学校区の小学校跡地活用について教育委員会の方針を再度確認したいと思えます。2つ目、跡地活用について、各小学校区の現在までの進捗状況をお聞かせください。3つ目、災害避難所、選挙投票所については、どういったことになっているか、4つ目が、玉陵中学校区における、公民館支館活動は今後どうなるのか。

次に、就学援助の問題ですけど、就学援助は学校教育法において経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定しています。就学援助の対象者は、要保護者と準要保護者であります。要保護者に係る支援については、要保護児童生徒援助費補助金、準要保護者に係る支援については、国の税源移譲による玉名市単独事業で実施をしてあります。文部科学省は、生活保護世帯と同じ水準の要保護世帯の小学生、中学生の入学準備金をほぼ2倍に倍額して、その支給は小学校入学前も可能とする通知を出しました。先ほどもあったとおりであります。市が実施する就学援助について2点質問します。

1、玉名市の就学援助費補助単価は、国と同等にしてあるのか。2、入学準備金の支給時期は、小学校、中学校ともに平成30年度から入学前に実施することが可能なのかどうかお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） 前田議員の玉陵中学校区、小学校跡地活用について教育委

員会の方針はどうなっているのかとの質問にお答えいたします。

議員も御承知のとおり、市の公共施設につきましては、玉名市公共施設適正配置計画を策定しており、この計画には、玉名市の地域の特性を反映しつつ、公共施設を資産ととらえ、活用に当たり、効率性を追求するマネジメントを市の方針として示しております。この方針に基づき、庁内で組織している学校再編に係る地域活性化対策検討会議や校区単位での話し合いを重ね、小学校の跡地の利活用を一体化したいという考えでございます。

次に、跡地活用について各校区の進捗状況はとの質問にお答えいたします。

各小学校の跡地活用につきましては、現在、玉陵中学校区の地域や学校の代表の方々に組織されている新しい学校づくり委員会保存継承跡地利用部会で、検討いただいているところです。しかしながら、6小学校を取り巻く環境や状況が違うため、部会での検討よりも、校区単位で検討をしたいという御要望があり、昨年11月から本年6月にかけて小田小学校区を除く、5小学校区に出向き、支館長や区長さんなどの地域の代表者の方々への説明とともに、意見交換会を行ないました。各校区ともまだ跡地活用について具体的な方向性が定まっている状況ではございませんが、今後も各小学校に出向き、地域の皆さま方と検討してまいりたいと思います。

また、小田小学校区につきましては、新しい学校づくり委員会保存継承跡地利用部会の中で具体的な跡地活用方法について、御要望をお聞きしておりますので、現在調整中でございます。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） 失礼いたしました。玉陵中学校区の公民館支館活動は今後どうなるのかについてお答えいたします。

玉名市公民館では、地域課題の解決や地域コミュニティ活動を実施していることでございます。少子高齢化が進む中、今後ますます多様化する地域的課題を解決していくためには、地域の住民の協働していくことが求められております。地域のまとまりのある支館の役割はますます重要になってきていると認識しております。そのような中、支館では、地域資源の保存、環境美化、各種スポーツ事業や文化事業が実施されており、学校再編後も支館球技大会や支館の運動会を実施したいという市民の皆さま方の声もあります。これを踏まえ、新しい学校づくり委員会保存継承跡地利用部会において、各旧小学校区跡地の利活用について御検討をいただいているところでございます。旧小学校の跡地や自治公民館など、既存施設を有効に活用しながら、だれもが利用しやすい生涯学習拠点を確保していくことが必要であると考えております。さらに生涯学習社会の確立には、各支館活動の充実が不可欠で、それぞれの支館が地域の人材や資源、創造性を

生かし、さまざまな事業を実施し、住民参加による地域コミュニティの形成と生涯学習社会の構築に向けた環境づくりに努めていきたいと考えております。支館活動の拠点確保につきましては、新しい学校づくり委員会保存継承跡地利用部会を初め、地域の皆さま方からの御意見や御要望をお伺いしながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、5番目の玉名市の就学援助費の単価は、国と同等かの質問にお答えいたします。

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用について補助を行なうものです。補助内容といたしましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、給食費があります。そのうち学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費につきましては、国の基準に準じて支給しております。給食費につきましては、実費の支給となっております。また、新入学児童生徒学用品費につきましては、北本議員のときにお話ししましたけれども、文部科学省から平成29年3月31日付で要保護児童生徒援助費の補助金の制度改正の通知を受け、準要保護児童生徒の補助単価につきましても増額改定分を、今議会の6月議会に補正予算を計上させていただいております。今年度新入学児童・生徒からの増額の対象となります。また、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費につきましては、平成22年度の制度改正を受け、平成23年度から補助の対象としたところです。県内13市に聞き取りを調査しましたところ、現在、この3項目の支給対象してるのは、本市と合志市のみでございます。議員御指摘の国の基準単価よりも低い設定となっております。この3項目に関する各学校の活動内容や規模の違いから、保護者からの徴収額に差異がありますが、本市が設定した単価は全体的に見て、標準的な額であり、保護者に過度な負担を強いるような単価設定とは認識しておりません。

6番目に、入学準備金の支給時期は入学前に可能かということでございますが、就学援助費の支給時期につきましては、現在、新入学児童生徒学用品費を今月下旬にその他の費目については、前期分を9月上旬に、後期分を3月上旬に支給する予定でございます。これは先ほど御説明いたしましたけれども、この新入学児童生徒学用品費の入学前支給についてでございますが、新入学生は小学校から申請が送付されてくるため、事前に把握することができますが、新小学1年生についての事前把握や保護者への周知、申請窓口になる学校や教育委員会の事務的なスケジュールの整理、さらには玉名市の小中学校へ入学予定だったものが、諸事情により転出し、入学しなかった場合の多様な課題も多くございます。したがって、県下で、既に入学前支給を実施している熊本市、天草市の実施状況や他市の動向を踏まえ、本市での導入につきましては、申請手続きを實際行なう学校現場の意見を聞きながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の教育問題についての中での3点目、玉陵中学校区の災害避難所、選挙投票所等はどうなるのかについてお答えをいたします。

まず玉陵中学校区の災害避難場所についてでございますが、現在、玉陵中学校区内の6つの小学校区内において、三ツ川小学校区では校舎の一部を、残りの小学校区では、それぞれの体育館を避難場所として指定をいたしております。また、平成30年度の玉陵中学校区内6小学校の玉陵小学校区への統合に向けて廃校となる6小学校の学校施設の跡地利用につきましては、新しい学校づくり委員会が組織され、各支館ごとに具体的な検討が行なわれており、避難所として指定している体育館につきましては、小学校再編後、最長3年間は現状の機能を維持し、学校施設全体の跡地利用のあり方を検討することとなっております。

今後、市といたしましては、跡地利用計画の動向を見守りながら、市役所内の関係各課で組織しております学校再編に係る地域活性化対策検討会議での議論を行ない、地域の災害拠点施設である避難所のあり方について、具体的な検討を行なってまいります。

次に、選挙投票所についてでございますが、現在、玉陵中学校区には7つの投票区を設けており、奥野を除く6つの投票区において、小学校施設を使用しております。そのうち三ツ川小学校では校舎を、残りの小学校ではそれぞれ体育館を使用しております。今後、玉陵小学校の新設に伴い、既設の6つの小学校が廃止されたあとは、玉名地区については、現在建設が進められております新しい玉陵小学校の施設を活用させていただきたいと考えております。また、その他の地区につきましては、地域の跡地活用の検討状況を十分踏まえながら、現在使用している小学校施設が使えなくなった場合、例えば、投票区内の自治公民館などを利用する方向で検討してまいります。投票所の場所変更は、有権者の投票環境の利便性の低下につながりかねませんので、今後とも慎重に検討を進め、対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 小学校の跡地活用について、全体的には今のところ来年の4月までには、跡地利用についてまとまりつつある計画は存在しないということで理解してよかでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

今の現状では、地域の皆さま方に活用の方法を御検討いただいておりますので、現状としてはちょっと厳しいのかなというふうには考えております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 跡地の活用については、出されている方針が向こう3年間で考えてくださいということで、3年間で結論が出らん場合は、延長もありますよということですので、跡地利用については、地元と市が連携協議して進めていくわけですが、協議決定におきまして、その地元の意向、これは最大限に尊重されるべきだと思います。それで、それこそ地元が全会一致で納得するような跡地利用をするべきだと考えております。跡地利用について協議決定における市の基本的なスタンスをもう一度ちょっと確認したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

6小学校、玉名小学校は地元で学校ができますけども、残りの5小学校、各地域コミュニティのあり方というのはいろいろ違ってくると思います。地域の考える、地域住民がどう考えられているかというのもあるかと思えます。すべてにおいて可能かと言われると非常にどこまで出てくるかわかりませんが、できるものについては、要望が上がってくるものについては、やはり精査して、その中でできるものとできないものに区別させていただいて、できるものであれば、地域の住民の皆さんとやはり作り上げていくというのが基本スタンスじゃないかと思っております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 跡地利用についてもう1件、平成30年4月から小学校が廃校となりまして、小学校には、それこそだれもいなくなります。それで不審者が入り込まないかなど、そういう心配の声もあります。廃校後の小学校の防犯、防災も含めてですね、防犯、防災対策について見解をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

小学校につきましては、4月開校以降、来年の4月開校以降ですね、これ学校の財産ではなくなります。普通財産なりましたかね、そういう形で財産的には一般会計のほうになりますので、そのあたりで企画あたり、再配置計画ですね、そのあたり等含めて地域のあり方を支館といいますかね、そういう活動につなげていくようにするというところでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 4月以降は学校のほうは、教育委員会の財産じゃないということですので、じゃあもう管財ですかね、廃校後の防犯、防災対策について見解をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 大変申しわけありませんけど、そこまでちょっと頭には入っておりませんでした。ただ、今確かに大事な考え方についてどうあるのかというのを投げかけられましたので、早急にそのあたりは、私どもの所管であれば、しっかり考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 次に就学援助の問題に移ります。

1つ目の玉名市の単価の問題ですけど、クラブ活動の費用と生徒会の費用とPTAの会費、標準的な単価だという答弁でありました。しかし私は、標準的な単価は国が示すのが標準的な単価じゃないかなというふうに理解するわけです。6小学校の統廃合の説明会が何年前にあったわけですけど、そのときに、今度できる玉陵小学校というのは日本一の学校にするんだと、日本一の学校づくりとかですね、これからのモデル校になるんだと、そういった発言が執行部からありました。そういう先進を目指しながら就学援助は国より低いということでは、これはちょっとやっぱりいわゆる文教都市として恥ずかしいことではないかなと。国より低い単価で果たして経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、必要な援助を与えなければならないと規定してあります学校教育法第19条に合致しておりますか。国ごおりの単価に引き上げることが、これはまさしくこの法のいうところに合致する問題と思えますけど、ちょっと見解をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

ここで、標準的なという言葉を出してしまったのがちょっと誤解を招いたのかなと思えますけれども、PTA会費だとか、生徒会費、クラブ活動費、これは学校によって単価がおのおの違います。そのあたりを精査し、額に見合った額を設定をこちらでしております。その額を支給をしているということで、国が定めた額よりは下がりますけれども、その地域で徴収している額に対しては、なんとか足りている額だと思っております。以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） じゃあクラブ活動費、あるいは生徒会費、PTA会費というのは、実額どおりということで理解してよかですかね。国の単価はこしこてなっとるですけど、実際、例えば、玉陵中学校じゃ、PTA会費は2,100円だから、玉名市の補助も2,100円にしていると、そういう意味ですかね。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 再質問にお答えします。

各小学校単価がすべて違ってきます。その中で、ここは幾ら、ここは幾らじゃなくて、玉名市内全体のPTA会費だとか、生徒会費だとか、クラブ活動費だとかというのは、調査してその中でそれを精査してその額、今の現在の額を決定しているということでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 一応、単価は決められてあって、要保護の場合は国から補助金として来るわけですので、その単価よりやっぱり高い費用を徴収しているというところはあるとでしょうか。もしあるとしたら、就学援助を受けている人たちが、その就学援助それ以上の手出しをせんといかんような状況になるですよ。だけん、そういったことはやっぱりあっちゃいかんと思いますけれども、そこらあたりはどうでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

私が4月に来まして、聞いてる中では各玉名市内の小中学校の単価を調べて、その平均的な単価プラスアルファという形でマイナスにはなっていないような感じで聞いておったかと思えますけれども、これがちょっと定かでもございませんので、単価的にはあとでまたお知らせしたいと思えます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） そこら辺もしっかりそれぞれ学校によって違うというのであれば、学校ごとにその調査をして、標準的な、部長おっしゃる標準的な単価よりやっぱり少なく、標準的な単価よりその学校の設定が高いなら手出しが発生するわけですので、やっぱりそこそこに応じて、この援助の支援の補助金というかな、それもやっぱり設定すべきだと思いますので、手出しがないように、ぜひ、ぜひというか、しゃんむりしていただきたいと思えます。

入学準備金についてちょっと移ります。私は、入学準備金はいろいろ、もろもろおっしゃって慎重に検討するということでした。ところが、そのいろいろ、もろもろは行政側の都合であって、保護者の都合というのは、入学準備金だからやっぱり入学前にもらうというのが、保護者の都合であって、それこそ文部科学省が今度3月31日に通知をしましたその中身に合致する中身だと思うとですよ。それで、慎重に検討して、その慎重に検討するのを、今時点で検討されとるとか、早くて来年の平成30年3月には準備金として渡せるような、それでもやっぱり間に合いませんでしたというのはあり得る話だと思うんですよ。いろいろ検討せなんけん、まだそういう来年の3月に向けての取り組みが始まっておらんということじゃちょっとやっぱり問題じゃないかなと、そこら辺どうでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○**教育部長（戸寄孝司君）** 前田議員の再質問にお答えいたします。

今年度の予算計上して来年の3月から、4月からの分に間に合わせろということだと思いますけれども、我々も小学校から中学校にあがるお子様であれば、それなりの小学校が把握されてますのでわかります。ところが新入学1年生で上がってこられるお子さん、この方たちがどういう形、どういう連絡をとっていろんな形が出てくると思いますけれども、そのスケジュールにもいろんな、周知をするためにはいろんな時間は必要です。例えば、その新入学小学1年生に上がるお子様であれば、保育園あたりまでお願いをしてそういうのの周知を図らなければならぬかもしれません。学校に上っていく、小学校に上がっていく過程においては、小学校のほかの支援等がありますので、そちらのほうの事務手続きも出てきます。その辺で、小学校の事務の方、先生方にも非常に負担をかけてしまうというような状況でございます。その辺をいかに行政側と学校側と父兄の方、御父兄の方々にどう周知して、どうスケジュールを組んでいくか、そのあたりを今から検討していくというところでございます。

以上です。

○**議長（永野忠弘君）** 前田正治君。

○**15番（前田正治君）** 既に、熊本県内でも熊本市と天草市が実施していますので、その辺の課題については、やっぱり今から頑張ればできるんじゃないかなというふうに思います。入学準備金の支給までの大体的流れというのを、これはある市のやつをここに持っているですけれども、9月中旬に新入学準備金受給申請書を送付すると、対象者に。1月上旬にその申請書の締め切り、提出の締め切り、2月中旬に申請書を審査して、支給決定、あるいは不決定の通知を家庭に発送する。3月1日には入学準備金を支給すると。もちろんその口座振込みか何かだと思っておりますけど、そういった流れに、これはある市のやつですけど、恐らく熊本市も天草市も、こういった流れになつとるとかなど。それをするためには、先ほどおっしゃった、補正予算ということが出てくるですけど、補正予算については、9月でも間に合うんじゃないですか、ぜひ、いつになるかわからんということじゃなくてですね、平成30年3月から取り組みたいという強い意欲がな、欲しかったわけですけど、ぜひ、そこら辺、最大限努力してほしいと思います。これできないことじゃない、もう既にしよるところがあるわけですから。

以上です。ならちょっと次に進みます。

[15番 前田正治君 登壇]

○**15番（前田正治君）** 今度は3、行政区の統合問題について質問します。

玉名では258の行政区があり、行政区ごとの世帯は小さきまであります。行政区が小さいところでは、人口の減少などで伝統行事の運営にも支障を来す状況も出てきておりますが、行政区を合併しようという声は余り聞きせん。私は聞いたことがあり

ません。梅林では、昨年だったと思いますが、行政区の合併再編についてのアンケート調査があったそうで、区長さんが区の評議委員会でアンケートを出さなんということから、そのことを知りました。1行政区50世帯にするなどの説明会も新しく、「議会では、いつまでに合併する計画になっているか。」とか、そういうふう聞く人や「合併せんといかんとでしよう。」と、そういう声もありました。議会が関知していない状況で行政区の合併再編が進むことは、これはあり得ないことで、私は議会軽視じゃないかなというふうに思います。行政区分の統合問題について2点質問します。

行政区の統合について、市はどのような方針を立てているのか。2番目、私は行政区の統合再編については、ある基準を設定してしゃにむにその枠に当てはめるというやり方でなく、行政区の自主性を尊重して合意ができた行政区から順次進める方向。これが1番スムーズに合併する市民が納得する方法だと思います。行政区の統合推進に当たり、どのような留意点を考えているのか。

以上、お尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の行政区の統合問題についてお答えいたします。

行政区の統合につきましては、平成17年の市町合併協議の中でも行政区の範囲規模等に相違があることから、地域性、歴史性を考慮しながら再編統合を検討するとの趣旨が示されており、この方針は、現在においても何ら変わりがあるものではございません。また、平成27年度に区長さんを対象に実施いたしました、行政区アンケートにおいても、行政区運営の担い手不足の進行などの指摘が上がっており、行政区の統合については、さらに議論を深めていくことが必要であると考えております。

一方で、行政区を設置しなければならないという法の規定はなく、本市の行政区は、市町合併より新たに市政が施行される以前から、各市、町のそれぞれの地域性や歴史などが考慮されて存在していた地縁による自治活動の集合体である、いわゆる自治会や集落をベースとした区域に事後的に位置づけたものでございます。このような経緯から行政区の統合につきましては、推進の是非に係る意思決定の権限がそれぞれの自治会や集落に帰属するものと考えており、地域の自主性や主体性を十分に尊重して進められるべきと認識をいたしております。また、このことが統合推進に当たって最も留意すべき点であると考えております。なお、現時点におきましては、新たな行政区の世帯数の目安としては100世帯程度を考えており、小学校区別の行政区数についても、この値が一応の基準になるものと考えております。また、行政区再編に係る年次別推進計画等につきましては、具体的にお示しできるものはございません。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 行政区の統合について、合併協議の協議事項を現在でも継承していると、継続しているということでもあります。この統合問題について私、1つ腑に落ちんことがありまして、第2次玉名市総合計画というのが先だって配られたわけです。その中で、行政区の統合再編については、私は全部よく見たつもりなんですけど、どこにもそういう統合再編についての記述がありません。総合計画に位置づけていない問題じゃないかなというふうに感じているわけです。総合計画に載っとらんような問題を職員が減った、減った職員の中で、いろいろこれからやっていかんと、今の方針に基づいてですね、やっていかんといかんと思うわけなんですけど、総合計画にこれは載せとらん問題ば、やってよかですか。素朴な疑問なんですけど。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

今の、確かに総合計画には載ってないかなというふうな御指摘であったかと思えますけれども、先ほど御答弁いたしましたように、行政区の統合というのは、あくまでもそれぞれの行政区で自主的にやっていっていただくというのが基本でございます。ですから、行政区の意志をとにかく尊重していく。市が優先的にイニシアチブをとって、その統合していくというふうなことではございませんで、あくまでも行政区の自主性、意思を尊重して統合を進めていくというふうなことであります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） じゃあ、ちょっと最後に、行政区の統合については区民の自主性そういった意思を尊重して進めていくということでもあります。私もそのことを望むわけなんですけど、この問題について1つちょっと疑問点がですね、総合計画に載ってないという問題で、行政区の統合再編を地元の要望なんか出てきたら当然、職員が関係して、そういった仕事に携わると思うんですけど、その場合のかかる経費ですね、これは何を根拠に出されるのかなと、総合計画にちよろっとでもうたってあればですね、そういったのが根拠になると思います。先ほどおっしゃったように、行政区を規定する法律も条例もなかわけですよね。ならやっぱり総合計画に載せることによって、それに携わる職員の経費も出てくるとじゃないかなと、請求する根拠がそこにあるとじゃないかなと思うんですけど、その辺いかがですか。そこをちょっと確認します。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど来、申し上げておりますように、とにかく行政区のその自主性を尊重しますよというふうなことで、その統合については、進めていくわけでございますけれども、そ

の職員がそれに携わる、事務の一つとして携わるということは確かにあるかと思えます。というのも、例えば、そのいろんな区長さんとか、そういう方々からいろんな助言を求められたりとかいうような場合は、当然、職員が入ってまいります。それはあくまでも区長さんを担当する職員の一つの事務の中での対応であるかなと思えますので、あえて特に別に、別と言いますか、ほかに費用とかは発生するというようなことは考えていないところではございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 要望に応じて説明会を開催するとかですね、そういった場合は、じゃあ、もういわゆる経常的な経費の中で対応するということですね。ちょっとどうかなと思えますけど、それはそれで、私がまだ勉強が足らんところでしょうというふうに受けとめて、一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

本日の日程は、終了いたしました。

明20日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時42分 散会

第 3 号

6月20日 (火)

平成29年第4回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成29年6月20日（火曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 3番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
- 2 4番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
- 3 14番 宮田 知美 議員（市民クラブ）
- 4 19番 中尾 嘉男 議員（無会派）
- 5 2番 多田隈 啓二 議員（無会派）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 3番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
 - 1 新玉名駅駐車場について
 - （1）新しい駐車場ができて、有料化の検討はされているのか
 - （2）交流広場の今後は
 - 2 玉名市の基幹産業である農業の今後について
 - （1）玉名市食料・農業・農村基本条例と基本計画を策定して、今後の取り組みは
 - （2）暗渠事業の今後は
- 2 4番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
 - 1 就学援助におけるランドセル等「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を可能にするための対応について
 - （1）本市の就学援助の現状について
 - （2）要保護児童生徒と準要保護児童生徒の本市の割合について
 - （3）今般の文部科学省の制度改正を受けてからの本市の対応について
 - 2 糖尿病・透析における重症化「足病」の予防について
 - （1）本市における糖尿病患者と透析の実態について
 - （2）足の切断につながる糖尿病足病変の認識について
 - （3）「下肢抹消動脈疾患指導管理加算」が実現してからの本市医療現場での取り組みについて

- 3 胃がん予防のためのピロリ菌検査の導入とその費用助成について
 - (1) 昨年、一般質問したその後の対応・進捗を問う
- 3 14番 宮田 知美 議員 (市民クラブ)
 - 1 子ども医療費助成制度について
 - (1) 現物給付制度導入による医療機関や各関係者の利便性について
 - (2) 貧困による医療機関への未受診について
- 4 19番 中尾 嘉男 議員 (無党派)
 - 1 防災公園の建設について
 - (1) 防災に特化した公園整備について
 - (2) アクセス道路の整備について
 - 2 横島町いちごマラソン大会について
 - (1) 参加料金について
- 5 2番 多田隈 啓二 議員 (無党派)
 - 1 本市の地域振興策について
 - (1) キラリかがやけ玉名づくり応援事業について
 - 2 本市の防災行政について
 - (1) 地域防災計画について
 - (2) 消防団詰所の建設事業費について
 - (3) 防災行政無線について
 - (4) 危機管理について
 - 3 本市の教育行政について
 - (1) 玉陵小学校の整備事業について
 - (2) 小中学校の教育問題について
 - (3) 日本遺産認定を受けて、本市の文化財をどのように地域振興につなげ、どのような観光戦略を考えているか

散 会 宣 告

出席議員 (24名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 北 本 将 幸 君 | 2番 | 多田隈 啓 二 君 |
| 3番 | 松 本 憲 二 君 | 4番 | 徳 村 登志郎 君 |
| 5番 | 城 戸 淳 君 | 6番 | 西 川 裕 文 君 |
| 7番 | 嶋 村 徹 君 | 8番 | 内 田 靖 信 君 |
| 9番 | 江 田 計 司 君 | 10番 | 田 中 英 雄 君 |
| 11番 | 横 手 良 弘 君 | 12番 | 近 松 恵美子 さん |

13番	福嶋讓治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	瀬崎正治君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	早上正臣君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	福田高広君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	戸寄孝司君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時01分 開議

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） おはようございます。3番、自友クラブの松本でございます。

きのうの一般質問でも梅雨入りして全然雨が降らないという話がいろいろあっておりましたけれども、きょうは雨マークがついて、回りをここから見ますと、田植えの準備が着々とできるのかなというふうに思います。それでは通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず最初に、新玉名駅駐車場についてということで、もう新玉名駅が開業いたしまして丸6年、今、7年目に入っているわけですがけれども、新玉名駅駐車場が非常に駐車台数が不足と、不足しているということで、新玉名駅駐車場の西側に新しく用地を購入して、駐車場を建設するということになって、もう今、まだ砂利のままなんですけれども、新しい駐車場が開設をされているという状況です。そんな中で、その西側駐車場を完成後には、有料化の検討もするというふうに、その執行部側はそういうふうな多分見解だったというふうに、私は認識をしているのですけれども、有料化の検討はされているのか。

それと西側駐車場完成時まで、駐車場等使われていた交流広場。もともとタイル敷きだったんですけれども、そこアスファルトに舗装されまして、西側駐車場開設時まで駐車場として使われていて、もう今、西側駐車場が開設をされて、進入禁止ということまでポールが立てられているということなんですけれども、その交流広場の今後はどういうふうにするのか。

それと、西側駐車場が、入り口が多分皆さん御存じだと思うんですけれども、非常にちょっと変わった入り口。もうほとんどちょっと普通の人がパッと行っても、今までの駐車場をぐるっと何か通り抜けてちょうど駅の裏手、ちょっと北側ですね。向こうのほうに1回出て、入らないといけないというような、非常にちょっと入り口が分かりづらいんですけれども、そのそういう道路の入り口の看板ですかね、案内図というか、そういうその設置、は検討をされているのか。

それと、新玉名駅の駐車場というか、新玉名駅の正面玄関を結局、右側に出て、玉名の温泉施設だったり、観光名所だったりという、そういう玉名を非常にアピールする看板というですかね、大きい看板。在来線のほうには、蓮華院の大梵鐘だったりとか、しらすぎだったりとかいう、その玉名をアピールする大きい看板が在来線のほうには設置されていたと思うんですけれども、新玉名駅のほうにはなかなかそういう看板すら見当たらないということで、そういうのは設置ができるのか、できないのか。今の段階で、多分、されてないんですから、多分できないのかなというふうに、私は認識をしています。多分、その辺が、設置ができるのか、できないのかという、この4点について、まずお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） おはようございます。

松本議員御質問の新玉名駅駐車場についての中、新しい駐車場ができて有料化の検討はされているのかについてお答えいたします。

はじめに、現在の駐車場の利用状況でございますが、春の大型連休に合わせ整備中の西側駐車場約180台分を4月27日より臨時的に解放し、同時に交流広場及び多目的広場を閉鎖したところでございます。その結果、交流広場及び多目的広場に駐車していた約100台分が西側駐車場を利用することになり、従来の駐車場の混雑は発生をしておりません。なお、現在は、臨時駐車場が砂利敷きでもあり、梅雨に入ったことから、お客様の足元に御迷惑をおかけしないように、利用者の利便性を考え、交流広場多目的広場への駐車も解放している状況でございます。

今後、西側臨時駐車場は8月末に閉鎖し、自然転圧による地盤の落ち着きを見て、碎石を補充したあと舗装工事を行なう予定でございます。

また有料化につきましては、一時利用者や定期利用者等の利用形態も考慮しながら、駐車料金のあり方について利用者になるべく負担がかからないよう検討を重ねている所でございます。

次に、交流広場の今後についてでございますが、現在はアスファルト舗装行なっておりますが、西側駐車場が完成したあと、状況を見て周辺の景観に配慮した景観塗装をアスファルトの上に行ないたいと考えております。

次に、西側駐車場への案内看板でございますが、開場当初より誘導矢印看板等を設置しておりましたが、看板が小さい、位置図が分かりづらい等の苦情もありましたので、大きめの看板にし、設置箇所も13カ所にふやしております。また、西側駐車場の完成時には地図の入った看板の設置を予定しております。

最後に、駅広場内に観光用の看板が設置できないかという御質問でございますが、熊

本県の屋外広告物条例で定めによりまして、新玉名駅広場内には第3種禁止地域に指定されております。このため、一般の広告物は設置できませんが、国又は地方公共団体が、公共的な目的により表示する広告物につきましては、知事に協議することで設置が可能ということでございますので、従いまして、市が設置します観光用の看板は設置が可能ということでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今答弁をいただきました。

西側駐車場は、今砂利のままということで、梅雨の時期ということもあって、お客さんに対して足元が悪いということで、今は交流広場だったり、多目的広場も駐車場として開放していると、しかしながら、8月末に舗装を西側駐車場は結局されるというふうな今、答弁でした。

この有料化について、私たちはこの西側駐車場を用地を取得して、新しく駐車場建設するというのに、一番最初からずっと反対してきたわけですね。まず有料化を進めて、それから有料化をしても、どうしても足りない場合だったら、その駐車場をふやすべきということで、非常に私、反対してきたわけですが、西側駐車場が開設をされたということで、その駐車場有料化については、今ちょっと検討してるということなんですけれども、これは私も非常にその有料化でどうしたらいいのかなと。鳥栖市を私たち自友クラブで1回研修に行ったときには、鳥栖市は1日置いて100円ということで、しかしながら、近隣のアパートの住民の方であったりとか、100円ということで、1カ月置いても3,000円ということで、アパートの駐車場よりも安いということで、やっぱり置きに来られる。非常に今検討してちょっと、考えをどうしようかというふうな話にも鳥栖市のほうでもしてらっしゃいました。玉名にはハローポイントカードというのがあって、そのスタンプ会の会員さんのそのお店で買い物をすると、そのスタンプにポイントがついて、またそれでお買い物ができる、こういったものを駐車場にも利用して、ハロースタンプカードを、じゃあ、1日もし300円、1日置いて300円だとするならば、その玉名市民はもうほとんどハロースタンプカード持っていらっしゃると思うんで、300円を入れてハロースタンプカード入れれば、ハロースタンプカードにそのポイントが300円分還元をされる。そういう仕組みだったら、もちろん玉名市民には無料と一緒に。しかしながら、そのハロースタンプカードで結局買い物をされるわけですから、そのお金は非常に玉名市内でめぐるといえる考え方になると思うんですね。内需拡大というか、お金が、ずっと回っていく、そういうシステム。それと市外の方々が今通勤とかで玉名駐車場を使ってらっしゃると。しかしながら、有料になったと。有料になったけれども、その玉名市民がそのスタンプカードで、こうこう

してたら、やっぱり市外の人たちがそれを見た時、「それはなんですか。」といや、玉名のこういうハロースタンプカードがありますから、これをつくったら、結局、あなた方も無料ですよと、しかしながらここにポイントがたまって、市内の加盟店でその買い物をすれば、結局無料と一緒にですよと言ったら、市外の人も結局、玉名でお金を落としてくれる。そういった仕組みだったら、結局、玉名市に全然負担をかけない。しかしながら、玉名市内で内需拡大ができる。やっぱりそういうシステムを今行政のハローポイントカードに行政でポイント与えるとかというのもやってらっしゃるじゃないですか。だからそういう面を、やっぱり早く検討していただいて、まず有料化を進めていただくというのが、僕は一番の課題じゃないのかなというふうに認識をしています。

その交流広場に関しましては、舗装が終わり次第、ある程度やっぱり周りとの調和をとって、カラー舗装なりというのをされるという今答弁だったんですけども、カラー舗装というのは、もちろんその青だったり、そういう色だと思んですけども、交流広場は、多分玉名の花火大会であったりとか、そういうときに何か多分、あそこでちょっとお祭りのようなことが催しがされてたと思うんですよ。やっぱり夏の炎天下で、カラー舗装がどれだけのその、真っ黒より青とかが反射というですかね、熱を持たないのかもしれないんですけども、あそこはやっぱりラバー、どれだけ熱効率があるのかというのはちょっとわからないですけども、あそこは交流広場ということで、その花火大会とかそういうことに関しては、あそこでもまたお祭りなんか復活されると思うんですけども、そういうことにもうちょっと配慮して、やっぱり元々のタイルであったりとか、芝生であったりとかですね、そういうのにできないかなというふうにも思うんですけども、ちょっとその2点、その駐車場の、私とそのハローポイントカードの活用と、それとこの交流広場のカラー舗装以外に、お祭りのような催しもあるんで、その点についてのちょっと再質問ですけども、どういうお考えをお持ちか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目のハロースタンプということですが、これからどのような有料化をする検討する中で、このハロースタンプ等の御提案も検討させていただきたいと思えます。

それと2点目の御提案のラバーとかゴムチップをするということにつきましては、確かにイベントをするときには、足の衝撃が柔らかくなるという点では、非常に良いアイデアだと思います。これにつきましては、ただイベントをする前には車の乗り入れもありますし、強度の問題、あるいはあそこを全面ゴムチップ、ラバーにすると、非常に多額の費用がかかります。そういうことで、その御提案につきましては、少し調査・研

究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今答弁をいただきました。

もちろんその有料化は進めていただく必要があるんで、私はそういう意見を持つてるということで、それも御理解をしていただいて、いち早くその有料化に向けて進めていただきたいというふうに思います。

それと交流広場ですね、その費用の面もいろいろ検討していただいて、いろんなイベントだったり、そういうのが、やっぱり玄関口ですから、どうしても玉名のですね、やっぱり観光に来られる方、新幹線で来られる方はあそこをやっぱり降りてすぐ目の前がどうしても玉名の玄関口、そして印象。印象が一番大事だと思うんですね、そういった観点からの十分配慮されて、その交流広場に関しては今後の課題ということで十分な検討していただきたいというふうに思います。

今、先ほど答弁がありました。西側駐車場の入り口に関しましては、その案内図はちょっと大きめに結局かえて今設置をされてるということでもありますから、なるべくみんながせっかく新しく駐車場を開設されたわけですから、みんながスムーズにやっぱり乗降に支障がないように、駐車ができるようなそういう案内図をしっかりと設置をしていただきたいというふうに思います。

それと、新玉名駅の前その看板の設置に関しましては、玉名市がそういう観光であったりとか、そういうことに関してのその設置をするのであれば、県と話し合いの中で設置ができるということであれば、やっぱりそこ、先ほども言いましたように、玉名の玄関口ですから、やっぱり立願寺温泉であったり、その草枕温泉であったり、そういうそのきのうからちょっと出てます玉名のその日本遺産ですか、そういうのにも一応、認定をされておりますので、やっぱりそういうのをやっぱり観光に生かせるように、看板の設置は、十分検討して、そしてよりスピーディーにそういう看板の設置ができれば、非常に玉名のまた今後もですね、非常に明るくなっていくんじゃないかというふうに私は考えております。

それとちょっと駐車場の今の現状で、私がちょっと今非常にちょっと気になっている点がありまして、今、その新玉名駅の駐車場の今駐車されてる車を見ますと、県外ナンバーが非常に多く泊まってるんですね、九州管内じゃないんですよ。大阪であったりだとか、長野の松本ナンバーであったりだとか、福島ナンバーであったりだとか、名古屋とか、いろんなナンバーがいっぱいとまっているわけですね、あれが果たしてどういう関係である車が、県外ナンバーがあれば玉名の新玉名駅前の駐車場に駐車してあるのかなというのを、玉名市のほうとしては、どのように分析というか、その認識をされて

るのかというのをちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

県外ナンバーの駐車状況でございますが、大体30台前後が常時駐車場されている状況でございます。以前、駐車場の調査、昨年でございますけど行なった際の県外ナンバーの2週間以上の長期駐車につきましては、県外から本市に単身でお勤めに来られている方や学生の方が帰省や長期出張ための駐車だったと記憶しております。また、それ以外の県外ナンバーの駐車は、通勤通学や短期の旅行のための駐車だと考えております。いずれにいたしましても、その調査時点では駅を利用しない、いわゆる目的外の駐車はほとんどない状態でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今の答弁をいただきました。

その目的外の駐車はないと今部長のほうからちょっと答弁があったんですけどでも、私がそういうふうにはちょっと分析してないんですよ、私は、新玉名駅をちょこちょこ利用させてもらうんで、私が駐車場に入ったときに、8人乗りぐらいのマイクロバスで、その作業着で、結局降りて来られて、その県外ナンバーの結局、トランクから、バックを結局取り出されてですね、またそのマイクロバスに結局乗ってパッと行かれたというのを2、3回見てるんですよ。それはその多分、熊本地震の解体であったりとか、そういう仕事関係で、結局来てらっしゃる方が、アパートなんかは、そのちょっと話を聞きますと、熊本市内あたりのアパートだったりとかというのが、結局、その借上げの被災住宅でアパートなんか全部借上げで、被災者の方々が入っておられるということで、そういうその仕事に結局来てらっしゃる方々が、玉名にもアパートを結局、借りてらっしゃるというお話をいっぱい聞きます、横島のほうでももちろんその空家を借りられて、1つの空き家に4人、5人で一緒に生活をされて、その解体現場に毎日通勤をされてるというのも話を聞いております。その中で、多分、車をアパートだったら1台とか、そういうスペースしかないんで、無料駐車場ということで多分、置かれてるのかなというふうに私は分析しているんですけども、1回そこで調査をしていただいて、それはもうもちろん、熊本の復旧・復興のために、やっぱり仕事でいらっしゃってるんですから、その方々を、もし駐車をしてらっしゃるのであれば、旧庁舎跡地の、その今は駐車場じゃないスペースがちょっと南側にあるじゃないですか。そっちのほうに移動していただくとか、そういう検討もやっぱりするべきじゃないかなというふうに思います。もちろん調査をしていただいて、そういう方々じゃなかったらいいんですけども、もし、そういう方々が置いてらっしゃるのであれば、今フェンスをされて、旧庁舎

跡地の南側のほうは今利用がされていないような状況なんで、あそこに復旧・復興で、結局いっちゃってる方々の駐車に関しては、そこを利用させていただくというような、そういう調査もしっかりちょっと行なっていただきたいなというふうに思います。私は、今の新玉名駅の駐車場に県外ナンバーがいっぱいとまっているのは、多分、熊本地震の復旧・復興で、解体だったり、そういう建築現場だったり、そういうところに来てらっしゃる方々が置いてらっしゃるのかなというふうに、私はちょっと認識をしてるわけですので、その辺の1回調査を行なっていただきたいなというふうに思います。

この駐車場に関しまして、この駅西側のその駐車場、その駐車場完成まで、舗装を今度8月の末に一応しようと思ってるというふうに今部長が答弁でおっしゃったんですけども、大体そこまで、用地買収費用から、造成からすべて含めたところで、大体その総額幾らぐらいかかっているのか。それと交流広場をアスファルトで舗装したじゃないですか、そのタイル敷きを結局として、今はアスファルト敷きですね。今度、それを、それをするのはまだちょっと費用的には見積もってないですね。じゃあ、アスファルト結局、されたじゃないですか、そこまでの大体総工費が、大体でいいです。幾らぐらいかかっているのかというのをちょっとわかっているのであればお願いします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

これまでの設計、測量、委託料、用地購入費、工事費、総額で約1億9,000万円ほどかかっております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

約2億円近く、1億9,000万円かかっているわけですね。いつも思うんですけども、金曜日の夕方から土曜日、日曜日というのは、非常に西側駐車場が開設するまでは、本当にケースデンキさんの入り口のどこまでですね、結局、タクシー乗り場だったり、バスの停留所とか、そのタクシーの2台分ぐらいスペースがあるじゃないですか、あそこをのこしたほかは全部駐車してあったというふうに思うんですね。やっぱり僕は前からこの駐車場の件で、新玉名名駅の駐車場の件で、よそにお金を結局使いに行かれてるんですよね、旅行だったりとか、コンサートであったりとか、無料で置けるから、やっぱり玉名までわざわざ来て、そこに置いて、よそにお金をお使いに行かれるわけですから、ほんと再三言いますが、有料化の検討をやっぱりいち早くしていただきたいというのが、私はそこを1番願うところでありまして、部長のほうには、その金額的なものもあるとは思いますが、その辺を有料化に向けて進んでいただきたいと思います。

それではちょっと次の質問にうつらせていただきます。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 次の質問にうつらせていただきます。

きのう、福嶋議員のほうからも質問がありました。玉名市の基幹産業である農業の今後についてということで、玉名市食料・農業・農村基本条例、条例ができましたあとに計画ということで策定をされております。その中で、今後の取り組みはどのように考えておられるのか、これ福嶋議員の質問の中でも答弁があったわけですが、私は私なりに、きのうの答弁もお聞きして、ちょっと私に対する答弁もお聞きしたいなということと、それともう1つ、その暗渠事業ですね、平成23年から大体始まりました暗渠事業。しかしながら玉名は25年からということで、暗渠事業が今までずっとあっているわけですが、若干その補助金の内容変更があっているというふうにお伺いしております。どのようにその補助金の内容の変更がされたのか。それと、今までの暗渠事業の進捗状況と今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

[産業経済部長 早上正臣君 登壇]

○産業経済部長（早上正臣君） おはようございます。

松本議員の玉名市食料・農業・農村基本条例と基本計画を策定して今後の取り組みについてお答えいたします。

玉名市食料・農業・農村基本計画につきましては、昨日、福嶋議員の質問で答弁を述べておりますが、農業・農村を取り巻く状況は農業者の高齢化や担い手の減少耕作放棄地の増加等農業を中心とする地域の活力の低下などさまざまな問題を抱えている状況でございます。これらの問題に対応するため、農業を本市の基幹産業と位置づけ、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともにその進むべき道を明らかにするため、玉名市食料・農業・農村基本条例を制定し、この条例に掲げる目的と基本理念の実現を目指し、基本となる政策を計画的に推進していくために、玉名市食料・農業・農村基本計画を策定いたしました。この計画では、本市の食料・農業・農村の現状と課題を整理し、重点的に取り組む施策事業を示しました。主な課題や取り組みにつきましては、本市の基幹産業である農業を支える農業者の高齢化により担い手が不足してまいっております。特に中山間地域などの条件不利地におきましては、耕作放棄地がふえ、鳥獣被害により農作物の減収や樹園地、棚田などの美しい農地や農村景観及び多面的機能の低下など、さまざまな問題も引き起こしております。このような中、樹園地の集積、集約につきましては、平成28年より県のモデル事業として、県内4地区が指定され、天水町下有所地区におきまして、農地中間管理事業を活用しながら、農地集約加速化事業に取り組んでおり、県、JA、関係機関と協力して事業の推進を図ってまいります。また、果樹経営支援対

策事業を活用した樹園地の整備を促進し、優良な品種への転換を支援してまいります。また、耕作放棄地の再生に当たっては、農業委員会や農業団体等と連携し、国、県の関係事業を活用した作物の作付けや新たな耕作者による営農など、継続的な農地の有効活用を促進してまいります。鳥獣被害対策につきましても、防護施設の整備など、実用性のある被害対策を推進し、被害の軽減に努めてまいります。

次に、本市の主要作物で全国トップクラスの生産量を誇るイチゴ、トマト、ミカンにつきましては、生産者やJA関係団体と連携し、地元農産物の消費拡大や知名度の向上に努め、さらなる玉名ブランドの確立に向けて消費者ニーズに応じた品種選定や高品質化技術の普及に力を入れてまいりたいと思います。また、都市との盛んな交流と美しい自然景観の保全につきましては、干拓地に広がる農地やオレンジロード周辺のミカン園など、美しい農地や農村景観について、季節の花、四季の情報、また、地域の祭りや伝統行事等のイベントを紹介し、地域観光資源の活用と都市住民と農村の交流を図ってまいりたいと思います。

安全・安心な食の安全供給と地産地消の推進につきましては、都市交流の拠点となる直売所のあり方について検討し、市内農産物直売所の機能拡充と情報発信の拠点として活用してまいります。

今後、農業者や行政の努力のみならず、市民の皆さまを初め、農業団体及び食品産業にかかわるすべての方々の御理解と協力をいただきながら、基本計画に基づく施策、事業の推進を図ってまいりたいと思います。

続きまして、松本議員質問の暗渠事業の今後についてお答えいたします。

本市では、平成24年度から農業基盤整備促進事業による暗渠整備を実施しております。現在までの暗渠排水事業の進捗状況につきましては、市全体での要望面積が約1,000ヘクタールございます。これに対し平成27年度までの繰越事業を含めた整備予定面積は約480ヘクタールであり、進捗率は約48%でございます。本年度も、事業は継続しておりますが、平成27年度より新設されました農地耕作条件改善事業での事業推進が主となっており、暗渠事業のみの採択は厳しい状況であります。農地耕作条件改善事業は、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積計画を立て、重点実施区域に設定するとともに、暗渠排水事業が可能となり、本市では、既に6地区を実施いたしております。しかし昨年末に農林水産省より事業の政策見直しが行なわれ、トレンチャー施工につきましては、10アール当たり補助限度額が15万円から10万円に減額されたことがございます。それと、工事発注につきましても、農業者から建設業者への発注は廃止となり、市発注の工事に変更となりました。それらに伴い、自己負担額発生すると予想されます。また、近隣の町につきましては、暗渠事業が最終年度ということもあり、要望面積が少ないということで、町の財源による個人負担の軽減が図られてる

というふう聞いております。本市といたしましても、要望面積に対し、未整備の面積が約500ヘクタールございますので、財源の確保は厳しいと考えますが、他の事業との兼ね合いも考慮し、少しでも自己負担の軽減に向けて検討はしてまいりたいと考えております。

今後の暗渠排水整備事業につきましては、耕作条件改善が主となるため、農地中間管理機構を中心とした農地集積計画が策定される区域、また、集落営農を検討されている区域を中心に説明会などを実施し、暗渠排水事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

この食料・農業・農村基本計画というのが、私もここにちょっと手元に持ってるわけですけども、この内容を見ましても、この34ページに目標ということで、新規就農者の人数平成26年度でここ書いてあるんですけども、年9人、そして目標として平成38年、12年後ですね、12年後に年9人ということで、結局1人しかアップをしてないというように、ちょっと3月の多分定例会の中で田中議員の質問だったと思うんですけども、収入の欄で、税収の見込みがアップしてるということで、多分、田中議員が質問をされた時に、多分、上嶋部長が、総務部長が、農林水産業の農業の売り上げ増によって、増収が見込まれるということだったと多分私は認識しているんですけども、そうやってそのトマトだったり、ミニトマトは日本一でもありますし、トマト、ミカン、そのような作物がこの玉名管内ではいっぱい生産をされて、イチゴも熊本県下では1番ということでですね、日本でも10本の指には入るということであるわけですけども、もう少し、この基本計画を立てるにあたって、もちろんこの辺の石貫地区であったり、三ツ川地区であったり、小田地区であったりというのちょっと山つきのほうと、横島とか、この辺の玉名平野というのも、その違いがあると思うんですよ。そこをきめ細かにというか、そこの地区に応じた計画であったりだとか、そのビジョンであったりとかですね、今後のですね。そういうのの策定もしていかないと、本当に山つきは、後継者もいなくて、耕作放棄地がどんどんとふえてきて、やっぱり鳥獣被害のその可能性も非常に大きくなっていくというふうに、私は思うんですよ。やっぱりこの辺をもう少し計画をせっかく一応立ててありますので、また、これから細分割をさせていただいて、その山つきには山つきにあった計画性、それと平野部は平野部にあった計画性というのを、もう少し事細かに分けていただいて、策定というか、一応、これはこれとしてまだこの下にそういう計画をしっかりと立てていただきたいと思うんですけども、その辺部長はどういうふうにお考えですか。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） 再質問にお答えいたします。

今、松本議員おっしゃってますように、当然、山つき、海つき、それと平野部では条件が違ふと思いますので、その農業者の問題点ですね、いろいろな問題点を考慮しつつ、関係各所と協議を重ねながら、今、計画の中に網羅してない部分につきまして、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） はい、今答弁をいただきました。

先ほどから言ってますように、山つきと、平野部とでは、そのいろいろ多分作物の形態ももちろん違ふでしょうし、その辺もありますんで、十分検討されて、きめ細かな計画、ビジョンを立てていただきたいと思います。

これはちょっと1つの例なんですけれども、皆さんも多分、テレビとかそういうので、多分お聞きになったことがあると思うんですけれども、徳島県上勝町というところで、おばあちゃんたちがつまものですね、もみじの葉っぱであったりとか、料亭でよく料理の横にちょっとした花だったり、そのもみじであったり、料理の結局彩りをよくする、見栄えをよくするよという事で、そのつまものビジネス、葉っぱビジネスということで、非常に高収入を得てらっしゃるといふのを多分何回か、目にされたことが多分あると思うんですけれども、やっぱりこの小岱山系は、今、たまララでも薬草というのがあって、薬草を結局、されてる方々は薬草の宝庫だというふうにおっしゃられたことをちょっと耳にしたことがあるんですけれども、そういう薬草だったり、こういうつまものであったりですね、こういうのが多分小岱山系にもいっぱいあると思うんですよ。それは徳島県のその上勝町では、第3セクター、結局、行政と民間と共同出資で作り上げた第3セクターの株式会社いろどりというところが、それを集荷をして販売までして、年間の売上が2億5,000万円、1人当たりの収入が約500万円から1番最高の人では1,000万円ぐらい稼ぐおばあちゃん方がいらっしゃるそうなんですよ。やっぱりだからそういう山つきは山つきで、そういうビジネスだったりとか、その農業という中でですよ、できていくのかなというふうに思いますし。一つやっぱり、天水をあげますと、農面道路が、植木に抜ける農面道路であったり、伊倉からずっと天水を經由して、その熊本市の金峰山のほうに抜ける道路もありますけれども、耕作放棄地、ミカン園のですね、耕作放棄地も非常に目立つようになってます。やっぱり日当たりの、「ああ、日当たりがいいんだけどな。」と思うところも耕作放棄地になってるところがあるんで、やっぱりそのブランド化だったり、そういうのをするんであれば、天水でミカンをつくられてる方々でも、非常にその条件の良い場所と条件の悪い場所を多分持ってらっしゃると思うんですよ。だから、そこは行政とそのJAならJAがタイア

ップをして、プロジェクトチームかなんかをつくって、その条件の悪いところをその集中的に耕作放棄地に置きかえていくと、条件の良いところでミカンをつくっていただいて、その耕作放棄地になってる所を地主さんに行政なり、そのJAは調べればすぐわかることですから、そこでつくっていただいて、耕作条件の悪いところを耕作放棄地に進めていって、ミカンの木を伐採して、イノシシのすみかにしないというような、そういうやり方も少しずつぐらいはやっぱり考えていかないと、本当の意味でのブランド化というのができないのかなと思います。

それともう1個は、このブランド化というか、ここにも書いてあるんですけども、6次産業ですね、6次産業で、今、玉名で、多分農家、その個人の農家さんで6次産業を手がけてらっしゃる方は、多分数名だと、私は認識しています。会社関係の方が6次産品をやってらっしゃるというのが大半だと思いますけれども、自分でミニトマトだったり、イチゴだったり、そのトマトだったり、ミカンだったりつくってですね、自分でちょっとそのジュースにしたりだとか、ジャムにしたりだとか、そういう加工所をその市なりがちよっとつくって、それを結局、自分の親戚であったり、東京の親戚であったり、その県外の、関東だったりの結局友人であったりとかに、10本、20本ぐらいつくって送れるような、そういうその施設。やっぱりそうしたらその自分の園地で取れたミカンでジュースをつくって送ったら非常に評判がいいと。評判がいいとそしたらそれが結局、口コミで「また送ってくれんや。」て、「俺がお歳暮ちょっと使おうごたるけん送ってくれんや。」とか言って、結局友だちから依頼が来たらちょっと自分でつくれる。なかなかやっぱり個人でそういう施設を1人で持とうとしたら、結構莫大なお金がかかりますよね。しかしながら、その自分で20キロ、30キロ、ミカンを持ち込んで、ジュースを、その瓶あたりはそこから買って、自分で自分の園地のミカンを絞って、その友人だったり、親戚に結局送ったら、それが口コミで広がって、それがまたブランド化になっていくと思うんですよね。やっぱりそういうの、その検討するお考えがあられるかどうか、ちょっとお聞きしていいですか。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） ちょっと今、松本議員の再質問でございますけれども、ブランド化という御質問でございますけれども、我々もまだ中身ですね、そのミカン加工をして送るというふうな御意見ですけども、それも含めたところで、そのようなちょっと認識をいたしておりませんし、まだ調査もできておりませんので、また、調査を含めて、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） これはその少しずつでもそのブランド化だったり、その発信を

していくというのが、非常に大事になっていく。そしてまた、ここで、そういうみんなに喜ばれる品物をつくっていくという意欲が農家に多分増してくると思うんですね。その辺を十分検討されて、熊本県の産業技術センターにもそういういろいろな機械だったり、そういうのを情報を教えてくれるそういう機関もありますので、その辺を十分活用もしていただいて、そういう加工場の検討ですね、その大きいものじゃなくていいんですよ、本当にやっぱり自分たちが自分の品物はちょっと持ち込んで、そこ何本かで、結局できて、そういう送れるような施設ちょっとつくっていただききたいなというふうな要望です。

それと、この基本計画の41ページに、都市との盛んな交流ということで書いてあるんですけども、非常に今、人口減少ということで、玉名も非常に苦慮をしているわけですけども、そんな中で、私はこの本をちょっと読みまして、非常にいいなというふうに、「都市と地方をかきまぜる」ということで、高橋博之さんという方が書いてらっしゃるんですけども、この方は、もともと岩手県議会議員を2期6年間されて、東北・東日本大震災、東北震災を受けて岩手県知事に立候補されたわけですけども、惜しくも落選ということで、政界からすぱっと引退されてですね、しかしながら、東北のために何かやってやろうということで、東北の海産物であったりとか、農産物だったりとかいうのを東京に、自分が東京の大学を卒業されて、地元に戻ってその県議会議員をされてたもんですから、そういう農産物だったりとか、海産物であったりをやっぱり東京の人たちにもっと知っていただくということで、「東北食べる通信」という物を自分でされて、その都市の首都圏の人たちを農村に招いて一緒に作業体験をしていただくとか、そういうのを非常にやっておられるという方で、やっぱりそういうことも視野に入れて、その、今インターネットで見ただくと、非常にどこからでも注目をされてらっしゃる。世界的にアジアのほうに向けても非常に発信をされている方々です。こういう方々を講演者に招いて、やっぱり認定農家の会だったりとか、JAさんの青壮年部員であったりとか、そういう人たちに、声をかけていただいて、市がその中心となってJAさんと話をさせていただいて、こういう方々を呼んでその話を聞くというのも、一つの起爆剤、若い人たちの結局、起爆剤にもなるんじゃないかというふうに思います。

その基本計画はやっぱり事細かにしていただくのと。それと、暗渠事業が15万から10万円に減額をされたということだったんですけども、今まで施工を結局された方は、ほとんど手出しがないというような状態で、今後施行される方は、10アール当たりその5万円のその支払いが発生するわけですよ、その辺は、何というのかな、その市民で格差じゃないですけど、バランス的にいかなものかと思うんですよ、先ほど部長の答弁では、その費用を捻出するのは非常に困難かなと、市のほうではですよ。

困難かなということなんですけれども、じゃあその今後は、その農家の人たちに、5万円結局手出しをしていただきますよというような話からされるというふうに認識をしていいんでしょう。そうしたら、なんかやっぱりその平成23年から始まっている事業なんですよ。しかしながら、玉名は2年間遅れてスタートしてるわけですよ。だから、先ほど部長がおっしゃったように、近隣の長洲町であったりとかは23年度から始まったってたもんですから、あと残り少ない。10ヘクタールとかそれぐらいだったのかなと思うんですけどね、長洲町は残ってるのが。だからその辺に関しては、もう市民に差をつけたらいけないからということで町のほうが全額負担をするということで、多分なされているというふうに思うんですけども、その耕作条件というのが多分あると思うんですけども、その辺について、先ほど部長があと約残りが500ヘクタール、一番最初の申請時からですね。この耕作条件というのがついてる中で、大体その可能、耕作条件が適する面積は大体どれぐらいだと今予想されてますか。そのあと500ヘクタール残ってる中でですよ。もちろん中間管理機構を結局通さないといけないじゃないですか。やっぱりそういうのが大体スムーズにいくかなというふうに認識をされてる面積というのは、大体どれくらいかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） ただいまの質問でございますけども、残の面積が500ヘクタールほどございます。この中で耕作条件に今後適合するだろうという面積につきましては、申請後、伊倉地区と豊水地区で法人化の計画がなされております。これがそれぞれ約200ヘクタールずつ、400ヘクタールございます。ですからこの400ヘクタールにつきましては、適合するかなと。ただし、この中には申し込みをされておられない面積が概算ですけども、3分の1位はあったかというふうに考えます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今答弁をいただきました。

伊倉地区と豊水地区は、去年から大体法人化に向けて進められているというような話は私も伺ってたわけで、そこに400ヘクタール。しかしながら3分の1申し込みをされてないと、それ1番最初の段階からですか。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） お答えします。

概算で約3分の1位ということでして、最初申し込みをされてないところが、伊倉地区、豊水地区にもございます、それと豊水地区につきましては、平成26年度で実施した地区もございますので、もう少しはふえるかなというふうには思いますけど、ちょっと詳細な数字につきましては、まだ把握をいたしておりません。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） しかしながら、400ヘクタールは、400ヘクタールのうち3分の1。そうですね、まだ申し込みをされてないというふうな話なんですけれども、その耕作条件というのも多分いろいろやり方があると思うんですね、その辺もやっぱりもう1回その話をされて、これは私思うのに、やっぱりこの辺を見ていただいて、耕作放棄地が1回ふえかかったらなかなか歯どめが、ほとんどとまりません。この暗渠事業をもちろんお米だけつくるのであればその暗渠事業はいらないというふうに農林水産省あたりも多分そういう見解だろうと思うんですけれども、やっぱりその基幹産業であるんで、玉名のですよね。基幹産業で、ましてや今、農業所得が非常に上向きで、その6月9日のその熊日新聞に、その企業の農業参入が122社、158件ふえているということで、その熊本県も大体ここでは2019年度までに参入件数を200件までふやしたいというふうに目標を掲げられております。その内の約耕作放棄地を活用したというのが111ヘクタールあるんですね。その企業がですね、この農業に参入して。だからそういう中で、1回耕作放棄地になったら、なかなか普通のその個人の農家ではなかなか厳しいと。しかしながら、やっぱり耕作放棄地をつくらないためにも、こういう暗渠事業だったりというのをきっちり整備をして、やっぱり地域の残った農家にしっかり引き継いでいただくというふうなのがいちばん必要じゃないかなと思います。その企業に関しましても、昔からよく言われているのが、企業は儲けがでないとすぐ撤退するとかというふうに言われてますけれども、今、やっぱりこういう県内で頑張ってるその企業というのは、食品メーカーとか卸売、仲買さんであったりとか、非常に多いから、やっぱりどうしても仲買なんかで苦勞するところに、商品を集めるのに苦勞するところに自分たちで参入されてるということなんで、この辺に関しては非常に安心して任せていけるのかなというふうには思います。

この暗渠事業は、1件当たりに負担が、農家負担が1反当たり5万円というのが発生してきます。500ヘクタールで1反当たりの5万円ということだったら、もし助成をするのであればですよ、2億5,000万円のお金が必要なのかなというふうに思うんですね。しかしながら、さっき早上部長がおっしゃったのに3分の1位はちょっと手を挙げてもらわない部分もありますということなんで、約2億円ぐらいがあれば、今要望されてる方々というのは、十分その暗渠事業ができるのかなというふうに私は思うんですけれども、さっき私が1番最初に、1番目の質問で、新玉名駅の駐車場は総工費幾らかかりましたかということでお伺いしたのは、1億9,000万円、約これだけのお金があればですね、耕作放棄地というか、農業所得をまだ上げれる農地にかえられるんですね、結局お米をつくったあとに暗渠事業をやっとれば、その渴きが早いから、麦づくりであったりとか、そういう野菜ものをつくろうと思ったときに、非常にそのス

ムーズにその次の作物へ移っていけるわけですね。そしたら農業の所得もまた上がっていきますし、そういう、良い優良農地がふえるわけですね。私は駐車場、新玉名駅の駐車場は、やっぱりお金をよそに使いにく人たちが利用している部分が約半分だと思ってます。通勤・通学が約半分ぐらいかな、ひょっとしたら3分の1かな。で、よそにお金を使いに行くその方々が約半分、か約3分の2ぐらいは利用者してらっしゃるのかなというふうにしか私は認識していません。そこに新たに1億9,000万円という市の単独の予算を結局使って、新しく駐車場を開設したわけですが、先ほど早上部長がちょっと自分たちその市単独でその予算をつくるのは、その負担するのはちょっと財政的にもちょっと厳しいかなという答弁があったと思うんですけども、ちょっとこれは通告をしてなかったんですけども、市の新玉名駅駐車場に1億9,000万円をかけて、駐車場を建設されて、約2億円、その金額1億9,000万円ぐらいあればですね、あとの残りの手を、申請を挙げられてるその暗渠事業に申請を挙げられているその方々が、全然手出しがなくて暗渠事業ができるというふうに思うんですけども、市でいっぺんに1億9,000万円、単年度ですね、1億9,000万円とは言いませんけれども、1年、2年か3年ぐらいにわたって、少しずつぐらい、この予算を市の単費をつけていただいて、そのやっぱり優良農地にかえるのか、その耕作放棄地になるか、ならないかはわかりませんが、優良農地ということで、優良農地にやっぱりできるようなその予算を組む考えが市長のほうにちょっとあられるのか、ちょっとこれ通告してなかったんですけども、市長、その辺はどう思われるか、ちょっと自分の思いをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の思いは駐車場は反対だったから、そのお金で農業の排水事業をやれば一発でできるじゃないかというようなことを言われますけれども、やはり市といたしましては、公共工事等々につきましては、やはりやらなければならないところはやっていこうし、また、農業につきましても、この暗渠排水事業したからといって耕作放棄地が少なくなるということにも、これは余り起因しないんじゃないかというふうに思っております。しかしながら、農業に対しての施策につきましては、私も、玉名では基幹産業ということ十分に認識をいたしておりますので、農業に対して支援することについてはひとつもやぶさかではないということでございます。この暗渠排水事業につきましては、なるべく今の補助金の内でできないだろうか、ということいろいろ考えて、私も東北の方までこれが自主的にできるんだったらば多く、この今の補助で、補助内でできるんだったらばということで視察にも行きました。そしてなるべくそういうことで解決できるならば解決しようというような努力をいたしておりますし、また、今回の補助事業等々につきましても、補助金が来ている、来る分の枠については、

なんとか最終的にその補助金を全額使って、暗渠排水事業ができるようにというようにもいろいろと研究をしているというような状況でございますので、私の私見ということではなくて、やはり公共工事でやらなければならないところはやっていきますし、また、かといって個人に、個人の事業のところについて、全面的にそれをやるということが果たしてそれが全般的なお金の使い道かといったときに、これも疑問があるということ。そしてまた、暗渠排水事業も当初はほとんど負担はなしでやってたけども、あとあとの人に負担ができるということも、これもちょっとやっぱり、議員考えられるように疑問もあるというふうなところもございます。平等にやるというのは、どこまでやれば平等にできるか、というふうな問題もございますので、農業につきましては、私もこういった面を捉えた時に、やはり農業の衰退を招かない。そしてまた、耕作放棄地がふえないというような状況の中には、やはり圃場整備等々を大々的にやるのが、そういった面を防止することに大きくつながっていくだろうというふうに思いますので、いろんな面、多面的なところを捉えながら、農業の進展のためにお金も使うことについてはひとつもやぶさかではないということをいつも考えておりますので、そういった面で、農業の普及のために努力してまいりたいなと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今市長のほうから前向きな答弁をいただきましたんで、やっぱり後継者が不足する中で、地域農業は、地域で支えていくというのが多分基本だと思うんですね、もちろんその企業参入もありますけれども。だからそういった面で、今いろんな農業を結局取り巻く情勢がめまぐるしく変わってます。八代のほうでは、ハウス面積というのは、そこまで増加はしていません。建てかえ、建てかえで。古くなったのを結局、新しいハウスに結局建てかえるというのが、今八代のほうで非常に多くて、今、八代のほうでいちばん多く進んでいるのが露地野菜作付けです。ブロッコリーなんかは、毎年5ヘクタールから10ヘクタールずつふえています。そのキャベツにしても。いろんなその露地野菜。経費のかからない部分に、今非常にどこでも取り組む傾向が、非常に強いです。だからそういった中でも、この暗渠事業というのは、そういう露地野菜に結局やっぱりなんと言うかな、水田のあとのその野菜作付けに非常にとりかかりやすい圃場になっていくので、その辺はしっかり市内でも、検討していただいて、地元新規就農者がいっぱい残れるような、玉名のその基幹産業ということでもありますので、その辺もしっかり検討していただいて、前向きに進んでいっていただきたいという要望をいたしまして、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 27 分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、会議を開き一般質問を行ないます。

4 番 徳村登志郎君。

[4 番 徳村登志郎君 登壇]

○4 番（徳村登志郎君） 皆さんおはようございます。4 番、公明党の徳村登志郎でございます。

通告に従い、一般質問させていただきます。

これまでも子育て教育支援を推進させたい思いで、たびたび一般質問をさせていただきましたが、子育て支援教育格差をなくすために重要な施策と感じております就学援助について、今回まず質問させていただきます。

本市においても教育委員会では小、中学校における義務教育の円滑な実施を図るために就学援助費の制度が設けられています。就学援助費とは、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して援助するものとなっています。実はこの制度、昨年度までは県立である玉名高校附属中学校には、玉名市立でないことが理由で適用されていなかった事実が、今年附属中学校に合格されたお子さんをお持ちのひとり親世帯の市民の方から、「附属中学校に合格したが、入学すると就学援助費の支援が受けられないどうしたらよいでしょうか。」このような相談があったことがきっかけで判明いたしました。早速、教育総務課にかけあったところ、すぐに教育委員会が動いてくださり、本年度からは援助対象として、附属中学校に通う生徒の保護者にも適用が広がりました。このことには相談された方も非常に喜んでくださり、私からも感謝申し上げます。

さて、今一度就学援助に話は戻りますが、就学援助は児童・生徒の家庭が生活保護を受給するなど、経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの一部を市区町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度となっております。しかし、これまでは新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については、支給はされるものの、国の補助金交付要綱では国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童又は生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給になっていました。今般、文部科学省はその要保護児童・生徒援助費補助金要綱を、平成29年3月31日付で改正することにより、就学援助要保護児童のランドセルの購入と新入学児童・生徒学用品費の単価を従来の倍額、小学校2万470円を4万600円へ、中学校2万3,500円を4万7,400円にするとともに、その支給対象に、これまでの児童・生徒から新たに就学予定者を加えました。また、文部科学省からはこの改正に合わせ平成30年度からその予算措置

補助率2分の1を行なうとの通知が出されたところであります。しかしながら、この措置はあくまでも要保護児童・生徒に限ったものであり、今回、準要保護児童・生徒はその対象になっておりません。また、要保護児童・生徒の入学用品の支給は、基本的に生活保護制度の教育扶助であるから、ある入学準備金からすでに入学前に支給されているため、本市においてこの文部科学省の制度改正に伴う、要保護児童・生徒に対する予算及び制度の変更は一部の例を除き、基本的には生じないと認識しております。この準要保護児童・生徒に対する新入学児童・生徒学用品費の対応については、今後文部科学省の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給について本市においても判断していくことになると思いますが、私は、今回の国における改正の趣旨及び本市における準要保護児童・生徒の現状を鑑みた場合、平成30年度から実施できるよう準備を進めることが重要と考えております。具体的には、就学援助における特に準要保護児童・生徒を対象とする新入学児童・生徒学用品用費の入学前からの支給に対応するための予算措置、システムの変更、要綱等改正について、今から確実に準備を進めていくことが必要と考えますがいかがでしょうか。

先の一般質問の答弁と重複するところがあるかと思いますが、まず要旨3点についてお尋ねいたします。

1つ、本市の就学援助の現状について。2、要保護児童・生徒と準要保護児童・生徒の本市の割合。3、今般の文科省の制度改正を受けてからの本市の対応について。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） おはようございます。

徳村議員の本市の就学援助の現状についての御質問にお答えいたします。

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費、費用について補助を行なうものです。補助内容といたしましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童・生徒学用品費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、給食費があります。玉名市就学援助要綱に基づき支給を行なっているところでございます。

次に、要保護世帯と準要保護世帯の本市の割合についてでございますけれども、平成28年度時点で、要保護児童・生徒の人数は22名、準要保護児童・生徒の数が733名で、割合といたしましては1対33となっております。

次に、今般の文部科学省制度改正を受けてからの本市の対応についての質問にお答えいたします。平成29年3月31日付で、文部科学省から要保護児童・生徒援助費補助金の制度改正の通知を受けております。新入学児童・生徒の学用品費につきましては、

準要保護児童・生徒の補助単価の増額改定分を、今回の6月議会に補正予算に計上させていただきます。今年度新入学の児童・生徒から増額の対象となっております。就学援助費の一部である新入学児童・生徒の学用品費の支給時期につきましては、現在のところ、今月下旬にその他の費用につきましては、前期分を9月上旬に、今期分を3月上旬に支給する予定でございます。この新入学児童・生徒学用品費の入学前支給についてでございますけれども、新中学生は、小学校からの申請で書類が送付されてくるために、事前の把握をすることができます。しかしながら、新小学1年生についての事前把握については、保護者会への周知、申請窓口になる学校や教育委員会の事務的なスケジュールの整理、さらには玉名市の小中学校への就学予定者が諸事情により転出で入学しなかった場合の対応などの課題もございます。従いまして、県下で既に入学前支給を実施しております熊本市、天草市の実施状況や、今から取り入れてくる他市の動向を踏まえながら、本市の導入につきまして申請手続を実際に行なう学校の現場の意見を聞きながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。

準要保護児童・生徒の割合が結構多いということで、ずいぶんちょっと驚きましたけれども、何点かじゃあ細かいところにもなりますけど、質問させていただきます。再質問。

今回の文部科学省の改正を受けて、準要保護児童・生徒の玉名市の認定基準があるかと思うんですけども、これがこれからこれだけでまた予算もたくさんいるというふうないろんな状況の中で、例えば、要件が今後厳しくなるようなことがあるのか、ないのか、ちょっとその辺をお聞かせいただきませんか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 徳村議員の就学援助費の認定基準ということでよろしいですかね。

○4番（徳村登志郎君） はい。

○教育部長（戸寄孝司君） 認定基準でございますけれども、まず、1点目、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けている。2、市民税の非課税減免又は個人事業税、固定資産税の減免を受けている。3番目、国民年金保険料の減免を受けている。4番目、国民健康保険税の減免又は徴収猶予を受けている。5番目、児童扶養手当の支給を受けている。6番目、生活福祉資金による貸付を受けている。この6項目、今述べましたこの6項目のどの基準にも満たない。該当されない保護者について、世帯の所得状況から生活保護基準の1.3倍以下であることとしております。この要件を満たされた保護者

が就学援助費の対象となっております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 今、1.3倍というふうにお聞きしましたけれども、これがまた厳しくなっていくというようなことは今のところないということで理解しといてよろしいでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 再質問にお答えいたします。

ただいまの1.3倍の基準はどうかということなんですけれども、現在のところ1.3倍という基準は、そのまま継続というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） ありがとうございます。

それでは、またちょっと別の点で、また、再質問いたします。

この就学援助制度ですね、ございますけれども、児童・生徒、保護者には実際現場では、どのような形で周知をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 再質問にお答えいたします。

周知ということでございますが、新中学生、中学1年生に対しましては、小学校の6年の時から上がってきておりますので、大体その時点でわかるかと思えます。ところが小学1年生については、学校教育の現場で言えば、周知はなかなか難しい現状であると思えます。ですから、今後は保育園あたりもお願いして、そういう手続き等も取らなければいけないのかなというふうには考えておりますけれども、周知の方法が、果たして全員すんなりいくかというのが、非常に私ども懸念しておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） まず、このような制度がしっかりあるということをやはり保護者の方が対象になる、ならないは関係なく理解されておくということもすごく大事なことだと思います。

あと実務的なところですけども、具体的に申請をしようとされる場合、実際どのような方法で申請をなさるのか。そしてまた、申請してから結果が出るまでの流れですね、はどのようにになっているのか。あとどれぐらいの方が実際、申請されて、そしてその方のうちのどれぐらいが認定をされているのかという所もお聞きできればと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 再質問にお答えいたします。

手続きについては、ホームページとか、1月の市の広報あたりに載せております。それから、ホームページについては、1年間、1年間といいますか、ずっと載せてあるというような状況でございますけれども、あとは、各学校に申請の手続きをお願いしまして、そのあたりを学校から周知の要旨といいますか、そういう要項あたりの配布をしていただいて手続きをお願いするというふうな通知を出しているということで、そのあたりから進めているところでございますけれども、申請者に対してどれぐらいかというのはちょっとこちらのほうでは把握しておりません。済みません。資料を持っておりませんので。申請自体、全児童・生徒数からしますと、この年度で、28年度で750人、全生徒数が5,155人おりますので、14.6%ですかね、の割合で推移して、少しずつふえているという状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 今の答弁で、また少しずつこの準要保護の子どもたちがふえているということで、またしっかり援助をしていかなければいけないなというふうに認識いたしました。

あと、最後に、就学援助費ですけれども、実際現場ではどのような、直接、保護者とか学校とか、いろんな形で支給されているのかなと思いますけれども、その支給、どのような形で支給されているのか。あと合わせて、認定されている方の個人情報やプライバシーというのは、きちっと守られているのかどうなのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 再質問にお答えいたします。

まずセキュリティの話ですけれども、この情報は外部に漏れるということは、非常に個人の大切な財産でありますので、状況でありますので、十分注意しております。それから何だったですかね。

○4番（徳村登志郎君） 支給先ですね。

○教育部長（戸寄孝司君） 済みません、失礼いたしました。支給方法といたしましては、口座払いになっていると思います。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

今回、早い手を打っていただいて、いろいろ措置をしていただいているのは答弁の中でもいろいろありましたけれども、今回、平成30年度からの実施を想定した場合、入

学前の支給の予算は、平成29年度の補正で、そのほかは平成30年度当初で措置する必要があるかと思われます。要綱改正とかは、容易にできると思いますけれども、システムの改正は、一定の時間等予算を要すると思われます。さまざまな課題があつて、今年度3月に支給できるような形にできるのはちょっと難しいみたいな答弁もいただいておりますけれども、実際、今お聞きして支給対象者が本当に多いですから、そういう準要保護の児童・生徒に、今回の制度改正の恩恵が行き届きますように切にお願いしてこの質問は終わりたいと思います。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） それでは、次の質問に移ります。

生活習慣病の1つとして知られている糖尿病。もはや国民病と言われてもおかしくない状況です。2013年の国際糖尿病連合の調査によると、日本の糖尿病患者数はおよそ720万人で、世界第10位ですが、その予備軍である糖尿病の可能性を否定できない人は1,300万人と言われ、合わせるとなんと2,000万人以上になります。これは単純に計算しても、日本国民の5、6人に1人は糖尿病の危険があるということです。糖尿病の恐ろしさは御存じの方も多いかと思いますが、その合併症にあります。糖尿病による悲劇を避けるためには、その合併症について正しく理解することが不可欠です。糖尿病で病院に行ってコントロールが悪いと、目が見えなくなるとか腎臓が悪くなって、透析を受けなければならなくなるなどと聞いた方も多いかと思いますが、実際に途中失明や透析導入の原因のナンバーワンが糖尿病だそうです。糖尿病合併症の主なものに、腎臓（腎症）、目（網膜症）、神経（神経症）があります。これらの合併症を糖尿病の3大合併症と言うそうです。また、3大合併症のほかに、大きな血管の動脈硬化による血流障害もあり、この動脈血流障害が重症化下肢虚血を起し、壊疽が生じ、足の切断に至るような話もあります。

特に今回、この糖尿病の合併症の1つである足病について予防の観点から質問させていただきます。

足病という言葉は初めて耳にする方も多いと思います。それも当然のことで、足病は昨年から国の支援を受けて、具体的に医療体制の仕組みが動き出した新しい医療の領域です。特に、糖尿病の透析患者さんは、下肢足病の危険にさらされています。今から2年前、政府の改革の基本方針である骨太の方針2015に、これまでの「疾病の予防、介護の予防」と記されていたところを、「合併症予防を含む重症化予防」という文言を公明党の秋野参議院議員が盛り込ませました。これは糖尿病や透析の重症化予防で、足切断を回避する取り組みを含めて、病気を悪化させない理念が国の改革方針となったことを意味します。そして昨年、平成28年度診療報酬改定において、下肢救済、足病治療のためには、専門家の連携が重要な評価である下肢末梢動脈疾患指導管理加算が実現

しました。これは下肢救済足病治療のためには、医療現場の専門家の連携が必要であるとの結論から導き出されたものです。この改革は、現場の専門家間をつなぐ役目を果たし、足切断を回避する仕組みが全国に整いつつあるのです。

そこでまず要旨3点お尋ねいたします。

1つ、本市における糖尿病患者と透析の実態について。2、足の切断につながる糖尿病足病変について。3、下肢末梢動脈疾患指導管理加算が実現してからの医療現場での取り組みについて。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員御質問の本市における糖尿病患者と透析の実態についてお答えいたします。

昨年5月、玉名市の国民健康保険被保険者1万9,383人中、糖尿病治療中の方は、2,193人で11.3%でございます。また、厚生医療におけます人工透析の認定者数は、昨年3月で263人、本年3月で251人の方が透析治療をされております。

次に足の切断につながる糖尿病、これは足病と書きまして、足病変（そくびょうへん）というふうに読みますが、糖尿病の足病変の認識についてお答えいたします。

糖尿病の3大合併症である腎症、網膜症、神経障害の原因となる微小血管障害がございます。微小血管の閉塞によって、各臓器に栄養や酸素が行き渡らず障害が生じて合併症が起こります。腎症は重症化すると透析治療になり、糖尿病足病変のリスクが高くなります。足病の重症なものは、組織の一部が死んで足の切断を余儀なくされる場合もございます。特定健診のデータから血糖コントロール不良の方には、かかりつけ医や糖尿病専門医と連携した糖尿病重症化予防のため取り組みを行なっているところでございます。

次に、下肢末梢動脈疾患指導管理加算が実現してからの本市医療現場での取り組みについてお答えいたします。下肢末梢動脈疾患は、足の動脈硬化によって血流が悪くなる病気で、病状が進行し、壊死が広がれば切断を余儀なくされます。平成28年度の診療報酬改定では、人工透析患者さんの足を透析の病院で重症度を評価し、診療上必要な管理指導を行なった場合に、診療報酬を月に1回、100点、金額に直しますと1,000円を加算されるものでございます。玉名市におきましては、この管理加算を3医療機関中、2医療機関が法制局へ届出をされております。届出が出されていない医療機関においても指導管理がなされていないとは言えず、各医療現場での詳細な取り組みについては把握できていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、会議を開き一般質問を行ないます。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。

1番の本市における糖尿病患者と透析の実態について答弁いただきましたけれども、私も、本市、糖尿病患者が2,193人、透析を受けてらっしゃる方263人という数字に改めて驚いております。透析の患者さんはやっぱり医療費もずいぶんかかっていることと思います。大体お一人当たり年間500万円ぐらいにはなるかと思っております。単純に計算してもやっぱり市で13億円ぐらいの医療費がかかっているということにもなっていると思っております。

2番目のまた、足につながる糖尿病の足病変についてという部分についても、やはり足病の治療は、やっぱり一刻を争うものだと思います。また、治療には、これは専門家の話ですけれども、順序というものがすごく大切になっております。透析患者さんのように血流が悪くなる、虚血がある場合は、血行再建のための血管内治療やバイパス治療ですね、これを施したあとに傷を治すという、創傷治療が必要になるということをお聞きしております。

ここでちょっと、それを物語るようなちょっとショッキングな写真なんですけれども皆さんにご覧になっていただきたいと思って、ちょっと手元に持ってきておりますけれども、見えますでしょうか。

[徳村登志郎君 実物を示す]

○4番（徳村登志郎君） ちょうど1番上のこちら糖尿病を患ってらっしゃる男性患者さんの足なんですけれども、ちょうど靴ずれです、靴ずれが原因で、ちょうど小指の付け根の所に、靴ずれができて、さらにこの方は糖尿病で虚血状態で血液の循環が悪いというところで、もうすでにその靴ずれのところに壊死が始まっているというような状況の写真です。これは初診の時初めて病院を訪れたときの写真ですけれども、それからその下ですね、それからこのあと治療を病院に行って受けられるんですけれども、結局なかなか良くならないで18日間そのまま経過したときは、その下のBという部分ですけれども、ちょっと色も白くなってらっしゃいますけれども、これはさらにちょっと血液の状態、血流の状態が悪くなってらっしゃるということで、もうすでに足の背のほう

にまでちょっと壊死がもう進んでらっしゃるような状況まで、18日間でなってらっしゃって、このときにこのままではいけないということで、形成外科のほうに入院をなさるということになってます。それからさらにまた症状は進行されまして、それからまたわずか18日目から、次、21目ですね、の状態でもすでにこのようなところまで進行なさってらっしゃいます。もうこの時点でかなり血流が悪いということで、まず血流を治さなくちゃいけないということに判断されて、転化ですね、新しい、これ循環器科内科のほうに、今度は逆に移送されまして、そこで治療を受けられるということになられるわけなんですけれども、結局そのあとも症状は全然改善しないまま、結果的に41日目ですね、そのまま血流が悪いということでカテーテル手術とかしてなんとかそのあと血流が良くなって腫のほうは何とか助かってますけれども、結局足の前の部分は全部壊死をしてしまって、もうすでにこの状態ですと切断されなくちゃいけないという状況だそうです。この間、本当は足に靴ずれができて、たった41日間で短期間の時間に足を切らなくちゃいけないという状況まで進まれているというのが、これが足病の状況でもあります。これが足病の教科書というものから引用した写真なんですけれども、この写真のように41日目にこのようになってしまってもう切断しかないと。こうやって医療のしっかりした管理のもとにあるにもかかわらず、やっぱり治療が間に合わなかった。どうしてこのようなことが起きてしまったんでしょうかということなんですけれども、一言で申し上げれば、医療の連携がしっかりできていなかったということが1つの原因みたいですよ。

3番の下肢末梢動脈疾患指導管理加算が実現できてからの医療現場での取り組みについてという部分を質問させていただいたのも、この医療の連携の状況を知りたかったからでもあります。

とにかく透析患者の方が下肢切断に至らないようにするためには、まず透析クリニックが紹介先の足病の専門病院ですね。足病を特に熟知しているような専門病院と感染制御や血行再建を行なう病院をしっかりと登録しておいて、透析クリニックと専門病院の連携を促すという制度になっております。足病を治療して足切断を防ぐ治療は1つの診療科では完結しませんので、これは全体みんなで行いなければならぬというふうに国も定めております。だから例えば、傷が大きくて感染が強ければ、まずは形成外科のほうを担当するでしょうし、血流が悪いという、先ほどのような患者さんの場合は、形成外科に行かれる前に血流が悪いということで血管外科に又は循環器科内科のほうを先に受診して、血流を良くしたあとでしっかり傷の手当てをしなくちゃいけなかったというふうなことになると思います。

そのようにさまざまな診療科が携わらなければ、かかわらなければならぬというのが足病医療ということでございます。

さて、ここで再度再質問をさせていただきます。足病は2016年から国の支援を受けて、具体的に医療体制の仕組みが動き出した新しい医療の領域です。よってまだ糖尿病と透析の合併症の1つである足病ですね、が広く認知されていない側面がございます。適切な治療の普及を後押ししてもらって、その認知と啓蒙を推進するべきだと思いますけれども、今一度見解をお聞かせしていただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

まず市の今後その病に関する取り組みというふうな観点から申し上げますと、平成28年度の特設健診の受診者で合併症を予防のための血糖コントロールを目標値でありますヘモグロビン・エイワンシー（HbA1c）これが7.0以上の方が216名おられます。これ7.0というのは合併症が発症する境界の方でございますけれども、大体6.0からはもう糖尿病としての認定を、診断を受けるわけでございますけれども、そういう方が216名おられるということで、本市の取り組みにつきましては、その重症化予防の取り組みといたしまして、本年度も引き続きこの7.0以上の方に保健指導とか医療受診勧奨を行ないまして、糖尿病の自覚症状がないために治療を中断しないように担当地区保健師が訪問して、対象者に応じた効果的な指導を行なってまいります。また、栄養士による栄養指導を行なうことで、合併症を未然に防ぐことに努めております。

次に、かかりつけ医、糖尿病の専門員、それから眼科医、歯科医、腎専門員や行政等が合併症を早期発見、早期治療でき、統一した方針で治療や保健指導ができるよう糖尿病連携手帳の活用や事例検討会、会議等を開催して医療機関との連携を努めていきたいというふうに考えております。今後はあらゆる機会を通しまして、糖尿病の重症化による足病の予防についてもあわせて啓発を行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

この足病、足病というものは、まだ認知がすごくされていない分野だと思います。ただ、先ほど写真で見ていただいたとおり、ちょっとした靴ずれみたいな傷が原因で、あっという間に足を切らなくちゃいけないというところまで進んでしまうという恐ろしい病でもあります。家庭においても、医療現場でも、あと介護現場でも、あと家庭においても、糖尿病の患者さんを抱えてらっしゃる、透析の患者さんを抱えてらっしゃる御家庭では、足のケアとかですね、足の傷がないとか、そういう部分をしっかり見ていただきたいと思います。また、そういうものを啓発するようなものを市でも発信していただければというふうに思います。

今回、本当に一般の人々にあまり知られていない足病とその医療制度の新しい仕組み

について紹介と質問をさせていただきました。足病は単に予防するだけではなく、重症化の予防を医療の連携ネットワークで実現できるということ、この仕組みを広く知っていただき、足病というものに関心を持っていただいて、糖尿病また透析患者さんにとっての早期発見と足の切断回避につながることを強く願ひまして、この質問を終わりたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） それでは次の質問です。

胃がんの予防のためのピロリ菌検査の導入とその費用助成について、この質問については、昨年一般質問でいたしましたけれども、その後の対応と進捗を伺いたく再度質問いたします。

答弁のほどよろしく願ひいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員御質問の胃がん予防のためのピロリ菌検査の導入とその費用助成について、昨年一般質問をしたその後の対応と進捗についての御質問にお答えいたします。

昨年6月に徳村議員を初め、1万4,575人の方から、ピロリ菌検査の導入とその費用助成を求める署名を受け取り、がん予防の有効性、安全性、コスト面から国の指針や動向を見極めながら関係機関などと協議してまいりました。本市は国の指針に定められました検査を実施しております。ピロリ菌検査につきましては、現時点では死亡率減少効果を示す検証が十分でないために、さらなる検証が必要との見解のため、現時点では助成制度の導入は考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

なかなか今の段階では進んでいないということを確認いたしましたけれども、実は同じように署名のほう、隣の町であります長洲町のほうにも提出をさせていただいて、長洲町の町民の方と一緒に提出をさせていただきました。長洲町の中逸町長のほうも署名の重みと、また、ご自身もピロリ菌を除菌された経緯があられるということで、すごくこの検査を導入するということに対して前向きにとらえていただきまして、ちょうど今あります今回の6月の定例会で、この特定健診の時に血液検査によるピロリ菌検査を、こちら町内の医師会と連携して、大体費用が5,000円かかるそうですけれども、そのうちの4,000円を町が補助して、実質町民の方の手出しは1,000円で済

むというような補助事業を、こちらのほうをこの事業のほうが予算が挙げられてまして、このまま通過するという見込みになっているみたいなんです。隣の長洲町でもこういうふうに取り組んでいただいております。また、実際この助成して、その費用対効果はいろんなものを考えても十分効果があるものだというふうに、私は考えております。ぜひともまた、玉名市においても先んじてやっていただきたいというふうに考えております。

高峯市長からも昨年、前向きな答弁もいただいております。ぜひともこのピロリ菌の予防のための検査導入と費用助成、取り組んでいただければと思っております。

最後になりますけれども、足病の質問でも触れましたけれども、政府のこの骨太方針2015には、すべての国民が自らががんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防と介護予防、後発医療品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診やがん健診の受診率向上に取り組むつつ、個人や保険者の取り組みを促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要であると明記されております。国もこういう理念、方針を示しております。ぜひともこれを市政のほうにも反映させていただきたいと思っております。このことを踏まえて、ぜひピロリ菌検査の実施及びその助成を再び強く要望するものでございます。

以上の要望含めて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

14番 宮田知美君。

[14番 宮田知美君 登壇]

○14番（宮田知美君） お疲れさまです。市民クラブの宮田知美です。

子ども医療費助成制度について質問をいたします。

この子ども医療費助成制度の目的は、子どもの疾病の早期治療を促進し、健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため、子ども医療費の一部に対して助成するものです。この子ども医療費助成制度は、市町村で対応が、現物給付のみ、現物給付と償還払いの併用、本市が採用している償還払い等に分かれます。市町村の規模や考え方によって助成制度はさまざまです。私が今回、質問している内容として、病院等が市役所に行なっている、いわゆるいったん負担した分を返して、もう一回償還してくれるというふうな手続きを病院等が患者さんに代わってやっているというようなことですね。その辺のところの負担が非常に大きいというふうな声が聞こえてきます。

そこで申請業務として、本来は患者さんがペースメーカーを入れている重度心身障害者やひとり親家庭医療費助成制度を受けられる方々と一緒に、現在、玉名市が行なっている無料の中学生以下の子どもたちの償還払いにより無料になるため、いったん病院に払っている負担金の償還払い手続き申請業務を行なわなければならないの

ですが、これは患者さんが行なうんですね、本来は。それを医療機関等が患者さんに代わって市に償還払いの手続きを、申請手続きをしなくてはならないので、これが大変な苦勞になっているというような声で、医療機関からも他の自治体に見習って、現物給付にしてほしいと要望をされております。ということで、その辺のところは第1点。

第2点目がですね、2番目に貧困による医療機関への未受診について質問をいたします。

きのう、北本議員の一般質問で、子どもの貧困対策について質問されました。非常にふえているような状況でございます。近年は、ひとり親家庭には児童扶養手当や医療費助成制度など手厚い支援、いわゆる子育て生活支援、就業支援、養育費の確保として養育費相談支援センターからの助成、経済的支援として児童扶養手当などが、施策はありますが、今はアパート代、車のローン代、外食や食費、携帯代、塾、習い事など、教育などお友だちが行ってるから私のところもやらないかんというようなところで、昔に比べて全体的に生活費が非常に高くなっているようです。ですから若いお母さんたちはすぐお金が底をついたような、あまりお金のない状態が、次の給料日まで非常に長く続いているような雰囲気です。そこで子どもが一過性の病気の場合は、一度の受診代で済みますけれども、現代病の1つ、アトピーなどをお持ちのお母さん方、非常に多いので、そういう方々がアレルギーなどの病気で何回か受診しなくてはならないため、費用が非常にかさむと言って、病院等行くのを控えられてる未受診の方や病気への対応が遅くなるケースが目立っているように思われます。一般の若いお母さんたちも財布の心配をしないで行けるのは非常に助かると、このような方々も、議員の方々も、執行部の方々も何人も聞かれていることと思います。

そこで以上2点を踏まえて、まずは現物給付への制度導入、検討はできないか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 宮田議員の子ども医療費助成制度についての御質問にお答えいたします。

本市における子ども医療費助成制度につきましては、中学生以下の子どもの医療費に要した一部負担金の全額を助成しています。その助成方法につきましては、本市では償還払い方式をとっており、受診の際に一部負担金の支払いと合わせて申請書を医療機関窓口へ提出していただき、後日、医療機関を経由して提出された申請書を委託により審査処理し、受給者の口座に助成金を支給をしております。

一方、御質問の現物給付方式の場合でも、市町村によって自己負担額の有無については違いはありますが、本市同様に一部負担金を全額助成している場合には医療機関窓口

における医療費の負担と申請書の提出は不要となります。その後、社会保険診療報酬支払基金や国保連合会では医療機関からのレセプトに基づき審査を行ない、市に医療費を請求し、市からのお支払いを受けて医療機関に医療費を支払う流れとなります。このように現物給付方式を導入した場合には、医療機関窓口での支払いや申請書の提出、市が委託して行なう審査業務、委託料約600万などが不要となります。また、医療機関が行なう申請手続きも軽減されます。しかし、一方で新たに支払基金や国保連合会への審査支払事務手数料、支払基金では約690万円、国保のほうでは約120万円が発生し、合わせまして810万円の手数料が発生します。また、現物給付による国民健康保険の減額調整措置の対象となり、国庫負担金約1,000万円が減額され、合わせて医療費も増加することが見込まれるところでございます。

次に、貧困による医療機関への未受診についての御質問にお答えします。現在、本市では、先ほど申し上げましたとおり償還払い方式をとっておりますので、病院受診の際は、医療機関窓口において一部負担金をお支払いいただく必要があります。そのことが医療機関の未受診につながっているか否かについては、明確なデータはございませんのでお答えすることはできませんが、市としましては、貧困により子どもが医療機関を受診できないという状況はあってはならないというふうに考えておりますので、これまで助成の対象年齢を段階的に引き上げてきたところでございます。今後は国民健康保険における国庫負担金減額調整のペナルティーの行方等を注視しながら、現物給付方式導入の検討も含め、引き続き利用しやすい制度づくりを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今、村上部長から答弁をいただきました。

答弁を要約すれば、償還払いから現物給付のほうへ移行すれば、先ほど言いました医療機関から市のほうに支払ったお金を請求する、患者さんがしなければならないような手続きが軽減される、なくなるというようなことをおっしゃいました。それで大分医療機関とか、そういったところは非常に助かるというふうに思われます。また、費用の面としてはですね、申請医療機関等を経由して提出された申請書を市が委託している審査業務600万円が不要になる。しかし、支払基金や国保連合会の審査事務手数料が810万円かかる。また、現物給付による国民健康保険の減額調整額の対象となり、いわゆるいつも市長がおっしゃっているペナルティー1,000万円ほど減額されると。あわせて医療費も増加するのではなかろうかというようなことを今、村上部長のほうから答弁いただきました。今のちょっと足し算、引き算しますとですね、金額的にはふえるのが1,810万円、減額されるのが600万円、いわゆる現物給付にすると単純に1,210万円ぐらいはふえると。それプラスの医療費も皆さん、お母さんたちが財布を失敗

しなくてかかることができるので、ふえるんじゃないだろうかということを懸念されるというふうなことを今、村上部長のほうから答弁いただきました。しかし、その辺のところをどうにかしてやっていきたいというようなことですが、そこでちょっと通告してない部分があるんですが、村上部長は非常に優れた人ですので、ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。できる範囲内で答えていただければと思います。

患者さんがいったん支払っていますので、払い戻しを受けなければいけません。ですから、自分の口座に振り込んでいただけなきゃいかんと。その償還払いの受給者の口座に助成金を振り込む手数料というのはあるんですかね、これ。この場合の年間は、大体どれくらいかかるもんなんですか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 適切な答弁になるかわかりませんが、今、現在行なっている方式につきましては、市町村のほうで委託をして、市町村のほうで点検をして、国保とか支払基金のほうに審査をしながら出しますので、手数料はいらないわけですが、現物給付になった場合には、そういう支払基金とか国保連合会には、その玉名市の審査をしなければなりませんので、そういう新しい手数料というのは必要になってくるわけです。今は直接雇ってやっておりますので、自分ところでやるか、そういう別のところでやるかというところで、手数料、委託料としてはあまり変わらないというふうなところでございます。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） いわゆる私が子どもじゃないですが、一旦病院に自分の3割負担なら3割負担の1,000円を払うじゃないですか。それが市役所のほうから今度は自分の口座にかえてくる。振り込んでもらう。その手数料なんですけど。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 金融機関等の振込手数料は定額、それはかかると思いますが、ほんのわずかな額だろうというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） わずかと言われたら、何とも答えようが、言いようがないんですけれども、村上部長の100万円がわずかなのか、1,000万円はわずかなのか、ちょっとわかりませんが。定額だったら、普通どんなに同じ口座でも100円ぐらいかかるわけですよ。それが1日に100件ぐらあったら1万円かかる。月に30万円ぐらいかかると。それを1年間で300万円ぐらいかかると。計算には単純になるんですが、その辺どうなんですかね。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） この医療費の償還に関しましての振込手数料等に関し

ましては、一切かからないというふうなことでございます。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） なしなんです、はい、わかりました。

それと次に、今度は現物給付をされてるところでは、いわゆるそのあらゆる税金、市町村民税なんかがそういうの滞納額があった場合は、その私はこうやって現物給付をされるべき対象者なんですというカードをもらうんですが、それがもらえなくなる。ですから、その現物給付をされてるところでは、固定資産税、軽自動車税、介護保険料、国民健康保険税、保育料、簡易水道使用料、市営住宅使用料の滞納がある場合は、現物給付の受給者証を返納しなければならないというふうに定められてるということで、そういう納税意識も非常に高まると言われていますが、そういうところで部長としてはどういうふうを考えられますか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

そういう現物給付に私もまだ未経験な部分でございまして体験をしておりませんので、何とも申し難いと思いますが、納税意識の、そういう意識の向上にはつながるところもあるかと思えますけれども、現状として現物給付がいいか、償還払いがいいかというふうな観点では我々考えており、ちょっと整理をさせていただきますと、なぜ償還払いを市のほうがこういうふうと考えていくかと申しますと、ちょっと整理させていただきますが、償還払い、今、玉名市の場合は中学3年まで医療費のかかった一部負担金全額お返しをしていると、個人の方にはお返しをしているというふうになります。14市の中で7市においては、その現物給付ではあるんですけれども、払わんでよかわけですが、月が変わると医療機関に1,000円、ないし500円の一部負担というのが課せられております。これはもう返ってこない、純然たる自分が負担する金額です。ですから医療機関に月が変わるたびに1,000円、もしくはその薬局に行くともた1,000円、また違う医療機関に行くと1,000円。また、薬局に行けば1,000円。そういう負担が、個人の負担が発生しているのが14市のうちの7つの市でそういう状況が発生しているというのが現状でございます。なぜそういうふうになっているかと申しますと、やはり国保、国のほうから補助金が減額されて、このペナルティーを受けないためにそういう手法をとられている。玉名市においては、窓口で全額一応払っていただいて、後に全額払い戻しをするわけですが、これに対してはペナルティーがない。そして残りの6市においては、その窓口で一切払わなくていいし、また1,000円、500円の負担もございませんという市が6市でございます。この市に関しましては、国保の減額というのは非常に、それだけ市が裕福だというふうな観点で、国保の補助金というのが減額されてくる幅は非常に大きいと、こういう形での実態になっておりますの

で、個人に医療費の負担というのは、玉名市のほうが1番個人としては負担は少ないと、ただ、毎月毎月というのが窓口で出さなんというのが負担感があるかもしれませんけれども、そういう事情でございます。

そういう事情であるということを整理させていただきました。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今、村上部長のほうから答弁いただいたんですが、確かにその市によっては月が変わるごとに500円、1,000円を必ず納めなければならない、ということは、玉名市の場合は2カ月後であるけれども、全然払わなくていいと。お母さんたちがその財布が許せばそっちのほうで全然負担はないのでいいと。ですから、へんにいたずらに現物給付にするのはお母さんたちの余計な負担をかけるということで、ある意味じゃ本末転倒なりやすいというようなことを今説明されたわけですね。

じゃあなぜ、多くの自治体が、先ほどから言われるペナルティーがあるにもかかわらず、現物給付なのか。そういうところ市長はどぎゃん思いなはるですか。いきなり振って悪いですが。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） この現物給付と償還払いにつきましては、今いろいろ考えた結果、最終的には医療に対して、市が補助するというような形で償還払いというのを玉名市ではとっているということで、県下では唯一償還払いをやっているというのが、玉名市で、14市の中の1つであります。これは、どちらが良いかといいますと、国は償還払いをやりなさいというか、そういうのを勧めているというような状況でございます。現物払いにつきましては、受診をされる方は現物払いのほうがいいのかもわかりませんが、税金を投入しているというような分から見ると、この玉名市における償還払いはお金は払いますけれども、自分の口座を記入するだけで、あとは全額返ってくるというふうなことであります。14市のうちの13市のうちに現物払いをやっているところでも一部負担を求めているということは、いわば国の制約を受けないために一部負担をいただいているということでございますので、100%現物払いで無料にしますと、国のほうからペナルティーを取られるというような状況でございますので、一部負担するということとなりますと、一部負担は500円とか1,000円とかというふうな状況でありますけれども、結果的には1つの病院に1つ行って1,000円払って、帰りにお薬をもらうとまた、そこで1,000円払うということになると2,000円を払わなければならない。1万円であろうと、2万円であろうと償還払いはいったん払えば全額返ってくるけれども、現物払いの場合にはやはりそこに負担を求められるというふうなことでございますので、どちらが良いかということではございますけれども、3年、約4年前に小学校までを医療費無料にしておりましたけれども、中学校まで拡大したときには、私もし

ろんな人に聞きました結果、最終的に現物払いと償還払いをした場合に、現物払い、今までの償還払い、今までどおりに進めていくなれば中学校までできるけども、償還払いにした場合には、やはり現状維持ということになるでしょうということで、いろんな聞きましたけれども、やっぱり受診をされる方は償還払いのほうがいいというふうなことの声が多かったというふうなことを記憶いたしております。そういうことを考えますと、やはりどちらがいいかということになりますと、受診をする方は、タダで、すべてタダがいいというのがだれしもが考えることだろうというふうに思いますけれども、やはりそこに税金を投入してるということを考えたときに、そしてまた国のペナルティー等々も考えたときに、完全なる現物ということになりますと、非常に怖い面があるということでございますので、その辺につきましては、慎重に検討した結果、最終的な答えを出すべきかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） はい、ありがとうございます。

市長は、よく先ほどから言われているペナルティーがあるからということで、市長会のほうでその現物給付を行なうと国庫負担金を軽減するのは廃止してくれというふうなことを市長会のほうでよく言ってるというふうに言われてますよね。それ何回か市長から聞いたんですが、要望の見通しはどうなんですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 要望は何回でもやっておる結果、最終的には、これは国に対して市長会で、九州市長会あるいは全国市長会等々において要望はいたしておりますけれども、見通しにつきましては、相手が考えることでございますので、私たちは見通しは明るいというふうに思っても、相手は全く考えてないのかもわかりませんし、ただどちらにいたしましても、過去においての結果として、現物払いにするとやっぱり2割から3割はだまっといても医療費がアップするということは言われておりますので、そういうことを考えたときに、国が、やはりお金を持っているところは、どうぞやってください、というようなことでペナルティーを課すということにしているんじゃないかなというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今、言われてことはわかるんですが、ただ、今は少子高齢化なんですよ。というのはどういうことかということ、1972年、私が18歳ぐらいのときに老人福祉法というのがあって、その改定があって、70歳以上は医療費が全部無料だったんです。まだ老人は珍しかったんでしょうね。ところが、今はこのいろんな後期高齢者医療費とか、また、そのほかの老人医療のほうもいろんな助成をカットしよう、

中止にしようと、やめにしようという動きもあるぐらいです。あまりにも多すぎてですね。ですから、そういうふうで今は少子高齢化なので、そのいわゆる市長がいつもおっしゃるその今回だけはあまり市民目線じゃないような気がするんですが、やはり今は選択して、この少子化対策の一環として、やはりお母さんたちが困っているの、その困っているというか、ほかの市町村も大体現物給付のほうに傾いている。6市は全額無料でやってるといえばですよ、やっぱり玉名市のほうもそれにある程度は足を向けて、その償還払いのよさもいっぱいありますが、やはり望んでる人が多いなら、そっこのほうに向けて一旦は現物給付のほうに行くのも手じゃないかなと。そしてある程度子どもたち、お母さんたちがその今の少子化がとまったり、生活が安定したり、また、貧困対策とかいろんなものやっけていく中でふえてきたら、先ほどの老人医療じゃありませんけども、2割、3割の負担をしてもらおうと、普通にですね。やっぱりその辺は考えていかれたらどうかなと思います。

でですね、私がなぜそれを言うかという、この前も先日の高校生の討論会があったじゃないですか。玉名高、玉名工業の子どもたち、生徒たちがですね。その中で、どういことを言われたかという、やはり彼らは、自分たちはこれから先、玉名に住んでいくわけですよ、その玉名で生きていかなきゃいかんと。その彼らが言ってることは、この人口の減少対策として、玉名市は出生率を高め、若者の定住をふやすための施策をしてほしいといことを言っておるわけですね。だから我々の目線とはちょっと違うのかなと、今からさき、生きていく人は、やっぱり自分たちの仲間がほしいわけですよ。ですから、その市長がおっしゃっている償還払いから現物給付にすると、確かにその医療費がふえたり、いろいろするかもしれない。しかし若いお母さんや子育て世代の人たちがこれほどしてくれ、してくれとアピールするならばですよ、やはりある程度は足を向ける、目を向けるべきじゃないかなと思うんですが、そういうところいかがですか。市長。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 私も足も目も向けてですね、要望に対しては100%応えたいというふうな気持ちは、これはだれしもがあるだろうというふうに思いますけれども、先ほど、宮田議員も言われましたように、医療費の老人医療が無料になった結果、今の日本の医療費はどれだけあるかといことを考えたときに、もう既に国家予算に匹敵するような医療費がかかっているというのも起因してるのかなというふうな感じはいたします。ですから、こういった時にやはり考えることは、子どもを持つ人、いわば医療費を無料にするようになる対象者の人、こういう人たちに尋ねるときに、私は中学校までをここまでして現物払いと償還払いにしていたときに、償還払いだったら多分これは高校生までできるんですけどね、というようなときに、さてどちらをそういう子どもを

持つて人たちが選ぶかということ考えたことも、考えることも必要ではないかなというふうに思っております。

あくまでも私は、これは市民目線というような、常に市民目線でありますけれども、子どもを持つ親も市民目線であるし、また子どもを持たない、あるいは子どもが大きくなった市民も市民であるということ考えたときに、やはり平等性も考えなければならぬし、またお金の使い方ということも十分に考えなければいけない、そして将来にわたって、やはり玉名市民の皆さん方が安心して暮らせるような市でなければならないということでございますので、何回も言いますが、先ほどから言っておりますように、検討に値することだろうということだけは間違いないことだろうと思います。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） ぜひ検討していただきたいと思います。

やはり、今度、市長選挙がまたあるわけですね。11月、10月22日だったですかね。これはこのままだと多分、だれか、だれが出られるかよくわかりませんが、公約の中に、この問題組み込まれると思うんですよ、やはり。それほどお母さん、この問題はお母さんたち、非常に興味を持っておるわけですね。やはり目に見えない償還払いの良さというのはあるんですよ。しかし、やはり目に見える現物給付の政策のほうに移行したほうがお母さんたちは安心して住みたい玉名市というのが目の当たりにするわけですね。ですからぜひ、現役の市長として、あと半年ぐらいありますので、検討をされることを祈っております。

これで私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（永野忠弘君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

19番 中尾嘉男君。

[19番 中尾嘉男君 登壇]

○19番（中尾嘉男君） 皆さんお疲れさまでございます。19番、中尾嘉男でございます。

防災公園避難所の建設について質問いたします。

3月に引き続き、今回も質問いたします。避難場所については、玉名市全体のことでありますけれども、私は、地理的にもわかりません。また、地元の議員さんたちがおられますので、私は、横島地区のみ質問いたします。

執行部のみなさん、防災公園避難場所の必要性は言うまでもなく、人命救助の場所であり認識をされてると思っております。そこで2点質問いたします。

まず1点目、防災に特化した公園整備。2つ目、アクセス道路の整備についてお尋ねをいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 中尾議員の防災公園の建設についての御質問にお答えいたします。

昨年の熊本地震では、津波注意報が発表された際は、多くの方々が山の上展望公園、経塚公園などに避難され、大渋滞となったところがございます。加えて、多くの方々が自家用車での避難であったため、駐車スペースも不足をいたしたといった状況ございました。このような中、議員御指摘のように人命に係る事でもあり、避難場所の確保は横島地区に限らず、玉名市における防災上の全市的な重要な課題であると認識をいたしております。しかしながら、既存の避難場所である山の上展望公園とは別の場所への津波や洪水時に特化した広場の建設につきましては、地形的に多額の事業費が必要なこと、位置的に平常時の利用が見込めないこと、さらには整備後の経常的な多額の維持費用が発生するなど、さまざまな課題がございます。市といたしましては、避難場所の確保は、市民の生命にかかわる重要な課題でありますので、先の熊本地震の経験を踏まえまして、既存の山の上展望公園内への緊急時の車両の乗り入れなどや将来的には山の上展望公園と経塚公園とを結ぶ市道周辺への避難場所の確保及び駐車スペースを含めたアクセス道路の整備につきまして、検討を行なってまいりたいと考えております。

この問題は、横島地区に限らず、全市的な課題であることから、今後、既存の公共施設、民間施設を問わず避難場所の確保、防災対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 今の答弁を聞いておりますと、一口で言えば、費用対効果が言われてるとじゃないかなというふうに思います。格段、多額な建設工事に投資して、普段何もなければそれを利用しないというふうな執行部の見解かなと、また、それを建設した場合、維持管理費ですね、これも発生するというようなことで、私が率直に思うのは、そもそも前回のよう津波はやって来んだろうというふうな気持ちがするわけですよ。これももう私3月から言ってますけれども、津波だけではありません。この横島地区、また、天水地区、唐人川という河川があります。これはもういつ、何時がきても本当に恐ろしいみたいに壊れております。後ほどこの件については、建設部長より答弁があるかと、また、質問をしますので、答弁があるかと思っております。

私が3月から申し上げておるのが、既存のそのいま現在の山の上展望公園の車両乗り入れですか、これは不可能なんです。私が認識している山の上展望公園というのは、今そのジャングルジムがあって、そこを総務部長は言われているかなというふうに思うわけです。この質問を、聞き取りをした際、早速なんか現地を総務部長は見られたと

いう話をちょっと聞いておりますが、そういった中で、今もその公園の段差、既存の公園ですね、段差があって、なかなか車両を入れてもほんの少しの台数しか入らないかなというふうに思うわけですよ。それで、やはりその執行部あたりがおっしゃっているその拡張の公園は、ちょっと私の解釈では厳しいんじゃないかなというふうに思うわけです。これはやはり私が申しますその環境整備ですね、いろいろ高寄市長になられて、このいろんな分野で整備等々をされてきております。私が今回、その質問しよるのはですね、これ人命救助の場所なんです。それで、お陰をもちまして、高寄市長にはすばらしい横島の体育館、これもつくってもらいました。今、大体体育館の高さですね、床の高さですねGLから大体1メートル弱ぐらいじゃないかなというふうに思っておるわけでございます。菊地川、もちろん菊地川のその決壊、堤防決壊。また、唐人川の堤防決壊したときには、もうすぐ浸かるわけですよ。地震とかですね、そういうとの避難所としては最高の場所じゃないかというふうに思っております。そういった観点で、洪水があったときのことを考えて思えば、やはり高台なんですよ。十分執行部の皆さんは理解されると、私は思っております。ただ要するに費用の関係かなと、それがひとつ。

建設したあとをそのどのように効果的に生かすかというふうのが1つあると思えます。それはあるだけでも、場所は見られて総務部長わかんと思えますけれども、あそこすばらしいところですよ、景色はですね。すばらしいところです。それでそのすばらしいところを生かして、何らかのものの費用がかからない公園とか、そういった目的はいろんな目的があるかなというふうに思います。ただ、急斜面でありますので、そのグラウンドとか、そういうことはできないというふうに私も思っております。その中でも狭いながらも、何らかの策はあるんじゃないかというふうに思っております。

ちょっとその辺の見解、ちょっとよろしく願います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 中尾議員の再質問にお答えいたします。

確かに、議員おっしゃいましたように、人命を救助するというのが、特に横島の場合は、そういう洪水とかが非常に危惧されるというふうなことがあるかと思えますので、その辺の、やっぱり洪水に対する対応というのは非常に、対策というのは非常に大事なというのは、我々も認識をしているところでございます。ですから、特に、今おっしゃいました横島の体育館の付近でも、やはり2メートルぐらいの浸水になる可能性があるというような、津波とかがあった場合にはなるというふうな可能性がある中において、やはりどうしてもやはり山の上展望公園もしくは経塚公園というのが、ひとつの避難場所になるというのは、議員もその辺は御了解していただいているとは思いますが、ですから、先ほど、私の答弁の中で申し上げましたのは、その山の上展望公園とか、そういう経塚公園のあの辺りの一帯につきまして、市道とかを含めたところでのスペース

をとにかく確保することによって、その津波とか、その洪水から退避できるような、そういうような整備をしていってはどうかなということを考えていたところでございます。私も現地というのは見させていただきましたが、やはりどうしてもその段々畑のような形になっているので、かなりその費用としてはかかるかなというようなのは予測はされたところでございます。その費用対効果という言葉が適切かどうかというのはちょっとわかりませんが、やはりどうしてもその既存の公園のほうを整備していったほうが、確かに良くなる。良くなるというとアレですけど、費用としては当然かからない部分があると思いますので、そのあたりで駐車スペースとか、あるいはそういう避難場所の拡張というのを考えていったほうがいいかなといったところで判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 今の答弁では、私も若干、その総務部長に対しての理解というのは示されました。示したところはどこかといいますと、やはりその既存の公園をですね、そこに対しての空きスペースとか、そこの横をちょっとそういう避難場所ができるような感じかなというふうに思ったからですよ。そういうことでできることは、やっぱり少ししながらでもやってもらいながら、やっぱり計画に沿った計画を一応立ててもらってですね、計画に沿ったことをお願いしたいと思います。

それから、建設部長にちょっとお尋ねしますが、今現在、そのアクセス道路があの一体は、市道が2本かな。それと農道が2本ぐらいあると思うとですよ。先ほどの総務部長の答弁では、そういったその道路の拡張、拡幅ですね。これに対して広げればちょっと余裕をもって広げてもらって、そこに駐車スペースとかいうことでですね、やってもらうなら、そこにも対外的に台数は避難できるかなというふうに思うわけですよ。そこでですね。その農道から市道の変更といいますか、農道から市道の道路の位置づけですね。これはその計画を立てなければならないのか、もしくは、今言うように、後ほど、そののちのちにですよ、そういった施設ができるから、農道を市道に格上げといいますか、そういうことができるのか、それがひとつとですね。

先ほど申しました3月28日に、県のほうからと玉名市の土木のほう、また、地区の区長さん、また、横島の地元の議員さんたちと、唐人川の、その唐人川をずっと歩いてですね、現地調査をやりました。そういう中で、今現在、その県、玉名市ですね、調査した結果を踏まえて、進捗状況をわかる範囲内でいいですから、ちょっと教えてください。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

まず、アクセス道路、山の上展望公園までのアクセス道路の件でございますけど、現在、山の上展望公園のアクセス道路は、東西に市道西栗之尾山の上線、南北に市道外平大園線が整備されております。農道も2本あるということでございますが、先ほど総務部長の答弁にもありましたとおり、今後新たな避難場所を確保する際は、当然その農道もアクセス道路としては非常に重要な道路じゃないかなと認識はしております。そういう避難場所の確保すると同時に、その辺は検討していきたいと考えております。

以上です。

それともう1つが唐人川の進捗状況ということでございますけれども、3月28日に県と市と、そして地元代表者の方と立ち合いのもと、調査をしました結果について御報告いたします。

まず、唐人川の熊本地震による被害状況の進捗については、河川管理者であります熊本県に確認しましたところ、現在、下流域より緊急性の高いところから順次工事を行なっているということでございます。具体的には、唐人川防潮樋門から上流1キロメートルまでの区間における堤防のコンクリート剥落、あるいは亀裂等の復旧工事等が施行中でございます。また、新屋敷から石塘樋門区間における堤防の老朽化による一部破損等につきましても、下流域の工事が完了後、随時着工するというところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） アクセス道路としての農道から市道の格上げ、これはやはりちょっと早めにはできるものであればですね、ちょっと早めにやってもらいたいというふうに思っております。

それと先ほどの、その唐人川の進捗状況。今その下流から1キロメートルぐらいの所を工事をおこなっているというふうなことで、また新屋敷から石塘、この前現地調査した時がですね、下流からずっと上に登って行って、金比羅渡し、旧金比羅渡しがあるとですよ、そこの区間も相当漏水をしよるわけですよ。1カ所はちょっと潮が大きいときなんかは、漏水がひどいかな。また今から先、梅雨とか高潮とかで、また漏水を予測されます。1カ所、今上さんというところがありますけれども、ここはなんかちょっと去年だったか、県のほうから言わせれば、ちょっと手は入れたけれどもというふうにおっしゃっておられるけれども、まだまだとまっております。あの状態で、やはり何日か続けばですね、私は決壊するとじゃなからうかというふうにも思います。とにかくひどいです。そういうことで、樹木が今度は金比羅橋から、今501号線の金比羅橋ですね、あれから上流の石塘の樋門、この区間については樹木が相当植わつとるわけですよ。その樹木の根で、その築堤を押しやっちゃって、もう手で、手でどうやるだけで石垣が崩れるような状態です。現地なんか見たというふうなことだったですね、そうでしょう

が。そういうことですね、津波はひょっとすりゃないかもしれんけれど、今現在、私が心配してるのはこういった河川の決壊、崩壊これを一番心配するわけですよ。

〔「津波あるよ。津波。」と呼ぶ者あり〕

○19番（中尾嘉男君） 　いつあるな。

そういうことですね、とにかく菊池川は今その護岸工事がもうこっちの左岸ですか、こっちのほうはほとんどできあがってですね、今度右岸のほうをなんかやりよるみたいですけども、本当、唐人川は危ないです。非常に危ないです。そういうことから、3月にかけて2回ほど私、質問しよるわけです。そういう中ですね、やはり一番の建設に当たっては、場所の設定とか、いろんな問題が発生しますけれども、問題は予算、金紙だろうと思います。そういう中で、前回3月も合併特例債は使いますかという質問をしましたところ、合併特例債は可能ですよという答弁をもらいました。そこで今現在、合併特例債の残高。また、使える時期ですね、これいつごろまでかちょっと教えてください。

○議長（永野忠弘君） 　総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 　中尾議員の再質問にお答えいたします。

合併特例債についての件でございますけれども、今、今後活用の計画としまして、合併特例債の活用の計画としましては、市民会館建設とか、道路の橋梁整備など、いわゆる市が掲げる重点施策を推進する事業を予定しております。

残額としましては、現在22億円の合併特例債の残がございます。そのうち今計画しておりますのは、市民会館で約13億7,000万円ぐらいを30年度で使う予定でございますけれども、非常に合併特例債事態がちょっと非常に使い勝手がいいと言いますとあれなんですけれども、非常に効率というか、有効な市債でもございますので、市民会館が今申し上げましたが、30年度で13億円ほど使う予定ではございますけれども、発行の期限としましては、合併特例債は平成32年度までございます。ただ、今申し上げた市民会館とか大規模の事業がございますので、32年度よりも前に、おそらく発行限度額に達する見込みかなというふうなところで感じているところであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 　中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 　ちょっと合併特例債の件で、ちょっと質問しますけども、今残りの発行可能な残高ですね、22億円でおっしゃったでしょ。そのうちの13億円は市民会館建設とおっしゃったかな、間違いなか。それと質問ですけども、市民会館は全額あわせて、トータルで13億円、来年も一応あるでしょう。2カ年でしょ。それで、その残りの9億円ですか。この22億円から13億円引けば、その9億円からまた来年度分を引くという解釈でいいんですかね。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 中尾議員の再質問にお答えいたしますが、合併特例債の2億2千万円というのは、平成29年度の今年度の発行額を含めたところでの残高になります。そのうち30年度で市民会館が1億3千万7,800万円ほどを発行するというような形になります。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） はい、わかりました。

じゃあ、30年度は、要するに9億円ばかりまだ残るといことですね。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 中尾議員の再質問にお答えいたします。

合併特例債は、その市民会館だけではなくて、先ほど言いましたように、道路とか橋りょうへの活用というか、発行も可能になりますので、道路とか、そういうところで、もし整備するような形になれば、その残りの部分から発行していくような形にはなっていないと思います。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） はい、わかりました。

じゃあ、もう単刀直入に言えばですよ、早勝手、早く使こたがよかていうふうな感じですかね。そういう感じでしょ。それで、その道路、道路建設とかいろんな問題ですよ、計画がなくても、その合併特例債を当てて、その年に発行すればですよ、それでいいという、どうも感じに受けたんですよ。それで早いもので勝ちですかというようなことをちょっと質問したんですよ。いろいろとずっと計画があるじゃないですか、これともとも267億円ですか。これに対して合併の、合併時ですよ、いろんなことをせないかんということで、1市3町の今後の建設費が267億円ですか、そういう解釈を、私はしとったんですよ。それだけ今まで仮にちょっと話は飛躍しますが、飛びますけども、今ちょっと話がありました。岱明の公民館ですね、これは大体その合併特例債を原資として建てるといようなことじゃなかったんじゃないんですか、だろうと思いますよ。それが一応、今のところ中止みたいになって、起債としてあがってらんですよ。計画は確かにあるかなというふうには思いますけれども、まだ29年度の、その今年の起債としては上がってないじゃないですか。それで、私が言いよるのが、そういう計画をしてあるのを除いて、その残りが1億3千万円から引いて9億円ですか、9億円なのかというのが聞きよるわけですよ、わかったですかね。わかった。ならちょっと。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 中尾議員の再質問にお答えいたします。

確かに、合併特例債というのは、先ほど言いましたように、残りが9億円ぐらい、1

3億円は市民会館で30年度で使う予定ではありますが、でも確かに残りがその9億円ぐらいになります、その分を何にじゃあ発行して活用するかというのは、今の時点では実はまだ決まっておりません。市民会館だけはもうすでに32年度までという形で進めておりましたので、決まっておりますけれども、そのほかの部分については、まだ決定している部分がありませんので、合併特例債をこれに活用していくというふうな決定した事業についてはございません。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） だいたい理解しました。

そういうことであればですね、この避難場所、これを早急にやはり進めてもらいたいなというふうに思うわけです。この件については、まだまだいろいろ言いたい部分もありますけれども、最後に市長、お尋ねいたします。

市長にとっては今期をもって勇退とのことをお聞きしております。

[市長 高寄哲哉君 「だれが言いよるとな。」と呼ぶ]

○19番（中尾嘉男君） これは、また違うなら違うよかけんな。残りの先ほど、宮田議員もおっしゃったように、残りのその時間、やはりその全力投球でこういった、今、私が申し上げてるような、その防災公園、避難場所、まだほかにもあるかもしれませんけれども、人命救助の場所としてひとつこれを首長の判断ということで前向きに進めてもらいたいなというふうに思っております。

そういうことで何かあれば一言お願いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 何かあればということで、何もございませんけれども、このこういった人命にかかわるものにつきましては、やはり大事なことだろうというふうに思っております。こういった津波等々もいつ襲ってくるかわかりませんが、この前の地震のときの津波がほとんどパニックの状況で、皆さん経験したことがないというふうなことで、避難を相当されて、状況としてはパニックの状況であったということでございます。しかしながら、有明海のこの深さ、広さから考えて津波がどのくらいあるというのは大体想像ができるんじゃないかなというふうに思っておりますし、また、有明海の干拓堤防を今、国の事業としてされておりますけれども、昨年だったと思っておりますけれども、これができあがったときには一番安全な場所になりますよというふうなぐらいに強度につくられているのかなというふうな感じをいたしました。全市的にそういった避難場所等々も考えてやっていただければということを感じております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） じゃあ、次にまいります。

[19番 中尾嘉男君 登壇]

○19番（中尾嘉男君） 続きまして、横島町いちごマラソン大会についてお尋ねいたします。

横島町いちごマラソン大会、昨年度で第40回を迎え、玉名の一大イベントとなっております。地元のもともとですね、地元住民の健康づくりを目的として、昭和53年、少人数の参加者でスタートし、沿道では農家の皆さんたちからですね、イチゴ、ミニトマト、また昼食の貝汁を振る舞い、また地元の皆さん、大会のスタッフの努力で参加者が増加しております。

そこで3点ほど質問いたします。まず、1点目、参加料金について。2つ目、収支決算について。3つ目、経済効果について。お尋ねをいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） 中尾議員の横島町いちごマラソン大会参加料金についてお答えいたします。

横島町いちごマラソン大会は、議員も御承知のとおり合併前の旧横島町において、町の特産のイチゴをPRするために始められたもので、昨年度には40回目の節目の大会を迎えております。全国各地より6,171名の参加者をお迎えし開催したところでございます。まず、参加料を改定した趣旨でございますが、現在の横島町いちごマラソン大会の参加料金につきましては、中学生以下の料金がお土産ありで3,000円、お土産なしで2,000円、高校生以上がお土産ありで4,000円、お土産なしで3,000円となっております。現在、参加料金につきましては、平成26年度の第38回大会から料金を改定し開催しているところでございます。料金の改定につきましては、大会運営は、参加料金を行なうこと基本と考え、現在において安定的な大会運営を、失礼しました。将来においてですね、将来において安定的な大会運営を継続していくためにも必要であると考えております。参加者のニーズ対応や安全対策費、輸送費、委託料など、大会運営において欠かせない費用で、将来的に見ても支出の増加が見込まれます。また、お土産の農・魚産品につきましても、価格の変動が考えられることから、余裕のある運営ができるよう横島町いちごマラソン大会実行委員会に提案し、承認いただいたものでございます。

次に本大会の収支決算についてでございますが、平成27年度第39回の大会で6,443名の御参加をいただいたときに、単年度収支で見ると、収支の部が2,110万円、うち参加料が2,083万円、支出の部が報償費、大会記録等業務委託料を含み、2,259万円となっております。単年度収支といたしましては、149万円の赤字となります。しかしながら、市からの補助金95万円と前年度からの繰越金410万円を

収入と含めると、収入合計が2,615万円となり、支出合計2,259万円と差し引き残高356万円を平成28年度へ繰り越しております。

議員御質問の中学生以下の参加料金の値下げにつきましては、

〔「質問しとらん。」と呼ぶ者あり〕

○教育部長（戸寄孝司君） じゃあ、ここで終わります。

○19番（中尾嘉男君） よかよか、続けなっせ。

○教育部長（戸寄孝司君） はい、済みません。それでは続けます。

議員御質問の中で、料金の値上げというところがございますが、仮に今までの小中学生の参加料を500円上げておりますので、500円減額するということになりますと、概算で小中学生が300人でございますので15万円の減収となっているところでございます。

27年度の単年度収支で考えますと164万円の赤字となります。このようなことで現段階では値下げは考えておりません。

次に、費用対効果でございますけれども。全国各地から本市へおいでいただいておりますので宿泊していただいているものと思いますが、人数の把握等はできておりません。しかし、大会会場では、地元の農協や漁協、玉名物産振興協会など18店舗が販売ブースを設け、地元特産品などの販売をされております。売上額等の報告は受けておりませんが、イチゴやトマトなどの市の特産品でありますこちらあたりのPR効果にはつながっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

〔産業経済部長 早上正臣君 登壇〕

○産業経済部長（早上正臣君） 中尾議員の横島町いちごマラソン大会の開催による経済効果についてお答えいたします。

まず、大会事務局において開催通知を郵送される際には、参加申込書と合わせて玉名観光パンフレットを同封いただいております。これは横島町いちごマラソン大会に参加、もしくは応援などで玉名を訪れていただく方々に、本市の観光情報を事前に御案内するとともに、温泉や食事、お買い物などを楽しんでいただきたいという思いと、少しでも長く玉名市に滞在していただきたいと考えたから、実行いたしております。そのことにより、温泉旅館への宿泊、食事、物産館でのお土産のお買い上げなど、多少なりとも経済効果を生んでいると認識いたしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） ちょっと再質問をいたします。

この大会の費用については、参加料で賄うことが趣旨かなというふうに思いました。しかし、単年度でいけばマイナスが、赤字が発生しておりますね。それで当初、これ私の記憶によりますと、当初は、この横島町いちごマラソンに対しては500万円ぐらいの補助があったんじゃないかというふうにちょっと記憶にあるわけです。それから、今現在、今回はその95万円ですか、27年度で95万円の補助をもらったというようなことの説明かなというふうに思います。ちょっと補助金について、どのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 中尾議員の再質問にお答えいたします。

過去においては、500万円の補助金があったと思います。安定してきて、決算の中で繰越金が発生しておるということで、財政当局との交渉の中で減額してきたということでございます。

昨年度は95万円でございますけれども、今年度28年度ですね、27年度で95万円ですので28年度は300万円を補助金として収入の中に組み込んでおります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） これの第38回で値上げをしたというような答弁でしたね。

この時ですね、私がちょっと耳にしたのが、要するに、そのこの参加者が7,000どしこふえてですよ、その前の年ですかね、急激に1,000人ぐらいふえたんじゃないかなったんですかね。そういうことで、また、スタート地点ですか、これで子どもあたりの怪我あたりが事故が発生して、その値上げをやって、参加者の減少をしたというふうなことをちょっと聞いたんですよ。この辺についてはどうですか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 再質問にお答えいたします。

38回大会から値上げして、26年ですね、26年度から値上げしているということですが、参加者はその当時までは7,000名ぐらいだということですかね、私が、ちょっと済みません、大会の人数についてはちょっと把握をしておりません。過去の人数については把握しておりませんが、近年、6,000名から多いときで7,000名ということでございます。やはり7,000名、8,000名とこういう形でふえてきますと、安全対策に非常にコストがかかる。また、輸送等に、人員の、選手の方々の輸送等にも相当の費用が今度かかってくる。大会運営費がかかってくる可能性が出てきています。その中で参加料で補っていける部分で考えはしますけれども、大会等がそういう形で、お土産等もありますのでその辺の農産物の物価の変動等がありますと、運営費がかさんでくるというようなことでございます。ですから、その中には繰越金という形で次

の年度へ繰越していきながら、その安定的な運営方法を検討しているという所でございます。予算的に無理であれば補助金あたりは再度交渉しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） わかりました。

値上げについて、その参加者の減少を図るがための値上げではないというふうに解釈をしていいんですね。それと、その値上げに対して、その何と言いますか、運営についてですね、私が今回この質問の趣としては、先ほど部長がおっしゃったように、中学生、これの値下げをお願いをしたいわけですよ。これがこの話が私に来たのが、中学の先生。これもやはり陸上に絡んだ先生ですよ。その方がおっしゃるのが、「ようと500円ばってんな。」と「500円だけでも、値上がりば2年前にしたんですよ。」と。去年だったですよ、この話を聞いたつがですね。横島町いちごマラソンの終わってからすぐだったんですよ。3月ぐらいだったけんですね。「ああ、そうですか。」と「ばってん先生、その微妙な500円ですよ。」と言った時に「いやいや議員さん。人それぞれ違うです。違うとですよ、家族は。」と「そら500円を痛まない人もおるし、痛む人もいる。」と「私たちは生徒として、ある程度そういうことで出たいということであれば、参加をさせたい。」と、「その費用が云々じゃなくてですね、参加をさせたい気持ちからこの話をしております。」と、というようなことで、今回、その質問をするわけです。運営をその守るがためには、それはその値上げもやむを得んと思います。なかなか5年ぐらい前に高騰したですもんね、お土産品がですね、相当上がったんですよ。その時なんかはお土産品も、イチゴ、トマトですか、これもお願いをされて、また、昼食のおにぎり弁当ですね、これも値下げの方向でお願いをされておりました。結果的にどうなったかはわかりませんが、費用がなかったんでしょうね、それだけ。改善前だったけんですね。そういうことで、その値上げする分に関しては私も理解するところはあります。それで、その今回そういうことで、学生のもとの形1,500円ですか、値上げなしで、これをお願いするわけです。今、言いましたように、その収支なんかを見てみれば、単独で行ったときにはマイナスと。でも、繰越金があったり、補助金を使えば結構黒字になるわけですよ。当初は500万円の補助金だったけども、今は300万円と。しかも27年度は95万円しか補助金としては、300万円のうちでしょう、95万円しか使いなしその200万円は返還するのかなというふうな気がします。その200万円がこの繰越に多分、入っとらんとだろうと思うとですよ。そういう形で、これだけの大きな一大大会となっております。それで、先ほど経済部長のほうからも話がありましたけれども、費用対効果として、そのなんですか、大会場所の販売ブースですか、これが27年度で18件ですかね。それで聞いてみると、この土地代金といいま

すか、その出店に対しての費用、これはもらってないというふうにお伺いしておるわけですよ。それでそこに来て、設置のテントなんかは自家で、自分で持ってきて設置されるようなことでしたけども、やっぱりそこでやっぱりあれだけの人数がおるからですね、多少なりの売り上げはあると思います。毎年、よかけん、その人たちも販売に来られるわけですから、それだけに仮にですよ、仮にその500円を値下げした場合ですよ。今回も、前回ですね、28年度、28年度は中学生のみだけを計算、参加の計算をしてみれば大体160名ぐらいですよ。参加されたのが。だけん8万円までいかんとですよ。500円値下げしても。それでそういうところからのやっぱり収入を得ながらですよ。また、そのよそからどのくらい来られて、玉名に前の日から宿泊をされとるかわからんけれどもですね、これまだその調査をしてないというようなことで、ちょっと不明なところがあるんじゃないかなというふうに思います。それで、そういうことですね、これは私の提案ですけども、宿泊の旅館ですね、この辺あたりに、この参加のゼッケンあたり、ゼッケンは前もって1週間前ぐらいに本人に届くわけですよ、郵送で。それで本人として、その横島町いちごマラソンに参加しますよというようなことで、ゼッケンあたりをその温泉あたりに、旅館あたりに提示して、それでその多少なりですよ、あれでもよかったですよ、風呂の入湯税ですか、あれなんかをその減額してやってみた時になんかもその入場者はどのくらいおられるというのも把握もされるしですね。そのそもそもは健康づくりでいってましたけれども、今はやっぱりおもてなしということで、いちごマラソンはそういうおもてなしを盛大に玉名市がやってくれるというようなことで、なかなか評判もよかです。そういうわずかなところで、今度は逆にお金を生み出していけば、経済効果を発揮するとじゃないかなというふうに思いますよ。そういった観点から約8万円ぐらい、8万円ぐらいのやっぱり中学生の値下げ、考えてもらいたいなというふうに思うわけです。どうですかね。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 議員の再質問にお答えいたします。

私の聞いているところでは、過去において物価の変動、特産品の変動等があつて、なかなか大会運営費の経理のほうがきつかったというふうな話は聞いております。そこでそういう値上げの話が出たんじゃないかなと思いますけれども、現在、中学生100何十人と言われましたかね。

○19番（中尾嘉男君） うん、160人。

○教育部長（戸寄孝司君） 160人。

○19番（中尾嘉男君） これ、2月。

○教育部長（戸寄孝司君） ちょっと私が聞いているのは、300人前後ぐらいいたんじゃないかなと。

○19番（中尾嘉男君） ああ、それ小学生が入っとるでしょ。

○教育部長（戸寄孝司君） ああ、小学生。中学生だけですわね。小中学生が同じ値段ですの、中学生・小学生入れて300人ぐらい玉名の市内の方、選手が出ていると。全種目の小中学生を考えると1,400人前後が毎年参加をしております。この横島町いちごマラソン大会が、参加者に楽しんでもらうというような趣旨で、おもてなしの場であるというふうに考えておりますので、地元の中学生だけを優遇するというのはおもてなしの観点からするとどうかなというふうに思いますので、今の段階では、地元の中学生だけ引き下げるとするのは、ちょっと考えて、こちらの事務方のほうでは考えておりません。

ここの横島町いちごマラソン大会については、横島町いちごマラソン大会実行委員会というのがございます。こちらのほうが決定機関でありまして、参加料金、その他の運営、経営状況については、そのあたりで検討されて、決定されております。そこへ市のほうから補助金を支出しているというような状況でございますので、最終的には我々もその収支、小学生、中学生を玉名が減額ときにはこうなりますという形では、それは提案はできますけども、私が今この段階でこの500円下げますとか、上げますとかいう話は控えさせていただきたいと思います。ですからこのあたりすべての資料あたりは、実行委員会のほうに諮りまして、また問うかどうかという判断は、そちらのほうでしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） 先ほど旅館に宿泊をする人については、ゼッケン等で何らかの優遇をということで把握をしたらということでもございましたけれども、私も課長のほうにその辺をお尋ねをしましたところ、把握ができていない理由につきましては、1つは、旅館は週末についてはほぼ満杯ということですね、過去に宿泊を、横島町いちごマラソン大会参加者につきましては、少し安くとめていただけんかというような交渉をした経緯があるようなんですよ。しかし、どうしてもほぼ満杯に近い状態もあって、その話には乗っていただけなかったというようなことがあっておりますので、その、今おっしゃってますゼッケンを見せる、見せてというのはいかがなものかなというふうに思います。ただ、検討する価値はあるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 最後になりますけれども、教育部長。やはり地元の生徒だからこそ、その優遇してくださいというようなことを言っておるわけですよ。なかなか地元の子でもそういった家庭の事情で出られないというようなことも多々あるかというふうに聞いておりますので、その点をやっぱり何かこの横島町いちごマラソンに対

してはタイムですか、記録ですかね。これが厳密で相当いいというようなことを、そのとき先生もおっしゃったわけですよ。どういうふうにしていいのちよっとわかりませんが、「横島町いちごマラソンでの記録を計るとには最高だな。」というようなことをおっしゃるわけですよ。それでぜひ、やっぱり生徒たちはみんな出したいというふうに思ってもらえるわけですよ。

そういうことで、最後になりますますがですね、その今後横島町いちごマラソン実行委員会、これでここにですね、私が、今その申し上げたその値下げ、値下げとかあるいはその出店、販売の出店の場所代云々をですね、徴収なんかをぜひ協議してもらいたいというふうに思うわけです。

以上をもちまして、今回、一般質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、中尾嘉男君の質問は終わりました。

それでは、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時53分 休憩

午後 3時11分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、会議を開き一般質問を行ないます。

2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 皆さん、お疲れさまです。きょうの一般質問最後になりました。傍聴席からも最後の最後まで傍聴ありがとうございます。

2番、無会派の多田隈啓二です。通告により一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

本市の地域振興についてキラリかがやけ玉名づくり応援補助金が減額されると団体の方から連絡を受け、今後の団体運営がどうなるのか大変心配されています。そこで質問いたします。

(1) キラリかがやけ玉名づくり応援事業についてお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

[企画経営部長 瀬崎正治君 登壇]

○企画経営部長（瀬崎正治君） 多田隈議員のキラリかがやけ玉名づくり応援事業についての御質問にお答えします。

キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金は、平成26年度に制度創設し、各小学校区のまちづくり委員会と任意団体のほか、NPO法人や一般社団法人など、幅広い形態の団体が申請されており、28年度までの3年間の交付実績について申し上げます。

平成26年度は21団体の23事業を採択し368万8,712円を交付しました。同様に、平成27年度は14団体の14事業、243万3,336円、平成28年度は11団体の11事業に216万2,151円を交付しました。

次に、事業内容について大まかに分類しますと、1番目に花づくりや植栽管理に関するものが21事業、祭やイベントの開催が31事業、伝統芸能や歴史文化の継承や地域の安心・安全に関するものが14事業、ものづくりや制作を伴うものが4事業となっております。具体的には、地域で所有する公園の花づくりや松原海岸復元のための植栽管理、済みません。松林です。松林管理などの植栽管理。花火大会とコラボさせた音楽イベントや田んぼアートを活用した地域イベント、子育てサポートにつながるイベントなどの開催、地域の歴史を後世に伝えるための出前授業を開催するものなど、多彩な事業が実施されました。

最後に、採択事業の一覧につきましては、市のホームページにも掲載をしております。以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今、答弁の中で、平成26年度は22団体あった団体から、やっぱり平成28年半減して11団体に減少しております。校区のまちづくり活性化団体が、やはり年々と少なくなっていると思っております。キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金を市民の皆さんにもう少し周知をしてもらって、地域の活性化のために取り組んでいただきたいとお願いし、次の質問に移ります。

再質問。今年度から同事業で2度目以降申請する団体への補助金が減らされている。なぜなのか。また、どういった経緯で決められたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） ただいまの補助金減額の経緯についての再質問にお答えいたします。

今回補助率の低減を導入した上でキラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金を継続して実施するに当たりましては、平成28年度まで3年間の事業として実施してまいりました当該補助金の補助状況等を総合的に検証した上で決定いたしました。その中では、補助金を活用された団体の方から、補助金の継続を望む声が多かった一方で、取り組まれる団体が固定化し、取り組み内容も同じ内容を複数回補助金に頼って実施する傾向が見られたことから、取り組み団体の将来的な自立と新たな取り組み内容の増加や新たな団体の取り組みを目指して、今回、制度設計を行なったところでございます。

市といたしましては、3年後の団体の自立的な運営を目指して、段階的に補助率を低減する補助制度を、平成31年度まで実施することにより、補助金に頼らない自主的な

地域づくり活動ができる団体を1つでも多くふやしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

答弁の中で、補助金を活用された団体から、補助金の継続を望む声が多い中、補助率を下げられたことはやっぱり地域団体の方からすれば大変心配されております。

そこで、また、再質問させていただきます。各団体に調査、聞き取り説明をされてからの総合的な検証だったのか。また、いつ、だれが提案し、どのように決定されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 総合的な検証だったのか。また、いつ、だれがどのように決定したのかについてお答えいたします。

総合的な検証として、議員御指摘の各団体への調査や聞き取りは行なっておりませんが、先ほどの繰り返しになりますが、平成26年度から28年度までの実績をつぶさに分析し、取り組む団体の固定化が見受けられる。取り組み内容が同じで、複数回補助金に頼って実施される傾向がある。補助金の活用団体から補助金の継続を望む声は多い。という状況を踏まえ、今後の運用について十分な検討を行ない、取り組み団体の将来的な自立や新たな団体の取り組みなどを促すために、補助金の段階的な逡減制の導入を決定したところでございます。

次に、いつ、だれが、どのように決定したのかについてお答えいたします。

キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金につきましては、当初予定では、平成28年度が最終年度でございました。しかしながら、さまざまな団体からの継続の要望や地域コミュニティ活動の推進の観点から鑑み、昨年度にこの制度の平成31年度までの延長を決めたところでございます。内容につきましては、過去の実績等を分析し、結果制度の形骸化等が見受けられたため課内で協議し、逡減制の導入を提案し、決定に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

各団体の調査、また、聞き取り等も行なわないで、やっぱり行政が指導でこうやって補助金を下げられるというのは、やっぱり余りにも行政的には強引なやり方じゃなからうかなと私は思っております。

そこで再質問で、地域コミュニティの崩壊が考えられ、玉名自治基本条例推進アク

アクションプランに逆行している本市の逆行していると考えられる本市の整合性の考えはどうかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） アクションプランとの整合性についてお答えいたします。

平成29年3月に策定しました自治基本条例推進アクションプランの4ページには、自治基本条例第11条の執行機関の責務に対して、現状、課題、取り組み内容などを掲載しております。課題の項目では3年間における傾向として、補助金を利用する団体が固定化され申請件数の減少している。補助金を利用される団体が減少傾向にあるために利用促進を図るための更なる周知が必要である。と指摘し、それを克服されるための取り組み内容として、まず、補助金を3年延長して、平成31年度まで実施し、同一事業を実施する申請者については、補助率の低減を実施する。

次に、新たなまちづくり活動の取り組みや補助金の利用促進を図るため、さらなる周知に取り組むことを掲げております。今後、補助金の逡減制の導入により申請される団体が少なくなる可能性は否定できませんが、ホームページや広報紙など、さまざまな媒体を利用し、十分な周知を図ることで対応してまいりたいと考えております。なお、今年度は4月、5月の2か月間で6件、総額120万円程度の候補が既に決定しております。以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

その答弁の中で、今までを総合的に今、3点、4点ほど質問させていただきましたけど、やはり平成26年22団体あって368万8,712円交付していたのが、やはり27年度14団体、そしてまた28年度11団体216万2,151円に交付金を下がっております。そしてやっぱり今これが逆だったらですね、私もふえていくときにこの公金を減額するのであれば、私はそれはそれである程度の周知がされた、なされたので減額したという説明がつくと思いますけど、やはりこうやって衰退していく中で、補助金の率をやっぱり下げていくと、どうしても運営できない団体さんができていき、やっぱり逆行しているのではないかなと私は考えております。

また、この補助金が1回目は6分の4、1年目はですね、2年目が5分の3、3年目になりますともう2分の1の補助しかなくなります。パーセントで言えば、1年目は66%なってますけど、2年目で60%、そして3年目になりますと半分ほどの50%になっていき、3年目のこのいろんな団体の方が、やっぱりすごく今いっぱいいっぱいなされております。そして地域を盛り上げるために、皆さん一生懸命努力してされていくところを見ますと、私は今回、なぜここまで、ここに財源がきつい、何がきついじゃ

なくて、ここにメスを入れたのが、私はどうなのかなと持っております。本来なら、やはりこちら辺の地域コミュニティーの活動にやっぱりある程度のお金を、補助金を出して地域活性化をやっぱり促進できるような取り組みを行政がやるべきだと考えております。

また、八代市では「がまだしもん応援事業」といってされております。これはどういう事業かといいますと、やっぱり今まではNPOとか、民間団体がいろいろ地域の課題を見つけながら、そして地域を盛り上げるために一生懸命取り組んでこられて、こられたと思います。今から先は、この八代の場合は、提案型共同事業目的とされていましてですね、「さまざまな分野で、多様化する市民ニーズ、地域課題、社会的課題、きめ細やかに対応していくために、NPOや地域の活動されている団体など、さまざまな自治体と行政が共に知恵と力を出し合いながら取り組んでいくことが、これまで以上に必要になってきています。」と書いてあります。そこで、地域の課題について、市民活動団体の豊かな発想をいかに生かした提案を募集し、提案団体との行政がパートナーとして、お互いに特性を尊重し、共同による解決を図るものとするということで、近くの八代市さんは、やはり行政とまた民間、NPOが一体となって、地域づくり、まちづくりのために頑張っておられます。やはり今回のこの減額というのは、やっぱりこの一生懸命頑張っておられる団体にとっては、すごく残念に思われておりますし、私の地元のほうでもいろいろまちづくり、祭りだったり、先ほど松原だったりいろいろされております。やはりそういう団体の人も「今後どうなっていくんだろう。」と、「じゃあ、行政がしてくれるのか。」と「いや、そういうわけには多分無理と思います。」という中で、やっぱりこれは1年、もちろん推進アクションプランに載っております。推進アクションプランでは、1年ごとに見直し、精査するとありますので、ぜひ今年度はこれでいくと思いますけど、次年度いろんな団体さんと、やっぱりこの話をさせていただいて、やっぱり来年、また、その団体さんの要望に沿った形で、この補助金が施行されるといいと思います。

また、市民目線で取り組むべきとも、団体の皆さんは大変心配されており、今後、各団体の調査、聞き取りも強くお願いして、次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 2、本市の防災行政について、予測もしない災害の中で、これまで以上に人命、安全を共に地域公共団体の防災関係機関との連携を強化しなければならない。本市も防災力の向上に力を入れ、危機管理体制の組織、あり方をもう一度見直す必要があると思ひ、そこで質問いたします。

(1) 地域防災計画について。①地域防災計画ではどのように検討、修正に取り組んでおられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の本市の防災行政についての中の地域防災計画についてお答えをいたします。

地域防災計画とは、災害対策基本法に基づき作成している計画で、市及び各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、市民の身体及び財産などを災害から保護することを目的として、地方自治体が策定するものでございます。

この計画は、毎年必要な修正を行ないながら、作成した素案を市の防災会議で御審議いただき決定するもので、本年度は5月30日に、防災会議を開催し、御承認いただいたところでございます。特に本年度は、昨年の熊本地震の検証を踏まえて、浮き彫りになった以下の課題に対して修正を行なった次第です。

主な修正点といたしましては、1つ目に、防災会議構成団体の追加・見直し。2つ目に、市役所内部の見直しとして、市長に優先業務の整理を含む、業務継続計画の作成を明記したこと。3つ目に、市が被災した場合の受援体制の明記。4つ目に、災害対策本部班の所掌事務の見直し。5つ目に、職員の迅速かつ確実な初動態勢の確立。6つ目に、り災証明書の発行体制の整備。7つ目に、指定避難所の見直し。8つ目に、昨年の熊本地震を教訓にした災害協定、物資の供給、非常用の無料公衆電話の設置、避難所への郵便ポスト設置などの新たな災害協定などがございます。

本年度は、主に以上の8項目の修正を行なったところでございます。なお、具体的な計画の概要につきましては、市ホームページで公開するとともに、指定避難所等については、広報紙等を活用し、市民の皆さまにお知らせをしております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

市の防災会議にて29年度は8項目修正し、防災計画に盛り込むと今答弁がありました。

そこで再質問いたします。新たな取り組み内容はどういうものがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたように、本年度の地域防災計画におきましては、昨年の熊本地震の検証により主な修正点として8項目の修正を行なったところでございます。

しかしながら、東日本大震災や今回の熊本地震などの大規模災害が発生する中で、国においても本年度具体的な避難所運営マニュアルや避難勧告の判断伝達のマニュアル、

支援物資供給の手続きなど、各種マニュアル作成が進められており、今後、県内市町村においてもその策定が必要となってまいります。

市といたしましては、本年度、平成29年度ですが、平成29年度と平成30年の2カ年にかけて、地域防災計画の策定業務委託により、玉名市の地域防災計画策定を予定しており、策定にあたって市民の代表者や防災関係機関、あるいは学識経験者等で防災計画策定検討委員会を組織し、委員の皆さまの意見を聞きながら、実態に即した地域防災計画の策定に努めてまいります。

また、この策定業務の中で、先ほど申し上げましたが、避難所開設運営のマニュアルや避難勧告の判断伝達マニュアルなどの各種マニュアルも新たに策定する予定でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

業務委託をしながら、2年間かけて、いろんな委員会又は地域の方を入れた感じでマニュアルづくりだったりをなされていくという。答弁じゃなかったのかなと思っております。

熊本地震の検証をもとに、各団体や市民の代表者の意見を十分に取り込んだ、玉名らしい地域防災計画の策定をお願いし、次の質問に移ります。

（2）消防団詰所の建設事業費についてお伺いします。1、今年度の建設計画、また、事業費はどうなるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

本年度、市の消防施設等の補助事業で予定しております建設事業につきましては、玉名市消防団第2分団八嘉地区の消防団、格納庫建設建てかえの1事業となっております。

この建てかえは、老朽化とともに昨年の熊本地震で大きな被害を受け、建てかえが必要となったもので381万7,000円の事業費補助を予定しております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

八嘉地区の消防団格納庫建設を381万7,000円の事業費と答弁ありました。

そこで再質問いたします。玉陵小学校に伴う消防団詰所の事業費は幾らなのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 多田隈議員の再質問で、玉陵小学校の建設に伴う消防団詰

所の事業費ということでお尋ねでございますので、議員御指摘の消防団詰所は、玉陵中学校敷地内でございます。玉名第3分団第7格納庫兼詰所でございます。敷地面積が55平方メートル、延べ床面積は44平方メートルを有しておりました。今回、玉陵中学校北西側の用地を購入しまして、玉陵小学校及び玉陵中学校を施設一体型として整備していく中で、この格納庫の現在の格納庫の詰所が新しい学校の敷地内に、通路上に位置することなどから、移設が必要となったものです。そこで、地元消防団の代表者と協議を行ない、新しい学校施設の北西側、市道迫間岡線の道路沿いに移転させ、同規模の格納庫兼詰所の改築により原状回復することといたしました。建設費及びその内訳につきましては、移設前の格納庫兼詰所の解体工事費や移設後の外構工事も含まれておりますが、契約額で1,166万4,000円でございます。また、設計につきましては、玉陵中学校の部室棟設計と同時に、設計を行なっておりますので、委託しておりますので、契約額はそれを合わせまして219万9,960円でございます。

なお、改築にあたっては、経営者負担の原則によって市のほうで対応したところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今、玉名市独自の補助金への八嘉地区では、これは玉名市独自なんで、設計、また、測量、解体を抜いた補助金の400万円で、片や建てられております。また、先ほど部長から答弁ありましたけど、玉陵小建設に伴う消防の移転もやっぱり前回は2地区で地震のために消防の詰所格納庫を建てかえもあっております。その中で、片や400万円、教育行政が入札したところ、1,166万4,000円ということですね、3倍弱の事業費の違いはあり、これは場所の土地代とか何も入ってなくてですね、やっぱり単純に詰所を建てたということで、これだけの違いがあるのは、やっぱり整合性がとれないと私は思います。例えば、玉陵小学校のその消防団詰所の事業費でいけば、やっぱり地元負担は400万円がだいたい玉名市の上限でありますので、それ以外にはもちろんさっきも言いましたけど、設計費、解体費、測量費ありますけど、それも地域が出さなければいけないということも、前回の一般質問のときには、答弁いただいております。そしてそれでいけば700万円ぐらい玉陵地区の区の人たちはお金を出さなければ、か、消防団の人が出さなければ消防小屋、こういう立派な消防小屋は建てられないという条件が、玉名市にあります。ただ、今回は、教育行政のことなんで、入札をしたということなんですけど、やはりこの違いというのはやっぱり余りにも大きすぎて、これが玉陵のが大きいわけでもなんでもないので、普通の今、よそが建てている詰所、また、積載車の倉庫みたいな感じでされておるんですけど、格納庫兼詰所の建設

で、人件費等の高騰を考えると、補助金増額や解体、設計、測量の地元負担が多すぎて建設ができないという声がすごくあがっております。もちろんまだまだ耐震で、にない詰所等もたくさんある中で、やっぱり消防団を詰めさせるという玉名市の行政区とすれば、やっぱり早急にその辺は改善されるべき課題じゃなかろうかなと思っております。

そこで再質問させていただきます。補助金以外の解体、設計、測量の今後の検討はなされるのか、他自治体でいけば減災事業債、合併特例債で、格納庫兼詰所を建設されるところもあります。今後、今言いました。その辺の諸々を入れたところの補助金の中に盛り込まれるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

補助対象経費以外の解体とか設計あるいは測量費等の検討はという意味でございますかと思っておりますけれども、現在、玉名市におきましては、格納庫兼詰所建設につきましては用地は地元からの寄附を前提として建設費に対して上限400万円の補助を行っております。しかしながら、議員御指摘のとおり建設に当たっては、補助対象経費以外にも測量とか、設計とか、解体とかいうふうな費用が必要となっております。市といたしましては、火災に限らず、あらゆる災害時に於ける、消防団の果たすべき役割というのがさらに大きくなっているというような認識がございますので、ほかの自治体の補助金額等の状況を踏まえながら、設計料とか解体費用等も含めた対象経費の見直しについて、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

いろいろ消防の方と正副団長、いろいろ会議の中で話をさせていただいて、やはりやっぱり検討して前向きに進めていっていただきたいと思っております。また、その決まりには、もう1点、基本的には1年に1棟しか建てられないという申し送りもあっております。その辺もいっしょにセットで考えていただいて、どうしても耐震がなくて、2棟あるときには補正を組んでもやっぱり安全のためには整備しなければいけないと思っておりますので、その辺のこともよろしくお伺いいたします。

そしてまた、再質問いたします。昨年12月の定例会で、消防団詰所建設で、建設費以外の費用問題で、部長は一般質問において私的な発言をなぜされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

昨年の12月の議会定例会で部長答弁に対する件ということでの御質問かと思っております。

昨年12月議会での議員の御質問は、消防団詰所の建設において測量費、設計費、あるいは解体費の費用の補助がなく、建設費のみの補助であり、地元においては、建設費以外の費用の確保はなかなか難しいというような話の中で、市として地元の区長さん方と話し合いに入っていくことはできないか、というような趣旨であったかと思えます。その際、私の答弁としまして、当時の担当課長との回答が異なっていた点、さらに私は私なりの考えでそういうことを申し上げたと、課長は課長で、課長の考えで言ったというのを発言したかと思えます。その内容が、私的な発言ということであったかと思えますけれども、私と前の課長との意思の疎通が十分に図られてなかったということで、そのような答弁になった。確かに、言葉足らずの部分がございましたし、誤解を招き、市としての真意を正確に伝えることができなかつたなということは反省をいたしているところでございます。

その際、議員の再質問への答弁でも申し上げましたとおり、地元への説明につきましては、市としての補助内容を御説明して地元はその御理解をいただくための説明であるというのは、私が申し上げたとおりでございます。市としましては、地元へ出向いてそのような説明というのは実際行なってはおりませんでしたけれども、議員初め、大浜区の区長さんはもとより、地域の方々の御理解により立派な消防団格納庫と詰所が完成しました。地元と担当課である防災安全課との協議によりなんとかいい方向で解決することができましたけれども、今後は、今回の御指摘をやはり真摯に受けとめながら誤解を与えないように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

続いて、(3) 防災行政無線について。①防災行政無線事業入札中止の経緯、原因は何かあったのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

防災行政無線事業中止の経緯と原因についてでございますけれども、玉名市防災行政無線施設整備工事につきましては、旧玉名市、岱明町、横島町、天水町の4つの無線の統合化及びデジタル化整備を目的として、総合評価落札方式による条件付きの一般競争入札の公告を本年1月24日に行ないました。しかしながら、2月2日に、防災行政無線機器メーカー5者が独占禁止法の違反により、公正取引委員会から排除措置命令を受けたことで、玉名市といたしましても、当該5者に対しまして、2月6日付で指名停止の措置を取りました。その結果、参加申込みをされた8者のうち1者が指名停止となり、3者が申し込みを辞退、残り4者により2月17日に改札を予定しておりますけれども、

工事仕様書の内容が特定の業者の仕様に偏っているとの御指摘がございましたので、仕様書の見直しをする中で、このまま入札を続行するべきではないというような判断をし、入札を中止したところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁をいただきました。

工事仕様書の内容が特定業者に偏っていたという答弁だったと思います。それで一応、中止したという答弁でした。

そこで再質問いたします。特定業者の仕様に偏っていたと、分からなかった原因は何か。また、採用した行政の責任所在はだれにあり、どのようにとるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

この事業が、高度な専門知識を必要とする事業であることは御承知のとおりだと思いますけれども、業務委託により作成した設計書の細部にわたるチェックができる専門知識を有した職員がいなかったということが、基本的な1番原因であると認識をいたしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

責任の所在は。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

市といたしましては、御指摘の点を真摯に受けとめながら、今後このようなことがないよう適切な防災行政無線事業に取り組んでいくことが必要であり、当然、責任の所在は市にあると考えております。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

責任の所在は課のだれかでなくて、やっぱり市全体的な責任問題を取るということでの答弁じゃなかったのかなと思います。やはりこういう責任は市にあり、市民の安全を守るためには、早急に整備しなければならない。二度とこのようなことがないように努めていただきたいと強くお願いし、次の質問に移ります。

再質、なぜ外部審査委員を選定し、入札できなかったのかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

この事業は、先ほど答弁いたしましたように、防災行政無線機器メーカー5者の指名停止や工事仕様書の内容が特定の業者の仕様に偏っていたというような指摘がございましたので、業者選定方法の検討とともに、慎重かつ専門的な仕様書の見直しに期間を要したことから、入札に至っていないというような次第でございます。

○議長（永野忠弘君） 済みません。ちょっとその前に。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

業者の選定や仕様の見直しに期間を要したから入札できなかったという説明じゃなかったのかと思います。

そこで再質問いたします。今後の対応、対策はどう考えてられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

昨年度、平成28年度に条件付き一般競争入札の中止に伴いまして、より適切な方法による業者選定方法について慎重に検討を行なってまいったところでございます。その結果、市といたしましては、事業の目的、内容、機能、価格、保守点検のあり方など、総合的で適切な選定が可能となるプロポーザル方式による事業実施を決定したところでございます。

この事業は、高度な専門知識を必要とする事業であり、残念ながら市職員にはそのような知識を有した職員がいない状況であること。それと、仕様書の見直しが必要であること。さらには工事費において熊本地震による復興歩掛の適用が必要となったことなど、一定の見直しが必要となった次第であります。そこで、今議会におきまして、事業予定期間内の事業費の予算を計上させていただき、プロポーザル方式の実施要領、審査基準の作成、それと審査員選定のアドバイスを任うアドバイザーの業務委託料等を計上させていただいております。さらに高度な専門知識を有する外部審査員も必要であると判断し、それに関する費用も同時に計上をさせていただいており、今議会で御承認いただいたあとに、企画提案型の業者選定方法でありますプロポーザル方式により迅速かつ適切な業者選定を行ない、防災行政無線の施設整備事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

1日でも早く防災行政無線事業に取り組んでもらうことをお願いし、次の質問に移ります。

(4) 危機管理について。①平成29年度総合防災計画の概要はどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

まず、平成29年度の総合防災訓練の概要についてでございますけれども、現在のところ、本年度の具体的な期日、訓練内容については検討段階でございますが、例年ですと、11月に実施しており、過去に発生した大規模災害を教訓に、それぞれに訓練テーマを設けて実施をしているところでございます。

今年度につきましては、住民参加型の訓練を予定しており、改めて自助、共助、公助が連携した防災訓練を実施したいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

次に、②本市が大規模災害使用不能時の対策本部の設置は。また、避難所確保と市職員の動員配置体制は、どう考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

まず、本市が大規模災害時に本庁舎機能等が使用不能となった場合の対策本部の設置についてでございますけれども、今年、ことし5月に開催いたしました。玉名市防災会議の中で、代替庁舎の特定を行なう旨を定めた業務継続計画について規定をしたところでございます。今後は、その代替庁舎決定に向けて、庁舎の建築年数、洪水、津波などの災害危険度、情報システム等の有無を検討し、代替庁舎の選定を予定しているところでございます。

次に、2点目の避難所確保についてでございますけれども、大規模災害により指定避難所が使用不能となった場合や家屋の損壊被害が広範囲に発生した場合に、避難所が不足する場合は、県立あるいは私立高校を初めとする、代替施設の選定について検討していく必要があるのではないかと考えております。

次に、大規模災害時の職員動員配備体制についてでございますが、今年度新たに職員召集メールシステムを導入し、参集可能な職員を確実に把握することにより、迅速な職員動員体制の構築を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

答弁の中で、今年から召集メールシステムを導入して、災害のやっぱり職員の動員配置に素早く対応するということが答弁されたと思います。

いつ災害が起こるか分からないため、また、先ほど答弁にもありましたけど、代替庁舎の選択をやはりもういつ災害がくるかわかりません。やっぱりこの代替庁舎の選定を早めに決めてもらうことをお願いし、次の質問に移ります。

③他の自治体、また、民間企業との間で協定の状況はどういう状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

他の自治体又は民間企業との間の協定の現状についてでございますけれども、玉名市におきましては、現在のところ、災害時における救援物資提供に関する協定書。災害時における応急対策活動に対する協定書など、民間16団体との災害協定を締結いたしております。昨年の熊本地震の際にも、その中の飲料水メーカーより飲料水の提供や救援物資供給協定書に基づくブルーシートなどの供給をいただいております。また、ことし3月には、先ほど申し上げましたが、新たに株式会社マルエイ、西日本電信電話株式会社、NTTです。玉名市内郵便局とそれぞれ災害協定を締結しており、非常災害時における食料の供給や指定避難所における無料公衆電話、簡易郵便施設など、非常災害時に備えた体制づくりを強化した所であり、今後も協定締結に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

1社でもふえるように協定締結に全力に取り組んでいただきたいと思いますし、次の質問に移ります。

④本市の全国瞬時警報システム、Jアラートの対応状況はどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

本市の全国瞬時警報システム、Jアラートの対応状況でございますけれども、現在のところ玉名市におきましては、全国瞬時警報システム、Jアラートと防災行政無線との自動連動はできていない状況であります。しかしながら、その代替手段といたしまして、緊急エリアメール、玉名市安心メールと連動を図っており、Jアラート情報を瞬時に携帯電話に配信できるようになっております。また、防災行政無線との連動につきまして

は、デジタル化と同時並行で今後連動できるように計画をしているところであります。
以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

弾道ミサイルは、ミサイル発射からわずか10分もかからないうちに到達する可能性があるとしております。また、ミサイルが日本に落下する可能性がある場合、国からの緊急情報瞬時に伝えるJアラートを活用して、防災行政無線で特別な音と共にメッセージが流れるようになっております。自動連動で衛星から直接防災無線に入るようになっておりますけど、今、部長の答弁にもありましたように、玉名市の場合はそれにつながっていないということで、サイレンも出ませんし、ちょっと住民の方が戸惑うんじゃないかなと思っております。

そこで再質問いたします。なぜ連動させなかったのかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

例えば、その今、各支所で持っている防災行政無線とJアラートを連動させるということになると、これできないということはないんですけど、例えば、1つの防災行政無線とJアラートを連動させるには、1防災行政無線当たり1,000万円必要になります。ですから今、玉名、岱明、横島、天水、それぞれで防災行政無線を稼働しておりますので、それぞれでJアラートと連動させるということになれば、4,000万円かかるようなこととなります。その必要性というのは非常に感じているところではございますけれども、この29、30年度、31年度を目標として、デジタル化、あるいはその防災行政無線の統一化を図る計画がございますので、そちらで進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

いろいろ検討はやっぱりされたんでしょうね。やっぱり4,000万円かかる4カ所玉名市は旧町が3、また、玉名市が1ということで、アレだったんですけど。4カ所で4,000万円という中で、玉名市民の命の重さを考えれば、いろいろ設置しても、検討されてもいいんじゃないだろうかなと思いますけど、あと2年後に一応、入ることなんで、そこまでは一応さっき話ありましたとおり、もう伝達方法は2つしかないですよ、安心メールとエリアメール。これしか今、玉名市はJアラートに対応していないために、もしミサイルが、弾道ミサイルが飛んできた場合は、防災無線で周知することができない状態というのはいかがなものかなと思っております。また、その防災無

線に、例えば、職員の方が10分遅れて来られればギリギリ、それでも間に合わないと思いますけれども、いろいろ結構間に合わない可能性がありますんでですね、その辺のあとは周知の方法。やっぱり市民の方は、この連動していると思われてる方がかなり多数おましてですね、私のうちの嫁も鳴るんだろうと思っておったということだったです。ミサイル発射時の全国瞬時警報システムと防災無線が連動していると思われてる市民の方が多くいると思うが、周知・広報はどう考えているのか。また、連動しない期間は何年かかるのか。市民の安全を守れるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、Jアラートと防災行政無線との連動は、自動連動は、現在できていない状況でございますので、エリアメール、あるいは安心メール等で瞬時に周知するということがまず第一の方法であります。

それと伝達手段等につきましては、周知につきましては、ホームページ等を通じてお知らせを行っており、あと広報を通じてその周知徹底を図っていきたくと考えているところでございます。できるだけ、その安心メールとかへの登録を進めていただくようにそのあたりで周知をしていきたくと考えているところであります。

それと自動連動ができないというのは、先ほどちょっと話を申し上げましたように、行政防災無線の整備の期間中は当然連動できないような状況になりますので、あと2年ぐらいかなというふうなところで考えておりますけれども、それまでの期間は、今、議員おっしゃいましたが、指導による、職員の指導による対応で、防災行政無線のほうで周知できればだなと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） そのJアラートに対する教育行政の取り組みはどうかされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 多田隈議員のJアラートについてということですが、全国瞬時警報システム、Jアラートの対応について、学校どうしているかということですが、学校では不審者、火災、地震このような災害を想定しながら避難訓練を定期的に行っております。東日本大震災後は、津波、大地震を想定し、学校の置かれた地理的状況に応じて、避難訓練の内容を改善してまいりました。海拔の低い学校においては、いわゆる一次避難場所だけではなく、新しく二次避難場所の策定がなされたこともその一例でございます。中でも特に重視していることは、情報を早く正確につかみ、それをもっと素早く対応できる子どもの育成、こういうことでございます。すぐに運動

場に出るべきなのか、校舎内にとどまるべきか、高台に逃げるべきか、そのような選択肢を多く考えられますので、これに対応するような子どもたちが必要であると考えております。学校以外の場所でも、情報の収集や周囲の状況を確実に把握し、主体的に的確な判断ができることを子どもたちの意識としても目指しております。本年度から各学校では校務分掌として、防災主任を位置づけて、防災計画の立案や地域の危険箇所の情報の収集を初め、危機への対応強化に取り組んでいるところでございます。最近では緊急地震速報を活用した訓練を行なう学校もふえてきておりますが、Jアラートについても同様、情報を素早く正確につかみ、正しい判断のもと迅速に行動できる子どもを育成していくことが大事だというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

再質問いたします。情報を早く正確に、正しい判断とは、具体的にどのような教育対応、取り組み、伝達方法を取り考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 再質問にお答えいたします。

情報を正確につかみ、正しい判断とはという、具体的にということですが、玉名市の小中学校におきましては、全国瞬時警報システム、Jアラートに特化した訓練は現在のところ行なっておりません。特に子どもたちはその発達段階に応じて社会情勢を理解させていきますので、Jアラートの情報のみが一人歩きするということは、子どもたちに必要以上の恐怖感を持たせるということにもなりかねませんので、慎重な対応が必要となります。

さらに、東日本大震災で多くの尊い命が失われた大川小学校の悲劇に学び、マニュアルどおりに行動することの反省からも、情報を早く正確につかみ、それをもとに素早く対応できる子どもの育成を目指しています。現時点ではどのような危機的状況も対応できる体制を学校としては整えております。Jアラートの具体的な対応といたしましては、学校職員の防災行政無線や携帯電話等でJアラート情報をつかみ、市と情報共有の上、学校管理職でどうすべきかを判断し、校内放送で知らせ誘導するということとなります。校舎内であれば、その場に留まらせ、伏せさせたほうがよいのか又は全く別の場所に一斉に移動させたほうがよいのか、判断しがたい部分もありますので、最も重要なことは、実際に発せられた警報の内容や学校現場における子どもたちの状況等をすべての教職員が正確に把握し、その場面に応じた適切で機敏な行動をとることではないかと考えております。はい、以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

いろいろ取り組みはしているけど、まだその内容的にはなかなかまとまっていない。まとまった時が果たしていいのか、悪いのかという答弁だったと思います。ただですね、熊本県では、弾道ミサイル行動が出されております。紙ありましてですね、これもう弾道ミサイルの落下時は、県はどう言っておるかという、「速やかな避難行動と正確かつ迅速な情報収集を行政からの指導に従って、落ち着いて行動してください。」とこれ県が言っております。このJアラート、先ほど連動してないということで、本来ならもう衛星から直にきて連動してこういう「ただちに避難。」「ただちに避難。」とか「ただちに丈夫な建物の下に避難してください。」とか、なんかこう、言葉も発しながら、また、防災、音も鳴るということになっておるそうです。そしてそれに書いてあるのがですね、メッセージが流れたらということで、流れませんが、「野外にいる場合は、できる限り頑丈な建物や地下に避難する。」と書いてあります。「建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。」と、屋内にいる場合は、「窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。」「外にいる場合は、口と鼻をハンカチでふさぎ、現場からただちに離れ、高いところ又は風上へ避難する。」とかですね、屋内にいる場合は、「換気をとめる。」とか、「窓を閉める。」「目張りをする。」とかですね、こうやって、やっぱり一応、県としては、もう出されております。やっぱりそこで、学校でいけばですね、教室等はこれに当てはまるのは、屋内、運動場にいるときはそのくらいはどうさせるかは決めておっていただいたほうがいいんじゃないのかなと思っております。また、その避難に関して、やっぱり窓から離れると、これは学校には大分ほとんど窓が設置されておりますので、もしものために窓から離れるということ、取り組みをされたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、これは県が出しております。国もなっておりますけど、このこういう紙をですね、これをもう学校に配布されてる自治体もあるんですよ、実際はですね。やっぱりそこで訓練もされている自治体もちろんありますんでですね、ぜひ、今から検討されてもらってですね、玉名としてどう教育に対してどう取り組むのかというのを考えていただければと思っております。

以上です。

そして次、質問にまいります

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 3、本市の教育行政について。玉陵小学校は平成30年に開校に向けて工事が進められている。昨年の第6回定例会で、債務負担行為補正1億5,000万円程度の流末排水路工事事業費が、また、本年度3月定例会において、中学校仮設プレハブ問題が当初予算のあとに上がってき、平成30年度開校できるのか大変心配であり、そこで質問いたします。

1、玉陵小学校の整備事業について（1）玉陵小学校の整備事業進捗状況、問題点は何かお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） 多田隈議員の玉陵小学校の整備事業についてお答えいたします。

議員も、もちろん御存じのとおり、玉陵小学校、玉陵中学校の工事現場では、昨年に引き続きさまざまな工事等を発注し、計画的な施設整備が行なわれているところでございます。建築関連工事の主なものといたしましては玉陵小学校校舎新築工事及び玉陵中学校校舎改修工事を始め、玉陵小学校プール建設工事等であります。プールにつきましては、7月末の完成。玉陵小学校校舎については、9月末の完成を予定しております。また、今年の中に玉陵小学校体育館新築工事を予定しており、来年2月末に玉陵中学校校舎改修工事と、この体育館の完成を予定しております。

土木関連工事につきましては、今年度すでに発注を終えています。玉陵小学校建設に伴う造成の3期工事といたしまして、グラウンドの整備や校舎周辺の外構工事等を進めているところでございます。

問題点といたしましては、玉陵中学校改修工事に伴う予想以上の騒音や振動、子どもたちの学習環境への影響がございました関係上、緊急対策としてプレハブ等の校舎を、代替案として、プレハブの校舎を建設することにより大幅に改善させております。また、多種多様な業種が1つの工事現場内で、学校敷地内にいたるところで行なわれておりますので、子どもたちの安全確保と共に、定期的開催される工程会議を通じて、市及び受注業者、そして学校の間で共通理解と共通認識を図ることで事故防止等に努めているところでございます。

今、申し上げましたように、関連工事をいくつも出しておりますので、現場のほうは常に逼迫した工事現場となっておりますので、その辺あたり安全対策については、現場のほうで重々注意をしながら行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

現場のほうは、やっぱりいろんな業者が入って、逼迫した現場という答弁もありました。やっぱり安全には十分注意して行なってもらいたいと思います。

また、その答弁の中で、来年2月には玉陵小学校体育館が完成との答弁もありました。

そこで再質問いたします。体育館の入札不調についてお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 議員御指摘の玉陵小学校の屋内運動場の建設工事でございますけれども、入札を行ないましたのは、玉名市内に本社、営業所をおく建築工事A等級の8者による指名競争入札を6月2日に行ないましたが、しかしながら、入札辞退等の申し出があり、8者からの応札がなかったということで不調に終わっているものでございます。そのために、設計の内容を見直し、再入札が23日に行なわれる予定でございます。今回の入札で、応札がなかった原因は定かではございませんが、熊本地震関連の復旧・復興による工事業者の人手不足が少なからず影響しているものと思います。

入札不調となった工事は、建築工事と機械設備工事を組み合わせた発注形態であったために、今回、機械設備工事を外して、再入札をする、当初からはずした設計で入札を分離発注するということが計画をしております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今、答弁中にも再入札をして、分離発注すると答弁の中で、再質問いたします。

再入札が今答弁にもありましたけど、6月23日に行なう予定と答弁されました。もしですね、今度も入札不調になったときは、分離発注するから必ず入札ができるわけでもありません。もし不調になったときは、来年4月の開校計画にどのような影響を及ぼすのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 再質問にお答えいたします。

再入札がまた再度不調になった場合ということで、私どもはできる限り努力をして入札したいと思いますけど、入札時の指名業者の検討とか指名の数とかですね、その辺を準備いたしまして、受注いただけるような努力をやってまいりたいと思います。

再々入札となりますと、期間的に非常に厳しくなります。そこで6月23日の入札ということですが、それで不調になった場合は、再度提出を何らかの形で行なう必要があるかと思っております。そこで、そういうことになれば臨時議会等の議会のほうにお願いして、再度そこでの入札があればですね、臨時議会のほうに提出したいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

やはり、今度、今は分離発注でどうにか入札できますけど、次の場合は、やっぱり予算を変えて、議会承認を得なければいけないということですね、今度の23日がどう

なるかで、玉陵小学校が本当に体育館なしで開校するのか、ないのか、どういう状況になるのかわかりませんが、そういう心配があります。

玉陵小学校の体育館の完成を待たずに、平成30年4月に開校するのか、1年先送りなるか、先送りはないと思いますけど、入札が不調なれば、契約が議会案件になるため、臨時議会を開き対応すべきだと私も思います。それとやっぱり問題は早めにしなければいけないのは、教職員の配置協議をしなければ、もう開校にあたって、開校しないというのか、するというのかわかりませんが、その辺の不調時の対応も考えてもらうことをお願いし、次の質問に移ります。

2、小中学校の教育について。(1)教職員の労働時間外勤務の状況は。また、時間外勤務の原因は何なのかお伺いしたいと思います。

○議長(永野忠弘君) 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長(戸寄孝司君) 教職員の労働時間外の現状はということでございます。

議員も御存じのとおり、新聞等で労働者の長時間勤務や過労死の問題が繰り返し報道されており、なかなかその中でも教職員の勤務時間の長さはこれまで2回の文部科学省の調査でもその増加が明らかとなっております。

本市の教職員の勤務時間実態を調べるため、各小学校から毎月提出される報告書について平成28年4月から平成29年3月までの1年分を再確認いたしました。その結果1カ月の超過勤務が80時間を超えた、教職員が延べ人数で102人、そのうち100時間を超えた教職員が延べ人数で5人でございました。ただし、報告のもととなる勤務時間の記録は、個々の教職員が行なっておりますので、この人数は長時間勤務の実態を正確に反映した数とは言えない面がございます。実際には、一月に60時間を超える割合はさらに高く、本市の行政職員と同様に教職員の時間外勤務が常態化していると推測しているところでございます。

その原因についてでございますけれども、児童・生徒が6時間目まで授業を受け、下校するのが4時過ぎ、それから教職員は翌日の授業の準備や答案の採点、ノート指導や部活動やクラブ活動の指導を行なうこととなります。ひとたび生徒指導面における課題が発生すれば、事情を聞いたり、いろんなことを子どもたちの対応をせざるを得ませんので、家庭訪問や搜索活動まで行なう必要が出てきます。また、日常的に保護者からの電話相談、相談電話等があります。その対応に当たるなど、勤務時間内に終了することは難しい状況ではあります。しかし、多岐にわたってかなり厳しい業務量を抱えていることが原因だというふうに考えております。

以上です。

○議長(永野忠弘君) 多田隈啓二君。

○2番(多田隈啓二君) 答弁いただきました。

100人を超える教職員の方は、厚生労働省がいう80時間を超え、過労死ラインを上回る方がこんな大勢おられるのも初めてわかりました。やはり、特にやっぱり中学校の教員の先生あたりがどっちかといえば、またその労働時間外勤務が多いというのも全国的に知られております。

そこで再質問いたします。時間外勤務に歯どめをかける取り組みの考えはどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 時間外勤務の歯どめということでございますけれども、教育委員会といたしましては、教職員の長時間にわたる時間外勤務は、メンタルヘルスの面からも非常に問題が大きい課題でございます。教職員が教育活動に専念できるように適切な労働環境の確保に取り組むということが必要でございます。まず、人的な面では児童・生徒の実態や各学校からの要望をもとに、特別支援教育支援員や図書室補助員、ALTを配置しております。あわせて、平成30年度末から、小学校運動部活動の社会体育へ移行がスムーズに進むように、本年4月からコーディネーター等を雇用し、各学校へ指導助言を行なっております。また、成績処理や会計等の事務作業効率化するためのパソコンやソフト等の情報通信技術の導入を促進することで、教職員の負担軽減を図っております。あわせて、特定の職員に業務が集中しないように、適切な公務の文章を工夫したり、さまざまな課題に対して1人ではなくチームとして取り組み、精神的負担が一極集中とならないように、マネージメントを図っております。教職員の勤務時間の正確な把握、そしてひとりひとりが行なう毎日の出退勤の時刻の記載や全体的な集計の時間を短縮するために、タイムカードの導入も検討しているところでございます。教職員が子どもと余裕をもって向き合えるような労働環境、こういうことが1番大事で、本市の学校教育の質の向上にもつながるものと考えております。

それから、これ情報なんですけれども、きょうの新聞だったと思いますけれども、文部科学省は中教審総会で、教職員の長時間労働の改善ということで諮問を出しているというような情報が、本日の新聞等に載っております。こういう実態把握して、改善が図られることがいわゆるメンタルヘルスの改善につながるというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

さまざまな取り組みをされていたんだというのを改めてわかりました。また、池田教育長には、昨年からの保護者アンケート、また、学校アンケート、そして今年の4月からコーディネーターの社会体育に伴う配置をしていただきまして、大変お世話になりました。やはり地域の今、課題というのは部活動もあります。やっぱりその部活動の社会

体育移行に伴えば、小学校の教員の先生の負担がやっぱり軽減されるんじゃないかなかなと思っております。ぜひ、また、今後もまた来年までありますので、よろしく願いいたします。

今後も改善に向けて取り組んでいただくことをお願いし、次の質問に移ります。

(2) 小学校におけるいじめの状況、予防対策、また、早期発見の予防対策はどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 次の質問で、小中学校におけるいじめの状況、予防対策、または早期発見の取り組みということでございます。

まずはじめに、小中学校におけるいじめの発生状況でございますが、昨年11月に熊本県教育委員会が実施した心のアンケートによりますと、665人の児童・生徒がいじめにあったと答えています。学校ではすぐに該当者に聞き取りを行なっていじめ解消に向けた取り組みを行なって、取り組んで1カ月以内に約9割の解消が行なわれているということです。さらに、追跡調査を行なって2月に実施し、9件が未解決でありましたが、3月ですべて解消に至ったと報告を受けております。このように、毎年早期発見、早期解決に向けて取り組んでいるところでございます。この665人の児童・生徒のいじめにあったという数字でございますけれども、詳しく分析を行なったわけではございませんけれども、1、2、3年の低学年からの訴えが多ございます。これは何かといいますと、友だちがちょっと叩いたり、「ねえ。」と言ってから叩いたり、いろんなことをやると思います子どもの間では。それがいじめと捉えて叩かれたとか、何か文句言いなはったとかそういう問題も子どもたちは上げてきているという状況があるのではないかとこのように考えております。

次に、どのような予防対策、早期発見の取り組みをしているかという点でございます。まずは、日々の学校生活において担任の先生だけではなく、すべての教師による児童生徒の様子を注意深く観察しております。そのほか、児童・生徒に対して、タマにゃんチェック、これは玉名市独自でやっているアンケートでございますけれども、これを毎月1回行なっております。さらには電話相談等が複数ある場合、その認知のほうを早期発見に努めているところでございます。

次に、発見した場合の対応についてでございますけれども、学校においていじめが心配される状況が発見された場合に、まず、本人及び関係者に事実の確認行ないます。いろんなケースがあると思えますので、まず事実確認をするというのが原則かと思えます。そしていじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針の規定に基づいて、校内のいじめ防止対策委員会を開いて情報の共有化を図り、対応策を練ることによって、1人の担任が抱え込むということではなく、学校全体で対応するという体制をとっております。いじ

めの事実が確認できれば、当然、早急に当事者だけでなく、保護者にも伝えをいたしまして、解決に向けた話し合いを行なっております。それぞれの事案については、研修や職員朝礼等の時間を使って、学校全体で共有することはもとより、その後の関係児童の生活場면을多角的に、しかも継続して注意深く観察してまいります。昨年度は、小学校の5件のみがイジメとして、教育委員会に報告されました。これは電話での報告であったと聞いておりますけど、この5件の事案について、先ほど申し上げました学校内のいじめ防止対策委員会で対応して解決に至っております。この5件については、教育委員会に相談という形であっております。しかしながら、学校だけで解決できない、教育委員会や関係機関のかかわりが必要と思われる事例も年に1件程度発生をしているのが事実でございます。これらの事案についても、いずれも重大事態に至る前に解決できているところでございます。万が一、子どもたちの生命にかかわることや障害を受けた者あるいはいじめにより、不登校に陥った者など、重大な事態が発生した場合は、各機関の代表者から構成されたいじめ対策連絡協議会や第三者を中心とする調査委員会を開いて、問題の解決に当たることとなっております。いじめにより命が奪われる悲しいニュースが報道されている中、これも学校内における緊密な情報共有はもちろん、さらに各関係機関との連系を十分に取りながら、いじめの未然防止と早期発見、早期解決に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

やはり昨年は5件通報があり、いじめがあつて、解決されており安心いたしました。また、いろいろ調査委員会とかも立ち上げられ、あるということで安心しておりますけど、確認できないいじめの数も、やはり数多く、やっぱり本来は眠っていると思います。その中で、先ほど答弁にもありましたとおり、タマにゃんチェックという本市独自のアンケートとおっしゃいましたけど、それを月1回実施されており、早期発見に努めておられるということだったんですけど、やはりいじめで命が奪われる悲しいことがないように、各関係機関と連携を十分に取りながら、早期発見に取り組むでもらうことをお願いし、次の質問に移ります。

築山小学校のプレハブ教室の状況、課題、今後の計画はどのように考えておられるのか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 築山小学校のプレハブ校舎の現状と課題、今後の計画ということでございますが、現在、築山小学校では3教室分のプレハブ校舎を、5年生の通常教室として使っております。これは平成27年に翌年度の児童生徒数を見込んだ際に、

児童数の増加が予想され、普通教室において1教室の不足と特別支援学級において対象児童が1人増加した場合、教室が不足する恐れがあったことにより、以前から少人数教室として設置が必要な状況でもあったことから、プレハブ校舎を建設したところでございます。

しかし、実際には転出入により、見込んだ児童数を下回り、現在のところプレハブ校舎以外の教室、普通教室でございますけれども、全体的には、学校への規定から3学級、5年生が使っておりますけれども、普通教室で足りているというところでございます。

このプレハブについては、3学級編成である5年生のプレハブ校舎を利用しているという状況でございます。これは学校教室の配置等を考えて、使いやすくしていると、使いやすい動線計画を取るために、5年生が使っているというふうなことでございます。

築山小学校の改築につきましては、年々児童数が増加している校区もございまして、今後の児童数の推移を把握しながら、学校施設整備計画に基づき整備することとなりますので、それまでの間は現在のプレハブ校舎を利用したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

私も初めは知らなかったんですけど、やっぱり5年生が3教室、昨年からですかね、プレハブのほうで3クラスされております。今、部長の答弁でいきますと、学校施設整備計画に基づき整備ができるまで現在のプレハブ校舎を利用するとの答弁がありました。

その所で再質問いたします。学校施設整備計画に基づく整備に基づき整備すると何年かかるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 再質問にお答えいたします。

整備計画に基づく整備をすると今から何年ぐらいかかるのかということでございますけれども、先ほども答弁しましたように、築山小学校の普通教室の数は、教室にある普通教室で足りていると、現在のコンクリートの建物で足りているという状況でございますので、このまましばらく様子を見ながらプレハブ校舎を利用していきたいというふうに考えております。

学校施設整備計画では、当面は建てかえの計画はございません。平成30年度に築山小学校教室棟の外壁の改修を計画しております。年度計画でしております。それから平成42年度には、教室棟の大規模改修工事を予定しております。現時点で、児童数の推移では築山小学校区で5年後に21人の減少が見込まれますが、将来の児童数の大幅な増加が予想され、普通教室棟の不足等がございましたら、校舎の増築、場合によっては

校舎改築等が必要になってくると思います。児童数に比べて学校敷地の狭さや敷地内の高低差などの解消も含め、学校施設について全体的な検討が必要ではないかというふうに思っております。今後、築山小学校における児童数の推移及び必要教室の把握に努めて、築山小学校の施設整備についても、全体的な精査をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

学校整備計画に基づくと、やっぱり平成42年度に大規模改修が一応、予定されておりますけど、それまで昨年からはプレハブに入っておられてですね、そこまで大規模改修までになりますと、15年間、やっぱりこのプレハブで学ぶ子どもたちが出てくる恐れがあります。やはり平等に学ぶ権利を児童たちは持っていると思います。やはりプレハブじゃないところで入るんであればですね、動線等々の説明もありましたけど、やっぱり安全のためには校舎の中で勉強するべきだと、私は思います。

5年後で若干の減少と、これはでもまだわからない数字でもあります。やはり今でいっぱいいっぱいの中、今あの辺の住宅地がやっぱりボンボン建っている地域でもありますんで、やはりその辺の計画はなされていったほうがいいんじゃないかなと思っております。やはりあのあそこのプレハブで、やっぱりされている生徒は、子どもたちは何も言いませんけど、やっぱり整備は、教育行政の仕事と私は思っております。ぜひ、子どもたちが1日でも安心して、安全な校舎建設計画を立てていただくことを強く要望し、次の質問に移ります。

3、日本遺産認定を受けて、本市の文化財をどのように地域振興につなげ、どのような観光戦略を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） 多田隈議員の日本遺産認定を受けて、本市の文化財をどのように地域振興につなげ、どのような観光戦略を考えているかとの御質問にお答えをいたします。

平成27年度から始まった日本遺産の認定制度は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、わが国の文化、伝統を語るストーリーを日本遺産として文化庁が認定するものでございます。玉名市、山鹿市、菊池市、和水町の3市1町と熊本県では、平成27年度に菊地川流域日本遺産認定推進協議会を設立し、本年度4月に認定を受けました。これから事業を展開していくに当たり、これまでの行政による組織に加え、観光や商工、農業、文化財などの民間団体にも御参加をいただき、33団体で構成される菊地川流域日本遺産協議会を5月に設立したばかりでございます。

日本遺産は2020年東京オリンピックに向け、地域に点在する遺産の情報を国内外

へ発信することで、地域の活性化を図ることを目的といたしております。地域振興及び観光戦略の具体的な内容といたしましては、国内外へ向けたホームページの制作、SNS、ソーシャルネットワーキングサービス、テレビ等を利用した情報発信、国内外への指向性調査、ガイドの育成、地域エリアブランドの構築、外国人にも対応できる説明看板などの設置など、文化遺産の調査や継続的な取り組みを支える人材教育策など、菊地川流域日本遺産協議会が一丸となって実施していく予定でございます。

これらの事業を活用し、地域のブランド化アイデンティティーの再認識を促し、目的達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

やはり日本遺産認定を受けて、どうやってソフト面、事業とありますが、どうやって展開して、メディア等を使いながら周知をしていくか、また、それに伴いまして推進協議会等でいろんな話が今からされるんじゃないかなかなと思っております。ぜひ、玉名市文化施設の発展のために御尽力をいただきたいと思っております。

そこで、玉名市の遺産を国内外に発信していただきたいと思っております。ただ、ハード事業も一体となった取り組みじゃなければならないと思っております。

そこで再質問いたします。旧玉名干拓施設の庁内一体となった、ハード事業が必要でないかと思っておりますが、お考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 多田隈議員の日本遺産認定を受けてのハード事業ということでございますけれども、御指摘のとおり、観光資源などを活用するため、適切な保護、保存のために本体整備に加え見学者のための遊歩道や駐車場、トイレなどの便益施設が必要となります。国指定文化財の場合は、本体整備については保存活用計画を策定し、基本的な方針を明確にした上で、文化庁の補助金を活用して整備を行なうのが通常の手法であるということでございます。また、便益施設等の整備、周辺の整備につきましては、国土交通省などの補助金が活用できればそのあたりも検討する必要があるというふうに考えます。

これまでに大坊古墳、永安寺東古墳、永安寺西古墳、本体の保存の整備を終えております。その後、国指定、石貫ナギノ横穴群、石貫穴観音横穴などを位置づけております。

しかしながら、岱明玉名線の公共事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査、いろいろな事業が大きく今やっておりますので、ハード事業の整備についてはなかなか難しい状況であるというふうに考えております。永安寺東古墳や永安寺西古墳については、震災復興事業を最優先として再整備をするというふうなことで、現在進めております。

そのあとに高瀬船着き場や高瀬官軍墓地などの整備事業が必要でございますので、こちらあたりも進めていくということで、ハード事業の必要性は十分に認識はするものの、今回認定におきまして、旧玉名、旧玉名のことを言われて、玉名干拓を言われてるんだと思いますが、現在の時点では、着手等については、ちょっと厳しいのかなというふうに思っております。保存計画書を検討を行なって、再度様子を見ながら、時期を見ながら検討を行ない進めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

ほかの事業がいろいろあるので、その旧干拓施設だけに特化した事業はなかなかできないけど、必要性には十分認識しているという答弁だったと思います。保存活用計画の検討を行ないながらの整備じゃなければならないという文化財というのはなかなか厳しい、いろんなハードルがあると思いますけど、やはり今、結構その旧玉名干拓施設の中の六枚戸とってですね、私も子どものころからずっと遊んでおりましたけども、あそこが広報紙とあと新聞等で何回も見るときに、私もうれしくなっているところでありまして、やはりああいう草の維持管理も農政局、また、地域の保存会の皆さんたちが一生懸命頑張っておられます。やはりただ、六枚戸のにきだけはどうしてもちょっと水があってですね、簡単に地域だけではできない問題がありますので、今後、ハード事業の大きなハード事業じゃなくてですね、そういう六枚戸のだけの維持管理等も考えていただければ幸いかなと思っております。また、あそこには、明辰川とってありまして、明辰川も下流のほうは、六枚戸の下流はもう右岸も左岸も終わっておりまして、今からだんだん上流に工事が進んでくるんじゃないかなと思います。その時に、その文化財と一体となったその河川改修も、行政のほうで、県と掛け合いをしてもらいながら、どういう施設を残していくのかというのにも検討していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、多田隈啓二君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

明21日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時51分 散会

第 4 号

6月21日 (水)

平成29年第4回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成29年6月21日（水曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

日程第1 一般質問

- 1 6番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
- 2 12番 近松 恵美子 議員（無会派）
- 3 9番 江田 計司 議員（無会派）
- 4 11番 横手 良弘 議員（市民クラブ）
- 5 5番 城戸 淳 議員（新生クラブ）

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

+++++

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

日程第1 一般質問

- 1 6番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
 - 1 有害鳥獣対策について
 - (1) 被害状況について
 - (2) 対策状況について
 - (3) 捕獲隊の状況と周辺自治体との協調について
 - 2 NHK大河ドラマによる玉名市の活性化について
 - 3 「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域『今昔水稲物語』～」日本遺産認定による玉名市の活性化について
- 2 12番 近松 恵美子 議員（無会派）
 - 1 メリケントキンソウ対策について
 - 2 子育て環境のあり方をどのように考えているか
 - (1) 岱明地区の学童保育所について
 - (2) 玉陵小学校の学童保育所について
 - (3) 公立保育所の保育の目指す方向について
 - 3 事務事業改善委員会の設置について
 - 4 新病院の建設位置について
- 3 9番 江田 計司 議員（無会派）
 - 1 岱明町公民館建設はどうなるのか

- 2 大正開漁港跡地の太陽光発電について
- 3 高道海岸長保地区の堤防工事の進捗状況について
- 4 教育施設の取り組みについて
 - (1) 玉陵小学校建設の進捗状況について
 - (2) 岱明中学校の屋外トイレの安全性は大丈夫か
- 4 11番 横手 良弘 議員（市民クラブ）
 - 1 市の行政区の区割りにについて
 - (1) 現在の区長（嘱託員）の総数は
 - (2) 戸数の最低と最高は
 - (3) 公民館の設置はどうなっているか
 - 2 熊本地震の検証は
 - (1) 震災ごみの処分について
 - (2) 公費解体の現状は
 - (3) 橋梁の点検の進捗状況は
 - 3 蛇ヶ谷公園の桜、山田の藤、高瀬裏川の花しょうぶなど、花を生かした観光施策の取り組みについて
- 5 5番 城戸 淳 議員（無党派）
 - 1 金栗四三さんの2019年NHK大河ドラマ「いだてん～東京オリンピック囁～」決定について
 - (1) 大河ドラマ「いだてん～東京オリンピック囁～」の放送決定により、今後の本市の取り組みについては
 - (2) 大河ドラマによる地域活性化に向けた推進体制の強化は
 - (3) 小田の住まいとお墓の観光地としての活用は
 - (4) 広告宣伝活動の推進は
 - (5) 和水町を初めとする近隣市町の連携の考えは
 - 2 学校施設について
 - (1) 学校施設トイレ洋式化について
 - (2) 学校施設のAEDの設置状況は
 - (3) 学校施設の遊具について

日程第2 市長提出追加議案上程

議第60号 公立玉名中央病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の全部変更について

議第61号 工事請負契約の変更について

日程第3 提案理由の説明

日程第4 議案及び請願・陳情の委員会付託

散会宣告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋讓治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高崙哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	瀬崎正治君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	早上正臣君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	福田高広君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	戸寄孝司君	監査委員	坂口勝秀君

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） おはようございます。

本日、トップバッターになります。6番、新生クラブ、西川裕文です。

一般質問の前に1つだけちょっと、議会報の委員会より議員の皆さま方に、お知らせ、報告あります。ちょっと済みません、簡単に。議会だよりで今まで一般質問の写真を事務局のほうから撮っていただいております。質問の中で、こちらで質問される方は少しは気分等々が変わられたと思います。申しわけありませんでした。今回からですね、ネット中継をしております、その画面から写真というか、撮影ができるようになりましたので、それを使いたいと思います。画像についても、写真と全く変わらんような画質になっておりますので、そういうことで、もうお気づきになられたと思いますけども、今回からは写真の撮影があつたらんというところで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは通告に従いまして、一般質問いたします。

まず1番目になりますけども、有害鳥獣対策について質問いたします。

先日、熊本日新聞のほうでですね、天水町の上有所地区で、農家が地域ぐるみでイノシシ対策に取り組んでおられる記事がありました。専門家からイノシシの生態や習性を学んで、農地の適切な管理で作物の食害ゼロを目指す手法によって取り組んでありますけども、その中で、市や県も住民主体の対策モデルケースとして、地区外や他の産地にも波及させたいとのことがありました。私も小岱山系でミカン畑をつくっておりますけども、毎年、イノシシの食害があります。ここ数年ちょっと被害は多くなりつつあります。近所の玉名市の有害鳥獣捕獲隊の方が近くにいらっしゃいまして、わな隊の方がおられて、わなを仕掛けていただいて、おかげさまで毎年捕獲していただいとる、これについてはありがたく思います。

そこでまず、質問いたします。被害の状況について伺いたいと思います。新聞には、2015年度、1,700万円。うちイノシシによる果樹被害が1,334万円とありました。数字にあらわれていない部分もあると思われまして、地域的なもの、作物別で、

どういう被害があっているか伺いたいと思います。

その次に、2番目になりますけれども、対策の状況について伺います。電気柵等の補助等は、実際どうなっているか伺いたいと思います。

最後になりますけれども、3番目ですけれども、捕獲隊の状況と周辺自治体との協調についてということで、今申し上げました捕獲隊の状況、現在ですね、捕獲隊がイノシシのほうを捕獲されて、イノシシの尻尾で捕獲数を判断をされております。周りの自治体は尻尾じゃなくて写真になっているというところから伺ったところによると、これは、多数あるわけではないと思いますけれども、尻尾だけを持ってきて頭数に加えると、他からですね、というような話を聞いたことがあります。周辺自治体のほうもなるべく、そういうことがないような、同様に尻尾ですれば問題ないと思いますので、そういうふうな働きかけ等々はできないか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

〔産業経済部長 早上正臣君 登壇〕

○産業経済部長（早上正臣君） おはようございます。

西川議員質問の有害鳥獣対策についてお答えをいたします。

まず、被害状況ですが、平成27年度における本市の被害状況については約1,700万円で、うちイノシシによる被害が約1,616万円、その他野鳥による被害が84万円となっております。また、イノシシによる被害のうち、果樹が1,334万円、水稲が282万円となっております。平成28年度につきましては、熊本県農業共済組合玉名支部に確認をいたしましたところ、まだ現在集計中とのことで数値は出ておりません。

次に、対策状況についてですが、本市では平成22年度より電気柵の防護柵の導入費に対して市から事業費の3分の1の補助を行っております。平成28年度までの申請件数が353件、総事業費が約3,238万円、補助金額の総額が1,043万円で、総延長が116キロメートルとなっております。また、平成25年度より国の事業で、ワイヤーメッシュ柵の整備を行っており、平成28年度までの総事業費が約6,439万円、補助金額の総額が5,606万円でございます。また、総延長は約110キロメートルとなっております。さらに、平成28年度には、熊本県の事業で天水町上有所地区において専門家による防護柵の正しい設置の方法などを学習し、守れる農地づくりのモデル地区として鳥獣対策を行っております。今年度も上有所地区と下有所地区にて実施を予定しており、今後は防護柵の設置で終わるのではなく、その後の適正な管理についてももしっかり学んでいただき、自分の土地は自分で守るという意識づけをしていきたいと考えております。

最後に、捕獲隊の状況と周辺自治体との協調についてですが、捕獲隊の状況につきましては、現在、玉名市有害鳥獣捕獲隊が41名、玉名市有害鳥獣捕獲隊予備隊が29名

で活動しております。捕獲隊に対しては、有害鳥獣被害対策業務を実施し、委託料を支出いたしております。また、捕獲料については、平成26年度と27年度は、イノシシが1頭当たり4,000円、カラスが1羽5,000円を捕獲業務委託料として支出いたしました。平成26年度の捕獲数は、イノシシが551頭、カラス数が194羽でございました。平成27年度の捕獲数は、イノシシが698頭、カラスが110羽となっております。平成28年度については、イノシシが1頭6,000円、カラスが1羽1,000円に増額し、捕獲業務委託料として支出いたしました。平成28年度の捕獲数は、イノシシが753頭、カラスが328羽となっております。また、周辺自治体との協調につきましても、定住自立圏農民分科会や、熊本県と荒玉地域の市町で組織する玉名地域鳥獣被害対策広域連絡協議会、熊本県や熊本市、玉東町と組織している金峰山地域鳥獣被害対策連絡会議を通じて情報交換を行ない、広域的な対策を実施し、今後の農作物被害軽減のため、さらなる有害鳥獣被害対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 高崎哲哉君 「さっき5,000円で言ったばってん、500円。カラスは500円。」と呼ぶ〕

○産業経済部長（早上正臣君） 済みません。先ほど5,000円と言いましたけれども、カラス1羽500円の訂正でございます。

申しわけありません。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 御答弁いただき、ありがとうございます。

今、実際の頭数とカラスも含めたところで、毎年毎年やっぱり丁寧に獲っていただいとるということもありまして、捕獲隊の方々にもいろいろお世話になっておるといのが見えました。実際、先ほど申しましたけども、ワイヤーメッシュがふえてきてですね、例えば、私のところも、網だけで張っておると網を破って入ってくるということで、実際、毎年うん万円というか、うん十万円の被害があります。先ほど部長が言われたように、自分のものは自分で守るところで、ぜひ行政で補助されておりますので、これを活用していただきたいと思いますし、捕獲隊の方々にも今後もお世話になると思います。先ほど言いましたけども、イノシシの尻尾のほうも検討していただきたいと思います。

再質問になりますけども、一つだけ。先ほど、定住自立圏構想等々で、捕獲関係の検討をされておるといところですけども、ぜひ、これだけの頭数は獲れておりますので、ジビエ関係の活用等々も考慮をできないだろうか。なかなか、私たちにはイノシシの肉が口に入らんといところもありますので、解体場をつくったりして、市民の方々に

も直接買ってもらおうようなことができないか伺いたいと思います。

それからもう一つになりますけども、先日、地元の農協の説明、支所別の説明会の中で組合長さんのほうのあいさつから、自治体に資金の提供をしているというような話がありました。ちなみに、ちょっとこれは通告しませんでしたけども、実際額がどのくらい市のほうに提供されておるか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） はい。今、西川議員の再質問にお答えいたします。

ジビエ肉、主にイノシシの肉のことですけれども、イノシシの肉、ジビエにつきましては需要も今現在、伸び悩んでいるというようなお話も聞いております。西川議員、今おっしゃいましたように、イノシシの肉が手に入りにくいということではございましたけども、私の聞いている範囲内では、需要が伸び悩んでいるというような状況もございますので、その辺のですね、需要等を調査するとともに今後は必要性を検討いたして、この質問に対する加工場等の建設につきましては、検討を重ねていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

それと農協からの補助の件につきましては、ちょっと額の把握をちょっといたしておりませんので。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。

どこでもジビエをしていますので、なかなかそういうところで伸び悩みがあるかなと逆に思いました。しかし、せっかく何百頭という頭数がありますので、解体場がないとなかなか市販ができないと。衛生上もあってですね、簡単に市販、販売ができないという話も伺っておりますので、周りの自治体とも話をした中で検討していただきたいと思っております。

また、これも再度になりますけども、捕獲隊、先ほど41名の捕獲隊、それから予備隊が29名、28名ですか、いらっしゃるというふうに伺いました。聞くところによるとなかなか総会のほうにも行政のほうは入って行かれないというふうなところの話を伺いましたので、ぜひ、捕獲隊の総会等々には、担当課でもよろしいですので、出席をしていただきたいというところで要望ですけども、お願いしたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） 先ほどの件でございますけども、農協からの補助があつてということで、農協からですね、イノシシ1頭1,000円、カラス1羽につき500円の補助をいただいているということでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。

1頭がどうこうありませんけども、そういうことで、農協のほうからも提供していただいとるところも確認はできました。ありがとうございました。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは2番目の質問に移ります。

NHK大河ドラマによる玉名市の活性化について質問いたします。

一般質問の1日目、北本議員さんのほうからもありましたし、本日最後になりますけども、城戸議員さんのほうも詳しい内容の質問があると思いますので、私はですね、金栗四三さんの2019年の「いだてん」ではなくて、来年2018年になりますけども「西郷どん（せごどん）」西郷隆盛の大河ドラマがありますので、これについて質問をいたします。

司馬遼太郎の有名な「翔ぶが如く」本がありますけども、この8巻の中に高瀬の会戦というのがあります。西南の役における事実上の関ヶ原になった高瀬の戦いとここに載っておりますけども、戦い自体は3日間だったというふうなところで、しかし、この3日間の戦いで西南の役の勝敗の分かれ目になっております。これによって薩摩薩軍は北進の道を絶たれ田原坂へ退去し、長い消耗戦、これは田原坂の戦いですね、に戦うことになって、結局、西南の役が終わっておりますけども、西郷隆盛の末の弟ですけども、西郷小兵衛が3日目の戦い、第3戦のとき、繁根木川の下流で左の胸部に銃弾を受け、そこで戦死をしております。死体のほうは、西郷隆盛が熊本の熊本城近くに本営を組んでいましたのでそちらにも死体、遺体はなくなっておりますけども、そちらのほうに持っていかれておりますけども。また、同じですね、薩軍で戦った肥後の西郷と呼ばれる熊本藩士の池辺吉十郎、これはもう横島町の方々は特に御存じですけども、同じ年の9月24日に西郷隆盛が城山公園のほうで自決したのを聞いて、自分自身、吉十郎は遺書を書き、官兵に逮捕されて、10月の26日、長崎で処刑をされております。お墓はもう御存じのとおり、横島の山の上展望公園の霊園内にありますけども、直接西郷さん自体は玉名市に来ていませんので、撮影はないと思いますけども、来年の「西郷どん」、その次の年の「金栗四三さん」いうところで、ぜひ、来年の「西郷どん」についても、玉名市の活性化にとって大切であると思います。「いだてん」はもちろん当然大切でありますけども、これについては先ほど申しましたように、あとから城戸議員のほうから詳しくまた質問ありますので、私はこの西郷どんについて、ぜひ、これも活用していきたいというところで質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

[産業経済部長 早上正臣君 登壇]

○産業経済部長（早上正臣君） 西川議員御質問のNHK大河ドラマによる玉名市の活

活性化についてお答えいたします。

「いだてん」の1年前に放送されます大河ドラマ「西郷どん」につきましても、本市と大きなかわりがございます。ドラマの内容についての詳細はわかりかねますが、西南戦争にまつわるストーリーにおいて、高瀬や繁根木などの地名が出てくる可能性も十二分にあると思います。西南戦争の転換点ともいえる高瀬の激戦や西郷隆盛の末の弟、西郷小兵衛戦死の地碑なども脚光浴びると期待はいたしております。現時点におきましても、JR九州ウォーキングの玉名駅を起点とした玉名コースには、繁根木八幡宮や小兵衛戦死の地碑などが組み込まれております。また、西南戦争140周年を記念して、有志による西南戦争関連の協議会立ち上げが予定されているなど、機運の盛り上がりを感じております。「いだてん」と同様に「西郷どん」も一つの大きなチャンスととらえ、玉名市の活性化に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございました。

今、部長のほうから活性化につなげていくというところで、JRのウォーキング等々でも使われておるとい話もありまして、ぜひ、点と点を結んで線とか面になるように、検討を当然していただきたいと思います。

本を読んでみますと、ちょうどこのあたりがですね、ちょうど戦闘の領域になっったというところで、戦争はいけませんけども、ぜひ「西郷どん」が始まりますので、逆に金栗さんが薄れてしまうと逆にいけませんけども、前の年、「西郷どん」もありますので、西郷どんのほうもですね、ぜひ活性化のほうに役立てていただきたいと思いますので、部長、おっしゃられたことをぜひ今後も、もうすぐ始まってきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは続きまして3番目に移ります。日本遺産認定による玉名市の活性化について伺います。

昨日、多田隈議員さんのほうからも質問がありました。また3月議会において、城戸議員さんのほうからも質問があつておりますけれども、今回、2つの項目について質問いたします。

一つ目は、日本遺産認定による玉名市の活性化についてであります。この6月9日の、これも熊本日日新聞に詳細の内容が出ておりました。山鹿市が事務局に立っておられるとのことでしたけれども、3市、1町、全33件の中で、玉名市も14件が含まれておりました。菊池川流域の歴史資産をいかに交流人口またインバウンドによる人口増加につなげていくかというのが大切だと思います。まず、これについて交流人口をふやすた

めに、いかに活用していくかということを伺います。

もう一つ目になりますけども、これは逆にちょっと心配なことがあります。今年度の予算の中に玉名平野北西部まちづくり基本計画策定支援業務委託料が計上されております。これに対して、日本遺産認定の中に、新幹線を見えるところの新玉名駅の周辺の菊池川流域の条里跡区画割が文化財として認定されております。縣市協定の地域も含まれております。新玉名駅周辺の開発についても、今検討なされておりますけども、開発に対しての支障が、遺産認定されたことによる支障が生じないかちょっと心配がありますけども、これについて質問をいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） おはようございます。

西川議員の「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域『今昔水稻物語』～」日本遺産認定による玉名市の活性化について、ということでございます。

この制度は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我々の国の文化、伝統を語るストーリー、これを日本遺産として文化庁が認定するものでございます。さまざまな文化遺産を活用して発信していくことによって、地域活性化を図ることを目的としております。御存じのとおり、玉名市、山鹿市、菊池市、和水町の3市1町と熊本県が取り決めを進め、去る4月の28日付で日本遺産として認定されました。これを受けて、各自治体に加え観光や商工、農業、文化財保護などの団体と幅広く連携し、活性化のための事業を推進する組織として菊池川流域日本遺産協議会を設立したところでございます。

事業の具体的な内容といたしましては、国内外へ向けたホームページの制作、SNS、ソーシャルネットワーキングサービス、テレビ等を利用した情報の発信、国内外への嗜好性調査、ガイドの育成、地域エリアブランドの構築、外国人にも対応できるような説明板の設置などが検討され、未指定の文化遺産の調査、出前講座なども継続的な取り組みとしてこれを支える人材の育成を文化庁の補助として計画をしております。広域での連携協力を図りながら、菊池川流域が一带となって活性化へ向けて取り組みを進めてまいります。なお、日本遺産の制度は前述のように、地域の活性化に資することが目的であり、世界遺産登録や文化財指定とは異なり、文化財保護のための新たな規制を伴うではありません。新玉名駅周辺には、当初から文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地として、保護の対象となっておりますが、多様な文化遺産や景観などを生かしながら、バランスよく必要な開発を進めていくことが肝要であると考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうも、ありがとうございます。再質問になりますけども、

今、部長のほうから答弁の中で、開発については問題ないというところで理解しとってよろしいですか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 再質問にお答えいたします。

文化財はいろいろな形で国・県・市も指定権ありますけども、指定しています。今ある文化財、これを活用する、又は未開発の文化財、まだ発掘をされておらない文化財、このあたりはですね、これからも調査等を進めていくということです。今ある文化財関係、そういう歴史的なものに興味を持っていただいて、それが菊池川の流域、菊池、山鹿、玉名こういう歴史資材資源というのが、その米づくりに対して地域で米づくりをやった、その生活をやっちゃったという形がそういう文化財として残っておりますので、そういうある文化財で今こういう米づくりに対する状況、いろんなことを調査研究を含めながらですね、それを地域の活性につなげる、あくまでも地域活性化が主になってくる、そういう目的で文化庁が認定しているというようなことです。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） はい、ありがとうございました。

工業団地とかいろいろ提案等々もありますし、企業誘致等々もありますので、そういうのに活用がなかなか逆に難しくなるんじゃないかなと、そういう心配しておりますけども、そこまではないというようなところで説明いただいたと思います。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは最後に、高寄市長に伺いたいと思います。

毎年9月に、「輝け玉名「戦略21」」の前年の進捗状況の報告がなされております。今回は、一般質問ちょっと早くなりますけども、市長の3年間を顧みて、今、市長自体、輝け玉名「戦略21」の成果については、どのように感じられておるか。まず、3年間の成果についてはどういうふうに感じられておるか、高寄市長に伺います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 西川議員の「輝け玉名「戦略21」」の実践を顧みて、今、市長が感じることはという質問にお答えをいたします。

私は、平成21年11月に市長に就任して以来、2期約7年半の市政運営に全身全霊を傾注してまいりました。

1期目におきましては、ローカルマニフェストに掲げました事柄をより具現化するための施策集「チェンジ玉名」を作成し、市民の満足度を向上させることを目標としてまいりました。

2期目につきましては、行政運営プラス経済産業、人づくり、安全安心、まちづくり

の6つの分野44項目の行政施策を盛り込んだ、輝け玉名「戦略21」の実現に向けて取り組んでまいったところでございます。平成27年度末時点でののおおむね達成率は、48.4%で、平成28年度末の施策の進捗状況につきましては、9月に報告書として整理をし、ホームページ上で公表し、また、概要版を10月の広報紙とともに配布する予定でございます。この進捗状況につきましては現在、作成中でございますので、内容の詳細については発表することはできませんが、全体的には当初の計画どおりに進んでいるものと感じているところでございます。

その一方で、市民のサッカー場の新設、あるいは岱明町公民館の機能の充実など、西川議員、十分おわかりのとおり、諸事情等により当初の計画どおりに進めることができなかった施策もございます。さらなる施策の推進に今後も取り組んでまいりますので、議員各位の御協力をお願いするところでございます。私は市長就任以来、輝け玉名「戦略21」に掲げた施策を通して、市民の一人一人の思いが通じる、市民の、市民による、市民のための市政を心がけてまいりました。私自身が生まれ育ったまちであり、かけがえのないふるさとへの思いは、だれよりも負けないつもりでございまして、子どもたちの輝かしい未来が展望される市民のだれもが将来にわたって住み続けたいと思えるすばらしい都市とするために、残された期間につきましても、市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名の実現を目指して全力を尽くす所存でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。

市長が今、申されたように、特にサッカー場及び公民館等々については、私自身もかなり影響しとるというようなところで思っておりますけども、それはそれとして、含めたところで、市長のほうから残りを精いっぱいまた頑張るというふうなところでありました。

それでは最後の再質問になりますけども、ことしの10月22日、市長選が行なわれます。高寄市長は出馬をされるのかどうか、質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 西川議員の再質問にお答えをいたします。

私は、平成21年10月の市長選挙で合併後の新玉名市におきまして、市民の皆さまに2代目の市長としての職を付託されて、2期7年半が経過をいたしておるところでございます。私はこの間、市民の皆さまへの公約として取りまとめました「チェンジ玉名」と「かがやけ戦略21」の実現に向けて取り組んできたところでございます。その根底にあるのは、市民の一人一人が、一人の思いが通じる、市民のための市政を基本姿勢として、市民にとって身近に感じられる温かい行政、バランスのとれた行政運営に心

がけてきたところでございます。現在2期目が最終章のこのとき、市民の皆さまが、私
が取り組んできた公約を果たして評価をいただけるのかどうかを、現在考えてるところ
でございます。私の中でやりきったとか、まだまだとかという結論が出たときには、
進退につきましては皆さんにお知らせしていきたいというふうに思っているところでご
ざいまして、また、同時期に市長選と同時期に市議会議員選挙もでございます。西川議員
も大変評判がいいようでございますので、2期目に向けて、諸事情も含めながら、頑張
っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。

突然、たまがった言葉をいただきまして、恐縮しておりますけども、私自身はいろい
ろと問題を起したことで多々心配なところがありますけども。再々質問になりますけど
も、繰り返しになりますが、まだ市長のほうは決定をされておらんというところで、と
ってよろしいでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） ただいま再質問で述べたとおりでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） はい、ありがとうございます。

まだ明確に判断をされてないというところであったと思います。

それでは、私の一般質問をこれで終了いたします。ありがとうございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） おはようございます。無党派の近松です。

おととい、コンタクトを洗っていたらぼろぼろ崩れてしまっただけです。きょうはメガ
ネですけど、老眼鏡じゃありませんので、よろしくをお願いします。

きのうですね、この予算説明書をいただきました。私、10年ぐらい前でしょうか、
島津市長のときにですね、伊万里市の事業別予算書見まして、ぜひあれをつくってほし
いというふうをお願いしたのがきっかけで、この予算書というのができたんですけども、
しかしもう一工夫をして、事業別、すべての事業がわかるような予算書をつくってほし
いということをお願いしてたんですけども、見事なものが出てきてまして、本当にこれ
すべてで事業がわかるような一目瞭然みたいなもの立派なものをつくっていただきました。
ちょっと遅くなりましたけど、本当に担当の方、大変だったと思いますけども、感

謝申し上げます。

では、通告に従いまして質問いたします。

まず、メリケントキンソウ対策についてです。メリケントキンソウというのを御存じでしょうか。

〔「知りません。」と呼ぶ者あり〕

○12番（近松恵美子さん） ちょっと御紹介したいと思えますけども、南米が原産の外来植物です。1930年代に和歌山県で発見されたと書いてありますので、戦前より日本に来ていたようです。私は2、3年前に我が家の庭で見つけました。不思議な草だなと思ってフェイスブックに載せまして、「これなんていう草でしょうか。」というふうに出しましたら、トキンソウだよということを教えてもらったわけです。そして、インターネットでこのトキンソウというのを調べましたら、非常に危険な草だということを知りまして、その年は熱心に採ったんですけども、また次の年ふえてまして、本当にこれは根絶するのは難しい草だなというふうにした次第です。

鹿児島県では、鹿児島県のホームページに載せてありましてですね。そして、県内どういうところにこれがふえてますとかそういうなこと、危険ですという対策とかも書いてあります。そこで2年前に私、市役所に鹿児島県はこういうふうに取り組んでいるけども、これは非常に危険な草だから、市でも対策をとってほしいということを申し上げました。この草がなぜ厄介かといいますと、種にですね、2ミリぐらいの鋭いとげがあるんです。それがですね、地面すれすれのところに既に種をつけてしまうので、引き抜こうとすると指に刺さって抜けないんですね。そこから次々と種ができますので、取ろうとしたらどこもとげだらけでつかめないということが一つの問題、そこが根絶の難しさがあります。また、5月ぐらいになりますと、種が全部落ちてしまいます。そうしますと、はだして歩いたときに突き刺さりますし、また、手をついたときにも突き刺さります。子どもたちが芝生で遊べなくなります。こういうことで非常に危険性が多いというふうな草でございます。

私はその後、歩くたびにこの草を見つけて危険性を伝えているのですが、個人の力では追いつきません。去年は運動会のときに大野小学校で見つけて、「この草は取っておかないと危ないですよ。」っていうふうに伝えたんですけども、まだ認識が浅かったせいか、今年、運動会に行ってみましたら、もうグラウンドのトラックのすぐ横がもう芝生状態になっていました。種がびっしり落ちていまして。たまたま打ち合わせで来てた教育委員会の職員に見てみていただきまして、本当に靴の裏にびっしりつくありさまを見てもらった次第です。大野小学校は1年生の学級園にも畑の周囲にもトキンソウだらけになっていきますし、学童保育の子どもたちの遊び場にもトキンソウだらけになっています。大野小学校だけではなくて、各小学校見ていると、睦合小学校では、グラウンド

の土の一部を、このとげが多いからってということで入れかえたということで、どこにでもふえております。ネットで見ますとあちこちの自治体で危険性を市民に呼びかけ対策をとっておりますし、この付近では博物館の土手もあの芝生がトキンソウだらけになっています。あそこを子どもが登って手でもついたら大変なことになるっていうふうな状況です。芝生の中に入ると、これは根絶がとても難しいという、除草剤も結構難しいですし、バーナーで焼くしかないんじゃないかというふうな植物です。動物ははだしですので、動物が散歩しても足に突き刺さって危険ですし、また、食べた場合はお腹の中で突き刺さるので、またそれも危険だというふうに言われています。

そこで、市としてどのような対策をとってきたのか、また、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

〔市民生活部長 小山眞二君 登壇〕

○市民生活部長（小山眞二君） おはようございます。

近松議員のメリケントキンソウ対策についてお答えいたします。

本市におけるメリケントキンソウ対策につきましては、建設管理課におきまして、平成25年度末に公園内のメリケントキンソウに関する注意喚起を市のホームページに掲載するとともに、広報たまなにおきまして、平成26年5月及び平成28年5月に掲載をしております。また、平成25年度末から、市民の方々が桃田運動公園や蛇ヶ谷公園を利用する際に交付をしております都市公園使用許可書に、メリケントキンソウへの注意喚起の文書を添えてお渡しをしているところでもございます。この注意喚起の内容につきましては、芝生に混じって生えている固いとげのある種子の外来植物で、市内の公園でも発見されているということで、とげができます5月から6月までは特に芝生の上を素足で歩くことやペットの散歩などに注意を促しているところでもございます。また、靴などにとげのある種子が刺さり、別の場所で発芽して生息域が広がるため、刺さったとげはごみとして処理してもらいように拡散防止をお願いをしているところでもございます。

除去の対応についてでございますが、都市公園巡回業務の中でメリケントキンソウを発見した場合は、市への報告とできる限り人力での除去等を行っております。さらに、職員による全公園を対象とした点検の際にメリケントキンソウを確認した場合、発生した公園の把握及び経過確認を行っており、発生量によっては、都市公園巡回業務において除去作業を行っております。

次に、本市における発生状況の実態把握について御報告したいと思いますが、市内の公園では、桃田運動公園、安楽寺児童公園及び港いこいパーク、施設では玉名市歴史博物館ころろピアにおきましてメリケントキンソウの発生を確認しておりまして、管理者

において、発生を確認次第、除去しているところがございます。学校施設の現状につきましては、5月に全小中学校に注意喚起を行ないまして、あわせて状況調査を実施したところ、小学校で16校、中学校で2校、合計18校でメリケントキンソウが確認されました。主な発生場所としましては、グラウンド外周が多く、学級花壇や駐車場周辺などでも確認されているところがございます。学校によっては、PTAや教職員による除草作業やバーナーでの焼却などが実施されております。また、一部の学校では、とげが手や足に刺さるなどの怪我が発生していましたので、今月2日の校長会において改めて注意喚起と除草等による、拡散防止についてお願いをしたところでございます。

本市としましては、今後も、これまでの対応を引き続き行っていくとともに、公園や学校施設だけでなく、市内全域の問題ととらえまして、関係各課とメリケントキンソウ対策マニュアルなどの作成及び周知方法についても、協議していきたいと思っております。また、メリケントキンソウが発生した公園につきましては、注意を促す看板等を設置するなど、注意喚起や拡散防止への対策を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） はい。2年ほど前に私がお願いしてから、いろいろ手を尽くしてくださったというふうな報告をいただきました。それにもかかわらず、急増してるんですね。年々ふえているという。今年は、驚くほどふえてますので、私もあちこちでお店で見かけたり、学校でも気づいていない学校もありますけども、来年は爆発的にふえるんじゃないかなっていうのは私の予想でございますので、なお一層、根絶に向けて努力いただきたいなと思います。志布志市の試みなんかもインターネットで見られたと思いますので、撲滅するというふうな勢いでしていかないとどうかなというふうに思っております。

それから、学校のほうも校長会等お話してくださったようですけども、実際、学校見て回ってみると、余裕がないせいか、何もはされてないんですね。とても、やれる状況じゃないです。この草は取ってみた人しかわからないんですけども、先ほど申し上げましたように痛いですから、簡単に取れないですね。バーナーで焼くしか今の時期だっただらないんだと思いますけども、各学校の芝生状態に種がものすごく、1本が100本ぐらいなるぐらい種が落ちてますので、今の状態で種を放置しておくと、来年は大繁殖するんじゃないかなというような感じですので、ぜひ、その学校のデータだけじゃなくて、現場を見ていただいてですね、もう一度現場を見ていただいて、学校の対策を学校に任せるんじゃないかって考えていただきたいなというふうに思います。鍋小学校では自主的ですね、校長先生がお家からバーナーを持ってきて焼かれたそうですけども、そのよう

に具体的にやっている学校はどこもないですもんね。睦合小学校では、グラウンドの土入れかえたって聞きますので、そのことについてちょっと具体的に聞かせてください。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 近松議員の再質問でございますけれども、睦合小学校での土の入れかえというのは、私ちょっと聞いておりませんでした。申しわけございません。はい、資料がございませんので。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 聞いておいていただけませんか。突然で済みませんが、当然、御存じかと思っていました。

今のまま置いておくと、多くの学校がグラウンドの土を入れかえなくてはならないような実体じゃないかというのが、私の見たところなんです。大野小学校においても、トラックのすぐそばまで来てますし、種がとにかく硬くてびっしりですので、あれが全部来年発芽すること考えると、そしてまたそこを通った子どもたちが、ズックの裏につけて学校中をこうあの種をばらまくことを思いますと、学校の敷地内全部に広がっていくというのが、現場を見た私の感想なんです。じゃあ、大野小学校もグラウンドの土を入れかえるのか、高道小学校も入れかえるのか、鍋小学校も入れかえるのか。その他の学校でも見てませんが、豊水小学校もそうでした。トキンソウだらけでした。そういうことをやっぱり逼迫した問題だということをもう一度現場見ていただきたいと。学校に注意喚起するくらいではおさまらないと私は見て思うんですよ。

今いろいろ声がありますけども、市民がどういうふうを受けとめてるかちょっとお知らせしたいと思います。

これは、年配の方からです。「5歳の孫が庭で遊んでいたときに、「じいちゃんこの草痛かよ」と言いました。それでトキンソウだということを知って、まさにこの草だということを知って、早速、4、5日かけてすべての草を除去しました。」ということで、それくらい我が家の庭でも4、5日かかるぐらい大変なので、学校のグラウンドは学校で対処できる状態でないということでございます。

雲雀丘地区の方、「うちの前の歩道にもトキンソウだらけです。除草剤でもまきたい気持ちです。」ということですけど、なかなか除草剤では根絶できないというふうに書いてありますね。天水町の方、「うちの庭にもありました。既に茶色になった種がいっぱい落ちていました。来年は早めに除去します。」3月か4月に除去しないと5月は痛くてさわれません。「あのとげが刺さった痛みを感じてみないと、危険性がわからないんでしょうね。とげを抜いてもチクチクします。」「去年は少しだったのに、今年はすごい勢いでふえました。」それから「草取り中にちかつたので、これは普通の草と違うな。やっかいな草だと思っていたら初めて知りました。早期の除草が必要ですね。」

それから大野地区の方、「この草に悩まされて15年になります。」学校の先生なんですね、「学校で自宅で子どもたちがとげが刺さったと言ってきたのを見たのが最初の出会いです。」養護の先生だから、子どもたちはとげが刺さったと来ているわけですね、この現場の声をもっと届けていただいたらよかったのになと思いました。「去年は撲滅したかと思いましたが、今年は10日前から格闘しています。」そのようになかなか撲滅できないということです。「幼稚園ではだしで遊べなくて困っています。」伊倉地区の方、「子育て支援センターの周りも一昨年から目立つようになり、ちまちまと抜いていきますが追いつきません。とげが刺さると心臓まで痛つとなるし、今年は我が家の庭にも出ました。」ということで、爆発的にふえる勢いが目に見えておりますので、どうか現場を見て、この対策でいかなっていうことをもう一度、確認して取り組んでいただきたいということでお願いして、次に移ります。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 子育て環境のあり方をどのように考えているかについてお伺いいたします。

女性の社会進出という言葉に後押しされて又は経済的な理由により、子どもを預けて働く母親がふえてきました。保育園の入園式、卒園式に行きますと、6年保育が多いことに驚きます。大半の子どもが、6歳保育、つまり1歳前後から保育園で過ごしています。それに伴い、当然なことですが、学童保育の利用者もふえています。このような子どもが育つ環境の大きな変化の中で、心身共に元気な子どもが育つよう、子どもの心身の発達を保障する保育環境が求められます。また、家庭保育であっても、核家族化が急速に進んだ結果、高齢者が子育てにかかわることが少なくなりました。このような社会環境の中で、私たちが失ったものは何かを考えてみる必要があります。それを大きくくくって表現しますと、私は、大人との一対一のゆったりした会話、大人による承認の機会、遠慮のない自己主張の場、暮らしの体験ではないかと思えます。そしてまた大きなものが、自然を相手に遊ぶ、水、土、草、植物などに触れて遊ぶという体験です。保育園、学童保育などの場で、これらすべてのことを担うことはできませんが、その中で私は自然に触れて遊ぼうと、そして、食べ物をみずからの手でつくる暮らしの体験、この二つは大切にしてもらいたいと思えます。このような視点でまず、岱明の学童保育所についてお伺いいたします。

昨年地震がありまして、今まで使っていたお寺が危ないということで、急遽、学校の空き教室にということで、鍋小学校と大野小学校の空き教室に学童保育が整備されました。しかし、今年は利用者が急増したこともあり、普通教室のスペースに、50人から55人詰め込まれているありさまです。明らかに定員オーバーです。部屋が狭い上に隣のクラスや上級生の授業があったり、職員会議などの時間は、大きな声を出してはいけ

ないと遠慮して放課後過ごしさなくてはならないという実態です。子どもが大事、子育て支援とか言いながら、この二つの学童保育、また、町小の学童保育所を見ますと都会ならいざ知らず、この土地がたくさんある玉名市で、何という貧しい子育て環境だろうと愕然といたします。私が30年前に、大牟田市で暮らしてたときの学童保育所は、目の前にグラウンドがあり、子どもたちがそこでソフトボールをしていました。また将棋を覚えたり、縫い物を覚えてフェルトでメガネケースをつかって敬老の日にプレゼントしたり、おやつは大半が手づくりでした。子どもたちはぜんざいを食べたり、クッキーをつくったり、家庭のような生活をしておりました。それから30年、子育て支援という言葉が15年ぐらい前から出てきましたが、子どもにとっては、受難の時代としか思えません。大人にとっての子育て支援ではないのであり、子育て支援でしかありません。岱明町の学童はぎゅうぎゅう詰めで、湯沸し設備もありませんし、庭もありません。調理の設備がありませんから当然、学校に移ってからは、おやつは買ったお菓子ばかりとなりました。空き教室に50人といっても、冷蔵庫があり、それからいろんな道具が入れてますから、私、スケールを持っていってはかってみましたけど、大体、8畳間に20人か25人が入ってるという状況なんですよ。身動きできないような状況です。当然、宿題をしたり、おやつを食べたりするテーブルを並べた上での8畳間に20人から25人という状況です。また障がいを持ったお子さんが数人おられるとかで、その子どもが具合が悪いときは廊下に寝せるんだそうです。それも寝る場所がないからです。廊下の板張りに薄いマットを敷いて寝かせるような状態だそうです。さらに、大野小学校は、来年は2クラスになる可能性があり、今後子どもがふえておりますので、学校の空き教室は利用できませんから、もうすぐに学童の場を見つける必要があります。学校の空き教室がよいという考えがありますが、空き教室の学校で学童する場合は外から入りますので、玄関がありませんから、梅雨どき雨が降れば部屋に吹き込みます。外に置いてある靴箱には大雨になれば靴がぬれます。やはり学校でするのは適切ではないのではないかと私は思います。子どもの本当に健全な発達を考えると、岱明B&G海洋センターあたりに3部屋ほどの学童保育を建てたほうがよいのではないかと私は思います。岱明の学童保育の利用者は全体で、120から130名いるんですね。ちょっとした学校くらいの規模なんです。今の2つの部屋ではとても足りません。このことについて、どのように考えてるか、お伺いします。

また、玉陵小学校の学童保育は、敷地内にできるからいいなというふうに私は思っておりました。駐車場の脇にできてるんですね。すぐそばで遊ぶ環境がないこと、また設計図を見ましたら、調理設備が十分でないということで、これまたどうしてと、新設なのにもう少しいいものができなかったのかなという思いです。玉陵小学校の学童保育所については、せめて調理ができる配慮ができないものかなと思いますが、そのことをあ

わせてお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） おはようございます。

近松議員の子育て環境のあり方をどのように考えるかについて、2点の御質問がありまして、その2点についてお答えいたします。

まず1点目、岱明地区の学童保育についてでございます。岱明地域では、熊本地震の影響により、昨年8月から大野小学校と鍋小学校の余裕教室を利用して、2クラブを委託運営しております。大野小学校の学童クラブでは、大野小学校と睦合小学校の児童55人が利用し、鍋小学校の学童クラブでは、鍋小学校と高道小学校の児童57人が利用しております。近年の状況といたしまして、核家族化や共働き世帯の増加に伴い、学童クラブの利用が増加傾向にあり、また、この2クラブにおきましては、1年生の利用児童が多かったこともございまして、児童1人当たりの面積基準、1.65平方メートルを大きく下回っているというところでございます。そのため、本年4月以降は、各学校の協力を得まして、保有面積を拡大して対応しているところでございますが、それでもなお、現在の余裕教室では運営に支障を来している状況となっております。そこで、この岱明2クラブの学童保育の環境を改善するために、来年度には岱明地域における学童クラブの増設に向けまして、クラブ室の確保や、運営支援体制の整備について準備を始めたところでございます。

次に、玉陵小学校の学童保育についての御質問にお答えします。玉陵小学校に新たに建設する学童クラブ室につきましては、昨年度予算において、本年2月21日に工事請負契約を締結し、本年度に繰り越して9月の竣工を目指して整備を進めているところでございます。クラブ室の内容につきましては、軽量鉄骨づくりの平屋建てで、生活スペース、給湯室、事務室、トイレ、専用スペース等を備えており、延べ床面積が131平方メートルでございます。議員から御指摘いただきました内容につきましては、工事の進捗状況にもよりますが、請負業者と相談し、対応できるものについては対応していきたいと考えております。また、今回建設するクラブ室につきましては、面積的にも十分確保しておりますので、クラブの運営主体にはスペースの有効活用と自主事業などの活動の充実を促していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 岱明町の学童保育所については、来年度までに対応を考えるとということでしたので、ぜひ、目の前が駐車場だったり、道路だったりするような環境でないこと。そして、外で遊ぶ環境が十分あるということ。そして、家庭の機能を

備えた調理場があると、そういうようなことを考慮の上、いいものをつくっていただきたいというふうに思います。玉陵小学校の学童保育所につきましては、玉名町小学校の学童保育所の方の話も聞いていただいて、できるだけのことをしていただけたらというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

では次は、公立保育所の目指す方向について伺います。岱明地区では、鍋保育所と睦合保育所が民営化されました。4月から民営化された睦合保育園では、もう既に民営化してよかったという声が地域から上がっています。鍋保育園もそうでした。鍋保育園では、民営化してから3歳未満児用の園庭を整備しました。つまり大きい子と一緒にボールが飛んできて危ないからということで、別に土地を買って未満児用の園庭をつかったということです。また、大きい子の3歳以上、年長の大きい子の遊び場として、保育園のあの平らな園庭だけではなく、裏山を借りて本物の自然環境の中で遊ばせています。睦合保育園も早速、隣の土地を購入して園庭を広げ、車の駐車場も整備しています。もっと前に、民営化されました八嘉保育所を引き受けた大倉の森幼稚園、保育園にも行ってみましたところ、さらに驚きました。すぐ裏に山があり、園児の田んぼがあり、ビオトープというんですかね、小さな沼があり、シイタケ栽培をしており、クヌギ林が広がっており、園児の畑、保護者の畑などあり、雑木林の中で遊べるような遊具もあり、本当に癒されるような環境でした。ですから、ここに連れてくると、子どもたちは夢中で虫をとったりしてけんかをしないのだそうです。そして保護者も何か心がホッとするのか、とても優しい方ばかりだと、担当の方が言うておりました。また、くすのき保育園は町なかで敷地が狭いので、2階建てですが、保育室だけではなくて、子どもがホッと自分の世界楽しめるような小さな空間をつくるなど工夫をしてあります。済みません。同じく民営化された滑石保育園はまだ行っておりませんので、報告ができません。

公立保育園こそ民間保育園をリードする立場であってほしいと、かねがね思っていますが、どういうわけか、民営化をするとよいうわさしか聞こえてきません。公立は障がいを持った子の受け入れを積極的にするなどの話は聞いていますが、そういう制度的なことではなくて、保育そのものが何を目指しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 近松議員の再質問の公立保育所の保育の目指す方向についての御質問にお答えいたします。

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場所であるということから、保育所で実施する保育の質がその後の子どもの成長に大きな影響を与えるものと認識しております。そのことから、本市におきましては、平成29年度は、公立保育所全体が目指す方向として、子ども主体の保育に設定し、子どもたちの意欲、自己肯定感、やり遂げる力、感情調整力、人とかかわる力

など、いわゆる非認知能力を高める保育の実施を目指しております。その上で5つある公立保育所におきましては、保育士間で協議を重ねた上で、遊ぼう、うれしい、楽しい遊び発見やごっこ遊びといったテーマを保育所ごとに設定し、完璧なだんご遊びを目指すものやままごと遊びなど具体的な遊びを絞り込むことで、子どもと向き合うようにしております。また、保育所においてテーマに沿った目標と狙いを設定し、それを達成するための望ましい保育者像や子ども像も定めているところでもありまして、子どもたちが主体的に遊ぶことで、一般的な学習では会得しにくいとされる非認知能力を高める保育を実践することとしております。なお、年間を通した保育士の研修方法に関しましても、これまで子どもの年齢別に各保育所横断でグループを組んで実施していたものを、保育所ごとに設定し、テーマに応じた内容を研修し、年度末の全体研修会でその成果を発表するやり方に変更するほか、年間行事の見直しについても検討するなど、保育所の設定したテーマに沿った保育を推進しているところでございます。

以上の内容により、子ども主体の保育を公立保育所の方針として進めることで、保育の質の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） この間、豊水保育園に行きましたら、以前は草が生えないようにシートを張ってあったところをはいで、子どもの砂遊びの場所にしたり、それから今度は土を入れるんだっていうふうに言われていました。土遊びができるように。そこそこの保育士さんの思いで改善されてるんだなというふうに感じましたので、ぜひ、後押しのお手伝いをお願いしたいなというふうに思います。

ところで私がどうしても疑問でちょっと聞いてみたいんですけども、民営化すると評判がよくなると。本当に公立の保育士さんが一生懸命されてるんですけども、それはきっとハード的な面であると思うんですけども、どうして民営化すると、こう評判がよくなるのか。なぜ公立ではそれができないのか、部長としてどういうふうに評判を受けとめておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 近松議員の再質問にお答えします。

大変難しいテーマでございますが、私なりに公立保育所、私立の保育所見てみますと、やはり公立保育所には、よく聞くことには、保育士がベテランであって安定しているというふうなことはよく耳にします。また、私立の保育所に関しましては、連携をとりながら、そしてやはりスピーディーに問題に対応できるということが私立の大きな特徴かなというふうには思っております。公立がスピーディーにできないということではありませんけれども、やはり所管するその上位の部署に協議しながら、とい

う手間が必要になってまいりますので、そういった面では私立の1番いい利点としては、スピーディーに対応できるかなというのが違いかなというふうな感じを持っているところ です。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） ただいまお答えいただいたのを伺って、なるほどなというふうに思いました。

確かに公立はベテランの保育士さんがたくさんいますので、そういう面で経験豊富で、その経験が積み重なっていくという保育の質ということで、大事な面があるんだろうというふうに思います。それが多くの方に理解していただけるような保育につながったらいいなというふうに思っております。

それと、私立がスピーディーだっていうのは、保育園のことだけ考えていけばいいから、予算をそういうふうに使えるのかもしれないと思いますけれども、公立もこれからどんどん少なくなっていくんですけども、だからこそ、さすがだなというふうな保育園を、玉名第1保育所はそういうふうな保育園にしてもらいたいというふうな気持ちで私はおります。ですから、関係者の方、それぞれ民営化された保育園、その後、見に行かれたでしょうか。大倉の森保育園もみられたでしょうかと、私は思うんですね。ああいう保育園にしてほしいですね、玉名第1保育所。本当にあの私たち委員会で埼玉のいなほ保育園という自然いっぱい保育園見に行きまして、「東南アジアの村に来たみたいだな。」と最初びっくりしたんですけども、子どもたちの堂々とした姿に、やはり人間の育つ環境というのは、自然の中だなんていう感じなんですけども、このまた地元の保育園に行きましてくぬぎ林とかいろいろ見ましたら、埼玉まで行かなくても地元にもあったなということで、またびっくりしたわけでございます。こういうところも、各それぞれ保育園を見に行っていていいところを取り入れて、立派な保育園に、これから保育所はこうあるべき、みたいなものをつくっていただきたいなというふうに私は思います。

やはり1番大事にしていきたいのは、私の保育園に対する期待というのは、やはり、太陽と土と水と植物と虫と自然の中で戯れて遊べるという、そういうふうな環境をつくってほしいというのが私の願いなんです。今、核家族化して、若い人どんどん別に家建ててますけど、最近の家は敷地が60坪ぐらい、駐車場で精いっぱいみたいな、子どもが遊べる土の場がないというのが、今の子どもが育つ環境ですので、保育園ではその辺を補っていただきたいというのが、私の1番の保育感といいますか、保育に対する思いなんですけども、その辺の部長の対する思いはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） はい、近松議員の再質問にお答えします。

近松議員の思いを十分受けとめながら、そういう保育所づくりに推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 次に移ります。

○議長（永野忠弘君） 近松さん、済みません。

近松議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時38分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） 済みません。

先ほど、近松議員から質問があつて、睦合小学校のメリケントキンソウの対処はどうだったのかということで再質問があつて、お答えできておりませんでしたので、この場をお借りいたしましてお答えいたします。

各小中学校、現在メリケントキンソウが発生していると確認できた学校についてはですね、除草作業等で対応しているというところで、幾つかの学校で少し多くなっているもので、非常に大変だというような話も出ております。今のところ対応は、除草作業だったり焼却作業だったりということで、何とか対応しているものの、ふえる可能性はないじゃないというところが議員の御指摘のとおりでございます。

そこで睦合小学校が土の入れかえをやったという話でございますけれども、これ昨年になりますけれども、昨年ですね、平成28年度から29年度にかけての春休みに作業をやっておりまして、グラウンドの表面の土を5センチはぎ取って、5センチ土を入れかえたと。ここが非常に発生がひどくて、やはり除草作業云々では対処できないという観点から、その入れかえを行なつたと、約80万円ぐらいの費用でございました。緊急でございましたので、地元の業者さんをお願いして、以上のようにお願いしたんじゃないかなと思います。この金額ですので、その辺はあるかと思えますけれども、そういう形で御協力いただきながら除去したという経緯がございます。あとの学校は、先ほど申しましたとおり、除草作業等をやっているということです。

私も数年前、「メリケントキンソウが発生して、チクチク刺さるんだよな。」という話を聞いて現場を見ましてですね、その当時にもう4、5年くらい前になりますが、「青草のときに発生したら取ってください。これが枯れてしまうと、種がすぐ刺さるので、

青い、青草のときに除草するのが1番ですよ。種が落ちてからでは遅いです。」という話は、当時幾つかの学校の先生に話をしたことがありますけど、そういう状況で現在もそういう形で、除草作業をやっているというような現状ではないかと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） ただいま、教育部長から答弁いただきましたけども、学校のグラウンドを削って、トキンソウの種がグラウンドに混じってしまいますとどうしようもないので、表面を削ったということなんですけども、80万円かかったということで、これが全小学校に広まらないように、ぜひもう一步頑張って撲滅対策をお願いしたいと思います。

では、次に3番目、事務事業改善委員会の設置ということでお伺いいたします。

私、月1回ほど夜、市民会館に会議に行きますので、そのときにいつも市役所を眺めて見るんですけど、9時半でも10時でもあちこちのフロアに電気がついております。この間、中に入ってみました。どこの部署が遅くまで残っているのかなと思って、1階と2階の一部を見てまわったんですけど、家庭で大きな役割を持つ女性も遅くまで残っておられました。今の時期だから忙しいという方もおられますし、慢性的に忙しい方もおられるようです。これからは財政効果だけでなく、職員の負担を減らすためにも事業を整理し、効率的な運営をしていかなければならないのではないかと思います。

また、費用対効果というものは、事業効果とともに職員の人件費に見合った事業効果という視点も大切であると思います。そのように整備していかなければ、新しい発想を取り入れることも、今の時代のこの玉名に必要な施策に取り組む人的、時間的な余裕が生まれません。きのういただいた事業別予算書を見ましても、本当に何かをするためには、あの中から何かを減らさないといけないとつくづくそう思いながら眺めさせていただきました。審議会のあり方、各種計画書の作成方法についても、これは3月議会で質問した件ですが、やはり検討していかなければならないと思います。このような視点で、内部から事務事業改善委員会を設置して、職員主導の改革に取り組まないかというふうに思っておりますので、執行部の考えをお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

[企画経営部長 瀬崎正治君 登壇]

○企画経営部長（瀬崎正治君） 近松議員御質問の事務事業改善委員会の設置についてにお答えいたします。

公共サービスにおいては、少子高齢化や地方分権により行政需要が増大し、事務事業

がふえる傾向にあります。一方で、地方財政は地方交付税の縮減や地方税の伸び悩みなど、非常に厳しい状況にあり、職員数についても人件費削減が影響し以前に比べ減少しております。このような中、限られた行政資源の中で市民サービスの低下を招かないためにも、選択と集中という考えを持って事務事業の改善や効率化を図っていくことは重要であると考えております。そこで、市では、平成23年度に行政事務を効率的かつ効果的に行なっていくために、その行政活動を客観的、具体的に評価を行なう有効な手段として事務事業評価制度を導入し、6年が経過したところであります。この事務事業評価は、事業の立案時に実施する事前評価と事業の終了後に実施する事後評価の二つの評価に区分されます。

まず、事前評価は、新たな事業や計画について目的の妥当性や事務事業の必要性等を評価します。その評価をもとに事業が採択されれば、新規事業として実施することになります。

次に、事後評価では予算に紐づいた継続して実施している事業ごとに、各所管課から前年度の振り返りを行ない、適正なサービスが提供されたか、効果があったのか、効率的にできたのかなどをみずから評価し、あわせて問題点の把握や改善策の具体的検討を行ないます。そして、その評価に上位施策への貢献度や全庁的な事業調整の視点から、市長を本部長とし副市長や各部長で組織する内部の組織として行政改革推進本部を設置し、次年度への改善や見直し、時には廃止の検討等の最終評価を行ないます。その評価をもとに、真に必要な行政活動に対する予算の重点配分を図って行政活動のマネジメントいわゆるPDCAサイクルを進めております。

なお、評価結果につきましては、ホームページを通じて市民へ公表し、行政の透明性を向上させ、市政への理解や関心を高めるように努めております。しかし、この取り組みは、行政内部の主観的な評価であると受けとめられる可能性もありますので、平成27年度より学識経験者や市内主要民間企業及び公益的団体の代表者、有識者、公募市民で組織する行政事務外部評価委員会を設置し、事務事業に対する外部からの御意見や御助言をいただいております。それを、評価に反映させることで、評価自体に客観性及び信頼性を高めることにつながると考えております。

議員御質問の事務事業改善委員会の設置につきましては、事務事業の拡充や縮小、あるいは廃止などを判断する組織として、今申し上げました事務事業評価での行政改革推進本部や行政事務外部評価委員会と同じ目的の組織ではないかととらえております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） ただいま、事務事業評価制度というのがありまして事前評価、事後評価をしっかりとっているというふうなお答えでございました。また行政改革

推進本部を設けていると。そしてさらに27年度より外部の有識者を含めた行政事務外部評価委員会を設けていると、そのようなお答えをいただきました。

私なぜこれを今回取り上げたかと言いますと、こういうものが本当に機能しているのかなど。有効に機能しているとともに考えられないという思いで、新たにこれを提案したわけでございます。なぜ、そういうふう考えたかと言いますと、支所の窓口業務委託の件ですね。支所の窓口を業務委託して、今までしておりましたけども、今もでしょうけども。臨時職員と違ってその窓口の業務しかできないので、無駄であると。またわからないときに職員に聞けないから無駄であると。業務委託するのではなくて、臨時職員として雇ったほうがスムーズに行くのではないですかと。そのように私は申し上げたと思います。そして、1人当たり17件の処理で9千何百円は多いんじゃないですかと申しあげましたけども、私4人が2人でいいんじゃないかと申し上げたつもりはないんですね、議事録見ますと。ところが、臨時職員に予算カットしたことから、臨時職員対応するというので4人が2人、そして天水は2人が1人、横島も2人が1人になりましたですね。

〔「3人が1人。」と呼ぶ者あり〕

○12番（近松恵美子さん） 3人が1人になったんですか。なぜ議会が強制的に、この業務委託してたのを予算カットしたら、臨時職員に切りかえたはわかりますけども、これほどの大幅の人間をカットしたのか。カットしていいかもしれないですよ。なぜその前にこの事業評価制度は、ここで言われる前にしなかったのかということなんですよ。これ何で機能してたのかと、私思うんですよ。これほど人間をばっさり減らせるなら、言われる前にできてたでしょうと。この評価委員会は何だったんですかと。機能してたんですかっていうのが私の思いで、もっとこの現実に即した改革を改善をしていかなくちゃいけないんじゃないかという思いで、今回質問したわけでございます。これが大きな私の思いです。

もう1点。3月議会で申しあげました、各種計画書ですね。総合計画、1,200万円かけてつくりました。ほとんど、ほとんどか半分か知りませんが、業者委託して業者がきれいにつくってくれました。でも、あちこちの職員に聞きますと「ああいうのは、ほとんど見ません。」と言われます。もう少し自分の言葉で、職員がみずからつくったほうがいいんじゃないですかという事申し上げました。それにもかかわらず、また本年度の予算にも出てますね。業者委託の計画書が次々出てますね。この計画書づくりで大体9,000万円ぐらい使っているで、この間報告がありました。では私が3月に、このことについて問題を指摘しましてから、職員に、あの計画書はあれで利用価値があるかどうか、アンケート等として聞かれましたか。業者委託しますと、業者は少しでも高いものにしたいですから、文字をやたら羅列します。立派につくろうとしま

して、余計な表と余計な言葉を入れますから、さっぱり焦点がぼけて、何を言いたいのかわからない計画書になってしまうんですね、周辺自治体で職員が主になってつくった計画書は読むとすぐわかります。ストーリーができてるんですよ。どう考えてるのかわかるんです。これはやはり9,000万円無駄じゃないですかと、私が申しあげましたけども、このことについて、職員がどのように計画書をとらえているか聞かれましたか。お伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） まず1点目のお尋ね。支所の窓口についてですね。

事務事業評価を行なったのかということでございますけど、当然、一つの施策になりますので、評価を行なっていると思います。詳細の内容は存じ上げませんが、まず考え方として、今まで行なってきた窓口のアウトソーシング、民間委託ですね。これがおかしいんじゃないかというところが、それはまた違うんじゃないかと、私はとらえております。と申しますのが、そもそもこれはどうしようもないことですけど、国のほうで行政の効率化、特に人員についてですね、それを図るという施策が進められて、それに従って末端自治体もそのように進めてきております。その中で、総合的な窓口に関しましては、特にこれは何年か前の骨太の方針で、確か示されたのですが、本来は職員が行なうべき業務であると。でも、それを非常勤職員とか先ほど議員おっしゃった臨時職員、これにさせることができない。非常勤職員というのは、あくまでも補助的業務を行なうということになっています。臨時職員はまた考え方がちょっと違います。ですから、本来職員が行なうべき業務であると。ただし、そういう行政の効率化を図る上で、あるいは地域経済に貢献するために外部に出すことが可能ですよということで、37でしたっけ、特定の事務を窓口についてはですね、国が示されて、その業務を実際に委託してきたわけです。ですから、前の議会で実際に配属されている、会社の社員ですね、その方々が実際に十分に業務に携わっていない、余裕があるんじゃないかとそういうこともあって、委託についてはお許しを願えなかったと、そういう過程があるかと、経緯があるかと思っておりますけども、我々の考えとしては、当初、民間委託を行なったとき、それから今現在の支所の窓口の業務量ですね、それについては確かに減ってきているということは、認識はしています。ですから、そういう内容を精査したうえで委託の方向はそのまま続ける、ただし、人数が多いならばそこを削減すると、それが適切なやり方だというふうにとらえております。

〔中尾嘉男君 「してなかぞ。」と呼ぶ〕

○企画経営部長（瀬崎正治君） 人数につきましては、済みません、私の所管ではありませんので、私はちょっと答弁できませんけども、少なくともアウトソーシング、民間委託の考えにつきましては、私が今申しあげましたとおりでございます。

それから２点目、計画書、自分の言葉で語っていないというお話でございましたけども、計画書にはそれぞれの所管内でつくるもの、あるいは全庁的、あるいは全庁的じゃなくても他の部署に関係して、その意見を集約してつくる計画書があります。その中で特に近くの計画書、あるいは事務事業評価もそうですけれども、全庁的にわたりますので、そこは、それぞれの所管の部署の担当の意見、考え方を調書として出していただいて、それについてヒアリングを行ない、自分の言葉で語る。もちろん、各課の決裁を受けてですね、自分たちの言葉で語っていただいたことを提出していただいて、それをまず、企画の職員が精査をします。その上で、コンサルにアドバイスをいただきながら編集。

[近松恵美子さん 「私の質問と違いますけど。」と呼ぶ]

○企画経営部長（瀬崎正治君） 端的に言いますと、自分の言葉でそれぞれつくられている、そういう計画書です。それでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 2つ申し上げます。

アウトソーシングがいいかどうかという問題でなくて、論点はですね、10人を4人に減らしたわけですよ。じゃあなぜ、早くアウトソーシングでも10人を4人にできなかったかということなんです。指摘されるまでできなかったか。そういう意味で評価制度っていうのは十分機能してないんじゃないかということでの私の考えでございます。

それからもう一つ先ほど質問したのは、私がそういうふうな職員から「余りああいうものは実は見ないんだ。」というふうなことを聞いてますけども、そのことについて各職員に「どうですか」というふうな、「こういうのは役立ってますか」というふうなアンケートを取ったり、聞きましたかというふうな、先ほど質問したわけでございます。

聞いていないということだったら、それで結構でございます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 済みません。端的にお答えしますと、聞いておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 多分これも見られてないだろうから伺いませんけど、見れるようだったら聞いてください。

周辺の自治体、荒尾市の計画書、山鹿市の計画書、菊池市の計画書、インターネットですぐに見れますもんね。県内全部の計画書が、見られましたか。比較してみられまし

たか。

そういうことをお伺いしたいです。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 済みません。担当が見ているかどうかは、ちょっと把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 安い価格で立派なものができるんですよ、荒尾市でも。こういうふうなところも改善していかなくちゃいけないんじゃないかと、実のあるものをただの役所仕事で従来どおりのものつくればいいっていうんじゃないかと、本当に実のあるものをつくっていかなくちゃいけないんじゃないですか。そういうふうなことを、職員一人一人が、声が出るようなシステムをつくらないといけないんじゃないですかという意味で、私はこれを提案したわけでありまして。だいたい、その本当に下からの声が出るような、そういうふうなシステムをつくってあるのか、いわゆるボトムアップといいますけども、そのことについてお伺いします。

だいたい、総合計画に学童保育のことなんか一言も触れてないですもんね。私はですね、あんなにお金かけてしなくていいと思いますよ。刻々と状況変わりますので、大まかなことだったらもっと、あれの半分でもいいから、わかりやすいものをつくったほうがいいと思いますけど、まずボトムアップ、一人一人が提案できるシステムをつくってあるかどうかについてお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 先ほども申し上げましたように、計画書そのものではなく、ボトムアップの形で一人一人の職員からその施策等について提案といいますか、調書をつくっていただいて作成をされています。その上で、委託する部分について、無駄があるようであれば再考すべきと考えていかないと、再考することも考えていかないといけないかなと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） では、このことについて、まだいろいろあると思いますので、ぜひ、職員さんの声を聞いて、私が心配していますのは、やはり職員の事務方のトップで位置づけがはっきりしないからこういうことになってるのかなというふうに思ってるんですよ。各種計画も各種部課にわたってますので、私の一般質問を聞いてまた、じゃあ、そのとおりにやってやろうという課もあります。でもそれを聞いていなかった人は従来どおりします。それを統一して指導する体制ができてないのが一つの問題

かなと思うんですけど、その辺は、副市長の役割としてはどうなんですか。

職員の声、まとめていくという意味で、副市長にお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 近松議員、いろいろ御意見があっただろうというふうに思いますし、また、そのことを踏まえて、行政もただいま企画部長からありましたように、あらゆる検討を加えながら、今行政をやってるということでございますので、自分のやりたいことやらせたいということであれば、ぜひ市長選挙にも出て頑張ってもらいたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） ありがとうございます。では、そのうち考えておきます。

私、ちょっと今、聞き違いされたと思うんですけど、副市長てお願いしたんですよね。副市長にお尋ねしたんです。かわれんですか。

いや、これでおしまいです。

いいですか。副市長、お答えになりませんか。

[副市長 斉藤 誠君 「市長が答えましたので。」と呼ぶ]

○12番（近松恵美子さん） はい、じゃあ、あとは午後にしますか。

○議長（永野忠弘君） 休憩に入ります。近松議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時17分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 質問に入ります前に、先ほどの市長の発言について一言申し上げます。

私のこの質問に対し、「自分でしたいようにしたいなら、市長に出てみんか。」というふうな発言でございましたが、私たち議員は、議員の立場として市政を監視し、また、市政に転用していくというのが私たちの役目でございます。多くの議員が今回の議会でそのように質問し、発言しております。その議会に対して、「自分でしたいようにしたいなら市長に出てみんか。」という言い方はいかなものかと私は思います。私も余りにびっくりして、「いずれ考えます。」と答えてしまいましたけど、これは、間違いでございます。訂正させていただきます。

市長も御存じだと思いますけども、私は、ある立候補者をしっかり応援しておりますの

で、その立場で私が立候補を考えることはありません。市長もそのことは御存じだと思います。私が出る状況にないのを御存じでありながら、出てみれと、出れないのに、出れないということはおかしい、出ないんですけども、それに出てみれという言い方は、大変、子どもでいうならば、いじめにあたるという非常に意地悪い発言だと私は思います。

そこで市長にこの言葉について訂正される気持ちがないかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 近松議員が撤回されましたので、私も撤回したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） このようなときに使う言葉じゃないかもしれませんが、「女性だと思って」と思ってしまいます。

はい、では、気を取り直して質問に移ります。

公立玉名中央病院建設位置についてということで質問します。

先日の説明では、災害時には2メートルも浸水する可能性があるということでしたので非常に心配になりまして、山鹿市の河川事務所に尋ねてみましたところ、昭和23年ごろですかね、そのころの豪雨のときを想定したものというふうなことでした。めったにないこととはいえ、熊本地震も青天のへきれきでしたので、これは慎重に考えたほうがよいのではないかという思いで質問いたします。

執行部からの説明では、2メートル浸水した場合はボートで行き来するというふうな話でしたが、1階が浸水した場合、停電になったら自家発電でどのくらい賄えるのか、まだまだ不安材料がたくさんあります。

そこで3つ質問いたします。本当に大丈夫なのか。ということでございます。

2番目、浸水を防ぐために盛り土を考えているというふうな説明でございました。盛り土にすれば経費もかかるので、現地周辺の土地買収と盛り土と、それからその文化財調査、その辺の費用はどのくらいかかるのかということをお伺いします。また、この費用がかかるなら、現地に今あるところの駐車場あたりを、付近を買収して、そこに建てることのできないのか。その辺のところもちょっとお考えを伺いたいと思います。

私もこのことについては、この間先日話を聞いたばかりですので、十分な調査をしておりませんで、執行部の考えを伺ってから、また、私のほうも慎重に考えていきたいというふうな状況でございますので、お答えのほうよろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 新病院の建設位置について、お答えをいたします。

まず、洪水浸水想定区域に建設を進めて大丈夫なのかという質問でございますが、この件につきましては、今年3月29日に国土交通省菊池川河川事務所から公表された菊池川水系洪水浸水想定区域図に基づいた話になります。今回の浸水想定区域は、近年、全国各地で多発している豪雨災害を教訓に国が管理する一級河川を対象として想定する災害規模の豪雨に伴う、堤防の決壊氾濫が発生した場合の浸水状況をシミュレーションしたものであるということでございました。議員御指摘のとおり、新病院の建設地は、この図によると浸水想定区域内に指定され、現在の玉名小学校の敷地から約2メートル浸水すると伺っております。新病院の建設予定地の選定につきましては、平成27年度から3カ年にわたり、交通の利便性やインフラ整備の状況、地権者数、浸水地区盛り土量などの土地の状況や埋蔵文化財や建設基準法などの法規制に加え、事業費や開院時期等について総合的な観点から評価議論を行ない、先月22日に開催いたしました第6回玉名地域医療体制づくり検討協議会で、玉名小学校跡地を建設予定地として公表したところでございます。現在準備室では、地権者交渉や農振除外申請など、用地取得に向けた取り組みを行なっているところでございます。

このように事業が進展している状況において、今回、建設予定地が浸水想定区域に入ったことは、私たち自身も想定外のことではございました。しかしながら、これから新たな浸水想定区域から、区域外から選定することになりますと、これまでの候補地の中で、現在の公立玉名中央病院あるいは九州看護福祉大学周辺となりますが、4ヘクタール程度の一団の土地が必要となると、これらの候補地以外からの選定となり、選定にも相当の時間を要するものと考えられます。そうなれば今回の事業計画の原点でございます公立玉名中央病院の耐震化そのものの計画が遅れるということになりますので、私といたしましては、新病院建設は計画どおり進めてまいりたいと考えております。

国土交通省より公表されました洪水浸水想定区域図につきましては、防災の重要な情報でございますので、新病院建設に当たっても最大限の災害対策を講じてまいります。現段階で考えられる対策といたしましては、用地のかさ上げ、遮水壁の設置、発電設備や医療機器の上層階の設置、ヘリポートのかさ上げなどを行なうとともに、災害時における有明消防本部との患者の搬送手段の事前協議や防災訓練の定期的な実施、近隣病院緊救急病院、玉名郡市の医師会との緊密な医療連携により、災害時においても、県北の基幹病院として機能が継続されるよう講じていきたいと考えております。

次に、新病院建設にかかわる用地のこれは、かさ上げについてでございますけれども、このかさ上げにつきましては、駐車部分等を除く病院と患者駐車場の敷地約2万平方メートルをについて限定して、見積もりは現小学校が建っているレベルから50センチのかさ上げ、周辺の田圃のレベルから見れば約1メートル程度のかさ上げで、擁壁及び盛り土の追加費用が約6,400万円程度になるという状況に考えております。

またヘリポートのかさ上げにつきましても、これまでに考えていた6,000万円から8,000万円が必要である地上型を1億4,500万円か、それから1億8,000万円必要な屋上型に切りかえるということで、9,000万円から1億円程度の追加費用が見込まれるということになります。遮水壁の設置につきましても、病院建物の出入りに仕切り板をつけるという程度のものであり、また、発電施設や医療機関の上層階への設置につきましても、先ほど説明いたしました事業費に大きく影響するものではないというふうに考えております。洪水対策の追加費用といたしましては、用地のかさ上げと地上ヘリポート設置をあわせて約1億5,000万円から6,000万円程度必要とするものでございまして、現在の予定している事業費の1%程度になるかというふうに考えております。また、用地の盛り土につきましても、この新庁舎の開設のときに、国土交通省より無料において土地をかさ上げの土地をいただいたというのは、経緯でございますので、そういったものを利用すれば、かなりのコスト削減になったというふうに思っておりますので、そういったコスト削減のためにいろいろな考え方を持って努力しながら、当初の予定どおりにできるように、精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

次に、現在の公立中央病院の東側の向かいにあります駐車場の敷地に新病院を建設してはどうかというふうな御質問でございますけれども、隣にあります該当用地は、面積約2,500平方メートルでありまして、建築基準法の近隣商業地域の規制を考慮した場合、延べ床面積で7,500平方メートルでの建物が限界でございまして、400床の病院の規模というふうになりますと、延べ面積で約3万から3万5,000平方メートルの面積が必要となりますので、建築基準法上の規制を考慮してでも、建物を建てるだけでも約1万平方メートルの敷地が必要になるということで、この状況では全くできないということになりまして、また、そこに駐車場を平置で1,000台程度確保することになりますと、やはり4ヘクタール程度の用地が必要というふうになりますので、議員の案では相当不足するという状況でございます。

また、用地を拡張するに対しましても、周辺には民家が密集いたしておりまして、4ヘクタールもの用地の取得には非常に困難な状況であると思っております。なお、道向かいの駐車場の建設候補地を考えたことはないかというようなことでございますけれども、現中央病院で建てかえできないかということは検討しております。検討した結果を申し上げますと、失礼いたしました。現中央病院で建てかえできないかということは、検討いたしております。検討した結果を申し上げますと、現地での建てかえにつきましては、用途拡張が前提ではありましたが、周囲は民家が密集し、用地の取得は非常に困難な状況であると思われたことから、用地を取得せず、建てることかを検証いたしたところでございます。まず建築面積を確保するためには、現病院の機能の一部を一旦仮

の場所に移設し、その部分を取り壊したあと、新たに建てるという工程を繰り返し行なわなければならない、開院までの時間が、移転新築の場合2年程度あるのに対し、現地建てかえでは、少なくとも3年程度かかり、建設コストも移転新築に比べ約1.5倍増加するというふうに見込まれておりました。また、建設を行なうための大型機械や資材を置く場所の確保等に伴う駐車場の減少、工事車両の往来などによる救急車両の搬送への影響、工事に伴う騒音など患者への負担が大きく、その影響は医業収益において3カ年間でも約60億円程度減収をされるということで試算をされまして、経営悪化を招くということも考慮し、現地での新病院建設は当時の建設についての検討委員会でも、これも十分に検証して現実的じゃないというふうに判断したところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） かさ上げしたりいろいろで1億5、6、000万円余分にいるけども、そのぐらいのお金では、現地並びに現地周辺に建てることは無理だというふうな回答だったかと思えます。

本当に大丈夫かということに対しては、仕切り板をする、そういうふうに水が入らないようにするんですか。済みません。お尋ねします。仕切り板って。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 浸水の予定ということでございますので、このことにつきましては、そういうふうに対応するためのいろんな施策を考えて、私がどうするこうするというのを言いましても、私あくまでも素人でございますので、専門家の意見を聞きながら、こういった災害に対しての強い病院を建てるための建築のために、今、いろいろな方策がとられるものだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私は、そもそもその病院がこちらに移転することについては、地元からもいろいろ遠くなるっていう声があったんですけど、基本的に私は、病院はしょっちゅう行かないと、健康で暮らすと考えれば、遠くてもいいんじゃないかというふうなことを住民には話してきたんですが、浸水のおそれがあるということだけは少しどうしても気になってます。学校とか、その他の施設は雨が多いなら、どこかに逃げることができるんですけど、病院が逃げ出されたら困ると、病院がそこになくちゃいけないので、ボートで行き来するようになると、これはちょっと病院としての機能がどうかなということは心配してるんですけど、だからといって、代替案を出せるわけじゃないというふうな状況です。

今、思っているのは病院だけじゃなくて、あのハザードマップはそのときに全部浸か

るということですので、やはり洪水対策というものを考えていくしかないかなということもひとつ考えているんですけども、その辺について何かこう考えているとこ、今進んでいるところがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 今回のシミュレーションにつきましては、大規模の降雨に伴う堤防の決壊とか氾濫とかってというのが発生した場合の想定図でございまして、先ほど議員、言われましたように、昭和23年の菊池川の状況と今の菊池川の状況につきましては、恐らく国土交通省もその間、約60年程度、60何年かの程度に補強をやっているというような状況でございまして。一時は、皆さんも御承知だかと思っておりますけども、月瀬地区で堤防が崩壊して浸水があったというようなことで、このことにつきましては、そのあと、国土交通省が強靱なる築堤をしたということで、もう恐らくこれについては大丈夫じゃないかなと思われるような、築堤ができております。そういったものを国土交通省が今も進めておられますし、また海岸のほうからも堤防については菊池川の氾濫がないような状況でつくっておられますので、こういった要望もやりながら、あくまでも災害がない都市を目指すということが大切なこととございまして、私たちはもしものときの対応を努力しながら、また、外部的にはそういった国土交通省の氾濫がしないような築堤をするために要望していくというような形の両面からしながら、最終的には市民の生命を守るための病院でございまして、そういったものがいろんなときにやっぱり心配がないような病院をつくるというのが私たちの使命ではないかというふうにご考えております。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 当時と堤防が違うということで、また、今後もその堤防決壊のないように国土交通省にもお願いをしていかないといけないと思っておりますけども。5月22日の時点でその委員会で、この浸水のこういう国土交通省からのハザードマップが出されたということも含めて、その委員会ではこの場所がいいということで、皆さん、全会一致で納得されたということによろしいですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） そうでございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） はい、わかりました。

私もこれは、いきなり寝耳に水で聞いたことなので、十分資料もそろえてないんですけども、きょうの話を聞きながら、また、自分でも資料をそろえてやはり市民に安心していただけるようなこと考えて決断していきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 皆さんこんにちは。9番の無会派の江田です。

1番眠いときだろうと思いますけども、目は閉じてても構いませんけども、耳だけをお貸しください。

梅雨に入りまして2週間がたちました。やっときのうですね、恵みの雨がありました。植物もなんか生きかえたようですね。早いものですね、今年もあと10日で半分が過ぎようとしております。残り4カ月、私たちも洗礼を受けることになります。それまでに、精いっぱい玉名のために努力をいたしたいと思います。

通告に従いまして、質問をいたします。

1番目は、岱明町公民館建設はどうなるのかについてお伺いいたします。

この公民館建設については、合併して早12年が経過しておりますが、いまだに決着がついておりません。一般の人たちからは、「議会が反対してるから、いつまででも建たん。」と言われて、反対している議員は悪者扱いされておるところです。

[近松恵美子さん 「そうでもないですよ。ヒーローですよ。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） そういう声もあります。

しかし私たちは、建設することに対しては大賛成なんですね。むしろ早く建設をしてほしいと願っておるところであります。ただ財政上の都合とか、運営のあり方とかなどで、二転三転しているのが現状であります。公民館を利用されている人たちは、また、岱明ふれあい健康センターを利用している人たちの意見を聞けば、現在計画されている公民館とふれあい健康センターとの併設案は、公民館建設と岱明町の将来を考える会の、この意見を聞けば、利便性、安全性及び施設の管理の難しさなど、玉名市の案では、多数の問題点がある施設への使い勝手を無視した強引な案、合併時のときの約束どおり、現地建てかえを含めての請願を出されております。

また、3月議会に出された区長さんたちの岱明ふれあい健康センターと併設案で早く建設してほしいとの請願も出されておりました。確かに、執行部の説明を聞けば、公民館を現地建てかえすれば5億5,000万円、ふれあい健康センターと併設すれば、公民館としては3億2,000万円、比較をすれば、当然、区長さんたちは、財政面、相乗効果、またB&Gなどの通路などに併設建設したほうがいいと言われておるところでございます。そして併設すれば、利用率が悪かった岱明ふれあい健康センターも相乗効果でよくなると、一般の人たちからも意見も聞かれております。果たしてどちらがいいのか。そこで3月議会では、質問をいたしました。公民館の役割、ふれあい健康センターを設置した経緯や意図をお伺いいたしましたが、役割については、余り詳しく説明が

ありませんでしたので、また、現在の利用状況が悪いと言われておりますが、どうすれば利用状況がよくなるのかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

[企画経営部長 瀬崎正治君 登壇]

○企画経営部長（瀬崎正治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

公民館の利用状況につきましては、どうすればよくなるのかという御質問でございましたけれども、今までも当然、利用状況をよくするために、いろいろ検討なされてきたと思います。ただそういう中で、なかなかやっぱりその利用される方々の気持ちもございますので難しいところもあったのかと思います。今後はですね、私ども併設案ということで、事務方としては最善と思進めさせていただいておりますので、岱明ふれあい健康センターの機能、目的と公民館の目的はそれぞれ違うと。それ今までもお話ございましたけれども、実際の利用状況としては非常に似通った状況でございます。そういうところも含めて併設をすることによって利用状況をよくしていこうと、そういうふうと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 江田議員の岱明公民館の建設につきましての、岱明ふれあい健康センターの利用状況等についての御質問にお答えします。

岱明ふれあい健康センターの利用状況でございますが、昨年度は、熊本地震による自主避難所の開設、被災者の皆さんへの温泉の無料開放、学童保育の代替施設、被災地施設の会場振替等の利用がございまして、6万2,000人の利用がございました。平成27年度より利用者数は約5,000人増加しております。

トレーニングルームの利用状況は、昨年度の開館日数308日のうち189日で利用がございまして、1万876人の利用がございまして、利用率は18%でございました。

利用内容は、定期的実施されますサークル活動やバドミントンなどのスポーツでの活用、多人数での会議研修会の会場などがございます。

施設の利用率は、公民館と比べると低く算定されますが、この岱明ふれあい健康センターは、時間単位の貸し出しでございまして、公民館は午前、午後、夜の貸し出しのため単位が違うこともございます。本施設の目的は、保健及び福祉の活動の拠点として、住民サービスの提供により、地域住民の健康保持及び福祉の増進に寄与することです。

本施設は、指定管理によりまして、社会福祉協議会に委託しております。高齢者ふれあい事業、生きがいデイサービス事業、障がいのある子どもの親の集いなど、自主事業

を取り組まれております。これらの運営につきましては、平成31年度まで指定管理者を委託しておりますので、引き続き、施設の適正な管理運営に努めていただきます。市におきましても、地域住民の福祉の増進に寄与してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 公民館の役割は、地域づくりの拠点であるとともに市民グループや各種サークル活動の場として、また、研修室を安価にて貸し出し、多くの方々に利用してもらう、そういうことで、公民館で出会った人同士が、地域のさまざまな課題などについて学習し、ひいてはまちづくりや地域の活性化につなげていくところ、公民館を拠点とした社会教育に対する市民ニーズは、近年、少子高齢化など社会の動向に応じて大きく変化しており、自分たちが住むまちづくりについて学び、よく知り、地域づくりを実践して行なうこと、みずから生涯学習に取り組む人もふえている。また、他市から越してこられた方々にとっては、公民館でのサークル活動や講座への参加を通じ、地域の方々と顔見知りになるための交流の機会づくりの場となっている。高齢化社会に対応するには、地域のコミュニティーを中心とした地域的課題の解決は必要不可欠であり、さまざまな学習や高齢者の生きがいつくり、担い手の育成を図っているこのような状況の中、社会教育において公民館が果たす役割が大変重要であると3月議会で伊子部長は言われております。

岱明ふれあい健康センターの目的は、村上部長から今、御説明がありましたけども、保健及び福祉の活動の拠点として、住民サービスの提供により地域住民の健康保持など、保持及び福祉の増進に寄与する。しかし、岱明ふれあい健康センターを利用されている中で、トレーニングルームを利用する人たちは、308日のうち189日、1万876人の利用。内容は、定期的実施されるサークル活動やバドミントンなどスポーツの活用、大人数の会議、研修の会場である。昨年12月の近松議員が質問されております。岱明ふれあい健康センターを利用する人たちの意見を聞けば、まだまだ活用仕方が多くあるようです。要するに、あくまで、健康と福祉中心、それに子どもたちにスポーツを通じての学びの場ではないかと思うと言われております。

公民館と福祉センターと併設した場合には、果たして相乗効果があるのか。せっかくできている健康福祉センターをまだまだ利用方法がやり方について、活用は多くなり、やり方について活用が多くなるのではないかと。併設になれば、健康増進や子どもたちの居場所や親子、友だちとも触れ合いの場をなくし、健康診断や介護予防事業などできなくなる。果たして、併設した場合、岱明ふれあい健康センターの役割を果たすことはできるのか。

使用にも、民間に委託したことによって、現在は利用状況が非常によくなっている。

そのようなことを参考にしてはどうだろうか。岱明ふれあい健康センターは人々の健康と福祉を考える施設ではないだろうか。公民館とは、一口に言えば、文化的な要素を持った施設である。よく言われることが、文化を大事にしないまちは発展しない。そういうことを言われていますね。要するに、公民館とは一口に言えば、文化的な要素を持った施設である。天水町と横島町を比べて、岱明町の人口に対して果たして併設した場合、大丈夫なのか。3月議会でも言いました、定住化も何も、新しく住まれる人たちばかりではない。岱明町で生まれ育った人たちは、岱明町が文化施設、福祉施設が立派なら帰ってこられ住まれるような施設であってほしい。きのうもありましたけども、市民会館は、入札が不調に終わりました。公共施設等建設特別委員会で視察に行くと、やっぱり800席では中途半端、最低でも1,000席がいるんじゃないかと言われております。300人の小ホールは、この岱明町公民館につくって、それに見合ったようなのをつくれたらいいんじゃないか。これは最初計画した文化センターでは、そういう企画もあつたようであります。きのうの中尾議員の質問の中で、合併特例債の残高が、市民会館を含めると9億円になるそうですね。ふれあい健康センター建設の予算が計上されていた7億円の内訳、財源はどのようになっているのか、お尋ねをします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 済みません。財源につきましては、今手元にございませんで、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 江田議員の再質問にお答えいたしますが、合併特例債につきましては、今ちょっとお話ございますけれども、市民会館のほうに30年度以降、使わせていただきたいというふうなことでございますけれども、岱明ふれあい健康センターについては、現在、外壁工事のほうの実施設計を平成29年度で予定をしております。その分については合併特例債のほうを活用させていただきますけれども、それ以降30年度以降の財源については、外壁の改修工事の財源については、今のところはまだ未定というふうなところでございます。公民館についても当然、合併特例債を活用するかどうかっていうのは未定であります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 最初、去年だったつかね、予算が7億円ぐらいで上がっておったでしょ。あれは合併特例債は入ってなかったわけですか。要するに、ふれあい健康センターの改修工事と公民館を併設する場合で7億円かなんか、31年度ぐらいまで予定が入っておったみたいですね。それは入っていないんですか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 章君。

○総務部長（上嶋 晃君） 7億円という数字がちょっとございましたけれども、恐らく、合併特例債を活用するようなどころでの予定であったのかなとは思っております。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） ですね。恐らく、いろいろ二転三転しておりますけども、とにかく、今はですね、異常気象の中でこれから先どんな災害が起きるか、また将来を見据えた災害に強い、そして使い勝手のよい公民館を、そしてまた、岱明の人から喜ばれるような立派な公民館をつくっていただくことをお願いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 2番目の大正開漁港跡地の太陽光発電についてお伺いをいたします。

この件については、平成27年の9月議会、28年の3月議会でも質問をいたしました。しかし、地元の議員として、どうしても納得ができません。担当課に契約先であるビーイーソーラーズリーの代表者である松本光明さんですかね、その方に、お会いをしていろいろお話をお伺いしたいということを申し入れておりました。22年間もですね、大事な玉名市の土地、これを貸し出して、そしてその代表者である松本さんも、その当時は60歳なんですね、ただもう計算しても80歳を過ぎられるわけですね。ですから、将来のこととかいろんなことを、お話、お尋ねをしたいと思ってですね、28年の8月にちょうど視察で仙台市に行くようになりましたので、お寄りしてお話をお伺いしてはどうだろうかとお泊りは取りましたけども、結局、契約施設しているのは玉名市だからですね、玉名市から人が同行されなければ面会できないということでした。その後は、熊本地震がありまして、いろいろあり、ちょうど今年の2月にですね、東京に行く予定がありましたので、議長にお許しを得て、議会事務局を通じて面会を依頼しました。29年2月3日、午後2時にアポがとれました。結局、訪問した親会社ですけれども、もうお会いできたのはですね、親会社の株式会社ブロードエッジアドバイザーの取締役さんと担当されたマネージャー。話をしている中で、私の議会での2回の質問を全部聞いておられるわけですね、親会社は大変しっかりしたすばらしい会社なんですよ。何でその一議員が来たのかというようなことでした。そして恐らくその議事録見られたかどうか、あれですけども、私の言葉独特の高道弁ですね。ですから、東京の人から見ると、何とこのですか、相当こうやっぱり厳しい、言葉が荒いんでしょうね、だから、一部は理解されてないところもありました。契約相手先の資本金の100万円、また、わけのわからないような会社、そういうのを私はこの議会で言ったんですね。そのことに対して、相当、憤慨をされておりました。すごいけんまくだったですね。もう話は最初からですね、なんというか大体想像できると思いますけども、1時間半ぐらいですね、お互いに話を

しました。最初から話が食い違っていたのはですね、私はあくまで契約書を見て、契約の相手の方、松本光明さん、その契約者のそれしか書いてないわけですよ。ですから、当初からですね、ここが違うんです。だから、いろいろその段取りとかいろんなことをされたのは、親会社のブロードエッジのお2人の方なんですよ。ですから私はその契約書を見るとですね、全くそのことは契約書に書いてないわけですね。だから、いろいろ話をしている中でですね、親会社の方が言われるのには、要するに、その設備費用が3億円以上かかるわけですね、だからその3億円以上かかるのには結局、子会社をつかって、その子会社を担保にして銀行から借りて設置をします。だから、そういうお話、しかしそういう経緯は、私たちには全然わからんわけですね。だからこの前、議会の一般質問したときも、そういうことは全然知らずに、ただ、相手の会社をこう見て、どうのこうのと判断しただけですね。だから、そのことで最初から話が食い違うわけですよ。片一方の親会社の方は俺の会社これだけすばらしい会社だから、何で文句を言われる筋合いがないぞというようなことですけども、確かにそうですよ。しかし、この前わたしは申しあげましたけども、結局、その東京の会社の方にソーラー会社を、ソーラーをされる。しかしそのあといろいろ聞くとですね、地元にもすばらしい会社、ソーラーをやるそういうたくさんおられるわけですよ。しかし、公募じゃなくて、東京の会社に契約をされた。そのことで私自身は納得いかない。私も地元議員として、20年先までこのソーラーを貸すんですから、ただ普通に考えればそうでしょ。25年の11月1日に資本金100万円でできた会社と契約してるわけですよ。しかし、その契約書の中身は、なにもそういうこと書いてないわけですよ。確かに、20年後にはですね、現地を元通りにして返すようなことは書いてあるですよ。だから、それまで私自身はその実際工事が始まってから、地元の人から何知らなかったつかいという調子ですよ。だから、その恐らく工事をされるまでですね、地元の区長さん、長保区と磯鍋区、この区長さんだけは、市役所から行ってからあいさつされて説明会もあったですね。説明会も、ほんな執行部の方と区長さんたちは全部で7人ぐらいだと思うですもんね。だから最初から話がかみ合わなかったんですね。いろいろ話をしていく中でですね、その親会社の方が言われるのにはですね、全部私たちは市役所に来て、市役所の指示に従ったと。どうすればいいですか、どこにあいさつすればいいんですか、どうすればいいんですか。だから私たちは市役所の指示に従っただけだと。何で地元であっても一議員から言われる筋合いがないぞというのが、その親会社の言い分なんです。最初から話が合わんでしょ。だから何で東京にわざわざ来たっただろかという顔ですよ。

〔中尾嘉男君 「なんなこんわんなっていうふうだったろ。ぐらりしたろだい。」と呼ぶ〕

○9番（江田計司君） そら、あた、せっかく金使って行っとるけんですね。

だから、私がこの議場でですね、2回ほどいろいろなことば言ったわけですね。これに対して当然、怒りを覚えておられてですね。だからくっつかからしたとですよ。

だからですね、私が1番最初アポとったときは、何でそがんとと会わなんかということ、会わなかったと。そういうことを言われてます。

そこで、お伺いしますけども、事務方のトップとして、今までの流れについて報告はあっておりますでしょうか。もう、前の担当部長は2人ともおられんもんですから、1番詳しい事務方のトップにお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（齊藤 誠君） はい、江田議員の御質問にお答えいたします。

報告を聞いているかということでございます。一連にずっと話をされまして、詳細な内容については報告を受けておりませんが、今回、東京のほうに出向かれたという報告は聞いておりますし、会われたという報告も聞いております。その今、議員が話された詳細な内容についてはですね、私のほうではちょっと理解しておりませんが、ほかには何かありましたかね。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 副市長の話はそういうお話ですけども、もうですね、契約書をこの市の土地を20年間も貸すとですよ。それこの前言いました。アパート一つ借りるのでもですね、やっぱそれなりのびしゃっとした保証人とかいろいろあると思うんですよ。だから勝手に市長が知らんで担当課とその辺だけで終わったんですかね。

それはそれとしてですね。結論から言うんですけど、親会社の担当者が言われることは、「玉名市が困っているから、会社としてもリスクを負って借りている。逆にですね、玉名市から感謝をされるとではなかろうか。」と、私はそんな感じたんですね。だから何でその一議員が来て、がじゃがじゃ言うとかとそういうような感じを私は受けたわけです。そしてですね、今さらその保証金は無理ですけども、玉名市から請求されれば保証人になってもいいよと、そういう話です。確かにですね、私は聞きました。

そこでお伺いしますけども、親会社はですね、確かにすばらしい会社ですよ。しかし、前回から何回も言っておりますけども、市長も27年の9月議会で答弁をされました。

「親会社が太陽光発電のために子会社をつくって出資をして、子会社として運営をされている。その出資者というのは、最終的に子会社の責任を持つ。」と、これですよ。確かに言われておりますね。「最終的な責任はそこにある。」と答弁をされております。しかし、そのことはですね、契約書には明記はされておらんとですよ。ただ契約書は、ビーイーソーラーズさんですね。そのことだけしか書いてないんですよ。市長がいつも言われている将来に負の遺産を残さない。どうですか市長、将来のために、親会社

に保証人をお願いすることはできないでしょうか、お伺いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 江田議員が言われますように、親会社と子会社の関係といえますのは、この地域におきましても、やはり、ソーラー発電をするために子会社をつくってやってるというふうな状況があります。これはいろんな諸問題があるだろうというふうに思いますけども、やはり1番最適な道を選んで、そういうふうにされてるだろうと思いますので、先ほど言われましたように100万円の資本金がうんだかんだというようなことを言われておりますけども、私は、会社の資本金が幾らであろうと、それを評価する価値は、するのは一般的にはできないというふうに思っておりますし、親会社が立派であるということであれば、子会社も立派になるというふうなことだろうというふうに思っておりますし、また、感謝してるという先方も思っておられるだろうと思っておりますけども、実は私も感謝してるというのは、まさしくそういうことだろうというふうに思います。ただで貸してるんだったら私はこちらが感謝してもらわないかんということがありますけども、年間、あそこを、ただの空き地としてございましたので、そのときには清掃するとかいろんなことで、お金を突っ込んでおるというような状況でございますけども、1年間に約150数万円ですから、20年間では3,000万円以上のお金が玉名市に入ってくるということでございますので、この玉名市の3,000万円を利用して、市民にいかんサービスができるかということは、私の将来のための子どもたちのために、そういった財政をよくするということであると利にかなっているということだと思っておりますので、あくまでもこれは遊休地として、遊休地というか、耕作放棄地みたいな状況でございましたので、全く使われてないということでございますので、先方に借っていただいたと、借りていただいたということで、感謝しているというのが現状でございますので、そのことについて、子会社が前の議会で申し上げましたとおり、子会社の出資している親会社の責任というものは当然、契約書にあらうと、なかろうと、そういうことはあるというふうな状況でございますので、今、東芝が1番苦労しているのは出資した会社がどうかということで今苦労してるということで、その責任をとるということになっておりますので、そういった面を考えますと、子会社の責任はやっぱり親会社に、出資したところにあるということと言えるだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） だから、契約書にはそういうことはうたってなかつたですよ。それ山一証券でちゃ倒産すつとですばい。ましてや資本金100万円どうのこうのて言われるけどですな。それは20年先、その会社があるかどうかもわからんとですよ。ですからそのために、親会社がしっかりしとる。しっかりしとるて言いなはるばってん市長

は聞いとんなはっどですか、そがんしっかりした会社で。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 今、江田議員がしっかりしとるというふうなことを言われたから、私はしっかりしとるという言葉を借りて言っただけであってですね、相手の会社がどうだっていうことが全く私はわかりませんので、そういったものを含めてですね、子会社の責任は親会社がとるということは、これはもう当然の初歩的なことですので、そういうこと言ってるという状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） だからですね、それは、ちゃんと契約書にそがん書いておかないですよ。だけん、私さっき言ったでしょうが。親会社の人、市から要請があれば、保証人になってもよかっていうことは言いましたわけですよ。ですから、それはそういうことは、どうですかということをお尋ねしとるだけです。ただその請求、玉名市側からそういう保証人になってくださいよと言われてれば、なってもいいよということ、はっきり言われておるとですよ。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） そのことはあなたが決めたことであって、玉名市と先方との契約はまだそう至っておりませんので、また連絡をとってみたいというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） ですからそういうことですね、恐らくですね、担当課長にもその方から電話入るとですよ。契約書は、保証人になってもいいよと。それは市長には全然連絡入とらんわけですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 連絡が入ってるとか、入ってないとかというようなことでなくて、例えば、保証人になるということは、あくまでもそのことが損害を与えるということのための保証人ということでございますので、今回の契約につきましては、一般的に損害を与えるというふうな状況にはなりにくいというふうな状況でございますので、その辺は、あなたが保証していいよというようなことを取りつけたということでございますので、こちらからそのことをまたお聞きしてみたいなというふうに思うということを行っているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 何で私がそこまで言うのかと言えばですね、市長は元気よかけん20年先まで生きとんなはるかもしれんばってんですね、20年先、果たしてですね、これはもうこの前も申し上げましたけども、要するに、太陽光が終わったあと、この解体費用は1,500万円近くかかるわけですよ。処理したりなんたりしてですね。だか

ら契約書には元に戻して返しますよということをうたってあるです。しかしその会社があればこそなんです。これはさっきから何回も言うばってんですね、アパートば借りにいつてもちゃんとしたこう家賃の入らんならどがんするかで、保証人つけてするわけですよ。銀行あたりでちゃ、この人はあんまり信用なかけんよか保証人ばつけとかな貸さんですばいと。これと同じようなことですからですね、そういうことを強く申し上げております。

先ほど、市長から言葉ちょっとありましたけども、恐らく、20年間で3,000万円ぐらい入ってくるわけですね。そうすると確か恐らくですね、固定資産税もそれくらい入ってくるとですよ。20年で。そうすると20年で6,000万円。そら玉名市にとっちゃ、遊ばせて無理してですね、ただそういう維持管理料払うよりも、6,000万円も入ってくるけんですね。そら大変ありがたいこと。これ先ほど市長言われたとおり、やっぱり感謝をしてます。普通、そういう契約をするときに、私がもし仮に市長だったら、そがんありがたい人ならいっちょ会って御礼なっといっちょ言わなんたいて。全然市長、会われたことなかですかね。それ、お伺いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） あなたが聞いておられるだろうと思いますけども、そのとおりだろうと思います。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 確かにですね、市長なんて全然会ったこつもなかと、確かに言われました。

しかし、私たちから考えれば、それだけのですね、20年で6,000万円もいただける人なら、どうもありがとうございましたというようなことは、これはもうその人のそれぞれの考えですから、だから私はそれを確認したかったわけでありまして。

時々私もその現場には、行って見てるんですよ。この現場を見るとですね、何か十分なその管理がなされておらんごたつとですね。やっぱり草が生えとったりなんかしてですね。というのは、最初の地元説明会のときにですね、その説明をされる事務所の方のパンフレット中にですね、地域貢献策として、環境体験学習への協力、恐らく現場見学をするとかなんかですね。また、地域の方々の雑草管理などを考慮する。地域住民の方を雇うと、こういう説明をされたですね。4年以上経過しておるけれども、そのことは、どうなっているですか。今、現場を見てみると結構なんか荒れているような気がするんですけども、これはだれが担当で御返事されますか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今、江田議員が申されましたことは、私もちょっと存じておりませんでしたけれども、先方のほうでそういうふうにおっしゃっていらっしゃ

るならば、こちらのほうからその件については確認をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 20年間も貸すとですから、私も時々は見に行ってますね、今後、注意深く見守っていきたいと思いますので、次の質問に移らせていただきたいと思っています。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 3番目の高道海岸長保地区の堤防工事の進捗状況についてお伺いをいたします。

この件については、旧岱明町から念願であり、また、長保区民の悲願でもありました。というのも、管理部局がですね、農地海岸区域と漁港区域と重複をしとったわけですね。行政の縦割りでも、お互いに何か、なかなか調整つかなかったんです。平成23年12月議会で、この件に関して、岱明町時代からの念願でありましたので質問をいたしました。で、そのときですね、市役所の担当の方、確か井上主幹だと思いますけどね。この方ですね、とにかくけんかごしなって、県といろいろ交渉されました。これはもう、大体国は県ばなめとるですもんね。県な市ばなめとっとですよ。なかなか行ったっちゃうちあわんとですよ、普通はですね。ところがもうこの人は相当、それが普通ですよ。いろいろ、努力をされました。また国に対しては、当時の、林田大臣がおられましたので、私も陳情に行ってますね、いろいろ相当御尽力をいただいたおかげで、やっと25年度にこの地域の見直しが採択をされました。26年度よりですね、県営玉名地区海岸保全事業ということで計画がされて、現在は工事中であります。

その後の進捗状況を伺わせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

[産業経済部長 早上正臣君 登壇]

○産業経済部長（早上正臣君） 江田議員の高道海岸長保地区の堤防工事の進捗についてお答えいたします。

本地区は、県営地区海岸保全施設整備事業、高潮対策として平成26年度に実施設計を行ない、平成27年度より総延長910メートルの海岸堤防整備が県営事業として実施されております。

事業概要といたしましては、総事業費7億2,000万円で堤防かさ上げ910メートル、消波ブロック工700メートルの整備が計画されております。平成27年度までの進捗状況といたしましては、基礎砕石工234メートル、中詰捨石64メートル、消波ブロック据えつけ70個が施工済みでございます。

また、進捗率といたしましては、平成28年度末で25.8％となっております。今

年度は中詰捨石工80メートル、消波ブロック据えつけ211個が予定されております。今後も熊本県や各関係機関と連携を図り、農地の塩害被害削減並びに住民の安全対策の充実を目指して、早期完成に向け事業推進に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） はい、ありがとうございます。

相当努力はされております。当初の計画ではですね、平成31年度完成ということになっておったんですね。その点は部長、私も現場見に行ったけど、まだ波消しブロックというんですか、あれが十何個しか積んでなかったごたる。その下地は十分でけとるですね。ただ最終的な完成はいつごろになるごたつですか。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） はい、再質問にお答えをいたします。

県の計画書、私も見ましたけれども、平成31年度完成ということで、今、計画は進んでいるということでございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） はい。ありがとうございます。

どうか、異常気象でですね、台風も大変大きくなっております。特にあその場所はですね、大相海岸と鍋海岸よりも一番波が当たるところですね。ですから、できるだけ31年度に向かって、御努力をさせていただくようお願いをいたします。

それでは次の質問に入りたいと思います。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 4番目のですね、教育施設の取り組みについてお伺いいたします。

①といたしまして、玉陵小学校建設の進捗状況についてお伺いいたします。この件については、田中議員からもいろいろ詳しく説明がありました。そしてまた、多田隈議員からもいろいろ質問がありましたので、私からはですね、簡単にいきたいと思います。

平成20年10月に玉名市学校規模・配置適正化基本計画によって玉陵中校区の6小学校が統合されました。関係各位の努力のことで、大変御苦労されておりますけれども、やっと着工いたしまして、恐らくプールまでですね、工事をされておりますけれども、きのうからもいろいろ話っておりますけれども、体育館が何か入札が不調に終わったことらしいですね。それでいろいろ声も聞かれておりますけれども、果たして30年度の開校に間に合うかどうか。本館はできるけれども体育館がどうかですね。当初計画はですね、29年度だったと思いますけれども、30年ということになりました。恐らく、いろいろ御苦労されて、学校づくり委員会とかいろいろ交渉されて大変だったろうと思います。

田中議員の話では、当初は20億円だったですかね。それが30億円、そしてこの前も2億1,000万円の追加があったわけですね。だから、ただ私が思うのに、確かに教育委員会としても大変なんですね。建築のことに関しては、そうじゃなかもんですからですね。ですから、その辺がですね、この所帯が大きくなってなかなか難しい。ですから、簡単にいいですから、進捗状況だけを説明してください。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） 江田議員の玉陵小学校の進捗状況についての質問にお答えいたします。

前々からも御質問がっておりますので、重複するところが多々あるかと思っておりますけれども、説明いたします。

議員も御承知のとおり、玉陵小学校建設につきましては、平成30年4月の開校に向けまして、建設しているところでございます。小学校校舎建築工事、中学校の改修工事、小学校のプール建設工事を現在行なっております。当初の予定では、計画していなかったプレハブ校舎の学校からの要望等がございまして、騒音振動による子どもたちの学習の影響改善のために追加で議会にお願いしたところでございます。今後の校舎改築等につきましては、工事の進捗状況を精査しながら進めてまいりたいと思っております。

開校時期につきましては、多くの関係者の方々の協力により、学校規模・配置適正化基本計画に基づき、望ましい学級数の実現を図り、よりよい学習環境を一刻も早く整えるという観点から進めております。この事業を進めるには、建設各課に御協力を求めながら、教育委員会と一丸となって進めております。計画どおり平成30年4月の開校を目指して、現在進めておるところでございます。現場では、幾つもの工程、幾つもの業者の方が御努力いただいておりますので、非常にこの暑い中、頑張ってくださいと思っていますので、事故等がないように十分注意しながらやっていただきたいという希望をもっております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） はい、ありがとうございました。

現場を見れば本当もう戦争状態ですね。大変だろうと思うとですよ。皆さんも、大変御苦労されております。なれた方だからですね、お互いに譲り合っているいろいろされておりますけども、ただ、きのうも話がありましたけども、体育館が不調になったわけですね。何か23日にまた入札があるとですか。前の不調になったやつは、一体だったですかね。今度は話聞けば分離発注ということになっとですかね。分離発注になると、余計高くなっとじゃなかですかね。その辺は23日になつてみらんとわからんですけども、

とにかくその辺は、大変御苦労だと思いますけども、日本一のモデル校というキャッチフレーズになってますから、頑張っていたきたいと思います。

2番目の岱明中学校の野外トイレの安全性は大丈夫かについてお伺いいたします。

学校関係者の方からお話がありました。野外トイレが屋根とか天井とかコンクリートから、鉄筋が酸化現象を起こし爆裂をし、コンクリートを破壊し、大変危険な状況であるから早急に対処をお願いしたいと言われておりますけど、なかなかその進まないという事です。どうなったのでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 岱明中学校の屋外トイレの安全性についてということでございますが、この建物は昭和49年3月に建設されておまして、鉄筋コンクリートの平屋建延べ床面積が24平方メートルでございます。この鉄筋コンクリート構造のために耐用年数は60年になります。これは現在、爆裂が大変進んでおるとするのは、江田議員ももちろん見ておられるということで、専門的な見地でのお話したと思いますけども、相当数の爆裂の状況が発生しております。すべての校舎においてもですね、爆裂等の有無が発生しておまして、応急処置を毎年毎年行なっている状況ではございます。定期的に検査を行ないまして、安全を確認しながら本件自体も、建設から40年経過しているために、ほかの建物と比べても爆裂の数が多い状況ではございます。特に危険な箇所につきましては、まず落ちることが1番危険でございますので、気づいたときに落としてしまう、まず落としてしまって、怪我がないようにした中で落ちてしまいますと鉄筋がむき出しになりますので、鉄筋のさびの進みを抑える防蝕の塗装を行ないます。このような応急の処置をして現在にあるわけでございます。まず、そのために、非常に爆裂等でコンクリートが剥がれた面、ましてや鉄筋コンクリートがむき出しになった面をご覧になると危ないのではないかという危険を感じられるというのは、重々こちらも検知しております。学校施設の整備に基づいた岱明中学校の改築計画もありますので、老朽化が著しい屋外トイレ、屋外トイレでございますけれども、本年度中、これは学校施設の整備計画にあわせて、屋外トイレも一緒に検討したいというふうに考えておりますので、御指摘があった岱明中学校のトイレにつきましては、今年8月ですね、夏休み期間中に改修といいますか、一部をちょっと思い切った補修をやろうかなというふうに検討しております。そのあたりで、現時点では対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） わかりました。

私も実際見に行きました。確かにですね、応急処置はしてあるんですね。これはしか

し、あくまで応急処置。このトイレを利用しているのは、ほとんど運動の人ばかりですね。ですから、何かがあったらいけませんので、とにかく安心・安全のためはどうかよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時51分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

11番 横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） こんにちは。市民クラブの横手です。

やっと順番が回ってまいりました。最後の日のケツから2番目で、非常に待っておいりました。

皆さん、季節のことをちょっと言われますので、一言。きょうは皆さん御存じかと思ひますけれども、きょうは夏至でございます。当然のごとく、1番昼間の時間が長いということでございます。そこでちょっと調べてみました。きょうのですね、玉名市の玉名の日の出が何時か御存じでしょうか。きょうはですね、5時9分です。そしてですね、日の入りがですね、17時29分。昼間の時間が14時間20分、19時です。7時です。PM7時です。17時て言うた。済みません。19時ですね。ですね、昼間が14時間20分で、冬至と比べておよそ5時間、日が長いそうです。ちなみにですね、日本で1番東にある根室市は何時だと思ひますか。根室市は3時37分の日の出です。そして日の入りは19時1分だそうです。日の入りは遅かですね。日の出は随分早いのに日の入りは遅いということでございます。

そういうことで、通告に従い一般質問に入りたいと思ひます。

まず、最初に、市の行政区の区割りについて質問をしたいと思ひます。

広報たまなの6月号に玉名市囑託員、区長さんですね、を紹介しますとして、行政区自治会の紹介が載っておいりました。それを見ていて驚いたことに、戸数の多い区と少ない区では相当の開きがあったように覚えていります。行政区の大小はその地域の昔からの地域性やつながりがありますので、一概にどうこうとは言えないと思ひますが、余りにも差が大き過ぎたように思ひました。市も合併して12年になり、消防団なども大小あったものを見直しがあつているようでございますので、この行政区区割りも少し見直すお考えはないのか、次の2点について質問をいたします。1つ、現在の区長さんの総数は何名でしょうか。2番目に、戸数の最高と最低は何戸なのでしょう。

よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 横手議員の市の行政区の区割りについてお答えをいたします。

現在の区長さん、嘱託員さんの総数は、市の行政区の数と同数でありまして258名でございます。区長さん、嘱託員さんが広報等の配布を行なわれている戸数につきましては、本年度はまだ調査中でございますので、昨年度の実態調査に基づきました数字で御紹介いたしますと、最低が小天校区の大平区9世帯、最高が玉名町校区の松木区616世帯でございました。

また、参考までに申し上げますと、6月号の広報でも公表をいたしておりますが、4月30日現在における行政区の世帯数は、最低が横島校区の山根区9世帯、最高が築山校区の築地上区692世帯でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） はい、ありがとうございます。

今、玉名市全体で258の行政区があつて、同じく当然ながら258名の区長さんがいらっしゃるということでもあります。先ほどの答弁にもありましたようにですね、私も6月号の広報たまなを見て、こんなにも大きな行政区と小さな行政区では開きがあるのかなつていうのを感じたところでございます。

そこで質問をするんですが、先ほども申したように、市も合併して12年になり、他の団体なども少しずつは組みかえをして一緒になれるものは一緒になったほうが他とのつり合いもとれて、わかりやすくていいと思いますが、私の思いとしては、例えば、一つの行政区が100戸ぐらいの程度がいいのかなというふうに思いますが、先ほども申しましたように、行政区は昔からの地域性やつながりがありますので、なかなか簡単にはいかないと思いますけれども、例えば、戸数が30戸か40戸以下の行政区などにアンケートなどをとられて、住民の意向調査などもされてみてはどうかと思いますが、行政区の見直しは考えておられないのかどうか質問をいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 横手議員の再質問にお答えをいたします。

確かに議員がお考えのように、市といたしましても、行政区の円滑な運営を行なうための望ましい行政区の世帯数は100世帯程度と考えているところでございます。これは本市の行政区を構成する世帯数の平均に近似する値でもあり、行政区を構成する世帯数の基準値候補として適当であると考えているところでございます。

一方、本市の行政区は従来から存在していた地縁による自治活動の集合体である自治会や集落を行政区として位置づけていることから、現状の行政区の世帯数が、市が望ましいと考える行政区の世帯数と比較した場合、大きく乖離をしているところがあるのが実情でございます。よって、行政区の統合を進める場合には、やはり地域の自主性を十分に尊重しながら取り組む必要があるかと考えております。

また、このような思料のもとに、昨年7月から8月にかけて区長さんを対象にした行政区の再編意向調査を実施し、各行政区の再編の意向について把握を行なったところでございますので、議員御提案の趣旨を踏まえまして、今後この調査結果をもとに、まずは再編の意向を示した50以下の世帯からなる行政区を対象に、行政区の統合について協議を進めてまいりたいと存じております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） はい、ありがとうございました。

やはりあの少ないところとですね、多いところで、やはり70倍以上の差があるというのはいかかなものかなっていうふうに感じております。先ほども言いましたようにですね、なかなか地域のつながり、そしてまた生い立ち等々の関係でですね、非常にこの点に関しましてはほかのやつと一緒に一つのくくりっていうわけにはなかなかいかないと思いますけれども、ぜひ今後、その辺のことは検討されてはいかかなと思います。よろしく願いいたします。

次に、私の地元滑石校区において、各行政区に一つの公民館がありますが、現在、玉名市全体で公民館の数は幾つあるのかお尋ねをいたします。そしてまた、それは各行政区において一つずつあるのでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 横手議員の公民館の設置はどうなってるのかということでございます。

自治公民館は、建設から維持管理までが地域の皆さま方が自主的に運営するもので、住民の1番身近な活動施設であるということは間違いございません。現在、玉名市における行政区は258区がありますが、そのうち、自治公民館を持っている自治体は209区でございます。自治公民館を設置していない行政区が玉名町校区39行政区のうち17行政区、それから八嘉25行政区のうち4行政区、そのほかにも幾つかありますけれどもすべて総合計すると26行政区でございます。

また、単独での公民館設置ではなく複数の行政区が自治公民館を共有してるという自治体もございまして、実例を挙げますと、築地、上、下、西区などが一つの自治公民館

を共同で使用しているというところで、こういう行政区が23区ございます。これらの自治公民館の修繕や改築・新築に関しましては、各行政区の御負担により建設をされております。社会教育の推進に必要な自治公民館の活動を促進する、そして、社会教育活動の振興発展を図る目的で玉名市自治公民館整備費補助金として、上限300万円、それから増改築で100万円、修繕上限で30万円、総事業費でおおむね3分の1を補助するというので、規定しております。自治公民館は、なかなかコミュニティーの拠点となっておりますので、教育関係のほうからも補助金として支出しているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） はい、ありがとうございました。

今、258行政区の中で209の公民館があるということでございますけれども、合計で49戸少ないこととなります。しかし、その中には、単独ではなく複数の行政区で公民館を共有しているところもあるとのことでございます。実は、私の区においても公民館の建てかえのお話があっており、130戸から戸数がありますけれども、区民の皆さんが元気なうちにといいことで、先ほどの行政区の見直しの案件とかぶりますけれども、なかなか人口の少ない行政区では、単独での公民館の建てかえは難しいのかなというふうに思います。今のうちに早めの対策が必要ではないでしょうか。

今、PPKという言葉があるようでございますけれども、御存じでしょうか。ピンピンコロリ元気でポクって死ぬのがPPKだそうでございます。先日、うちの公民館で民生委員さんや福祉協力員さんが中心で行なわれております、「いきいきふれあいデー」の活動が15周年を迎えたので、記念の行事をするから、区で役員をしている人たちは来てくれ。」というお声がかかったので行ったところ、総勢で50名弱の人たちでの交流が公民館であったところでございます。上は94歳から下は50歳まで、お昼の食事を一緒にし、そして食事後カラオケで大いに盛り上がったところでございます。このように、公民館は区民にとって、地域のコミュニティーの拠点として必要ではないかと思えます。

現在、戸数の少ない区においても複数の区での共有がいいかと思えますが、市においては、各行政区にどのような公民館の適正配置をお考えなのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） はい、議員の再質問にお答えいたします。

自治公民館につきましては各行政区において設置され、その活用については、区の活動の中で会合や親睦会、老人会などいろいろな行事に使用されておると思えます。近年、

高齢化が進む中で地域コミュニティーの拠点としての公民館の設置が求められているのも現状でございます。また、自治公民館の建設につきましては、各行政区で行なっていただいておりますので、維持管理についても行政区の負担ということになります。そうした中で、複数行政区による共有の自治公民館という形をとっているところもございますので、建てかえや改修等で行政からの御相談等につきましては、御相談いただきますようによろしくお願ひいたします。補助金に関する情報などをですね、御説明したいと思ひますので、お願ひいたします。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） 今、公民館がどれくらい規模での適正の公民館を市としてはお考えなのかということをお聞ひしたつもりでございましたけれども、そのところをちょっともう1回よかですか。お願ひします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 済みません、ちょっともれておりました。

今の中ではですね、規定等はないかと思ひます。私もちょっとはつきりは確認しておりませんが、小さいから、大きいからというような規定はなかったと思ひます。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） はい、私が言っているのはですね、そのようなことがありますので、やはり一つの行政区としては100戸ぐらいの一つの行政区を今後目指してですね、そこに一つの公民館等々ができればなということでお聞ひしております。

それではですね、やはり公民館がないところはですね、先ほど49カ所はないということでございますので、その区の行政区の集まり、総会とかいろんな会合等々ほどのようなところでされているのか、もし、わかっておればちょっとお聞ひしたいと思ひます。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 再質問にお答ひいたします。

49と言われましたけれども、49は共有で使ってる、一つの公民館を共有で使っているところが29行政区がありますので、残りの23でございます。

23の地域につきましては、民間の会議室とかですね、公共の会議室、それとか区長さんの自宅であったり、例えば、また、神社境内、境内ですかね、なんと言いますかね、神社の中でされてるといふところもあるそうです。そのあたりで、私のほうは把握しているのはそれくらいでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） やはり前はですね、私たちの地元においても、区長さんの自

宅でいろんな会合等々をされておりました。それがだんだんですね、今、なかなか大きな家が少なくなってきたということもありますし、続き部屋等々がないのがあってですね、今ほとんどの区の会合とか役員さんの会議等々は公民館でやっているような状態でございますので、ぜひ、その辺はですね、先ほどの行政区の見直しと一緒に各区で公民館等々の整備はぜひ、今後がんばってですね、各行政区には単体でなくても幾つか合わさってもいいですので、そういう公民館等の設置のほうも検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それで、次の質問に入ります。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番(横手良弘君) 次に、熊本地震の検証はということでお聞きしたいと思ひます。

まず1番目に、震災ごみの処分についてお尋ねをいたします。昨年4月の地震では、今までに経験したことがない震度7の揺れが2回も益城・阿蘇・熊本市などを中心に、熊本県下で甚大な被害をこうむりましたが、1年と2カ月たった今では少しずつではありますが、着実に復興に向けて、皆さんの協力のもと行なわれているのかなというふうに思ひますが、そのような中、玉名市においては、震災ごみの処分についても随分進んでいると思ひますが、その処分の方法についてお尋ねをしたいと思います。

今では、一般家庭からのごみにおいても同様ですが、市民の皆さまの理解も深まりリサイクルできるものにおいてはリサイクルをするというのが常識になっているように思ひますが、その分別の仕方では、かなりのものまでリサイクルできると思ひますが、今回の震災における、いわゆる震災ごみに対して、1つ、どのような集め方をしたのか。2つ目に、どのような分別の仕方をしたのか。3番目、そしてまた、どのような処理の仕方をしたのか。4番目、また、どれくらいの割合でリサイクルができたのか。5番目、そしてその処理は終わったのか、以上5点についてお尋ねをいたします。

2番目に、公費解体についてお尋ねをいたします。

最初私たちが聞いていた全壊の家は、本市においては確か8戸とお聞きしましたが、公費解体が決まった途端に対象となる建物は、随分ふえたようにお聞きいたしました。一つ、いったい今日までにトータルで何件になったのか。2つ目、今までに公費解体の対象の家がどれくらいまで解体のほうは進んでいるのか。3番目、それに係る費用の持ち出しの国、県、市の割合のほうはどうなっているか、以上3点についてお伺ひします。

3番目に、現在、橋りょうの点検見直しをしていると思ひますが、その進捗状況と補修は今のところどれくらい進んでいるのかについてお尋ねをいたします。

1つ、国道・県道・市道があり、それぞれに橋がかかっていますが、一体何本ずつあり、その本数は玉名市全体でどれくらいの橋があるのか。2番目、国道・県道・市道に

架かる橋の通常の点検はどこがどのようにしているか。3番目、また、その補修はどこがどのようにしているのか。4番目、自然の劣化と今回の震災の影響はどうやって見分けているのか。

以上の点についてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

〔市民生活部長 小山眞二君 登壇〕

○市民生活部長（小山眞二君） 横手議員の震災ごみの処分についてお答えいたします。

まず、震災ごみの収集・分別・処理の状況につきましては、平成28年4月14日の前震と16日の本震による熊本地震の影響で市民の方から、家具や茶碗、皿、コップなど食器類が破損してしまっていて、処理処分をどのようにしたらいいかとの問い合わせが多数寄せられたことから、早速4月18日から被災者に対して罹災証明書の発行業務を行ない、東部環境センターとクリーンパークファイブへ罹災証明書を提出していただければ、無料で受け入れを行なう体制を整えたところでございます。また、両施設で処理ができない瓦、ブロック、コンクリート、スレートにつきましては、平成28年4月17日から同年5月13日まで、この間、玉名市浄化センターにおきまして、仮置場を設置し受け入れを行なったところでございます。その後、浄化センターの改修工事の関係上、平成28年5月24日までに、コンクリート、焼瓦の約180トンにつきましては、リサイクル処理を行なう中間処理施設へ、またブロック、セメント瓦、スレートの約393トンにつきましては、最終処分場へそれぞれ搬出し、処理を行なっております。その後も被災された市民の方から、瓦の補修等で発生する破損瓦の受け入れの要望が多数寄せられた関係で、平成28年8月1日から同年9月30日まで搬入許可申請の期間を設けまして、申請された方に対して、今年の9月29日まで水の守し尿処理場公園に受け入れを行なっているところでございます。それにあわせまして、半壊以上の被災家屋を対象とした公費による解体業務が行なわれることとなり、平成28年10月から、公費解体で発生した廃棄物も水の守し尿処理公園に現在受け入れを行なっている状況でございます。公費解体で発生した廃棄物につきましては、木、瓦、コンクリート、金属類を含めまして21種類に分類をし、リサイクルが可能なものにつきましては、中間処理場に運搬し整理している状況でございます。平成28年度の災害廃棄物発生量につきましては、家庭ごみが282トンで、東部環境センター及びクリーンパークファイブで処理を行なっております。公費解体及び住宅損壊の廃棄物が全体で約2,675トン、その内訳としまして主なものは、木類が約588トン、瓦類が約245トン、コンクリート類が約1,210トン、その他といたしまして約147トンでございます。その中で約2,190トンを実中間処理場にてリサイクル処理を実施しましたので、平成28年度のリサイクル率は約82%となっております。

今後におきましても、公費解体の最後の一軒が完了するまで廃棄物の適正な分別とリサイクル率の向上を目指して、1日も早い本市の復旧復興に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 次に、公費解体の現状についての御質問にお答えいたします。

公費解体の最終見込みは186棟でございます。これは5月末まで、罹災証明書の半壊以上の発行数246件に対しまして、75.6%に当たります。公費解体につきましては、全壊、大規模半壊家屋に加え半壊以上の建築物で、生活環境保全上、必要があると認められれば公費解体の対象となっております。最終見込み数の186棟の被害程度の内訳を申しますと、全壊53棟、大規模半壊32棟、半壊、その他で101棟の合計186棟でございます。全壊家屋53棟の家屋の種類の内訳を申しますと、居宅で8棟、それから空き家で9棟、倉庫その他で36棟の合計53棟となっております。

次に、公費解体の進捗率についてお答えをいたします。公費解体の最終見込み数186棟に対しまして、現在まで解体完了済みが99棟、進捗率は53.2%です。契約完了まで含めると110棟で進捗率は59.1%となっております。

次に、費用負担割合についてお答えします。災害等廃棄物処理事業費補助金として国より2分の1、国庫補助金を除いた費用の95%が特別交付税として入ることとなり、市の持ち出しは事業費の2.5%となっております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

[建設部長 磯谷 章君 登壇]

○建設部長（磯谷 章君） 次に、熊本地震の検証の中の橋りょうの点検の進捗状況につきましてお答えいたします。

当市の市道橋は、全体で832橋ございますが、平成26年7月に道路法などの根拠法令が改正され、重要構造物である橋りょう、トンネル等につきましては、5年に1回の近接目視による定期点検が義務化されております。道路法に基づく道路は、国道、県道、市道などに分類されまして、当市にある橋りょうを調査しましたところ、1,009橋ございました。内訳といたしましては、国直轄管理橋10橋、県管理橋167橋、市管理橋832橋が存在し、それぞれの道路管理者の責任において点検から修繕までの維持管理が行なわれております。この点検につきましては、業者委託により5年に1回の近接目視による点検を行ない、橋りょうの健全度を診断し、診断結果に基づき措置を

行なっているところがございます。特に、昨年度の点検では、熊本地震の影響で橋りょう前後の舗装に段差ができ、緊急的に通行規制を実施したところもございました。

また、修繕につきましては、現状に対し著しく損傷しているものについては順次対策を行なうものとし、経済性や技術面などから、最適な工法を選定し修繕をしているところがございます。なお、5年の定期点検のサイクルは、平成26年度から平成30年度までが初回のサイクルでございまして、当市の平成28年度末の点検率は約67%であり、全国平均の約49%を上回り、国が示す目標値60%についても達成をしております。

今後につきましては、平成30年までに全橋点検を完了させ、適正な維持補修に努め、利用者の安全を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） はい、ありがとうございました。

今、震災ごみの処分について、4月の震災直後から受け入れをし、そして修復などで発生した破損瓦等々も、8月、9月と期間を延長しての受け入れをしたということでございますけれども、また、そして10月からは公費解体のほうも始まって、それによって発生した廃棄物の受け入れもなされ、しかもその廃棄物を21種類に分別したんだよっていうこと、そしてまた28年度の3,000トン弱の廃棄物の中でリサイクル率が82%をいったんですよっていう、この数字に関しましては、私が思っていた以上の高い数字でありました。最後に言われました、公費解体の最後の一軒が完了するまでですね、適切な分別とリサイクル率の向上を目指して頑張っていたかと思っております。

次に、公費解体の件ですけれども、震災のあと、私がお聞きしていた全壊の数字は少なかったので、今お聞きしました186棟が「ええ、そんなにあったのかな。」というふうに感じたわけでございますけれども、なるほど全壊だけでなくですね、大規模半壊やそしてまた半壊によって住めなくなったというような家があったので、合計の186棟になったんだよっていうことでございます。それに現在までのその解体の進捗率が53.2%ということございまして、その事業に関します市の持ち出しが2.5%ということだったんで、じゃあ、ほとんどが補助金でできてるんだということについて安心いたしました。

そこで、質問いたしますけれども、現在、熊本県下の公費解体の被害状況はどのような状態なのかお伺いしたいと思います。それと、今回の公費解体のお申し込みの中で、申請する人とならない人との平等性は十分保たれていたのかについて再度お伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 横手議員の再質問にお答えします。

まず、県下の被害状況等につきましてですが、熊本県が公表します県下の公費解体の進捗状況によりますと、4月末の解体総棟数が3万5,305棟となっております。1例を申しますと、熊本市が1万3,888棟、益城町が5,479棟、県北では、菊池市1,158棟、大津町1,459棟、玉名郡では玉東町が58棟、和水町が3棟、南関町が2棟という状況で、全体の進捗率は62.1%でございます。

それから、公費解体における申請する人としらない人の公平等についての御質問でございますが、熊本地震の被害におきましては、法律に基づき被災者の申請を受けまして被害認定を行なっております。申請に関する周知につきましては、市の広報紙・ホームページ・防災無線で随時行なっていたところです。さらに、独居老人等の避難行動支援者に対しましては、民生委員に御協力いただき、申請の掘り起こしを行なっております。

家屋の被害の認定につきましては、速やかに行なう必要がありましたので、必要な人員を市役所全部署から動員し、被害認定を行なったところでございます。被害認定におきましては、新潟大学の認定システムを利用しております。これは県下統一として運用を行なっており、内閣府の被害認定基準運用指針に基づいております。これにより簡便に認定作業ができてきたところでございます。

また一次調査の判定で不服の場合は二次調査を申請することができることとなっております。居宅の判定の場合を申し上げますと、562件中196件、34.9%の方が二次調査を申請されております。そのうち、半壊以上に変更になったのは18件、二次調査の認定に当たっては、民間の家屋調査士も同行して現地調査を行ないます。

被害認定申請、いわゆる罹災証明の発行申請でございますが、先月5月31日で申請受付を終了いたしました。なお、やむを得ない事情がある場合は、受け付けを行なうこととしておりますが、6月に入りましてからの申請はなく、おさまった状態でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） はい、ありがとうございました。

今、県下の状況はということでお聞きいたしましたが、おおむね62%ぐらいの進捗率ということで、玉名とあまり変わらないのかなというふうな感じでございますけれども、申請する人としらない人との不平等性については、ちゃんと法律に基づき速やかに行なうために、市役所全部署から人員を動員し、新潟大学の認定システムを利用し、県下統一で被害認定の運用は行なったんですよということではございましたので、そしてその中で1次審査ではねられたところもですね、不服申請をすることにより2次審査まで行なっ

たつていうことですね。その辺で、ほとんどカバーできているのかなというふうに感じました。そしてまた、5月いっぱいを受け付けを終了しましたが、6月に入っても申請は今のところもうないということで、おさまったかなというふうなお答えでございましたけれども、一つだけ、質問をしたいと思います。最初の質問での答えの中で空き家が9戸含まれていたようにお聞きしましたが、これはいつからの空き家かわかりませんが、空き家のために、家が建物そのものが劣化して今回の地震でたまたま壊れたのではないのでしょうか、というふうに思われる節がございますけれども、その辺の見きわめは非常に難しいとは思いますが、どのような判断をされたのか再度お伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） はい。横手議員の再質問にお答えします。

経年劣化についての影響という問題点に対しまして、議員御指摘のように9棟の空き家につきましては、経年劣化が進んでいたものでございます。しかしながら被害判定におきましては、経年劣化による被害は点数に加算されません。ただ、経年劣化が激しい家屋につきましては、同じ震度の地震を受けた場合に地震そのものの被害はより大きくなると考えられます。そういうことから、経年劣化の激しい家屋は被害認定が大きくなる比率が高くなるものと予想できます。

一方で、被害認定におきまして、地震の影響か経年劣化の影響か判別が非常に困難な場合もございましたが、被害者に不利にならないようには配慮したところでございます。以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） はい、ありがとうございました。

やはり、空き家になっているとですね、先ほど答弁の中にありましたように経年劣化っていいですか、自然にですね、人が住まなくなったら、なかなか家は劣化するのが早いですよっていうことをよく言われます。中に人が住んでいてですね、戸の開け閉めし風を通すことによってですね、家の劣化等々も進まないということで、今回便乗解体というのはないのかなっていうことでお聞きいたしましたけれども、その点は十分に考慮をされた中での判断をしたんだっていうお答えでございましたので、安心したところでございます。

それとですね、最後にお聞きしました橋りょうの点検の進捗状況についてであります。答えの中にもあったようにですね、26年7月に道路法などの改正で5年に1回の近接目視による点検が義務化されたということで、玉名市における国道、県道、市道にかかる橋が全部で1,009橋あるということで、打ち合わせの中でも話したんですけれども、里道とかですね、そのほかに里道とか私道とかにかかる橋がその辺まで入れたら、もう相当の数になるんですよっていうような話でございました。その中でですね、

市道にかかる橋が832橋ということで、現在のところ点検、その中の点検率が67%とのお答えでございました。地震の影響もありますが、ぜひ、30年までには市民皆さんの安全な通行を確保するためにも、ぜひ頑張っていたきたいと思うものでございます。

それと余談になりますけれども、実は、私地元の境川にかかっております高道地区との境にある滑石橋においても損傷がひどくて、この例の道路法の改正の部分でひっかかって、随分、通行どめになっていたんですけれども、当初は「この橋はかけかえないとだめですよ。通行どめですよ」ということで、随分住民の皆さんに御迷惑かけたんですけれども、そのとき、かけかえの金額は2億から3億円はかかるということで、それをみんな思ってたんですけれどもですね、先般から市の職員さんの専門職の方を入れられて、今いろんなですね、その痛んだ橋に対する最適工法はどのなかっていうことを今、市の職員さんの中で検討されたことによってですね、先日から滑石橋も通られるようになりました。これがかけかえではなくて、2トン車以上の通行はだめですよっていう標識を掲げ、そして上下の下流、上流にかかっている橋が大きな車も通れますので、ここは2トン車以内限定ということで補修でできたことによって、これは確かですね10分の1の3,000万円いくらかいかないかぐらいでできたんじゃないかなと思います。この辺もですね、職員の皆さんの専門職の方が入れられたことによって、その辺の、こういう工法もありますよっていうことができたのかなっていうふうに思います。ですから今、点検率が67%ということでございますので、残った橋に関しましても、このように最適な工法が見つかることによって、本当、橋なんか10分の1の値段でできるんだってということが立証されておりますので、ぜひ、残った橋脚に関しましても、この辺の技術というか、職員の皆さんが持っておられる能力を発揮されまして、ぜひ、玉名市のためになるように今後も努力をしていただきたいと思います。

それをお願いして、次の私の質問にいきたいと思います。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） 次に、花を生かした観光政策の取り組みについてということでお伺いをいたします。

つい先日まで、高瀬裏川では花しょうぶまつりがあっておりましたが、毎年3月の末から玉名市においては、蛇ヶ谷公園の桜の花に始まり、山田神社の藤の花、そして高瀬裏川の花ショウブとなるわけでございますけれども、去年は先ほどの質問でも出ましたように、熊本を襲った大地震のために例年にはないぐらいの少ない人手であったかと思いますが、今年はどうだったのか質問をしたいと思います。

蛇ヶ谷の桜の花が例年3月20日ごろには咲くはずの花が1週間以上も今年は遅く咲き始め、花の咲いていた期間も短かったように思いますが、今年の花の咲きぐあいとい

いますか、できはどうかだったのか。また、一体どれくらいの人が玉名に来られたのか。蛇ヶ谷の桜、山田の藤、裏川の花ショウブとそれぞれに今年はどうだったのか。また、できればその費用対効果も出される等していたらどうかだったのか、お伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 回答のその前にですね、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

産業経済部長 早上正臣君。

〔産業経済部長 早上正臣君 登壇〕

○産業経済部長（早上正臣君） 横手議員の御質問、蛇ヶ谷公園の桜、山田の藤、高瀬裏川の花ショウブなど、花を生かした観光政策の取り組みについてお答えをいたします。

玉名市では、3月下旬の桜、4月下旬の藤、6月上旬の花ショウブなど、花を素材とした観光プロモーションを実施いたしております。それぞれの花のイベントに関してでございますが、蛇ヶ谷公園の桜に関しましては、例年に比べ1週間程度開花が遅れたものの、花の咲きぐあいは平年並みでありました。観光客につきましては花のイベントと異なり、警備員の配置による駐車場台数の確認や実行委員会の来場者数の調査もありませんので、数の把握はできておりません。

続きまして、山田の藤に関しましては、桜と同様に開花が遅れた状況にありましたが、満開の時期には「昨年よりも花がきれい。」といった意見が多く見受けられました。来場者につきましては、昨年度の熊本地震の影響を受けたのに比べまして約4倍となる約4万人の観光客がお越しになりました。

また、高瀬裏川花しょうぶまつりに関しても、1週間程度開花が遅れていましたが、株分け2年目の花が先に開花し、遅れて1年目の花が咲き、1年目と2年目についてはよい状況が保たれたと思います。しかしながら、株分け3年目の裏川上流部に関しましては、花芽がつかず、開花には至らなかった部分が多かったと考えられます。いずれにしても全体的には昨年を上回る花数であったと受けとめております。また、来場者につきましては、まつり期間中の観光バスや一般車の台数、あるいはメインイベントを含めた関連事業の参加者数や観光関係施設来客者数を、対前年と比較をもとに総合的に勘案しながら、現在、主催者である「高瀬裏川筋を愛する会」において集計中でございます。

次に、費用対効果につきましては、祭り会場を訪れた観光客が市内のどの店舗を利用し、また、物品等の購入をなされたかの把握が困難であり、その効果を検証するには至っておりません。花を目的に玉名市を訪れた観光客が市内を周遊できる環境を整えるため、パンフレットの配布以外の情報ツールとしてホームページの充実やSNSを利用し

た情報発信のさらなる強化に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、花を生かしたイベントに限らず、本市を訪れていただいたお客様に、「来てよかった。」「また来年も来たい。」と思っただけけるようチーム玉名としてPR活動並びに受け入れ体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） はい、ありがとうございました。

山田の藤の人員のカウントは何かできてみたいで、裏川の花ショウブと蛇ヶ谷公園の桜に関しましてはできていない。まだ集計中だというふうなお話でございましたけれども、蛇ヶ谷公園の桜のときもですね、ちょうど日曜日、私あそこのところを通ったわけですけども、中の駐車場のほうもただ車でぐるっと回っただけですが、なかなか裏のほうの駐車場にも入れないくらい駐車を待っている車が何台もとまっていますね。周遊するのにも非常に時間がかかったという思いがあります。そしてまた、農免道路の筋を通過して九州看護福祉大学のほうへ抜けたんですけども、農免道路沿いにもですね、ずっと道路に車がいっぱいとまっていました。相当な数の方が来られたんだなというふうに感じたわけでございます。

それと、山田の藤は、今年は私は行くことはできませんでしたが、ちょうどそれは統計ができていて、4万人ぐらいの方が来られたっていう今お話でございました。本当にあそこをはですね、蛇ヶ谷公園もそうですけども露店が出て、そして山田の藤に関しましても、地元の業者の方が露店を出されていて、そこそこ売れているように私は感じております。

それと裏川に関しましてもですね、今年の6月の第1土曜日ですか、いろんなイベント等々が催されたときに、ちょっと見に行ったわけですけども、かなりの手数であったように感じております。ですから、費用対効果は出してないということでございますけれども、それなりの売上は結構あってるんじゃないかなというふうに感じておるところでございます。

先ほど、テレビや新聞社、情報誌などのメディアを通してのPR活動をしていると言われました。先月、私もある研修会の参加で東京に行きましたけれども、今、何かと話題に上がっております築地の場外市場や都内のいろんな場所に行くときもですね、私もSNSというか、スマホを利用してですね、自分が行きたい場所、店を入力することによって、築地なんかの場外市場を歩いている外国人観光客等々もほとんどの人がスマホを見ていますね。スマホを見て自分が行きたい店をこうやって探しているわけです。そして、行きたいところに、目的地にほとんど行っております。ですから、玉名市においてもですね、これからはもっともっとSNSといいますか、いろんなこういうメディア

を利用して、情報発信をぜひ、してもらいたいと思います。

それと、最後に一つだけお伺いいたしますけれども、玉名に来られた観光客などの皆さまに感想や意見を聞くような、何か方策はとっておられないのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 早上正臣君。

○産業経済部長（早上正臣君） はい。横手議員の再質問にお答えをいたします。

本市に来られた観光客からの意見や感想を聞く手段につきましては、今年で27回目を迎えた高瀬裏川花しょうぶまつりでは、まつり期間中に観光案内所に御意見箱を設置してお越しいただいたお客様に御意見や御感想をいただいております。ほかにも本市へのメールで御意見、御指摘などもいただいております。また、SNSを利用している方も多ことから、玉名観光協会のツイッターやタマにゃんツイッターにおいてもコメントをいただいております。これは多種多様な御意見やメディアなどは大切なヒントとなることでもありますので、真摯に受けとめ、できることから取り組んでというところでございます。

また、議員御提案のように、SNSなどを利用した情報発信につきましては、平成27年度より配信を開始した玉名市観光周遊アプリ「タマにゃんナビ」があり、現在までに2,000ダウンロードを超えております。この周遊アプリを活用すれば、GPSと連動しておりますので、本市の観光施設や宿泊、飲食店、物産館や史跡資料館などまで迷うことなく行くことができます。加えて、宿泊予約サイトである「るぶトラベル」と提携しておりますので、玉名市内の宿泊施設への予約等も可能となっております。

さらに外国人観光向けには有料でございますが、スマホサイズの端末を使った観光音声ガイドを導入しており、端末は新玉名駅構内にあります一般社団法人玉名観光協会に貸し出しており、英語・中国語・韓国語に対するナビつきの観光音声ガイドサービスを行っております。今後も、端末を利用し、さらなる情報発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） よかですか、最後の一言を。ありがとうございました。

今ですね、部長の答弁にもありましたようにですね、いろんなツール使って、いろんな意見を集めていますよということでございますので、ぜひですね、御批判もありませんし、またお褒めの言葉もありませんし、「こうしてほしい。ああしてほしい」というリクエストもいろんな御意見があるかと思えます。そういったことを真摯に受けとめられてですね、できることから一つ一つ積み上げることによって、玉名市に1人でも多くの方が来てもらえるのかなというふうに思います。

それと、今、スマホを使って私も外国に行くときはスマホで同時通訳のアプリもあり

ますので、そういうアプリ等々も利用してできます。

それと、位置情報に関しましても、今、日本の、昔はアメリカの衛星を使っていたということでございますが、日本の衛星を2つ上げられております。これが合計4つ上がることによって、ほぼほぼ日本の全部をカバーして、数センチの確立で自分の位置がはっきり分かるという位置情報もできるようでございますので、ぜひ、いろんなそういうツールを利用して、今後、もっともっと玉名市の発展のために情報発信をしていただきたいと思います。

これで私の今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、横手良弘君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時55分 休憩

午後 4時12分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

5番議員、城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） はい。皆さま、お疲れさまでございます。5番、新生クラブの城戸淳です。よろしくお願ひします。

また御出席の方、最後までおつき合ひいただき本当に感謝申し上げます。また今回、今議会最後の一般質問となります。もうしばらくおつき合ひのほどいただひて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

実はですね、最近、非常にいいことがありました。5月末に私の会社がですね、テレビタミで放送されております。それは、ハクセキレイという鳥が実はいるんですね。その鳥が珍しい場所に巣をつくったんですね。どこかと言うと、車を洗う洗車機あるんですね。そしてブローがあるですね。ブローをビューとかける、そのブローの上に平坦な所にそのハクセキレイという鳥が卵を6個産んだんですね。本来珍しいということで、たまたまKKTの方が来られてハクセキレイの子育て奮戦記というもとで放送されました。またですね、親鳥がちょうど洗車機を洗っている最中、近くに終わるとば待っとなすとですね、親鳥が。そして、洗車が終わったと同時に餌をひなに餌をやる光景が非常にすばらしいなと思ひて、感動を実は私1人しよったですけども。それがですね。

[中尾嘉男君 「あら、洗車機は動かんとかい。」と呼ぶ]

○5番（城戸 淳君） 動かんです。こう動くだけです。

[中尾嘉男君 「そして卵のでけた。」と呼ぶ]

○5番（城戸 淳君） はい。それがですね、テレビを見た方はいらっしやると思ひま

すけどですね。かなり私的にはいい宣伝になりました。ただ、これだけでは終わらんとですね。1週間後にもう巢立ちがありまして、それがですね、その後、全国放送の「EVERY」というので、また放送されたですね。それはすばらしい思いながら、そしてたらかのうたまたま議会が終わって、夜ちょっと帰ったらですね、テレビ局から電話があったとです。「城戸さんて、韓国でも放送が決まりましたて。」「はあ。」その後また最後に、「アメリカもだそうです。」ということで、韓国もアメリカもですね、この光景が放送されることになって、私自身は非常に驚いておって、ラッキーな出来事だと思っております。

[福嶋譲治君 「ユーチューブにあげれ。」と呼ぶ]

○5番(城戸 淳君) 一方、玉名市のラッキーと私は心のこの中で思っております。というのは、3月議会で質問しました「米作り、二千年にわたる大地の記憶」これが日本遺産に認定をされました。さらにはですね、やっぱり何回も質問されますけども、大河ドラマ金栗四三さんが大河ドラマに決定された。今、玉名に風が吹いてると思わんですか、皆さん。あのですね、ここでゴルフをされる方はわかると思いますけれども、フォローの風の吹きよつとですたいね。ただフォローの風はですね、低い玉じゃいかんとですよ。高い玉を打たんと遠くに飛ばされん。これはですね、私から言えばですね、議会も行政も高い意識を持って専門的にとらえて、観光の目玉として利用する最大のこれはチャンスです。これを逃すわけにはいかんと思った上で、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

2項目、質問をいたします。

まずはですね、最初に、金栗四三さんの2019年、NHK大河ドラマ「いだてん～東京オリムピック噺～」決定についてです。これはですね、初日の北本議員の質問もありましたように、重なる部分もあります。本日は西川議員のほうから、西郷どんのほうもありましたけど、違う切り口で質問をしてみたいと思います。

まず1番目に、大河ドラマ「いだてん～東京オリムピック噺～」の放送決定により、今後の本市の取り組みについて見解をお尋ねします。2番目に、大河ドラマによる地域活性化に向けた、推進体制はどうかのを質問させていただきます。3番目から5番目まではですね、質問席のほうで質問をしたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

○議長(永野忠弘君) 企画経営部長 瀬崎正治君。

[企画経営部長 瀬崎正治君 登壇]

○企画経営部長(瀬崎正治君) 城戸議員の大河ドラマの放送決定による今後の本市の取り組みについてにお答えします。

一般的には、大河ドラマを誘致するには、多くの年月と地元の熱意や盛り上がりが必要

要とされているそうです。しかしながら、今回決定の「いだてん」については、誘致のための活動を行っていないため、まずは、推進体制等を整えてから着実に進めていく必要があると考えます。本市としまして、この機会をとらえ地域の活性化につなげていくよう全市全庁的な取り組みや気運の高まりが必要であるとともに、今、地域資源をどのように活用するかなどについて、全職員を対象にアイデアを募ったところです。今後は、提案があった30本のアイデアや市民の皆さま方のさまざまな御意見を参考にし、受け入れ体制の強化や地域の活性化策につながるような事業を進めてまいります。

次に、地域活性化に向けた推進体制の強化ですが、4月3日にNHKより金栗四三氏が、2019年NHK大河ドラマに選ばれたことが発表され、その後、直ちにNHK大河ドラマ「いだてん」に関して、全庁的に取り組むため連絡調整を担う企画経営課が主管課となり、観光物産を担うふるさとセールス課、金栗杯ハーフマラソンの所管課である生涯学習課、金栗四三展を既に開催している文化課の4課で、庁内会議を組織したところです。

また、4課の担当者に加え「いだてん」受け入れに興味を持つ職員を公募し、プロジェクトチームを立ち上げる予定です。このプロジェクトチームでは何ができるのか、何をどのように行なうのかなどについて全般的に協議していきます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい。答弁いただきました。

まず、この大河ドラマということですね。大体、今までの大河ドラマがあった所を見てみますと、その舞台となった地域はですね、年間、300万人ぐらいは観光客を呼び込んでいるんですね。今のずっと大河ドラマをされたところ。これは歴史のやつがあるからですね、歴史は意外と外国人のほうに来るみたいでして、300万人は見込まれるというふうに言われております。

ただ、この「いだてん」はですね、もちろん金栗さんもですけど、田畑氏も放送があるわけです。40何話ある中で、恐らく20何話がこの金栗四三さんの放送だと思えます。その中で聞くとところによると、地元は2話ぐらいですね、幼少期を含めた。だから、なかなかその地元の2話の中で、玉名市のこの地域がどのくらい映っていくのか。恐らく、あとはセットものとか、箱根とかあの辺だろうと思うんですよね。そういう形で、なかなかぴんときないというか、本当にこれが観光振興に結びつくのかなというのが、自分は実は歴史ものと違ってですね、あるところで、これはただやる気の問題だと私は思っております。そういう中で、今、部長が言われましたように、まずは職員から30本ほど募って、どういうアイデアがあるのかということをおっしゃいます。

あのですね、ちょっとここは民間のちょっと今もう既に決まってるやつをちょっと御

紹介します。というのがですね、いち早く金栗さんの大河ドラマ決定により、いろんな計画もして、日にちも決まっている団体があります。それは、社団法人玉名青年会議所という団体でございます。これは私も含め、議員さんの中には現役のメンバー、OBの方もいらっしゃいますし、また、高寄市長も青年会議所のOBであり、現役当時は高寄市長はまちづくりに活躍をされておりました。その典型的なのが、今、行なわれている「花しょうぶまつり」ですね。これは玉名青年会議所がしかかって、今まで続いてきたまつりだと思っています。そういう玉名青年会議所が、今度、「いだてん」の中で仕掛けている事業がもうあるんです。というのは、今年、玉名青年会議所は60周年を迎えることになっております。その特別事業としてですね、金栗四三氏NHK大河ドラマ決定記念企画ということで「玉名みらいフェスタ2017マラソンツーリズム・新しい玉名へ」という企画で事業を実施される運びになっております。これはですね、9月24日に九州看護福祉大学一帯と蛇ヶ谷公園一帯で、玉名みらい振興チームとあと一つ玉名スパン2017という形で実施をされるそうです。玉名青年会議所のメンバーは、1市4町ですかね今、のメンバーで構成をされておりますけど、この中で最終的にどこにつなげるかと。恐らく放送期間は、観光客は来るでしょう。問題は、放送は終わったあと、どういう方向に進むのかということも提案をされているみたいです。この中でするそうです。というのが玉名フルマラソン。これは恐らく職員の中でも出てますでしょう。玉名金栗さんのフルマラソンのよければ2020年に実施したいという思いがあるそうです。そういうやつと、マラソンのまち玉名として10年間の地域のまちづくりの活性化としていきたいと言われておりました。そういう中でですね、今、いろんな団体が先駆けてこれを計画して、和水町はちょっと先進んで話を進んでいるところですね。きょうの新聞に載っておりましたけど荒尾市までが議会の中で議員さんが質問して、あそこは駅伝でいうことで自分の荒尾市も巻き込んで駅伝をしてほしい、したいというような提案がございました。これはですね、先ほど部長が言われました市の職員が、今からプロジェクトチームをつくり上げるということですけど、やっぱりその中味にはですね、こういう民間の知恵のある団体の例えば人を入れて、私はプロジェクトチームをつくらせていただきたいと。というのがですね、今まで、なかなかプロジェクトチームと言って、例えば庁舎跡のやつはどうするのかとか、市民会館の場所はどこにするのかとか、なかなか庁内でいろいろ検討されて出されると。民間をあくまでも巻き込んでしないと、本当の活性化が生まれてこないと私は思います。

そのプロジェクトチームをつくるに当たってですね、民間人を入れるのはどう考えているのかちょっと再質問をしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 私もですね、城戸議員の考えと全く同感です。

プロジェクトチームはですね、まず第1段階、例えば、今おっしゃっている、どうい
う方々を巻き込んでいくか、そういうところをまず第1段階として決定すると。その上
で、対象者との連携あるいは民間の方々も既に意欲がある方はたくさん話はきておりま
すので、どういう、そういう団体や個人を巻き込むのか。そこをその次の段階として考
えていくと、そういう手でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今が、2017年大河ドラマ、浜松市の「おんな城
主・直虎」ですかね、今あっているのは。これは浜松市ですけど。ここの地域はですね、
すぐに地域活性化推進協議会を立ち上げられて、例えば、商工会議所だとかいろんな地
域の代表だとか、そこは連携して、ちょっと広く広域で協議会を立ち上げられておりま
すけど、そこは観光プロモーション課というところだったです。ちょっと電話でお聞き
したんですけど、なかなかこれのとっかかりがスムーズにいかなかったということで、
苦労されております。恐らくそのプロジェクトチームのあとはですね、もうすぐに地域
連携ですね、それで地域活性化の協議会とか、そういうのはどう考えてらっしゃいま
すかをちょっと質問してよろしいでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今の御質問は広域の協議会ということでよろしいで
すか。

[城戸 淳君 「あとでもいいですけど、どっちでもいいです。」と呼ぶ]

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今の御質問にお答えいたします。

金栗四三氏をPRし、地域の活性化につなげるため、玉名市と金栗氏の生誕地である
和水町。走って通学した小学校のある南関町の1市2町に加え、地域振興局が一体とな
り連携して取り組むことで、スケールメリットを最大限に活かしていくことが重要であ
ると認識しております。そのため、観光や経済、文化関係の民間団体の方々にも広く呼
びかけをし、協議会の早期の設立を目指してまいります。

これまでの動きとしましては、内部的な調整のため、1市2町それから地域振興局に
よる担当者会議を2回開催し、それぞれの足並みを合わせるための協議を進めておりま
す。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい。実は5番目に、近隣市町村の連携はということであるん
ですけど、ちょっとここは、ちょうど協議会のことを言いたいのかなと思ひまして、ち
よっと質問しました。

そういうことで、とにかく私が思うのは、職員だけに任せなくて我々議員も、もちろん市民の団体も一緒に巻き込んでしていく。そのためにはまずはやっぱり先ほど言われた4課が連携をして、まずは情報収集、そしてどういう方向に進めていくのかということについて、ちゃんと方向を見据えた上でプロジェクトなり協議会をぜひ立ち上げて、もう来年が放送ですので、早急にですね、そこはしていただきたいと思います。

それでは次の3番目に、そういう中で、ちょっと私が具体的に思っているのが、今、小田の地域のところに金栗さんの住まいがあるじゃないですか。そこと、それからちょっと離れたところにお墓もありますよね。あの辺も今訪れている方もいらっしゃるわけですね、結構。そういう中で、例えば、あのところですね、観光地というか少しあの場所がですね、ちょっとなかなかあの辺をどうするのかは別としてですね、ある程度の整備をするというのが、市である程度はあの辺を整備していただくということで、観光地の拠点というか、やはり金栗さんを神様のように思っている陸上関係者はかなりいらっしゃるし、こういう歴史というか、昔のことを考えれば、ストーリーをつくれれば、本当にインバウンドというか外国人も興味を持って来るはずなんですよね。ただ、来るのはいいんだけど、あの辺を整備をしていかないと、なかなかバスはとまらないし、ある程度は整備されておりますけどね。

その辺を、ちょっとどう地域の観光地としてできないかとどうかを、ちょっと見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 小田地区の住まいとお墓の観光地としての活用はという御質問にお答えします。

議員御指摘の小田地区のお住まいとお墓につきましては、今回、ドラマの放映を機に観光スポットとして多くの観光客が訪れるものと思います。そのため、金栗氏の地元小田小学校区からも請願が出されておりますが、アクセス道路やサイン等の整備については、当然考えていかなければならないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、それでは、ぜひ整備をしていただくことを期待をしております。

それでは4番目の広報宣伝活動はどういうふうに考えているのかをですね。

例えば、今、浜松市のほうはですね、「おんな城主・直虎」のほうは冊子をつくったりいろんなことをですね、もうPR活動をされております。その辺は、PR活動が例えば、私が思うにはキャラバン隊をつくるかですね。これはふるさとセールス課にいろんな人材がいますので、そういうのでキャラバン隊をつくるのも一つの手かなと思います。

すけど、そういうのはいかがでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 広報PRにつきましては、既にですね、実は見開き4ページにわたる金栗氏のパンフレットつくってございまして、5月11日、12日の両日、玉名市で開催されました第120回九州市長会総会で配付をしております。それ以外にもですね、市のホームページや広報紙を使いましてPRを行なっております。

今後は、職員一丸となって取り組めるような名刺の台紙であったり、Tシャツ、あるいはポロシャツ、そういうこともございますし、当然今議員おっしゃったキャラバン隊、いろんな方法があると思いますので、そういうことも含めて今から先、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、非常に私も期待をしておりますので、ぜひですね、一緒に頑張って行っていきたいと思っております。

最後に、5番の和水町を初めとする近隣市町村の連携ということは先ほどそういう協議会を立ち上げてということで行われますけど、やはり中心は玉名市が音頭をとっていただいて、例えばですね、協議会を立ち上げる前に首長みずから、「こういうことでとにかく観光客をこの城北地域に呼び込みましょう。」という形でですね、ぜひいろんな南関町とか長洲町、荒尾市その辺の首長さんをお願いして一緒にやっていけるなら、非常にいいのかなと思います。その辺をぜひお願いしたいと思っております。

大河ドラマもなかなかその、これが先ほど言いましたように、2話が幼少期のころということで、非常に難しい部分も私はあると思っております。実はですね。歴史ものと違って、ずっとそこを撮影するわけでありませぬので、ただ名誉市民の金栗さんということでやはり私たちは、名誉市民の金栗さんをやっぱり知っている方はもちろん知っておりますけど、この機にですね、やっぱり全世界に発信するような玉名市を目指してほしいなと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） それでは次に、2項目の学校施設について質問をいたします。

1番目に、学校施設トイレ洋式化についてです。昨年の地震ではですね、学校は避難場所になり大勢の人が避難をされております。それに伴い、トイレが重要な役割を示しておりますし、高齢者や子どもさんとかには和式より洋式のほうが家庭には普及してなかなか使い勝手が悪いということで、和式のほうが高齢者には足の負担もありますし、そこで洋式化に向けた、玉名市小中学校ですね、洋式化率はどのくらいなのか。よけれ

ば県内の今、玉名市はどのぐらいの洋式化率なのかをお伺いします。

それと2番目にですね、学校施設のAEDですね、自動体外式除細動器の設置。この場所の状況はということで、なぜこれを質問するかというと、例えば、この夏暑い時期、20、30度近くになると体育館あたりでよく土曜休みのときに、学校が休みのときに体育館あたりで借りて練習されると。体育館にAEDがあればいいんですけど、なかなか学校の中にあつて鍵がかかって開けられなくて、いざとなったときにわからないと。そういうときにですね、今、設置場所はどがんなとととかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

それと3番目に、学校施設の遊具についてということで、今までいろいろ学校内には遊具がありますが、小学校に特にですね。その中で点検あたりはどのようにされているのかと。それと過去この遊具に伴う事故は、事例はあるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） 城戸議員の学校施設のトイレの洋式化についてということで、御質問にお答えいたします。

現在、玉名市内の小中学校の洋式トイレの割合は31.9%でございます。県平均40.4%に比べ低い数字となっておりますが、新築、改修、特に玉陵小中学校並びに玉名町小学校で、竣工すればですね、割合は41.1%となり、県の平均を上回ることとなります。

学校施設は、避難場所としての役割も担っておりますので、高齢者の方が和式トイレの利用を不便に感じられていることや、加えて、和式トイレでの利用経験の少ない低学年の児童に戸惑いがあることも認識しております。このような状況を踏まえ、新築、改修等を行なう際には、そのほとんどを洋式化することということでございます。

それから、AEDについて。学校施設のAEDの設置状況についてですが、現在AEDについては、玉名市立の全小中学校に1台もしくは2台が配置されております。合計で34台が設置されております。配置箇所といたしましては、職員室、保健室、体育館玄関等で使用可能性の高いところ、あるいは緊急対応の際に、便利な場所など学校の実情に応じて配置しているところでございます。なお、実際の使用につきましては、平成22年度に小学校で1件の使用事例が発生しておりますが、それ以降は現在も使用事例は発生しておりません。この22年の小学校での1件は、子どもさんが発作を起こさる一旦はAEDを張りつけましたけれども、AEDの使用はしなくてよかったというような状況でございました。

学校施設の遊具についてお答えいたします。

学校施設の遊具の状況につきましては、小学校では鉄筋やうんてい、登り棒を初め、ブランコ、滑り台等の遊具が15種類、全部で15種類、168基を設置しております。また、中学では3種類9基を設置しております。その多くは鉄棒でございます。中学校の場合は鉄棒でございます。これらの管理につきましては、各学校で安全教育に係る全体計画に基づく安全点検が毎月実施されております。安全確保を図る上で、校内で改善処置を講ずることもできず支障がある場合は、教育委員会のほうへ連絡があり、適宜改修、修理等を行なっているところでございます。

また、事故防止のために遊具の使い方などについては、安全学習並びに安全指導の観点から、各学校で行なわれているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、ありがとうございます。

学校施設のトイレの洋式化については、先ほど言われましたように、玉陵小学校、玉名町小学校があれば41.1%まで率が上がるということで、これは本当に地震災害の地震のときにやっぱり1番不備がないようにですね、今の家庭はほとんど洋式になっていきますので、高齢者や障害者、子ども、不備がですね、避難生活、もしなったときにですね、強いられないためには整備をもう少し高めていただいて、推進していただきたいと思っております。

AEDについては1点質問ですけど、今、いろんな団体で消防署が講習をされているんですね。小学校内ではそういうAEDについての講習とかはどのようにされているのか、ちょっと聞きしたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） はい、小学校における安全点検についてですね。AED講習ですね。

はい、学校のPTAとか、あるいは職員とかの講習等につきましては、適宜やっているというふうにとらえておりますが、確認はしておりませんが、年間計画の中に必ず入れてありますので、やっているものというふうにとらえております。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、講習も私も何遍も受けてはいますが、なかなか、受けたら受けたでためになるんですけど、恐らくPTAとかでされているのは知っていましたが、なかなかPTAでも、来られない方もいらっしゃいますもんですね、その辺はいいと思っておりますので、ぜひ、それもあって使い方がわからないじゃ困るんですけど、そういうお願いしたいと思っております。

それと3番目の遊具に関してはですね、これ、玉陵小学校は今度合併するわけですね、

小学校の玉陵の6校の跡ですね、跡。跡は、そのまま遊具も残っていますよね。その遊具も残っている中で、恐らく学校があるときは、学校で恐らく学校で点検になっていると思います。そういう空きになったときにその遊具の点検とかはどういうふうにされる計画なんですかね。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 城戸議員の再質問にお答えいたします。

学校づくり委員会がございまして、そちらのほうで跡地の利用について検討していただいております。またその跡地についての利用が確定しておりません。遊具について、遊具等の施設についても非常にきのうも急にですね、一般財産となりますよってという回答してしまって、担当のほうがびっくりしとったということなんですけども、現実、その学校が新しくできた場合はそちらのほうを学校と指定しますので、学校であったものはもう廃止ということになりますので、内部での話でどういうふうになるかというのは、ちょっとわかりません。そういう一時期は教育委員会でみるのか、その時点で一般の行政財産としてとらえるのかというのは、ちょっとまだ詳しいところまで話はあっておりません。ただ跡地利用については、地元の方でも考えられておりますので、その辺は内部も協力しながらですね、対応していきたいと思っておりますので、その分についても今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、ありがとうございます。

跡地にそういうのがまだ残っている以上は、近くの子どもさんたちが遊んだりする可能性もありますので、安全性はやっぱり学校がなくなってもですね、そこはある以上は、行政のほうでやっぱり管理していくのが、だと思えます。跡地利用が決まったらなくすところもありますでしょうし、そういうのはですね、ぜひ、安全を第一に考えていただきたいと思えます。

以上、金栗さん、学校施設と質問してきましたけど、最後に、この玉名市、私も今6月議会最後の一般質問となりましたけれども、玉名市の将来を考えた上で、ちょっと一言だけ、ちょっと言っておきたいところがあります。それは、先ほども言いましたように、玉名市の未来を考えたときですね、1番今問題があるのは、恐らく、人口減少とか定住化だと思えるんですよ。人が来ないと、なかなかその税収もふえないし、そのためにはどうするのがいいかと、やはり私のイメージはもう観光振興を切り口にして、やっぱり、まさしく交流人口をふやしていくしかなかっじゃなかかなと思うんですよ。きっと交流がふえることによって人が住むし、例えば、人口もふえていくのかなど。交流をふやすためには何をすればいいのかという観点からいくと、恐らく今回の金栗さんにして

もですよ、新玉名駅周辺も交流人口をふやすための一番の財産でもありますし、そういう意味では玉名市は本当に素材がすぐれて、多くの素材がありますよね。この素材を利用して交流人口をふやすと。私はこれが1番の緊近の課題だと思います。いろんなこともちろんありますけど、箱物の整備、道路の整備、人が来てもらうためには何があるかという、やっぱりあそこに行きたいということになれば、非常に、そこは努力が必要だということですね。市の努力が必要だということで、ぜひこの辺は、行政でも単独でも無理ですし、我々議員でも無理ですし、やはり市民を巻き込んだ形でアイデアをいろんなところから引っ張ってですね、活性化をぜひ、前から言っていますけれども、オール玉名にさせていただきたいなと思っております。

残り4カ月近くに我々もなりまして、いろんな意味で私たち、前回新人で出た8名の方も今回2期目でまた新人の方も出られます。そういう意味ではですね、新たに市議選の洗礼を受けることになるわけです。そういう中で、同日に市長選挙もあるということで、本当に今混沌としているのを市民も見てらっしゃると思います。きょうの朝の西川議員の質問に市長はああいう形で答えられましたけど、もともと先ほどもまちづくりの根底は、玉名青年会議所がしたということを行いましたけど、実は今予定をされている市長候補ですね、すべてが玉名青年会議所出身でございます。そういう意味からすればですね、本当に皆さん立派な方でございますし、いろんな考えも持っていられちゃいます。そういう中で、3人になるんでしょうか、4人になるんでしょうかということで、恐らく西川議員が先ほど聞かれたと思いますけれども、私のイメージはですね、高寄市長は後継をつくられたということ、ちらっと、いろんなところで言われておりますので、本当にまだわからないのか、その辺は聞きはせんけど、私はですね、いろんなある県議の中でも言われておりますので、もう市民の方はそういう認識があります。ぜひですね、高寄市長も私は旧玉名市のときは応援をしておりました。本当に、先輩として尊敬しておりました。そういう中で、玉名市を考えていけばですね、ぜひ、今度の新たな市長には今のところ3人ということですので、だれがなろうと玉名市をいい方向に進めていただくことを祈念して、一般質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で城戸淳君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 4時53分 休憩

午後 5時46分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

申し上げます。

市長から、本日付で追加議案2件が提出されました。

よって、この際、これを直ちに議題といたしたく、日程の追加と日程の順序の変更についてお諮りいたしたいと思っております。

日程第2 市長提出追加議案上程

議第60号 公立玉名中央病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の全部変更について

議第61号 工事請負契約の変更について

日程第3 提案理由の説明

以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。

よって、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更することに決定いたしました。

日程第2 市長提出追加議案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出の追加議案を上程いたします。

議第60号公立玉名中央病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の全部変更について、及び議第61号工事請負契約の変更についての議案2件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第3 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

副市長 斉藤 誠君。

〔副市長 斉藤 誠君 登壇〕

○副市長（斉藤 誠君） 追加提案いたしました議第60号及び議第61号の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議第60号公立玉名中央病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の全部変更についてでございますが、これは一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更

しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、提案するものでございます。

変更の内容といたしましては、現在一部事務組合である公立玉名中央病院企業団において、共同処理しております事務のうち、平成29年10月に設立を予定しております地方独立行政法人熊本県北病院機構に病院事業を移行することに伴いまして、公立玉名中央病院企業団の共同処理する事務を変更するとともに、規約の名称を地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組規約に改め、契約の全部を変更するものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方独立行政法人熊本県北病院機構の成立の日から施行するものでございます。

4ページをお願いいたします。

議第61号工事請負契約の変更についてでございますが、これは平成29年3月27日議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するものでございます。

変更の理由といたしましては、大正開漁港新港部分しゅんせつ工事において、設計当初に見込んでおりました土砂の量が、その後の堆積により増加したこと及び土砂の排出先が変更されたことに伴い、当初契約金額1億7,820万円に対しまして、1,791万42円の増額となりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。

なお、増額につきましては現在、契約の相手方であります株式会社土本建設と変更の仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後、本契約の締結とするものでございます。

以上、追加議案について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「議案及び請願陳情の委員会付託」を行ないます。

議第38号専決処分事項の承認について、専決第3号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第12号）から議第61号工事請負契約の変更についてまでの市長提出議案24件、請第3号金栗四三先生の業績をたたえ、玉名市及び小田校区を全国にアピールすることを求める請願及び請第4号熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見の提出に関する請願の請願2件、陳第6号石貫地区の松本橋の存続と早急な修復を求める陳情の陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち、議第55号人権擁護委員候補者の推薦についてから、議第59号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの人事案件

5 件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第 5 5 号から議第 5 9 号までの人事案件 5 件については、議事の都合により、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。

よって、議第 5 5 号から議第 5 9 号までの人事案件 5 件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第 5 5 号から 5 9 号までの人事案件 5 件の委員会付託を省略いたします。

議第 5 5 号から議第 5 9 号までの人事案件 5 件については、6 月 3 0 日の閉会日にその審議譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました事件を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び請願、陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び請願・陳情付託表

総務委員会

- 議第 3 8 号 専決処分事項の承認について 専決第 3 号
平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 2 号）
（総則・第 1 表歳入歳出予算補正 歳入の部・第 3 表地方債補正）
- 議第 3 9 号 専決処分事項の承認について 専決第 4 号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 0 号 専決処分事項の承認について 専決第 5 号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 2 号 平成 2 9 年度玉名市一般会計補正予算（第 2 号）
（総則・第 1 表歳入歳出予算 歳入の部・第 1 表歳入歳出予算 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費 1 項社会福祉費中 7 目隣保館費 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費、④衛生費〔1 項保健衛生費を除く〕、⑤消防費・第 2 表債務負担行為補正・第 3 表地方債補正）
- 議第 5 2 号 工事請負契約の締結について
- 議第 5 3 号 工事請負契約の締結について
- 議第 5 4 号 財産の取得について
- 議第 6 0 号 公立玉名中央病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の全部変更について

- 議第 6 1 号 工事請負契約の変更について
請第 3 号 金栗四三先生の業績をたたえ、玉名市及び小田校区を全国にアピールすることを求める請願

建設経済委員会

- 議第 3 8 号 専決処分事項の承認について 専決第 3 号
平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 2 号）
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑥農林水産業費・第 2 表繰越明許費補正 変更、⑥農林水産業費）
- 議第 4 2 号 平成 2 9 年度玉名市一般会計補正予算（第 2 号）
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 9 目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費）
- 議第 4 5 号 平成 2 9 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 4 6 号 平成 2 9 年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 4 7 号 平成 2 9 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 4 8 号 平成 2 9 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 4 9 号 平成 2 9 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 5 1 号 市道路線の認定について
- 陳第 6 号 石貫地区の松本橋の存続と早急な修復を求める陳情

文教厚生委員会

- 議第 3 8 号 専決処分事項の承認について 専決第 3 号
平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 2 号）
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費・第 2 表繰越明許費補正 変更、③民生費）
- 議第 4 1 号 専決処分事項の承認について 専決第 6 号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 2 号 平成 2 9 年度玉名市一般会計補正予算（第 2 号）
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費〔1 項社会福祉費中 7 目隣保館費 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費を除く〕、④衛生費 1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費、⑩教育費）
- 議第 4 3 号 平成 2 9 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 4 4 号 平成 2 9 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 50 号 玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について
請第 4 号 熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出に関する請
願

○議長（永野忠弘君） 各委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

明 22 日から 29 日までは委員会審査のため休会とし、30 日は定刻より会議を開き各委員長の報告を求めることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 5 時 5 分 散会

第 5 号

6月30日 (金)

平成29年第4回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成29年6月30日（金曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

- 日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達
- 日程第2 委員会の中間報告
- 1 公共施設等建設特別委員長報告
- 日程第3 委員長報告
- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告
- 4 公共施設等建設特別委員長報告
- 日程第4 質疑・討論・採決
- （議第38号から議第54号まで、議第60号及び議第61号、請第3号及び請第4号、陳第6号、平成28年陳第7号）
- 日程第5 閉会中の継続審査の件
- 日程第6 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）
- （議第55号から議第59号まで）
- 日程第7 委員会の中間報告
- 1 議会基本条例検討特別委員長報告

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

- 日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達
- 日程第2 委員会の中間報告
- 1 公共施設等建設特別委員長報告
- 日程第3 委員長報告
- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告
- 4 公共施設等建設特別委員長報告
- 日程第4 質疑・討論・採決
- （議第38号から議第54号まで、議第60号及び議第61号、請第3号及

び請第4号、陳第6号、平成28年陳第7号)

日程第5 閉会中の継続審査の件

日程第6 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）
（議第55号から議第59号まで）

日程第7 委員会の中間報告
1 議会基本条例検討特別委員長報告

日程第8 市長提出追加議案上程
議第62号 平成29年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
議第63号 普通財産の無償譲渡について
議第64号 工事請負契約の締結について

日程第9 提案理由の説明

日程第10 議案の委員会付託
（休憩中委員会）

日程第11 委員長報告
1 総務委員長報告

日程第12 質疑・討論・採決
（議第62号から議第64号まで）

日程第13 議員提出議案上程
議員提出第2号 玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 提案理由の説明

日程第15 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）
（議員提出第2号）

日程第16 意見書案上程
意見書案第3号 熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出について

日程第17 意見書案審議（質疑・討論・採決）
（意見書案第3号）

閉 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君

11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	瀬崎正治君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	早上正臣君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	福田高広君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	戸寄孝司君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時55分 開議

○議長（永野忠弘君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「全国市議会議長会表彰状の伝達」を行ないます。

去る5月24日、東京都の東京国際フォーラムで開催されました、全国市議会議長会第93回定期総会におきまして、自治功労者として、本市議会の3名の諸君が表彰状をお受けされました。表彰状を贈呈されましたのは、議員30年以上の永年勤続特別表彰として、吉田喜徳議員、竹下幸治議員、議員15年以上の永年勤続表彰として、田中英雄議員、以上の諸君であります。ここにその榮譽をたたえ、心からお喜び申し上げますとともに、長年の御苦勞に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、これより表彰状の伝達を行ないます。被表彰者の方は、演壇の前へお出で願います。

[23番 吉田喜徳君、22番 竹下幸治君、10番 田中英雄君 演壇前へ]

○議長（永野忠弘君） 表彰状。玉名市、吉田喜徳殿。あなたは、市議会議員として30年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰をいたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長、山田一仁。

おめでとうございます。

[表彰状の伝達]

[拍手]

○議長（永野忠弘君） 表彰状、玉名市、竹下幸治殿。以下同文です。

おめでとうございます。

[表彰状の伝達]

[拍手]

○議長（永野忠弘君） 表彰状、玉名市、田中英雄殿。あなたは、市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長、山田一仁。

おめでとうございます。

[表彰状の伝達]

[拍手]

○議長（永野忠弘君） ただいま表彰状を受領されました皆さまにおかれましては、

益々御自愛の上、市政の発展と市民の福祉増進のため、なお一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、全国市議会議長会表彰状の伝達を終わります。

○議長（永野忠弘君） 次の日程に移ります前に、ここで市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 議長のお許しを得、この場をお借りいたしまして、先の市税の滞納処分に係る差し押さえにおきまして、本人確認の不徹底により同姓同名の滞納者とは別人の預金口座の差し押さえを行なったことに対し、当事者の方にはもとより、市民の皆さま、並びに議員各位に対しまして、多大な御迷惑を、そしてまた御心配をおかけし、誠に申しわけなく、ここに深くおわびを申し上げます。

税務業務の手続きには、関係法令の基づき、公平かつ適正に行なわなければなりません。そのためには、徹底した確認作業と十分な精査を求められております。今回の徴収ミスは、基本的な確認事項の見落としによるもので、今後、徴収業務にかかわるチェック体制を見直し、適正な事務取扱の徹底を図り、今後、このようなことがないよう指導に努めてまいります。

○議長（永野忠弘君） 日程に戻り、議事を進行いたします。

日程第2 委員会の中間報告

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「委員会の中間報告」を行ないます。

公共施設等建設特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出があります。

あわせて申し上げます。特別委員会の中間報告につきましては、定例会閉会日において付議事件の審議が終了した後に行なうことを通例としておりますが、今期定例会における同委員会の調査の経過と状況の報告には、一部本日の審議に関連する内容が含まれております。また、付議事件の審議が終了した後の報告では、時期を逸するおそれがあります。よって、この際、本日の議事に先立って、同委員会の中間報告の申し出を許し、委員長の報告を求めることにいたします。

公共施設等建設特別委員長 福嶋讓治君。

[公共施設等建設特別委員長 福嶋讓治君 登壇]

○公共施設等建設特別委員長（福嶋讓治君） おはようございます。

去る5月25日に開催しました公共施設等建設特別委員会における調査の経過と結果

について報告いたします。

今回の特別委員会は、4月4日に開館した岱明図書館に出向き、管内施設の説明を受け、見学した後、帰庁し、議事に移りました。

まず、岱明公民館建設事業についてですけれども、執行部から平成28年12月議会において、岱明町公民館建設と岱明町の将来を考える会から出された請願内容と岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願の内容が相反する内容であるため、議会の対応を踏まえつつ、慎重な対応が必要との考えから、前回の公共施設等建設特別委員会で説明した内容から特段の進展はないとの説明がありました。執行部からの説明の後、委員から、安心安全な公民館の建設を待っている方々に対して、単に議会が足どめをしているような気もする。併設に反対の議員の方々は、新たに執行部に対して意思を示して、1日も早く前向きに進展させる必要があると考えるとの意見があり、また、委員から、相反する請願が提出されており、併設と現地建てかえで意見が二分しており、執行部も簡単には結論が出せない状況があるかもしれないが、この特別委員会で集中して審査するなど、何らかの手立てをしないと陳情合戦のような状況になっておりよろしくない。老朽化した公民館を1日も早く建てかえることには異論はないが、そのやり方が問題になっている。一番大事なのは、地元の意向であり、積極的に地元との話し合いを進めるべきとの意見がありました。また、委員から、現地建てかえの建設費は、岱明ふれあい健康センター併設の場合と比較するために、同規模で建てかえた場合の1,800平方メートルとして平米計算をしてあるが、これは岱明ふれあい健康センターとの共用部分も含めたところの面積となっており、実際、現公民館の延べ床面積は1,000平方メートルしかなく、現地建てかえならば1,800平方メートルもいらぬ。また、両施設を併設すれば利用率が上がるという一般的な見方があるが、実際に利用している方々は、併設することで最終的には両施設とも使い勝手が悪くなると言われている。執行部は、実際に利用される方々の意見を聞いて進めるべきとの意見があり、また、委員から、合併時、岱明ふれあい健康センターの利用が少なかったことから、温泉を掘削して利用の増加を図ったが、利用者は増加していない。公民館とふれあい健康センターは共通する課題も多く、一緒に運営したほうが利用する市民のためにいいんじゃないかとの思いで併設案に賛成した。市道を延伸して、岱明B&G海洋センターの施設と一体的に開発することで、利用価値が増加するのではないかとの意見がありました。

次に、委員から、この特別委員会には、サッカー場の建設や400メートルトラックの整備の要望も上がっている。岱明中央公園グラウンドは、400メートルトラックに拡張する面積が十分あることから、その中にサッカー場1面の整備が可能である。また、高台にあることから、防災公園の機能を持った総合的なスポーツ施設として整備す

ることができるのではないか。また、公民館は併設、もしくは現地建てかえでなくてはだめなのか。例えば、岱明ふれあい健康センターに隣接して、別個に建設するなど、総合的な比較検討はできないのかとの意見がありました。

次に、天水支所周辺施設集約化事業の進捗状況について、天水支所及び天水町公民館等集約施設の増改築及び天水ふれあい館改修工事の指名競争入札の結果の説明と、契約案件として、6月議会に上程する旨、執行部より説明がありました。また、建設予定地の基礎工事では、軟弱地盤補強のため、地盤強化剤にて補強し、周辺道路についても強化舗装を行ない、その際、公民館が建つ側の桜の木、7本を伐採する必要があるとの説明がありました。執行部からの説明のあと、委員から、岱明図書館にあるようなモニタールームの整備はできないかとの質疑があり、執行部から、もともとの大柱の面積が決まっている中で、大ホール等々を配置しており、現状では図書館内にプロジェクターを設置して上映会を開催するような多目的室を整備することは難しいとの答弁があり、委員から、天水図書館の場合は、公民館との複合施設であることから、公民館内にでも検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、岱明図書館では図書スペースからの景観まで配慮してあったが、桜の木はどうしても伐採する必要があるのか。移植等ができないかとの質疑があり、営繕課とも協議をした結果、建設の際にどうしても支障があり、伐採する必要がある。五反池の対面の桜の木は残ることから、図書館の閲覧スペースから十分見えるとの答弁がありました。また、委員から五反池周辺の一体的な整備についても進めてほしいとの意見に対して、執行部から、この公民館施設の完成後、周辺整備については計画があることから、関係課と十分検討していくとの答弁がありました。

次に、委員から、天水図書館の職員の配置はどうかとの質疑があり、執行部から、公民館の集約施設が開館したあとは、図書室から図書館に昇格する予定であるが、他の図書館と同様に、窓口業務を委託し、職員については、最低2人を配置するように協議しているとの答弁がありました。

次に、隣保館の施設整備について。

隣保館は、築35年以上が経過しており、老朽化が進み、耐震安全性が確保されておらず、平成31年度をめどに大規模改修を計画している。大規模改修を進める中で、児童センターとの集約化についても関係部署と協議を進めていくとの説明がありました。執行部からの説明のあと、委員から、平成31年度には大規模改修をするとのことだが、今度の6月議会に補正予算を上程する理由はどうか。もともと計画はなかったのかとの質疑に、執行部から、補正予算で上程する理由は、関係部署との具体的な協議が昨年11月に本格化している。当初予算で耐震診断の委託料は計上していたが、そのほかの改修設計等の予算を今回の補正予算に上程しているとの答弁がありました。

次に、委員から、資料の集約化、イメージ図を見ると、現在の隣保館を児童センターと一体的な施設として整備するように見えるが、集約する効果として、世代間交流と維持管理コストの削減と書かれている。具体的にはどういうことかとの質疑があり、執行部から、隣保館と児童センターが集約されて、隣保館の中に児童センターの機能を持たせることで、隣保館を利用している高齢の方と児童センターを利用している子どもたちが触れ合う場も生じる。また、それぞれの運営コストが一本化されることで、経費の削減につながるものと考えているとの答弁がありました。これに対して、委員から、集約した場合の施設の敷地面積はどうかとの質疑に、執行部から、これからの耐震診断の結果次第で増築するか、建てかえるかということが決定するが、現在のところは、改修だけでは済まないと考えているため、敷地面積はふえるものと考えているとの答弁がありました。また、委員から、これからそれぞれの運営審議会で検討されると思うが、地元の意見に配慮して進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、委員から、児童センターは耐震基準を満たしているのか。集約化したあとは児童センターを解体するのかなどの質疑に、執行部から、児童センターは、新耐震基準で建てられており、解体するかどうかは今後協議の中で決定するとの答弁があり、また、委員から、それぞれの運営審議会は、施設が集約化されたら組織はどうかとの質疑があり、執行部から、それぞれの所管する課が違うため、別々の運営審議会となるものと考えているとの答弁があり、委員からは、審議会をどうするのかも並行して進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、市庁舎跡地利活用に関することについては、本庁舎跡地等活用基本構想に基づく関連予算が平成28年3月議会で否決となり、旧庁舎跡地の一体的な開発構想案は白紙に戻ったことから、旧庁舎跡地は、現在更地となっており、駐車場としての利用がなされている。今後は、跡地の有効活用の観点から活用策について早急に検討すべきであるが、旧庁舎跡地は、玉名第1保育所の建てかえに伴う建設候補地の一つであり、建設地が確定するまでは活用策を検討することは尚早と考えるとの説明がありました。執行部からの説明のあと、委員から、旧庁舎跡地の東側道路、市道横町橋錦橋線の拡張についてはどうなっているのかなどの質疑に、執行部から、新たな構想を整備するに当たって一体的に検討していくとの答弁がありました。これに対して、委員から、旧庁舎跡地については、保育所の建設地の結果次第で活用策を検討することだが、道路を拡張するなら、その分旧庁舎跡地が狭くなることから、道路を拡幅する考えがあるのであれば、その分を除いたところで活用策を模索する必要があるのではないかなどの質疑があり、執行部から、旧庁舎東側のみの道路拡幅でいいのか。ほかにも方法はないのかも含めて検討する必要がある。本年度中に決定する保育所の位置を見極めさせてほしいとの答弁がありました。また、委員から、この道路拡幅の問題については、特別委員会でも

積極的に検討するように申し入れをしているが、どうなっているのか。旧庁舎跡地が更地になっている今でないと道路拡幅は難しいのではないかと。建物が建ってからの構想では遅いのではないかと。質疑に対して、執行部から、旧庁舎跡地をどのようにするかについては、さまざまな意見がある。玉名第1保育所の建設候補地になってもいるし、道路拡幅も含めてどのように整備していくかというのは、できる限り多くの意見を聴取して、新たな構想を早急に策定する必要がある。また、仮に保育所の建設地が現在地に決まれば、建設前に構想も策定しなければならない。道路拡幅に伴う民家の移転についても簡単ではないが、含めて考えているとの答弁がありました。

次に、委員から玉名第1保育所の建設候補地についてはどのようになっているのかとの質疑に、執行部から、文化センター駐車場を含めた保育所の現在地やその他民有地を3、4カ所候補に上げている。ただし、文化センター駐車場を含めた保育所の現在地での建てかえについては、旧庁舎跡地の一体的な開発の問題や崖地の問題、費用の面等から候補地の優先順位からは下がるのではないかと考えるとの答弁がありました。

次に、委員から、保育所の建設地は今年度中に決定することだが、旧庁舎跡地の一体的な開発とあわせて考えていかなければ間に合わないのではないかと。繁根木交差点の交通量の再調査は実施したのかとの質疑があり、執行部から、1月12日に繁根木川交差点の交通量調査をした際は、工事区間を全面開放しての調査であったが、工事中の予告看板設置中であった。交通量が減っていた可能性もあったので、そこで小浜繁根木線の工事完了後に再度交通量調査を行なうこととするとの答弁があり、これに対して、委員から、旧庁舎跡地との一体的な計画になるのであれば、現状でも調査を進めて企画経営課と調査結果を共有すべきであるとの意見がありました。

次に、委員から、旧庁舎跡地の利活用については、いろいろな団体からの提言等があったと思うが、構想に反映されていないとの意見を聞く。提言等はどうかとの質疑に、執行部から、平成26年度に委員会、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会ですが、これを立ち上げ、その委員会の中で提案や要望について審議しており、最終的に集約したものが基本構想となっているとの答弁があり、委員から、委員会では執行部の計画がある中で意見の集約をしたと思うが、その委員会以前に、玉名商工会議所や地域の方々から提言があっていると思う。構想を再度検討するのであれば十分考慮してほしいとの意見がありました。

次に、委員から、旧庁舎東側の道路を拡幅するのであれば、隣接する13軒の民間はどうしても移転することになるが、このことに対する意向調査は実施できないのかとの質疑に、執行部から、これまで市が進めた基本構想では、計画になかったものであるため、そのことに対する意向調査は行っていない。道路の拡幅や民家の移転についても、新たな構想に含めることになれば、意向調査等も考えていくことになるとの答弁で

ありました。

市民会館建設に関するのですが、執行部から、5月18日の条件付き一般競争入札が申し込みが1者で、前日に辞退したことにより、入札ができなくなったとの経緯説明がありました。その対応策として、相互評価点が1,600点以上の業者単体での参加も可能とし、再入札をする方向で準備を進めているとの説明がありました。執行部からの説明のあと、委員から、参加申し込みがJV1者で、入札の前日に辞退したとのことだが、どのように分析しているのか。また、辞退したJV1者の再入札への参加は可能なのかとの質疑があり、執行部から申し込みが1者しかなかった理由としては、地元の業者がほかにかなり多くの現場を抱えていたのが一番の原因だろうと思う。辞退をした1業者については、最初は受注の意志があったが、入札額を算出する時点で採算が合わない等の理由により辞退となったのかもしれない。ゼネコンの希望はあっても、市内業者で組んでくれる業者が見つからないため、参加ができないことも事例としてあろうかと考える。辞退したJV1者の再入札への参加については申し込み可能であるが、同じJVでの申し込みはないのではないかと考えるとの答弁がありました。また、委員から、再入札では、JVに加えて、1,600点以上の業者単体での申し込みが可能となっているが、市内業者同士のJVとすることや、市内業者の負担軽減のため、分離発注とすることもできるのではないかと。音響関係を初めとする特殊な設備については、専門的な業者を指名しての入札とすればどうかとの質疑があり、執行部から、建築単価に関しては、適正な価格であると考えており、予算と工期の範囲内で再入札したい。市内業者同士のJVであるとか、分離発注方式であるとかについては、現時点では考えていないとの答弁がありました。

次に、委員から、延べ床面積5,000平方メートル以上の劇場又はホールの建築工事の受注実績等の条件があるが、市内業者同士のJVは組めるのか。また、熊本地震の影響で建築資材が高騰しており、予定価格が厳しいのではないかと。また、別な委員から、条件を変更して再入札すれば大手業者単独での申し込みの可能性はあるとのことだが、建築資材が高騰している状況で、今の予算内で思いどおりものができるのかとの質疑があり、執行部から、今の時点では予算の範囲内で入札するしかない。予算の範囲内で再入札をすれば1カ月遅れで平成30年度末までには完成できるため一度やってみる。不調に終われば平成30年度までの債務負担の補正が必要となり、工事の時期も遅れてくるので、その際には設計額を見直す必要がある。今の予算額の積算は、去年の実設計した際に計算しており、その時点では十分であるとの認識であったとの答弁がありました。

次に、委員から、積算単価はいつの時点のものかとの質疑があり、執行部から建築の最終的な単価については、発注前の3月に建設物価本、建設コスト情報による単価で積

算している。また、建築の場合は、刊行本に価格がないものが多いので、見積もりによる積算が多くなる。原則、3者以上から見積もりを徴収して、ヒアリングによって価格を決定している。積算は3月の時点で4月に発注をしているとの答弁がありました。これに対して、委員から、3月に積算して4月に発注したのであれば、1月で価格の変動は考えにくい、再入札をしてみるとのことだが、この時期での発注前の単価の調整はやめるべきとの意見があり、また一方で、委員から、事前公表して応札がなかったということは、設計金額を見直すべきではないか。また、1者でも応札があれば落札となるのか。市内業者には、技術者が足りず、1カ月後に再入札をしても市内業者の参加はないと思うとの意見があり、執行部から、今回の入札で複数の業者の参加があっっていて、すべてが辞退されているのであれば、金額が合わないことも考える必要があると思うが、参加の意志があった1者の見積もりが高かったということも考えられるとの答弁がありました。

次に、委員から、仕様書に対してどのような疑義があったのか。また、入札登録業者で条件にある総合評価値が1,600点以上の業者は何者あるのかとの質疑に、執行部から仕様書に対する疑義については、例えば、安全祈願祭の参加人数に関するものから、資材等の同等品を示してほしいといったものまで、多くの疑義があった。また、1,600点以上の業者は26者あるとの答弁があり、委員から、疑義に対する回答で、初めて同等品等の確認ができたため、積算が間に合わず、辞退されたのではないか。仕様書に対する工夫についても気をつけてほしいとの意見があり、執行部から、次の入札に向けて、わかるように変更しているとの答弁がありました。

次に、委員から、3月議会で再議までして予算が通っている。工事の発注については、市内業者の育成まで考えてJV方式としたのであれば、再入札は同じ条件ですべきではないのかとの質疑に、執行部から、3月議会で通してもらったのは、予算額とその債務負担2年間の期間である。特別委員会で発注方法について説明はしたが、予算の範囲内でできることは可能な限り行ないたい。JVに加え、1,600点以上の業者単体でも可能とし、参加の幅を広げていくとの答弁がありました。

次に、委員から、再入札をしてみても不調に終わった際には、単価の見直しや分離発注を検討してみると理解していいのかとの質疑があり、執行部から、再入札を7月中旬に予定しているが、結果が出なかった場合は、次の特別委員会で対応策について説明したいと考えるとの答弁がありました。

次に、委員から、再入札で一番懸念されているのは落札額に合わせて工事を行なった際の質の低下にあるが、どう考えるかとの質疑に対して、執行部から、再入札において金額が合わず辞退が複数社あった場合は、やはり今の資材の高騰や労務費も含めて設計をやり直す必要があると考えるが、例えば、音響設備の品質を落としてまでこの事業の

予算内におさめる考えはないとの答弁がありました。

最後に、サッカー場建設について、執行部から、平成28年度、平成29年度当初予算でサッカー場建設事業基本設計等関連予算が削除された経緯と、先の3月議会から間もないことから、慎重に検討する必要がある、前回の特別委員会から状況の変化に至っていないのが現状である。サッカー場建設事業基本設計等関連歳入歳出予算については、財源と考えている合併特例債の期限からすると建設が現実的に厳しい状況ではあるが、早急に対応できないことから、一旦減額を行ない、適当な時期に再度追加提案したいとの説明がありました。執行部からの説明のあと、委員から、前回までの説明では、建設候補地付近の斜面に設置された太陽光パネルは、競技への影響や排水についても問題ないとの説明であったが、現地に行って確認したが、建設場所として選択せずによかったとの意見があり、また委員から、太陽光パネルの問題や400メートルトラック整備の要望があっている件は、十分認識されていると思う。岱明中央公園グラウンドの300メートルトラックを400メートルに拡張して、サッカー場整備が可能かどうか、一度図面に落として検討してほしい。また、以前、防災公園として整備するには人口規模等により補助の対象外との説明であったが、熊本地震の発生や南海トラフ地震に対する備えから、避難場所の整備が求められていることもあり、何らかの補助が受けられないか再度検討をお願いしたいとの要望があり、執行部から、建設場所については、現在は伊倉中北地区としているが、建設地を岱明中央公園グラウンドとする可能性については、サッカー場建設検討委員会の建議を基本として選定してきたことから、今後、建議を考慮しながら検討していく必要があるとの答弁がありました。

次に、委員から、サッカー場建設については、検討委員会の答申があつて、桃田運動公園周辺となっていると思うが、検討委員会での再協議はあるのか。また、今後の建設までのスケジュールはどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、検討委員会は一旦終了しているので、再協議は考えていない。今後のスケジュールについては、当初の計画では、平成29年度に基本設計をして、翌年度に実施計画、造成といった完成まで4年間の計画であり、農業振興地域の除外や用地買収も含むため、スムーズに行なっても平成32年度末の完成となっているとの答弁がありました。

その他、委員から、個人住宅の屋根に設置しているもの以外で電気事業所として太陽光発電パネルを地面に設置しているものを数多く見かけるが、大雨時の排水の問題と防災上、検討に入る時期にきているのではないかと。実態の把握をしてほしいとの要望がありました。

以上、審査案件に対する質疑応答の後、今後も引き続き調査、慎重審議をする必要があることから、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、公共施設等建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、公共施設等建設特別委員長の報告は終わりました。

日程第3 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「委員長報告」を行ないます。

これより各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について各委員長の報告を求めます。

議第38号専決処分事項の承認について（専決第3号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第2号））から、議第54号財産の取得についてまで、飛んで、議第60号公立玉名中央病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の全部変更について及び議第61号工事請負契約の変更についての市長提出議案19件、請第3号金栗四三先生の業績をたたえ、玉名市及び小田校区を全国にアピールすることを求める請願及び請第4号熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出に関する請願の請願2件、陳第6号石貫地区の松本橋の存続と早急な修復を求める陳情及び継続審査となっております、平成28年陳第7号北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情の陳情2件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

あわせて継続審査の申し出があります。請第1号岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願の請願1件、以上の事件について、中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） こんにちは。

総務委員会に付託されました案件は、議案9件、請願1件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第38号専決処分事項の承認について専決第3号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第12号）中付託分であります。

執行部から歳入歳出それぞれ8,668万9,000円を追加し、総額を357億3,464万円とするもので、内容として、地方債補正については、限度額の変更によるもの。また、歳入の主なものは、市税の決算見込みによるもの、譲与税及び各種交付金の決定による補正で、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金等歳入の項目ごとに説明がありまし

た。

委員から、地方消費税交付金の減額はとの質疑に、執行部から、地方消費税交付金については、平成28年度の当初予算の計上で、平成27年度の決算見込みに国が示した地方財政計画の伸び率を見込んで13億2,700万円で計上していたが、交付決定額が11億1,400万円であったため、今回、減額をしたとの答弁でした。委員から、被災住宅の解体費の補助率で国が2分の1、残りは一般財源ということだが、全額玉名市の負担になるのか。また、解体費の見込みはとの質疑に、執行部から、財源は2分の1が市の負担、その内、95%が特別交付税で措置される。また、解体費見込みとして全体で約2億円であるとの答弁でした。委員から、農林水産業費分担金は、暗渠排水工事の受益者負担かとの質疑に、執行部から、国の制度変更により、これまで地元が直接建設業者に発注を行っていたものが、平成28年度の国の二次補正から市の直接工事となった。国の補助率が1反当たり15万円から10万円に引き下げられたので、補助の残額については地元負担であるとの答弁でした。委員から、歳出の16万円はとの質疑に、執行部から、近隣の市町村の実績をもとに測量設計を含めて算出、16万円で予算計上していて、10万円との差額が地元負担となるとの答弁でした。委員から、今までは業者と農家が直接契約していたので15万円でもよかったのが、今度市が発注するようになったので、測量等で上がったということかとの質疑に、執行部から、そのとおりであるとの答弁でした。委員から、同じ施工をするのに、今まで自己負担がないものを今年度より自己負担が発生するというを、市としてどうした計算をするのかと質疑があり、執行部から、市としては、地区の考えに沿って事業を行なう。地区の中で相談、決定された負担金捻出方法をもとに工事を行なうので、市としての指導は行なわないとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第38号中付託分については、原案のとおり、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第39号専決処分事項の承認について専決第4号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴うもので、平成29年度税制改正に伴う地方税法の改正で、個人住民税、軽自動車税、固定資産税に係る改正との説明がありました。

委員から、保育所の受け皿整備とは、また、玉名市に該当はあるかとの質疑に、執行部から、対象となる施設は認可外の施設のうち、許可事業である事業者内保育事業と同じ業務を目的とする施設において補助金を受けて実施される保育サービスを提供する施設という定義である。また、今年中に1カ所完成予定で、平成30年度分の固定資産税から適用を受けることができるとの答弁でした。

委員から、災害に関する税制上の措置で、被災代替家屋の特例で一部損壊でも住めない場合は適用になるかとの質疑に、執行部から、被災代替家屋としての適用条件は、罹災の程度が半壊以上で、建てかえまたは取得した家屋の面積が被災家屋の面積相当分が減額対象で、被災家屋は滅失や売却等がなされていなければならぬ条件があるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第39号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第40号専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴うもので、保育の受け皿制度の促進のための課税標準の特例措置、災害に関する税制上の特例措置であるとの説明がありました。

特に質問もなく、審査を終了し、採決の結果、議第40号については、原案のとおり、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第42号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分でありませぬ。

執行部から、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億9,275万1,000円を追加し、総額を363億287万8,000円とするもの、その内容として、熊本地震復興基金交付金を活用した、農家の自力復旧支援事業ほか3事業に係る経費及び4月の定期異動と機構改革に伴う人件費の組み替え、債務負担行為補正、地方債補正等歳入歳出の項目ごとの説明がありました。

委員から、強い農業づくり交付金でハウスで6億8,500万円と説明があったが、何棟か、またどこにできるかとの質疑に、執行部から、低コスト耐候性ハウスは7組合51棟、集出荷貯蔵施設は玉名農業協同組合2施設、また、場所については、ハウスは玉名地区が6カ所、大浜地区が1カ所との答弁でした。

委員から、防犯灯補助金について、今回の補正では何%になるかとの質疑に、執行部から、51.4%と試算をしているとの答弁でした。

委員から、支所の窓口業務について、今回、岱明支所を2名、横島支所を1名、天水支所を1名にするのは、検証してから決めたのか。行なった上で検証するかとの質疑に、執行部から、今回、非常勤職員の予算をお願いしているが、まずは職員で対応するのが基本である。サポートをする非常勤職員が必要であるため、補正をお願いしている。検証をしながら進め、無理が生じる等の場合は、今後補正を考えているとの答弁でした。委員から、契約上は毎日3支所、4人、3人、3人をそろえるようになっていた。チェックをしているのかとの質疑に、執行部から、岱明支所4人、横島支所3人、

天水支所3人という契約ではなく、この業務に関して適切な配置をとる契約なので、今のところ岱明支所4人、横島支所3人、天水支所3人で行なっている。業務の状況で委託会社が判断をして行なっている状況であり、毎日同じ人数がいるとは限らないとの答弁でした。委員から、契約上の履行がされていないとの質疑に、執行部から、窓口人数については、委託会社の事情により人数が変動するときもあると考えている。業務に対しての必要人数の契約である。委託契約上においては、基礎として、岱明支所4人、横島支所3人、天水支所3人であることは間違いないとの答弁でした。委員から、契約上、岱明支所4人、横島支所3人、天水支所3人になっているのであれば、そのとおりに配置すべきではないか。また、委託会社が窓口の人数を調整できるのかとの質疑に、執行部から、31の業務は委託会社に委ねる契約なので企業の判断であるとの答弁でした。委員から、4人の確保はできているのかとの質疑に、執行部から、現在行なっている民間委託社員10人の中で4人の方から非常勤職員として継続したい旨の確認はできているとの答弁でした。委員から、現在、支所にいる職員は窓口経験があるのか。8月以降は窓口経験者を配置できないかとの質疑に、執行部から、未経験の職員もいるようだ。8月までに研修等を行ないたい。また、通常の職員の異動は4月の定期異動だが、不足の場合は検討したいとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第42号中付託分については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第52号工事請負契約の締結についてであります。

執行部から、玉名市総合体育館メインアリーナに空調設備の設置工事を行なうもので、契約の方法は、管工事の建設業許可業者で、かつ特定建設業を有する業者による条件付きの一般競争入札で実施し、結果、株式会社誠工社が落札し、同社と仮契約中で、本契約の締結をするものであり、入札の公告に条件と共に、低入札価格調査基準がある旨を報告し、入札額が調査基準額を下回ったため、低入札調査を実施し、審査会に諮り、承認後、仮契約となっているとの説明がありました。委員から、仕様書の部品と違うところがあれば、同じ冷却能力であるとか、条件付入札なので、その機種を使うことが条件ではないのかとの質疑に、執行部から、設計にあるのが宇土市の類似のもので、同等の能力があればよいとしている。聞き取りの中で、その旨を伝えているので、同等もしくはそれ以上の能力であれば製品として認めることになっていて、今現在、どれを使用するかは、本契約をしていないので、何を使うのかは言えない状態で保留になっている。業者から何を使用するか提示されていないが、同等もしくはそれ以上のものを設置すると理解されて結構であるとの答弁でした。委員から、竣工検査をして、劣っていた場合、変更させる契約になるのかとの質疑に、執行部から、契約の中で、同等製品としているので、それ以下の場合はやり直す契約であるとの答弁でした。委員から、工事

の途中でも違う製品を使用した場合、そのチェックはできる体制になっているのかとの質疑に、執行部から、そうしたチェックはきちんとしているとの答弁でした。委員から、5月22日の日に指導はしていないかとの質疑に、執行部より、指導はしていないとの答弁でした。委員から、今回の入札の予定価格は事前公表か。また、今回最低価格を下回ったので、聞き取りのやり取り後新たに見積もりをとって差しかえなどをしていないかとの質疑に、執行部から、事前公表である。業者から提示されたものは、仕様書とは違うと想定されたが、それまで判断はしていない。業者の判断でされたと思われる。見積もりは再度もらっていないとの答弁でした。また、今回の入札については、実績はうたっていない。予定価格は公表していて、最低制限は誰も知らない。入札者が低入札基準価格を下回るかはわからない。今回、最低基準を下回っていた。市としては、設計書、仕様書を示して入札をされたと理解し、施工については、各部材の承認願いが出るので、製品が劣るようであれば当然許可しない。終了後、検査でやり直すことはあり得ないので、市が求めている入札価格でできるという前提で市として管理をしていきたいと考えるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第52号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第53号工事請負契約の締結についてであります。

執行部から、天水公民館及び天水支所新築工事と、天水保健センターふれあい館の改修工事を行なうもので、契約の方法は、建築一式工事の建設業許可業者で特定建設業を有する市内8社にて指名競争入札を実施し、結果、株式会社池田建設が落札し、同社と仮契約中で、本契約の締結をするものであるとの答弁でした。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第53号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第54号財産の取得についてであります。

執行部から、小学校のパソコン教室で児童用及び教職員用の機器に使用するため、サーバ、パソコン等の機器を購入するもので、契約の方法は6業者による指名競争入札で、入札を実施し、結果、西部電気工業株式会社熊本支社が落札し、仮契約中で、本契約の締結をするものであるとの説明がありました。

委員から、今回の購入で学校のパソコンはすべて入れかわるのか、また、メーカーは同じかとの質疑に、執行部から、パソコンは5年をかけて1,139台整備する計画で、本年度が最終年度になり、今回、横島小学校、玉水小学校、小天小学校、小天東小学校への導入で、今回115台導入するもの、メーカーについては、平成25年度から28年度までは同一のメーカー、今回は異なるメーカーであるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第54号については、原案のとおり、全員異議なく

可決すべきものと決しました。

次に、議第60号公立玉名中央病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の全部変更についてであります。

執行部から、現在、一部事務組合である公立玉名中央病院企業団において共同処理している事務のうち、平成29年10月に設立を予定している地方独立行政法人熊本県北病院機構に病院事務を移行することに伴い、公立玉名中央病院企業団の共同処理する事務を変更するとともに、規約の名称を地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合規約に改め、規約の全部を変更するものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第60号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第61号工事請負契約の変更についてであります。

執行部から、平成29年第2回定例会の議題37号で3月27日に議決した大正開漁港新港部分しゅんせつ工事の請負契約の締結についての一部を変更するものである。内容として、大正開漁港の港内の水深を確保するため、堆積している土砂をしゅんせつするもので、当初設計に見込んでいた土砂がその後の堆積により増加と、埋め立て場所での土砂排出口の変更等により、株式会社土本建設が請負った契約額を1,791万42円増額し、1億9,611万42円に変更するとの説明がありました。

委員から、前回も別の場所に変更があっっていて契約額が増額となっている。今回、土量の増加や排出先の変更の理由で増加提案がされているが、毎回変更している感がある。測量は平成28年の2月に実施しているが、海のことだから変化する。しゅんせつはしなければならないが、工事の直近の数字を出すと変更しなくてもいいのではないかと、質疑に、執行部から、工事については、平成29年度に繰り越すもので、変更は予算の確定時期と測量期間の問題と圧送の延長によるものとの答弁でした。委員から、工期はいつまでか。また変更にならないのかとの質疑に、執行部から、県との協議で設計をしていたが、排出先は玉名市だけでなく、ほかの自治体が先に排出した関係で延びたもので、来年度は余裕を持ったところで県と協議をして設計をしていきたいとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第61号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第3号金栗四三先生の業績をたたえ、玉名市及び小田校区を全国にアピールすることを求める請願であります。

委員から、NHKの大河ドラマになることで、玉名市に予想以上の多くの方が来られると思う。また、玉名市と地元と協力して請願の内容ぐらいの整備をして、玉名市をアピールしてほしい。記念館の整備は大変かと思うが、地元のほうも協力的だと思うの

で賛成であるとの意見でした。

次に、委員から、記念館はそうそう簡単にできるものではないと思われるが、自宅は空き家状態なので、親族とも相談し、見学できるようにできればと思うので賛成であるとの意見でした。

また、小田区長会も3市町協議会と一緒にやっていきたいとのことであるとのことでした。

委員から、3市町協議会は原則公開にできるようにとの意見がありました。委員から、以前からの資料など、いろんなところに声をかけて収集し、迅速に対応してほしいとの意見がありました。

以上で審査を終了し、採決の結果、請第3号については、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 委員長報告の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時05分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き、委員長報告を行ないます。

建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 今期、建設経済委員会に付託されております議案8件及び陳情1件、並びに継続審査としておりました陳情1件について、委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議第38号専決処分事項の承認について専決第3号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第12号）中付託分についてであります。

歳出の部6款農林水産業費が5,668万9,000円の増額、そのうち主なものは、団体営農業農村整備事業に関して、補助金9,976万3,000円を減額し、工事請負費として1億4,948万4,000円を増額するものであります。これは農林水産省の政策の見直しにより、工事発注形態がこれまで農業者が工事を発注していたものが、市が発注することに変更となり、あわせて国からの補助金、10アール当たり15万円が10万円に減額され、工事経費に不足する分が農業者の自己負担となるものであります。また、繰越明許費の補正としては、熊本地震被災者向け経営体育成支援事業における繰越額の決定に伴う繰越額の変更等などであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、団体営農業農村整備事業の補助額が減額にな

った理由はとの質疑に、執行部から、制度開始当初、工事費に10アール当たり25万円から30万円ぐらいかかると見られ、2分の1補助の15万円の補助としていたが、実際全国的にも約15万円ぐらいでできていた。これを受け100%補助となる15万円では多いとの判断から3分の2の補助となる10万円となったと聞いているとの答弁でありました。また、委員から、市発注の工事費は試算ではどれぐらいになるかとの質疑に、執行部から、10アール当たり16万円を見込んでいるとの答弁でありました。これを受け、委員からは、これまで農業者の負担はなかったか。これからは10アール当たり6万円の負担が発生することになる。平等性はどう考えるかとの質疑に、執行部から、説明会では、地区によっては施工が既に終わっているところ、今後予定されているところの全部の事業費を均等に割って、平等に負担するところもある。また、入札により落札額が16万円より下がることや、地形によってはそれ以上にかかることもあると思われると説明しているとのことでありました。現在、負担があっても事業を実施したいか再度要望を取っているとの答弁でした。また、委員から、今回の補正分87.09ヘクタールは、すべて工事するのかとの質疑に、執行部から約15ヘクタールが返納になる可能性があるが、できるだけ実施できるようにしたいとの答弁でありました。また、委員から、これまで負担がなかったから実施を希望してきたところもあるだろうし、負担があるとなると平等性はどうなるのか。他市町村では、農家に頑張ってもらうため、町村が負担しようとするところもあるようだ。玉名市でもそういった取り組みをしてほしいとの意見に、執行部から、近隣市町村の状況を確認して、努力していきたいとの答弁でありました。また、委員から、被災者向け経営体育成支援事業の対象と補助率についての質疑に、執行部から、全壊や半壊の判定を受けた農業用の倉庫や機械が対象であり、倉庫などの解体についても補助がある。農業用倉庫については9割、農業用ハウスについては共済加入者で9割、非加入者で8割の補助であり、現状回復のための見積もりをもとに補助されるとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第38号中付託部分については、原案のとおり、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第42号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分についてであります。

歳出の部4款衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費が158万6,000円の減額、6款農林水産業費は7億1,975万2,000円の増額であり、主なものは、JAたまなのトマト選果場施設の高度な施設整備やミニトマト選果場の拡充等に対する生産総合事業補助金で、6億8,589万2,000円の増額、農地耕作条件改善事業で2億1,247万5,000円の減額は、当初予算では計上されておりましたが、暗渠排水事業について、国の政策変更による発注形態の変更に伴う、5地区の減額などであり

ます。7款商工費は1,482万1,000円の増額、8款土木費は9,020万8,000円の増額、主なものは、熊本地震で被災し、公共事業の対象とならない宅地について、生活再建を支援するため法面や擁壁などの復旧工事に対する補助を行なう被災宅地復旧支援事業補助金であり、4,418万6,000円の増額などであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、平成31年のNHK大河ドラマでは、主役の1人に玉名市名誉市民の金栗四三氏が決定し、また、平成30年は西郷隆盛が主役ということで、西南の役の高瀬の戦いも関係し、さらに先日の日本遺産認定と、これから玉名市を売り出していくために大変忙しくなると思われるが、ふるさとセールス課職員の体制として増員しなくても大丈夫かとの質疑に、執行部から、市役所内関係各課で横断的にそれぞれ役割を分担しながら対応している。臨時職員など必要があればお願いしたいとの答弁でありました。また、委員から、人口減少を減らすため、交流人口を増やすことは重要であり、この機会にみんなが盛り上がるよういろいろ考えていきたいとの意見がありました。また、委員から、玉名市のDMOが主導していかないといけないのではとの質疑に、執行部から、玉名観光協会は、DMOの候補法人で、まだDMOとしての実績はない。平成29年度は5カ年計画の策定事業にいるとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第42号中付託部分については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第45号平成29年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158万6,000円を減額するものであり、定期異動に伴う職員給与等の調整によるものであります。

委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第45号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第46号平成29年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ92万1,000円を減額するものであり、定期異動に伴う職員給与等の調整によるものであります。

委員から特段の質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第46号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第47号平成29年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、収益的収出について64万円の増額で、定期異動に伴う職員給与等の調整によるものであります。

委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第47号については、原案

のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第48号平成29年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、収益的収入について11万4,000円の増額、収益的支出について924万8,000円の増額であり、定期異動に伴う職員給与等の調整などによるものであります。資本的収入については9,750万円の増額、資本的支出については1億円の増額であり、施設建設費の増額によるものであります。そのほか企業債の補正などであります。

委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第48号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、第49号平成29年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、収益的支出について2万4,000円の減額であり、職員給与等の調整によるものであります。

委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第49号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第51号市道路線の認定についてであります。

これは県道大浜小天線の一部710.8メートルを市道として引き継ぎ、大浜小天旧県道線として市道認定するものであります。

委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第51号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第6号石貫地区の松本橋の存続と早急な修復を求める陳情についてであります。

委員から、改修する見込みはあるかとの質疑に、執行部から、この橋は木造橋で強度から見ても補修は不可能でかけかえになると思われる。ただ、繁根木川の河川改修が終わっておらず、河川協議が必要で、試算でも2億から3億円ぐらいかかると思われる。農耕用の橋なので、農地整備課とも協議して進めていきたいとの答弁でありました。さらに、委員から、農耕車輛に限定するなど、地域の方々とも話し合っただけで検討してもらいたいとの意見やH型鋼を利用した橋を臨時的に設置し、かけかえにつなげてはどうかとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、陳第6号については、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、継続審査としておりました、平成28年陳第7号北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情についてであ

ります。

執行部から、現在、地権者等から事業実施に対する同意率は74%であり、今後、県外の方や同意していない人を説得していくと聞いている。8月中旬までに最低95%の同意が得られるか見守っていききたいとの報告がありました。

以上、執行部から説明を受け、委員から、現在の同意率では事業はできないので同意が95%以上集まったときに、改めて出してもらったらどうかとの意見や、陳情を出され、地元役員や職員も努力されているので8月まで待つてはどうかとの意見があり、採決の結果、平成28年陳第7号については、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

また、このほかの部分です、企業誘致、空き店舗対策、市道の管理など多岐にわたって質疑がありました。

今議会、建設経済委員会に付託されておりました議案審議の経過と結果を建設経済委員長の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

〔文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇〕

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） 今期、文教厚生委員会に付託されました議案6件、請願1件について審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第38号専決処分事項の承認について専決第3号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第12号）中付託分について、3款民生費は3,000万円の追加で、熊本地震被災住宅公費解体について、新規受付による経費の増額によるものです。また、第2表繰越明許費補正につきましては、熊本地震被災住宅解体処理事業の金額を変更するものです。

執行部からの説明のあと、委員から、契約済み110棟のうち、すべて完了したものは何棟かとの質疑に、執行部から、110棟が契約済みのうち、すべて完了したものは105棟になっているとの答弁がありました。

次に、委員から、すべて居宅か、空き家もあるのかとの質疑に、執行部から、解体棟数201棟の内訳は、居宅が56棟、空き家が35棟、倉庫が93棟、その他物置等17棟となっているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第38号中付託分については、原案のとおり、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第41号専決処分事項の承認について、専決第6号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、玉名市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準額の改正で、5割軽減

対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき額を現行の26万5,000円から27万円に、2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき額を現行の48万円から49万円にそれぞれ引き上げ、低所得者の負担軽減を図るものです。

執行部からの説明のあと、委員から、所得の基準額の改正によって対象者はどのくらいふえるのかとの質疑があり、執行部から、5割軽減を拡大することによって、世帯で22世帯、被保険者数で46人増加し、軽減額で122万8,650円の増加、2割軽減を拡大することによって27世帯、61人の増加となる軽減額で61万4,260円増加する試算をしている。合計では184万2,910円の軽減額の増加となり、税金はその分減少となるとの答弁がありました。

次に、委員から、軽減された税金の財源負担はどうかとの質疑に、執行部から、大部分が平成29年度の基盤安定負担金の中で軽減分の措置がなされることになるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第41号については、原案のとおり、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第42号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分についてですが、3款民生費は3,701万5,000円の追加で、主なものは、隣保館の改修工事、基本設計業務などです。また、4款衛生費は394万1,000円の減額、10款教育費は1,214万9,000円の追加で、主なものは、復興基金交付金活用事業として、被災自治公民館の建てかえや修繕に要する経費を補助する自治公民館再生支援事業補助金、被災した地域の神社・お堂・ほこらなどの建てかえや修繕に要する経費を補助する地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金と「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～」が日本遺産の認定を受けたことによる菊池川流域日本遺産保存活用協議会への負担金です。

委員から、今年度になってから待機児童は何名になったか。保育士の確保ができなかったことが要因かとの質疑に、執行部から、4月1日現在で、0歳児が3名、1歳児が8名、2歳児が1名、3歳未満児の12名となっている。昨年よりも保育士は確保できているが、3歳未満児の入所希望が多かったことから対応ができなかったとの答弁がありました。また、委員から、民間と比べて臨時保育士の待遇はどうなっているかとの質疑に、執行部から、2年前、臨時保育士の1日単価を増額するに当たって、県内市町村との比較検討をしているが、他市町村と比較しても幾分高い設定となっている。民間の他の業種との格差については把握できていないとの答弁があり、委員から、約4割の方が保育士の資格を持っていながら他の業種についているとのデータもあることから、民間の方のほうが待遇改善が進んでいることが影響しているのではないか。保育士の待遇

を改善しないことには待機児童の問題も解消しないことから、福利厚生、休暇、賞与、退職金等も含めて民間業種との待遇について比較調査をしてほしいとの意見がありました。

次に、委員から、ほかの保育所にはあきがあっても、希望する保育所にあきがないことで待機児童になっている場合もあるのかとの質疑に、執行部から、入所に当たっては、面接等で第3希望まで調整して入所していただいている。特定の保育所を希望する方もいるが、人数的には少ないとの答弁がありました。

次に、委員から、自治公民館再建支援事業補助金が1,674万円計上されているが、もともと震災当初から補助金申請をされていたものか。また、申請地区と補助額はどうかとの質疑があり、執行部から、去年の地震の際に、被災したあとの相談があったものについては、現地を確認し、既に市単独補助金を交付しており、今回、復興基金を活用した自治公民館再建支援事業補助金の対象外となっている。また、申請地区は5地区で、建てかえが1地区、修繕が4地区となっており、補助額は認可地縁団体が所有するものについては、補助対象経費の4分の3以内の額で、認可地縁団体以外が所有するものについては、2分の1以内の額となっているとの答弁がありました。

次に、委員から、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金の対象施設はどういうものがあるのか。また、申請状況はどうかとの質疑があり、執行部から、地域や集落の核となっていたような祭りや行事、地域活動の場として利用されている施設が対象で、お宮やお堂、ほこら等に対して、復興基金の事業の対象として補助金を交付するもの。4月中に相談を受けていた31件について予算を計上しており、今後も申請を受け付けていくとの答弁がありました。また、委員から、例えば、地域にあるような八幡宮等の宗教施設は補助の対象になるのかとの質疑があり、執行部から、補助の対象となっている施設は、玉名市内にあること、専ら地域の住民が利用するもの、専ら地域の住民が交代で維持管理しているもの、祭りや地域などの地域活動に現に活用され、今後も活用を継続するものが条件となっている。また、補助の対象者は、対象となる施設を管理する集落又は自治会等となっているため、宗教法人や個人は対象にならないとの答弁がありました。

次に、委員から、要保護児童の就学援助費について、小学校入学前に交付できるよう国の制度が改正されたが、どのように考えているか。導入が困難な理由は何かとの質疑があり、執行部から、就学援助費については、各市町村の独自事業となっているため、支給額にも差異がある。導入が難しい理由としては、市内在住の園児であれば小学校入学の把握ができるが、転出転入を伴う場合、支給の重複や支給額の差額の取り扱いをどうするかといった問題もある。県下でも先行して導入している熊本市と天草市の2市の実施方法等を参考とし、必要な見直しを加え、導入年度について決定したい。早くて平

成31年度入学児童が対象となる。30年度予算に計上できればと考えるとの答弁がありました。

次に、委員から、中学校の就学援助費については、平成30年度から導入できないかとの質疑があり、執行部から、転出入の差額等の問題を精査した上で、市内居住の小学6年生にだけ入学前に支給することも視野に入れて考えるが、学校側との調整も必要であるため、学校の意見も聞きながら検討していきたい。できるかぎり新入児童や生徒には、入学前の負担が少しでも減るように、他市の事例を踏まえて入学前に支給できるような努力をしたいと考えるとの答弁がありました。

そのほか、小中学校への空調設備導入、玉陵中学校プレハブ校舎への空調設備の導入、小学校統廃合における跡地管理と利活用、スクールバスの運用導入等について質疑がなされました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第42号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第43号平成29年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ4,954万1,000円を減額し、総額を109億9,014万5,000円とするものです。

主な内容は、3款後期高齢者支援金等の平成29年度高齢者医療制度事業納付金額等の確定見込みによる後期高齢者支援金の減額等でございます。

執行部からの説明のあと、委員から、市町村の国民健康保険が都道府県化することによって保険料は上がる見込みなのかとの質疑に、執行部から、平成30年4月に都道府県化が開始となるが、現在、市が県に支払う納付金及び標準保険料率の算定を県が行っており、標準保険料率は現行の保険料率よりも上がることが示されている。ただし、平成30年から国が財政支援を1,700億円ほど拡充することが決定しており、公費の拡充分については、本年8月以降に拡充分を含めたところで再度計算をして、標準保険料率を示すとの通知があつているとの答弁がありました。

次に、委員から、納付金を県に納めることになれば、国保加入者の生活実態が見えない中で、強引な保険料の徴収や差し押さえにつながらないかとの質疑に、執行部から、仮に保険料が上がるからといって強引な差し押さえ等は行なわない。これまでどおり、それぞれの生活実態を調査して、総合的に判断するとの答弁がありました。

次に、委員から、都道府県化に当たって、各市町村の保険料率は当面市町村で決定し、議会の議決を経て定めることになるのか。県下統一はまだ先かとの質疑に、執行部から、本来であれば、同じ保険料が望ましいと思うが、現状、保険料は市町村で相当な開きがあり、将来的には統一を目指すと同っている。現段階では、各市町村議会の議決を経て定めることになるとの答弁がありました。また、委員から、医療費の適正化計画

を策定する予定はないのかとの質疑に、執行部から、市としては、健全な国保財政の運営のために医療費適正化は最も重要なものと認識しており、レセプト点検の強化や健康をサポートすることによって医療費を減らすといったさまざまな視点があると思うが、平成27年度に策定した玉名市データヘルス計画の中でも適正化計画を掲げており、これに基づいて医療費適正化計画を進めている。平成30年度からは第2期の計画が開始するため、見直し作業も行なっている。あわせて、玉名市特定健診等実施計画も同様の計画プランとなっており、この2つの計画の中で、きちんと医療費適正化のための仕様を定めて、適正化を地道に進めていくとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第43号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

このほか、執行部より、平成28年熊本地震により玉名市国民健康保険被保険者の一部負担金及び保険税の減免措置の状況について報告があり、委員から、対象世帯の状況、平成28年4月にさかのぼっての減免が可能か。医療機関で支払う一部負担金についての質疑がありました。

次に、議第44号平成29年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ8,752万2,000円を追加し、総額を80億8,116万8,000円とするものです。

主な内容は、歳出の7款諸支出金で、平成28年度の介護給付費等の決定に伴う国、県及び支払基金への償還金です。

執行部からの説明のあと、委員から、介護保険計画の委託をやめて九州看護福祉大学の協力のもとで、職員で作成するに至った理由は何かとの質疑に、執行部から、計画は製本して全世帯に配布するものでもなく、改めて計画を見直すに当たって、計画内容は職員が考えて、委託業者がまとめるものであり、荒尾市でも職員で作成していることから、職員で作成してみることにしたとの答弁がありました。

次に、委員から、委託から切りかえて職員みずから作成しようとする場合は、勉強のための研修費等についても考慮してほしいとの意見があり、前向きに検討するとの答弁がありました。

次に、委員から、委託料減額の内訳はどうなっているかとの質疑に、執行部から、当初前回委託した業者に見積もりをとって、574万6,000円の予算を組んでいたが、九州看護福祉大学に協力をお願いする分の100万円を残して減額し、別に時間外手当を100万円計上しているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第44号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第50号玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定についてです

が、これは、不登校児童生徒の教育支援に関する事業を行なうため、条例の整備を図るものです。

改正の内容は、心理的な理由などから登校することが困難な玉名市立小中学校の児童生徒を対象に、通学復帰が図られるような教育支援を行なうため、玉名市教育センターに教育支援センターを設置し、特別職、非常勤職員の教育センター指導員を配置するものです。

執行部からの説明のあと、委員から、不登校の児童生徒に対してどのような学習指導を行なうのかとの質疑があり、執行部から、学習指導のみならず、生活指導を含めて行なう。学習指導については、学校での学習内容を中心に行なうが、時間も限られていることから、興味を持つようなものを中心に行なう予定との答弁がありました。また、委員から、教育支援は何名を想定しているのか。また、児童は教育支援センターまでどのようにして通うのかとの質疑に、執行部から、玉名市には教育相談員もいて、また、教育事務所にはスクールカウンセラーやソーシャルワーカーもいて情報を共有している。教育支援センターが開所すれば8名程度は通わせたいとの連絡を受けている。教育支援センターまでは保護者の送迎をお願いするとの答弁でした。また、委員から、対象者は中学生も含むのかとの質疑に、執行部から、将来的には中学生も対応しなければいけないと考えているが、中学校には教室に入れない生徒に対応している適応教室があるため、そういう場所がない小学生を中心に考えているとの答弁があり、これに対して、委員から、指導員には教員免許を持っている方をとのことだが、中学生も含めて対応する場合、教員免許はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、そうなれば小中学校の両方の免許を持っている方を採用することになるのではないかと答弁がありました。

次に、委員から、指導員の報酬が1日6,000円というのは安いのではないかと質疑に、執行部から、基本的には教育支援センターの開室は毎週火曜日の9時30分から午後0時30分までの3時間であるため、自給に換算すれば2,000円となり、十分と考えるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第50号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請願の審査について、請第4号熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出に関する請願についてです。

請願の趣旨は、熊本地震の被災地では長期間に及ぶ避難所生活を余儀なくされ、現在も仮設住宅や借り上げ仮設、修理もできない自宅で生活している。発生から1年が経過したが、いまだ復興は十分ではなく、多くの被災者が住宅再建を望んでいるが、全壊家屋への支援金は増額されたものの、一部損壊に至っては支援金は全くなく、再建はなかなか進んでいないのが現状である。現在、全国から寄せられた義援金や自治体独自の支

援制度が創設されているものの、被災者生活再建支援法の改正、国による被災自治体への一層の支援が強く求められている。このことから、熊本地震による被災したすべての住民が住宅を再建し、元通りの生活を取り戻せるよう被災者生活再建支援額の増額と一部損壊、半壊以上の住宅再建の支援策を創設するよう、国への意見書の提出を求めるもの。

この件について、委員から、議第38号で居宅56棟が公費解体されたとの報告があったが、生活はどうしているのかとの質疑があり、執行部から、みなし仮設住宅に入居されている方が30件、残りの方は、倉庫を改造したり、店舗を居宅にしたりしている状況であるとの答弁があり、これに対して、委員から、みなし仮設住宅を補助する期間は何年間か。また、生活再建が難しい場合の援助について、国、県の動向はどうかとの質疑があり、執行部から、最長2年間県からの補助があり、家賃、仲介料、敷金まで補助の対象となっている。みなし仮設住宅の補助の延長については、県から市町村に対するアンケート調査の依頼があっており、結果次第では延長も十分考えられるのではないかと考えているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、請第4号については、原案のとおり、全員異議なく採択すべきものと決しました。

その他、執行部より、日本遺産に認定された「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稲』物語」～」について説明がありました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 公共施設等建設特別委員長 福嶋譲治君。

〔公共施設等建設特別委員長 福嶋譲治君 登壇〕

○公共施設等建設特別委員長（福嶋譲治君） 公共施設等建設特別委員会に付託されました請第1号岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願について審査の経過と結果について報告いたします。

委員から、請願者である27名の岱明区長さん方の意見は尊重するが、この4月で交代している方もいることから継続審査としたいとの意見があり、一方で、1日も早い建設を望まれている方が大半を占めていることから、この請願は採択すべきとの意見がありました。

次に、委員から、昨年12月議会に公民館を利用される団体から、ふれあい健康センター併設と現地建てかえも視野に入れた十分な検討を行なう場をつくってほしいという趣旨の請願を採択している。3月議会では、区長さんから併設による早期建設の請願が出た。また、3月議会で審議をしている最中に、地元では、現在、現地で建てかえの署名活動もあっており、場合によっては、次の議会に請願、もしくは陳情があるかもしれない。そういう状況がある中で、3月議会終了以降、執行部は地元の区長さんを初

め関係者の方々との意見交換はしたのかとの質疑があり、執行部から、地元区長さんとの説明会等は行っていないとの答弁がありました。

審査の後、請第1号については、挙手による採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

以上で、公共施設等建設特別委員会に付託されました請願の審査報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑・討論・採決

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

4番 徳村登志郎君。

〔4番 徳村登志郎君 登壇〕

○4番（徳村登志郎君） 公明党の徳村でございます。

私からは、請第4号熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出に関する請願、これについて不採択との立場からの意見を述べさせていただきます。

請願書の要旨にもあるとおり、熊本地震被災者の支援は、だれでもが望むところであり、しかし、慎重にこの請願書を検討させていただきましたが、幾つかの問題点が考えられます。

まず、この請願書には、全体的に予算の裏付けがなく、何を幾らとの具体性にも欠けています。この請願書の要望にある、一部損壊、半壊以上の住宅再建の支援策を創設することについても、熊本県内で一部損壊約1万8,000棟とあるように、予算の、仮に補助金上限20万円としても、全棟を対象とするならば、二、三百億円は必要になるのではないのでしょうか。現在、熊本県の復興支援金としては、特別交付税510億円、宝くじ交付金13.2億円です。この規模の基金は、一つの県では過去に例のない金額であり、地域の実情に応じて具体的な対策が実行中で、崖崩れや液状化などの宅地被害でも被害の大きな地域からの対応が進んできている状態です。それにつけ加え、現金約500億円が各市町村に配分されています。また、これは一部損壊世帯にも配分されております。

玉名市においては、罹災証明を他市よりも長く5月いっぱいまで受け付けられていました。一部損壊の住宅、倉庫などの復旧工事にも玉名市被災住宅等復旧事業補助金が熊本市独自補助事業として行なわれてところであります。この事業の受付は、昨年12月いっぱい完了し、現在、補助金候補も復旧工事完了をもって終了する予定です。新設された熊本地震被災者支援課も今年度いっぱい終了の予定です。このような状態を鑑みても、地震直後ならともかく、さまざまな支援が行なわれている現在、なお支援金の増加や支援の拡充を求めるのはいかがなものかと思われまます。もし、この請願が採択された後、意見書が提出され、支援見直しとの状況になれば、新たな罹災証明の申請者が考えられ、ようやく終息してきた市の業務が増大することも考えられます。阪神淡路大震災や東北大震災のときでさえ、国費としては一部損壊の保障はありませんでした。法制度の見直しとなると、すべてが支援の対象となる一部損壊そのものの規定が見直しをされる懸念があります。認定基準が段階的に分けられて厳しくなったりし、災害からの復旧・復興をできるだけ早く実現させるための認定作業にも大きな影響が出てくるだけでなく、今後、大規模災害発生時に適用されるとなると、多くの支援金を支払う財源として税金が必要となり、結局は国民が負担を担う形とならざるを得ません。

以上の理由を持ちまして、この請願書の採択に反対いたします。

最後に、先ほど閉会された山鹿市議会、菊池市議会、そして熊本県議会において、いずれもこの請願は不採択する議決がなされました。議員各位におかれましては、御賛同のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 15番 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は、請第4号熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出に関する請願に賛成の立場から討論を行ないます。

文教厚生委員会では、この請願が全会一致で採択されたと委員長の報告がありました。被災者の気持ちに寄り添った良識ある判断が示されたものだと思います。

御承知のように、公的な支援制度が全くない一部損壊住宅について、玉名市では、その修理費用を玉名市の単独事業として県内市町村の中で一番早く取り組みを開始しました。玉名市の施策が県内市町村の被災者支援においても大きな影響を与えたことは、マスコミでも評価されています。今日までに補正予算を2回追加をして、総数が1,100件、総額1億7,600万円の事業になっております。この事実は、一部損壊住宅への支援を求める市民の声がこれほど多くて、切実であるということの証明であります。

ただいま公明党の徳村議員が請願に反対する理由として、請願書には、予算の裏付けがない、いわゆる財政的な根拠が書いてないと。また、新たな職員の仕事がふえるとな

どの意見がありました。

私は、市民から出された請願書に、その実現のために予算の裏付けを示してあるものを見た記憶はありません。以前、徳村議員紹介の請願書にも財源の根拠は示してなかったような記憶があります。

市民は、税金を支払っております。納税の義務が課せられています。支払った税金の使い道について、被災者生活再建支援制度の増額や一部損壊、半壊以上の住宅再建支援策を創設するなど、市民が行政に意見を言うのは当たり前の権利であります。財源が示していないということで、市民の含意を否決することは市民の権威を著しく阻害することではないでしょうか。そして、新たな仕事がふえるということもあるでしょう。職員の仕事量は増加することもあるでしょう。職員は、公僕としての自覚のもとに、職務に専念をしております。市民のための仕事量が増加することなどを苦にする職員は全くいません。むしろ時間外手当が不十分な中で仕事を遂行せざるを得ない職員の勤務状態の改善こそ、議員が心配して率先して取り組むことが重要ではないでしょうか。

私は、熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出に関する請願について、願意妥当と認め、賛成をいたします。

熊本地震災害から1日も早い復旧・復興は、これは被災者のみならず、県民、国民の悲願であります。

議員の皆さん方の良識ある御判断をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（永野忠弘君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

[田畑久吉君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 田畑議員。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 議第52号ですか、玉名市総合体育館メインアリーナの空調設備工事請負契約締結に反対をもちまして一言述べさせていただきます。

この問題はですね、入札以前からいろんなことがありましてですね、私の議員としての情報収集の中でいろんなことが出てきました。ある職員からある企業にどここの会社にさせないようにするにはどうしたらよいかとかね、それを企業に持ちかけて、その持ちかけた、聞いた人がまた次の会社に話をして、その社長から私にはっきりと聞きました。ただ疑問は、一職員さんが何でこんなことをされるのか。公平公正であり、中立であるべき職員がですね、何でこんなことをしようとされるのかという疑問。

それから、5月11日に入札がありまして、5月12日に開札がありました。その開札の時点で、5者が入札し、4者がまあ標準が幾らか知りませんが、大体標準より上だということで、1者だけ低入札価格で入札している。そのパーセントはもう執行部

が公表しておられますので、88.58%だったですかね。いう結果が出ております。しかし、この低入札、今回の入札に関しては低入札価格も採用される。しかしながら、入札規定の中に、18項目からなる書類の提出が義務付けされております。5月22日のその10日間において、5月22日に低入札価格の調査がっております。その時点で18項目の中の9番目にあります、資材購入先とか、その関係先とかいうものがありましてですね、それがどうなったとかは私は、その開示を求めておりませんので知る由もありませんけども、その調査があった明くる日、23日にですね、低入札した会社が仕様書にうたってある機器を所有する会社に、8時6分に見積もり依頼をしております。その意味が低入札調査のあとの翌日であってね、それはどういう意味か私はわかりませんがですね。その23日は副市長も市長もどっかに出張でおられなかったようでございますけど、これは反対理由の一つではございませんから、御了承ください。

そういうことで、23日の見積もりをもらって、もう24日には即決定通知が各業者に行っているわけですね。そういった流れの中で、そのある会社が営業にまあ来たらしいんですよ。「あんたち会社は市役所に来るよりね、もう入札は決まったから早くここにあいさつに行かんね」と、これは熊本弁ですよ、熊本弁でそういったらしいですよ、「早よ行かんかい」で、「ここに来たってもう何もならんばい」、ある職員は、「あんたちの会社は最近うわさが悪いばい」というような情報も収集しました。ただ、その人たちが心配されるのはね、何で一職員がそこまで発言されるのか。何でたかがそこまで組織が緩んでしまったのか。非常に今後の市政に対して心配しておられました。

私は、そういった流れをですね、情報収集、議員としての、一議員としての情報収集を知り得たわけです。発言された方はいつでも証言しますと言っておられましてですね。だから、私は、皆さん方に賛同してくれじゃないです。ただ自分が、自分の胸の中に詰まったものがですね、どうしてもすっと降りていかない。これが私の今回の反対理由でございますしね、一議会の、玉名市議会の議員として、一人の議員として、一人の市民としてですね、これはやっぱり正確に私は反対を、表明しておかないと自分の立場がないという気持ちで、きょうは反対表明をさせていただきました。

どうもありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） これにて討論を終結いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時25分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決に入ります。

まず、専決処分予算議案の採決に入ります。

議第38号 専決処分事項の承認について 専決第3号
平成28年度玉名市一般会計補正予算（第12号）

以上、専決処分予算議案1件について、採決いたします。ただいま採決に付しております議第38号に対する各委員長の報告は、いずれも承認であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第38号については、承認することに決定いたしました。

次に、予算議案の採決に入ります。

議第42号 平成29年度玉名市一般会計補正予算（第2号）
議第43号 平成29年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第44号 平成29年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第45号 平成29年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
議第46号 平成29年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）
議第47号 平成29年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
議第48号 平成29年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
議第49号 平成29年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

以上、予算議案8件について、一括して採決いたします。ただいま採決に付しております議第42号から議第49号までの予算議案8件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第42号から議第49号までの予算議案8件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、専決処分条例議案の採決に入ります。

議第39号 専決処分事項の承認について 専決第4号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
議第40号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議第41号 専決処分事項の承認について 専決第6号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、専決処分条例議案 3 件について、採決いたします。ただいま採決に付しております議第 3 9 号から議第 4 1 号までの専決処分条例議案 3 件に対する各委員長の報告は、いずれも承認であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第 3 9 号から議第 4 1 号までの専決処分条例議案 3 件については、いずれも承認することに決定いたしました。

次に、条例議案の採決に入ります。

議第 5 0 号 玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 1 件について、採決いたします。ただいま採決に付しております議第 5 0 号に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第 5 0 号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第 5 2 号 工事請負契約の締結について

以上、1 件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第 5 1 号 市道路線の認定について

議第 5 3 号 工事請負契約の締結について

議第 5 4 号 財産の取得について

議第 6 0 号 公立玉名中央病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の全部変更について

議第 6 1 号 工事請負契約の変更について

以上、議案 5 件について、採決いたします。ただいま採決に付しております議第 5 1 号、議第 5 3 号及び議第 5 4 号、議第 6 0 号及び議第 6 1 号の議案 5 件に対する各委員長の報告は、可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、議第 5 1 号、議第 5 3 号及び議第 5 4 号、議第 6 0 号及び議第 6 1 号の議案 5 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第 5 2 号 工事請負契約の締結について採決いたします。

本案は起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第52号に対する委員長の報告は可決であります
が、異議があります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第52号については、原案の
とおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

請第4号 熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出に関する請
願

以上、請願1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

請第3号 金栗四三先生の業績をたたえ、玉名市及び小田校区を全国にアピールす
ることを求める請願

以上、請願1件について採決いたします。ただいま採決に付しております請第3号
に対する委員長の報告は、採択であります。委員長の報告のとおり決定することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、請第3号については、採択す
ることに決定いたしました。

請第4号 熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出に関する請
願について採決いたします。

本件は起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております請第4号に対する委員長の報告は採択であります
が、異議があります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、請第4号については、採択す
ることに決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

平成28年陳第7号 北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系に
おける水田構造改善事業を求める陳情

以上、陳情1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

陳第6号 石貫地区の松本橋の存続と早急な修復を求める陳情

以上、陳情1件について採決いたします。ただいま採決に付しております陳第6号
に対する委員長の報告は、採択であります。委員長の報告のとおり決定することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、陳第6号については、採択することに決定いたしました。

平成28年陳第7号 北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情について採決いたします。

本件は起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております平成28年陳第7号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。平成28年陳第7号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、平成28年陳第7号については、不採択と決定いたしました。

日程第5 閉会中の継続審査の件

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

まず、付託事件の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

公共施設等建設特別委員長より、目下、公共施設等建設特別委員会において審査中の請第1号岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願につきましても、会議規則第111条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり各委員長から会議規則第111条の規

定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第6 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第55号人権擁護委員候補者の推薦についてから、議第59号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの市長提出議案5件を一括議題といたします。

これより委員会付託を省略しておりました議第55号から議第59号までの人事案件5件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議第55号から議第59号までの人事案件5件については、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議第55号から議第59号までの人事案件5件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第55号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

議第55号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第55号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第56号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

議第56号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第56号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第57号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

議第57号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第57号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第58号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

議第58号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第58号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第59号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

議第59号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第59号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

日程第7 委員会の中間報告

○議長（永野忠弘君） 日程第7、「委員会の中間報告」を行ないます。

議会基本条例検討特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

議会基本条例検討特別委員長 江田計司君。

〔議会基本条例検討特別委員長 江田計司君 登壇〕

○議会基本条例検討特別委員長（江田計司君） こんにちは。お疲れです。

議会基本条例検討特別委員会に付託され、現在調査中であります、議会基本条例の検討及び制定に向けた調査のための事項の調査の経過につきまして、中間報告をいたします。

前回の中間報告から本日までの間、4回の委員会を開催いたしております。

初めに4月28日開催の第5回委員会及び5月8日開催の第6回委員会の2回の会議について経過を御報告いたします。

本委員会における調査の具体的な展開として、当初の予定では、まず、基本理念・基本方針の草案をそれぞれ作成し、それをもとに条例の方向性のほか、改革事項を拡散的に定めるといった流れで考えておりました。しかしながら、時間的な猶予が少ない中、基本理念、基本方針が形になるのを待っていたのでは、改革事項の協議に移れず、本委

員会の調査が進捗を見ないこと。また、条例先行型による改革の推進を目指す本市議会においては、先にすべての改革事項を洗い出し、逆にそこから集約的に基本理念、基本方針を構築していったほうが本市議会の個別性・独自性を言語化しやすいことから、調査の展開方法を修正することといたしました。そこで、この5回及び第6回の2回にわたる委員会では、本市議会が議会基本条例を制定するに当たり、条例に何をうたい込むのか。先進自治体の事例及び本市議会が描く理想の議会像から個別の検討事項を可能な限り抽出し、その中から議会基本条例に規定する事項を選定するといった作業へと取りかかりました。この2回にわたる委員会では、抽出した前文を含む全78項目に及び事項について協議を実施。議会基本条例の一般的な組み立て方については、その象徴的な前文を初めとし、6つの大きなカテゴリーから構成されていることは、先の定例会で御報告を申し上げたとおりであります。検討事項78項目をこのカテゴリーに従って分類しますと、前文のほか、総則のカテゴリーで6項目、議会及び議員の活動原則のカテゴリーでは10項目、市民と議会との関係のカテゴリーでは7項目、議会と市長等の関係のカテゴリーでは13項目、議会の権能強化のカテゴリーで42項目、見直し手続きのカテゴリーでは3項目、以上のような内訳であります。

事務局からの各項目の内容及び詳細に対する説明を踏まえ、委員会でその内容を精査しながら、協議・検討を行ないました。その過程で、委員から出された主だった意見につきまして御報告いたします。

意見1、議会報告会のあり方について。議会報告会に関しては、他市の事例のように、会期ごとに地区別で報告会を開くといった開催義務規定はやめて、開催方向に融通をきかせたほうがよい。現在、先進自治体の議会報告会は、座談会や意見交換会などに、その開催形態が切りかわってきている。報告会という形にこだわらず、自分たちの議会活動の実態を外部に知らせる場が必要であり、それを踏まえた規定にするべき。

意見2、議会報告会にかわる一般会議の開催の是非について。この一般会議とは、他市において先細りになってきている。議会報告会にかわる会議体として、市政全般にわたる意見交換を行なうべきものとする。検討事項78項目の中に、市民と話し合うという趣旨の規定が幾つかあるが、そもそも議員は公選による市民の代表として議会に参加し、市民の代表として一般質問などを通じて市民の要望を述べている。このように、市民との意見交換は、議員それぞれが日々密接に行なっており、その点では、議会の意思と市民の意思との間に差はない。あえて一般会議の開催規定を設ける必要性はないと考える。

意見3、議会基本条例の見直し手続きについて。検討事項の中では、議会改革推進会議という会議体を設置し、ここにおいて条例の見直し、検討を行なうとしているが、条例の見直し・検討の所管は議会運営委員会に任せてもいいのではないかと考える。新た

に委員を選出し、一からの見直しとなると情報が広がりにくいと懸念する。それよりも、むしろ会派代表者会議で内容を煮詰め、議会運営委員会で詳しく議論して、全員協議会で承認するといったような段階的協議の方式を採用したほうが運営がスムーズにいくものと考える。

意見4、反問権を設定することの是非について。執行部は、議長からの要求に基づき、説明員として議会に出席している立場にあり、法は元来、説明員が質問することを想定していない。ただ、論点の明確化のため、執行部が質問の趣旨確認とする機会を与える意味での反問は認めてもよいが、その目的は、あくまで議論を深めることにある。反問権行使の事例の多くは、議員側の質問の論点が執行部側にうまく伝わらずに、逆に執行部が聞き返すケースが大半であるとされている。そもそも議員は、行政に関してアマチュアであり、執行部はプロの立場にある。そうした両者の立場の違いがある中で、説明員の範囲を超えた質問を認めるならば、議事が成立しないおそれがあることは、十分に想定される。

意見5、議会に対する自主的な協力者である議会サポーターの必要性の是非について。議員は、必要に応じ、その時々で自分の支持者や専門家に相談して意見を聞くなど、何らかの形で第三者から陰ながらのサポートを受ける場面もそれぞれ持っている。だが、議員は通常、サポーターを募ってまで議会活動を行なわないし、募ることに対しても、いかななものかと考える。これを明文化してまで運用する必要はない。

意見6、予算・決算における政策説明資料の作成について。執行部が論点情報として事前に議会に提出された説明資料をもとに、議員同士が討議を行なうというのが基本条例の制定により、構築される議員間討議の形である。現在、予算に関しては、所管委員会の中で執行部より口頭で説明はあるものの、事業内容が予算書に明記してないため、非常にわかりにくい。数字だけを提示されてもある程度の詳しい資料がそろってなければ議員間での自由討議は実現性に乏しい。よって、施策説明の資料については、執行部に対し、ある程度の充実を求めたい。また、これにあわせて、予算決算特別委員会の設置を希望する。

意見7、議員による政策提案について。現在、本市においては、議員が政策提案・政策提言をする機会が欠けている。今後、議会側の政策を予算に反映させていくためには、議会内で政策を立案し、合意形成を図っていく、全議員で構成される政策討論会の設置が必要。全議員による討議・討論により、形成された政策があって初めて執行部とかんかんがくがくの政策論争を交わすことができると考える。

意見8、議会における論点情報の説明について。現在は、市長等の附属機関の会議を傍聴しておけば、議員は執行部の政策形成過程における情報を得ることができるが、逆に、会議に入らなければその過程を理解できない側面が多分にある。また、附属機関に

議員が参画すると、執行部に対して、その議員を担保とした、ある種、議会のお墨つきを与える形となり、執行部の議会への説明が充実しないことに加え、議会内にも附属機関の決定事項に反対しにくい風土がつけられる傾向にもある。特に、現在の附属機関は、傍聴が可能なものと不可能なもの両者が存在し、取得できる情報にも差がある。しかしながら、議員は、市民の代表として当然傍聴を認められるべき立場にあると考え、議会の権限強化を図るならば、附属機関の傍聴を原則可能と改めさせるべきである。そうすることで、議員は、論点情報を得ることができるし、いかに有益な情報を取得できるか否かは、傍聴に対する議員個々人の努力次第、また、附属機関の会議を傍聴して、会議内容を異議や意見があれば一般質問等を通じて、その運営をただしていくほうが議会としてもやりやすいし、合理的でもある。

意見9、各種会議の公開の是非について。余りにもインターネット等の公開等で公開し過ぎると言葉に気をつけなくてはならず、どうしても発言が鈍ってしまう。会議の主宰者において、事案の内容によっては、公開・非公開を詳細に判断できるよう権限を持たせた上で原則公開にするべき。

以上のような多数の意見が出された次第であります。そして、この2回にわたる委員会での調査と協議の結果、議会基本条例のカテゴリーごとに選定された個別検討事項をそれぞれ御報告申し上げます。

まず、総則のカテゴリーについては、1、目的、2、定議、3、最高規範性、4、条例の位置づけ、5、基本理念、6、基本方針、以上、6項目。

次に、議会及び議員の活動原則のカテゴリーにおいて、議会の活動原則、議会の運営原則、議員の活動原則、議長の権限と役割、災害時の議会对応、委員会及び委員長の活動原則、会派、会派代表者会議、全員協議会、以上8項目。

次に、市民と議会との関係のカテゴリーでは、市民と議会の関係、以上1項目。

次に、議会と市長等の関係のカテゴリーでは、市長等との関係の基本原則、市長による政策等の形成過程の説明、予算・決算における政策説明資料の作成、法第96条第2項の議決事項の追加、議会の委任による専決処分、確認の機会の付与等、議会意見の尊重、附帯決議への対応、採択請願・採択陳情への対応、以上、9項目。

次に、議会の権限強化のカテゴリーでは、これはさらに小カテゴリーに細分しております。

まず、小カテゴリー1の自由討議では、自由討議による合意形成、議員間討議による意見集約、政策形成・政策立案・政策提言等、政策討論会、委員会による政策提言、委員会の適切な運営、以上6項目。

小カテゴリー2の適正な議会機能では、調査機関の設置、検討会等の設置、議会改革推進会議、議員研修の充実強化、以上4項目。

小カテゴリー 3 の議案及び政策の審議及び調査では、一問一答、発言の取り消し勧告、専門的知見の活用、適正な議会費の確立、以上 4 項目。

小カテゴリー 4 の市民との情報共有では、情報の共有と公開、議会活動に関する資料の公開、会議の公開、議会広報の充実、広報広聴機能の充実、以上 5 項目。

小カテゴリー 5 の政務活動費では、政務活動費の執行及び公開、以上 1 項目。

小カテゴリー 6 の交流及び連携の推進では、広域政策への取り組み、以上 1 項目。

小カテゴリー 7 の議員の政治倫理、身分及び待遇では、議員の政治倫理、議員定数、議員報酬、議会事務局の体制強化、議会図書室の充実強化、議員の懲罰、以上 6 項目。

また、議会の機能強化のカテゴリー全体としては 27 項目。

最後に、見直し手続きのカテゴリーにおいては、見直し手続き、議会活動の評価制度、検討・検証、以上 3 項目。これに条例の前文を含んだ合計 55 項目を選定し、この選定結果をもとに、議会基本条例の素案を作成し、早急に取りかかることといたしました。

また、第 6 回委員会のあと、5 月 23 日、24 日の両日にかけて、委員派遣により議会改革の先進自治体である北海道帯広市議会、北海道芽室町議会を訪問いたしました。北海道は、全国で初めて議会基本条例を制定した栗山町の影響もあって、議会改革が進んだ先進地域であります。

まず、帯広市議会においては、委員会中心主義に基づく委員会活動の充実、議員政策研究会について視察を実施。今後、本市議会が実施を目指す議員間討議による政策形成、政策提案、政策立案の運用実態、政策研究を行なう会議体の運営のあり方について、細部にわたり調査研究を行なってまいりました。

次に、芽室町議会について、芽室町議会は、早稲田大学のマニフェスト研究会が毎年実施している議会改革度調査で、2014 年度及び 2015 年度の 2 度にわたって全国ランキングで 1 位となった議会改革の先進自治体。人口約 1 万 9,000 人、議員定数 16 名の自治体ながら、改革のデパートと称され、次々と新機軸の政策を打ち出している議会でもあります。また、2016 年度の速報値でも 1 位に輝き、3 年連続で全国ランキング 1 位という偉業を達成し、今、議会改革において最も注目されている議会でもあります。芽室町議会においては、議会活性化計画、議員研修計画、北海道大学公共政策大学院との包括的連携協定事業計画、議会モニター制度、アドバイザーとしての議会サポーター制度、議会改革諮問会議、議会基本条例、政策形成サイクル導入、通年議会、議会 ICT 推進計画、災害時対応基本計画、以上の多岐にわたる事項について視察を実施。本市が議会基本条例の制定を目指していく上で、達成すべき改革事項や新機軸の導入について細部にわたり調査研究を行なってまいりました。

かわりまして5月29日開催の第7回委員会についての経過を御報告いたします。

前回の第6回委員会には、個別検討事項の中から選定した55項目の事項、そして委員派遣により視察を行なった北海道帯広市議会と芽室町議会の先進的取り組みを参考に作成された、議会基本条例の素案の内容について確認をいたしました。条例の構成は、前文を初め、全49条にわたる条文にて構成。先進自治体や県内他市の議会基本条例と比較して、条文数が平均の1.5から2倍と、かなり大きな分量となったが、その理由としては、本市の議会基本条例が他市に見られる議会の基本的事項だけを定めたものにとどめるのではなく、本市議会がこれから改革を進めていくに当たって、達成しようとする改革事項を多岐にわたって積極的に採用したこと、そして、最高規範にふさわしい条例とすべく、条項の内容を充実させたこと、条例における本市議会の独自性を追求したことに起因します。これは本市の目指す議会基本条例が低整備型、名目型とやゆされないために条例を強力に作り込んだ成果のあらわれであることにとらえております。また、この第7回委員会では、条例の素案の策定に当たり、発言に関する規定をさらに充実強化し、発言内容の制限及び不穏当発言等の取り消し勧告等として追加整備。

これは近年、議員のやじや失言により、世論から批判される事例が多いことに鑑み、本会議における不穏当発言、不規則発言の抑制を促し、議会の品位と品格を保持することを目的とした規定を整備しようとするものであります。事務局からの条例の素案に対する説明を踏まえ、委員会で行なわれた協議内容を取りまとめたものを、御報告させていただきます。

協議事項1、反問権について。あくまで質問の中身を確認するという意味での反問とし、論点を明確化し、議論を深めるといった目的の反問を設定。よって、質問の趣旨を理解するために、聞き返すという意味での範囲の発言にとどめるものである。また、これに執行部の答弁の質を上げるといった意味合いもある。議員の質問に執行部側が十分理解できないまま、的の外れた答弁、論点の食い違った答弁がなされるよりは、きちんと質問の趣旨を確認した上で、充実した答弁がされることへの期待を込めて、規定することとした。

協議事項2番、全員協議会の公開について。全員協議会においては、会議内で個人情報等の取り扱いもなされる中、どういう形での公開を行なうかであるが、全員協議会では今、会議規則の規定に基づき、委員会同様に公式の会議に格上げされている。つまり、委員会条例に準じた公開に耐えうる内容の会議体でなければならない。よって、委員会同様に傍聴の希望者があれば傍聴を許可するとともに、インターネットやケーブルテレビ等の中継により、対外的にも公開をしていく。ただし、中継については、現在、全員協議会室にカメラの設備がないため、条例の制定に合わせて、今後早急に整備を進めていく。

協議事項 3、議会基本条例の最高規範性について。議会基本条例の理念を浸透させるために、一般選挙を経た任期開始後、条例の研修を行なうことを義務規定として設ける。議会基本条例は、最高規範として議会を最上位にくる理念条例であり、議員活動の根本となる条例、だからこそ、議員に研修を義務付け、制度理解を深める必要がある。

協議事項 4、議会の災害対応について。昨年、熊本地震という大規模災害を経験し、行動指針策定の必要性を痛感した。基本条例に規定根拠を置いた、議会の災害時における行動基準を別に定めるとしているが、これについても本委員会であわせて整備を進めていくこととする。

協議事項 5、会派の規定について。人数の要件など、会派に関する規定を議会基本条例にどこまで盛り込むかについてだが、条文中には、会派の設置根拠をうたい、その詳細について柔軟に対応できるよう、別に要綱で定めることとする。また、会派代表者会についても同様、条文中に設置根拠を規定し、その詳細は要綱で定めることとする。

協議事項 6、議会の I C T の取り組みについて。議会の情報技術推進については、議会基本条例とは別に計画を整備して進める。タブレット端末導入に当たっては、費用負担の検討のほか、議会において活用するには、議事堂内の通信環境の整備等が必要となるため、今後、議会事務局と情報管理課との間で協議を重ねながら議員の意向に沿った形での整備を進めていく。先々の方向性としては、議会基本条例の制定後に設置を予定している議会改革推進会議において、議会 I C T の推進を新たに進めていってもいい。ほかにも、議会 I C T 推進に伴い、一般質問において、タブレットを利用した資料提示にスクリーンを活用するとすると、議場内におけるスクリーンの設置場所の検討も必要となる。これらは本会議の運営のあり方にも関わってくるので多面的に協議を進めていく。

協議事項 7、委員会における資料の公開について。委員会審査の材料として、執行部側から一時的に提供され、審査後に回収される資料については、執行部側の都合により、外部に対し公開できない情報もある。その公開の可否については、基本的に執行部の判断による。基本条例に委員会資料の公開規定を設けるならば、不開示情報に該当する場合は、公開しない旨を規定するなど、回避措置を設け、情報の保護に配慮することとする。

協議事項 8、議会基本条例制定後の見直しについて。本委員会は、条例制定後は調査終了に基づき解散となる。制定後の議会基本条例の見直し等を初め、議会改革を継続していく特別委員会を設置するか。又は、任意の会議体を別に設置するのか。それとも議会運営委員会への所管を移行するのか。それぞれの議会によってやり方が分かれるところである。本委員会でも、これまでさまざまに意見が出されたが、本市議会においては、議会改革推進会議を設置し、そこで議会基本条例の見直しと検討を行なうこととす

る。

協議事項 9、市民に対する説明責任について。本委員会において、議会報告会の開催義務規定は採択しなかったが、そのかわりとして、各種委員会に機動性を持たせることとする。仮に、議会へ市民に対する説明要項があったときは、その要望内容により、所管の委員会が専門性と機動性を生かして対応するとともに、多様な市民との意見交換の場を設けていく。

だが、委員会に依存するのではなく、議員個人レベルでも市民からの説明要求に対応できるだけの材料を備えること。また、市民の意向の把握に努め、意見要望等を取り上げ、その内容及び対応については、定期的に市民に周知していくとともに、議会に対して問いがあったときには、何らかの形で回答を外部に発信できるよう、市のホームページを初め、ソーシャルネットワークの活用などを検討していく。

協議事項 10、自治基本条例との兼ね合いについて。議会基本条例の制定後、自治基本条例にうたわれている議会の規定を完全に削除するのか、それともそのまま残しておくのか、その検討を進める必要がある。他市においては、自治基本条例が包括的に議会に関する規定をうたい込む場合は、自治基本条例が議会基本条例より上位に位置した上下関係にある。逆に、自治基本条例が議会に関する規定をうたっていない場合には、自治基本条例と議会基本条例は並列で、対等関係にあるといった事例が比較的多く見受けられる。ただ、県内他市の状況を見ても、自治基本条例の制定は、熊本市、合志市について本市が 3 例目。これに対して、議会基本条例は、既に 7 市が制定済み。この状況からもわかるとおり、必ずしも両方がそろって整備されているわけではない。自治基本条例に規定される議会に関する条文は、議会基本条例において、より高度な内容で、かつ緻密にうたい込んでいくため、二元代表制を尊重するなら自治基本条例から議会に関する規定のすべてを削除し、議会基本条例を自治基本条例と同列・同格扱いとするのが理想である。

以上のような協議が行なわれた次第であります。

以上、第 7 回委員会の経過報告であります。

第 8 回委員会の経過について御説明をいたします。

この第 8 回委員会では、条例の素案に対し、次の 2 点において大きく変更を加えております。

まず 1 点目は、議会基本条例に制定根拠を置く、玉名市議会災害対策基本条例（仮称）の策定であります。当初より、基本条例内に議会の災害時行動指針を盛り込むとの方向で協議・検討を進めておりましたが、災害時に議会がとるべき対応等をより具体的に整備すべく、行動指針により格上げした条例の形で議会の災害対応における理念条例として定めることといたしました。これは昨年の熊本地震の際、議会における行動指針

がなかったために、議員各位が判断に苦慮したことへの反省と改善、そして災害下においても的確な議会機能の維持することを目的として条例の制定を進めるものであります。他市の条例を見てみますと、行政部の防災活動に参画する議会がある一方、議会独自の災害対策を推進する自治体もあらわれてきております。事例の数としては、まだわずかではありますが、議会が独自の災害対策本部を設置する要綱や規定を制定するという事例が出てきております。その一例を紹介しますと、大分市であります。ここで議会独自の災害対策のあり方として、議長が本部長につき、副議長と議会運営委員長の3者が議会災害対策の運営委員会を構成し、その配下に地元と直結する地区担当議員を地区隊長として配備する体制をとっております。そのほかにも、議会独自の災害対策基本条例を制定する自治体もあらわれている状況であります。我々玉名市議会では、熊本地震という重大な困難を経験し、非常事態下における議会人の行動はどうあるべきかについて大いなる教訓を学びました。であるからこそ、議会のイニシアチブで議会の災害対策基本条例を制定することには、非常に大きな意義があると考えております。防災対策及び危機管理における議会の責務と役割の明確化を図るとともに、災害に強く、安全で安心のまちづくりの実現に寄与すべく条例の起案を進め、議会基本条例の制定にあわせて、この議会災害対策基本条例についても議員各位にお示しできるよう、現在早急に素案の作成を進めている状況であります。

2点目は、市長等の附属機関への議会選出の辞退の規定の明文化であります。議員が市長等の附属機関に加わることは是非については、これまで本委員会の中でも数回にわたり協議を行なってまいりましたし、先進地視察においても研修を行なった次第であります。以前より執行機関の一部をなす附属機関の構成員に議事機関の議員が加わることに疑問がございました。現に、議員を附属機関の委員に選任することの可否については、行政実例においても違法でないものの不相当とされています。改めて、二元代表制の趣旨に鑑み、議決機関の構成員である議員が執行機関の構成員となることは、自治制度の基本理念に反することから、法に規定された委員以外の議会選出を辞退する旨を規定するものであります。ただし、附属機関を辞退するかわりに、傍聴の機会を求め、政策形成における情報公開と公平性・透明性を確保していかうとするものであります。そして、附属機関において策定される重要計画については、法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決事件に追加し、二元代表制として議案の審議・審査の充実を図っていくこととしております。従来より附属機関においては、各種計画が協議の上、多数策定されています。議会は、完成後の計画内容の報告を受けるだけで、その決定に構成委員の議員以外かかわっておりません。地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会独自の判断で、市の上位計画で議決の対象とすることができるよう定められてはいるものの、これまでの本市議会では、その制度を活用してきませんでした。本委

員会の今後の方針としては、議会基本条例の制定に伴い、議会は法に規定以外の附属機関から撤退し、各種計画や政策の策定に議員は参画せず、執行部に委ねることとします。ただし、すべての計画を議決事項に加えることでなく、あくまで議会が重要として必要と判断したものについて、議決事項に追加。議案として議会に上げられた計画の内容に対して十分審議・審査を行ない、最終的に議決できちんと計画への賛否をあらわすという、新たな流れを確立することで、執行機関と議決機関との機能と権限の分立を図り、議決機関としての使命を全うさせたいと考えております。そのほか、前回の第7回委員会の協議結果に基づき、条文の内容や文言を一部修正、また、わかりづらかった条項については、その内容を再整理し、細分化したことに伴い、条文の構成を全51条へと変更した旨、委員会内での了承をいたしております。

以上が、第8回委員会での経過報告であります。

最後になりますが、議会基本条例の素案については、現在、文言の修正を繰り返しながら条例としての完成度を高める作業を継続して行なっております。また、議会基本条例に制定根拠を置く各種要綱を初め、議会災害対策基本条例についてもあわせて整備を進めております。整備のめどがついた段階で、議員各位には条例のたたき台をお示しし、条例の概要説明と、意見聴取の機会を設けることとしております。

それでは、9月の定例会における議案上程をめどにして、残された期間、条例制定に向けた粉骨砕身の努力を傾注してまいり所存であります。

以上で、議会基本条例検討特別委員会の中間報告を終わります。以上です。

○議長（永野忠弘君） 以上で、議会基本条例検討特別委員長の報告は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 3時30分 休憩

午後 5時22分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

日程第8 市長提出追加議案上程

議第62号 平成29年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

議第63号 普通財産の無償譲渡について

議第64号 工事請負契約の締結について

日程第9 提案理由の説明

日程第10 議案の委員会付託

日程第11 委員長報告

1 総務委員長報告

日程第12 質疑・討論・採決

(議第62号から議第64号まで)

日程第13 議員提出議案上程

議員提出第2号 玉名市市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 提案理由の説明

日程第15 議員提出議案審議(質疑・討論・採決)

(議員提出第2号)

日程第16 意見書案上程

意見書案第3号 熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出について

日程第17 意見書案審議(質疑・討論・採決)

(意見書案第3号)

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永野忠弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第8 市長提出追加議案上程

○議長(永野忠弘君) 日程第8、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより市長提出追加議案を上程いたします。

議第62号平成29年度玉名市一般会計補正予算(第3号)から議第64号工事請負契約の締結についてまでの、市長提出追加議案3件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略します。

日程第9 提案理由の説明

○議長(永野忠弘君) 日程第9、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長(上嶋 晃君) 本日、追加提案いたしました、議第62号平成29年度玉名市一般会計補正予算(第3号)につきまして、御説明申し上げます。

市民会館建設工事の入札につきましては、本年4月以降、一般競争入札を複数回行ないましたが、応札者がなく入札不調が続いており、いまだ契約に至っておりません。その原因といたしましては、全国的な建設工事の集中により、建設業者に受注する余力がないこと。地震の影響等で資材、労務単価が高騰していることなどが考えられます。このような状況を受けまして、本市といたしましても工事費の見直しを行なう必要があると判断をいたしましたので、今回の補正予算として、設計価格の再積算に必要な経費を計上するものでございます。

お手元にお配りしております資料をお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ142万6,000円を追加し、総額を363億430万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、18款繰入金は、財政調整基金繰入金を142万6,000円追加するものでございます。

歳出につきましては、2款総務費は142万6,000円の追加で、市民会館建設工事費再積算業務委託料でございます。

以上、主な内容について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の委員会にて御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 副市長 斉藤 誠君。

〔副市長 斉藤 誠君 登壇〕

○副市長（斉藤 誠君） 私のほうから、追加提案いたしました議第63号及び議第64号の提案理由につきまして、御説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議第63号普通財産の無償譲渡についてでございますが、これは地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、平成11年度に花づくりを通じた介護予防の場として建設した玉名市横島園芸館「花づくり生き生きハウス」がその設置目的を終えたことにより、用途を廃止したため、これを無償譲渡するものでございます。この施設は、賃貸借した個人の土地に建設していたため、施設の取り扱いについて、当該措置の所有者と協議しましたところ、無償譲渡の申し入れがございましたので、当該所有者に平成29年7月1日付で無償譲渡するものでございます。

2ページをお願いいたします。

議第64号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容としたしましては、玉陵小学校屋内運動場新築のため、鉄骨造平屋建て、延べ床面積1,047.43平方メートルの建築工事を行なうものでございます。

契約の方法は、建築一式工事の建設業許可業者で、かつ特定建設業許可を有する8者にて指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市中1189番地、株式会社熊野組が3億400万円で落札をいたしました。現在、同社と税込み3億2,832万円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に、本契約の締結をするものでございます。

以上、追加議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第10 議案の委員会付託

○議長（永野忠弘君） 日程第10、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、議第62号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から議第64号工事請負契約の締結についてまでの市長提出追加議案3件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第62号 平成29年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

議第63号 普通財産の無償譲渡について

議第64号 工事請負契約の締結について

○議長（永野忠弘君） 総務委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。委員会審査のため、休憩いたします。

午後 5時32分 休憩

午後 8時46分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第11、「委員長報告」を行ないます。

これより委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の結果と経過について、委員長の報告を求めます。

議第62号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から議第64号工事請負契約の締結についてまでの市長提出議案3件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略します。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） 総務委員会に付託されました案件は、議案3件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

議第62号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第3号）であります。

執行部から、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万6,000円を追加し、総額を363億430万4,000円とするもの。内容として、玉名市民会館の建設事業について、入札不調により、契約ができなかった状態が続いており、その対応策として設計金額の再積算を行なう業務委託料を追加するものと説明がありました。

委員から、今回の委託料だが、もとの設計した契約は切れているか。今回の金額で見直しができるのかとの質疑に、執行部より、契約は切れているので改めてお願いする。事前に打診はして1カ月あればできるとのことで、この金額を積算したとの答弁でした。委員から、今までの経験を踏まえ、分離発注の考えはないかとの質疑に、執行部より、今までどおり一括で発注したいと考えている。条件等については、今後精査したいとの答弁でした。委員から、2回目の入札で変更はできなかったのか。金額の問題ではないのかとの質疑に、執行部より、1回目は市内業者とJVを条件にしていた。別業者からJVを組もうとしたができなかったと聞いたことがあったので、JV単体ならと考察しなかった。また、金額的にはアップするだろうと想定しているとの答弁でした。委員から、現在の状況は熊本地震等で仕事を受けることができない状態でもある。また、物価も高騰し、下請けもないなど条件が悪い。物価が高い、しばらく待ってみたらどうかとの質疑に、執行部より、物価等落ち着くまで待つより、既に内示を受けている2億9,760万円の交付金を無駄にしたくないから、この計画で進めたいとの答弁でした。

審査を終了し、議第62号においては異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第63号普通財産の無償譲渡についてであります。

執行部から、花づくりを通じた介護予防の場として建設した、玉名市横島園芸館

「花づくり生き生きハウス」が設置目的を終えたことにより用途を廃止したため、これを無償譲渡するもので、当該土地所有者と協議の上、無償譲渡の申し出があったためとの説明がありました。

委員から、今回、無償譲渡ということだが、地権者とは十分協議をしているのかとの質疑に、執行部から、地権者は個人で使用するのではなく、地域の方と共同で使用する、十分協議はしているとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第63号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第64号工事請負契約の締結についてであります。

執行部から、玉陵小学校屋内運動場を新築するもので、契約の方法は、建築一式工事の建設業許可業者で特定建設業許可を有する8者にて指名競争入札を実施し、結果、株式会社熊野組が落札し、同社と仮契約中で、本契約の締結するものであるとの説明がありました。

委員から、この案件も2回目かとの質疑に、執行部より、今回は分離発注で行なって減額になり、図面の変更等もないとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第64号については、原案のとおり、全員異議なく可決するものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で委員長の報告は終わりました。

日程第12 質疑・討論・採決

○議長（永野忠弘君） 日程第12、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

福嶋讓治議員。

[13番 福嶋讓治君 登壇]

○13番（福嶋讓治君） 議第64号工事請負契約の締結についての審議に対して質問いたします。

2回目ということで、分離発注に変わって実質変わりましたが、実質余りこの金額が変わらない中で落札されたわけですが、それについての経緯に対する質問、質疑はなかったのか。

それともう一つ、これはこのままこの予算内できちっとおさまるのか。追加予算などないのか。そういう質疑はなかったのか、委員長に質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） 今、玉陵小学校の体育館について、2回目の、この件も2回目だが、その経緯について説明があったかということでしたね。

[福嶋譲治 「余り変わらん金額で入札がなされた。1回安すぎるからできないということが入札が。」と呼ぶ]

○総務委員長（前田正治君） 余り変わらない金額ではなくて、分離発注したために金額は前回よりも落ちたという説明がありました。それと2回目のこの予算内でできるかというような質疑はありませんでした。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第62号 平成29年度玉名市一般会計補正予算（第3号）について

本案は、起立表決による採決いたします。

ただいま採決に付しております議第62号に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、議第62号については、否決されました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第63号 普通財産無償譲渡について

議第64号 工事請負契約の締結について

以上、議案2件について、採決いたします。

ただいま採決に付しております議第63号及び議第64号の議案2件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第63号及び議第64号の議案2件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

日程第13 議員提出議案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第13、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより議員提出議案を上程します。

議員提出第2号 玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について以上、議員提出議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第14 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第14、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議員提出第2号について、提案理由の説明を求めます。

20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 今回の定数削減につきましては、玉名市議会がどうあるべきかの基本理念に基づきましての提案となっております。この提案理由のところに書いてあります。ちょっと読ませていただきますと、合併から12年を経過しようとしている中、人は減少、また普通交付税に加算されている合併算定替が減少している実情に鑑み、議員がみずから身を切る改革を行なうべく議員定数削減するために条例の一部を改正するものであります。

以上のような事情でございまして、議員の皆様方にはそれぞれの事情もあるかと思えますけど、全議員の皆さん方の御理解を求めまして、提案理由の説明させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

まず、ただいま議題となっております、議員提出第2号については、議事の都合により、会議規則第37号第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、議員提出第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

議員提出第2号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないま

す。

日程第 15 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第 15、「議員提出議案審議」を行ないます。

改めて、議員提出第 2 号 玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

以上、議員提出議案 1 件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議員提出第 2 号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議員提出第 2 号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

15 番 前田正治君。

〔15 番 前田正治君 登壇〕

○15 番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は、議員定数を 2 名削減する議案に反対をします。

玉名市議会では、この間、ケーブルテレビやインターネットで議会の中継や録画を見ることが可能となりました。政務活動費の使途を精査し、使途の公開、一般質問の一问一答、そして現在は、議会基本条例の制定に向けて、より市民に開かれた身近な議会になるよう努力をしています。

議会改革は、今後も重要な課題であります。その担い手である議員を削減することは、議会の自殺行為と言わざるを得ません。議員定数を削減することで、市民の意見、要望を市政に届けるパイプが小さくなります。市政を監視、チェックする役割が弱体します。これ以上の削減を行なうべきではありません。定数削減の影響で地区を代表する議員が少なくなる、こういう市民の声があります。議員の役割は大変重要で、市民からは議会や議員の役割を十二分に発揮することが求められています。玉名市よりも人口が少ない荒尾市や合志市では、議員数は玉名市よりも少ないが、議員 1 人当たりの人口は玉名市より多くなっています。このことをとらえて、玉名は議員が多いという意見があります。しかし、議員 1 人当たりの面積で比較しますと、荒尾市は玉名市の 50%、合志市は玉名市の 44% であります。私は単純に議員 1 人当たりの人口比だけで議員数の判断はできないと思います。玉名市は人口が減少しているから議員も減らすべきであると

という意見があります。合併当初の玉名市人口は7万1,800人、議員数は30名でありました。平成29年4月の人口は6万7,327人、議員数は24名であります。合併当初と比較しますと、人口は6.2%減少、議員数は20%減少しました。人口の減少率に比べ、議員の減少率が3倍以上も大きくなっています。人口減少と同じ規模に議員を減らすならば、28名の定数になりますが、24名の議員になったときは、4常任委員会を3常任委員会に整理・統合しました。これ以上の削減は、市政活性化や議会改革に大きなマイナスとなります。

したがって、私は、議員定数を2名削減することには反対をいたします。

○議長（永野忠弘君） 16番 作本幸男君。

[16番 作本幸男君 登壇]

○16番（作本幸男君） 皆さん、遅くまで大変御苦労さまでございます。

私は、玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論をいたします。

玉名市議会の議員定数につきましては、平成17年の合併新市発足当初特例により30名でスタートいたしました。2期目に当たる平成21年10月選挙時には、この特例の失効により、定数は26名、その後、平成24年12月の定例会において議会改革の一環として定数を2名削減し、24名とする内容の条例改正案が議員提案により発議され、賛成多数で可決しております。3期目に当たる平成25年10月選挙時より、この定数が適用され、現在に至っております。これまで全国の地方自治体において厳しい財政事情を背景に、行財政改革として行政の効率化や財政基盤の強化をはじめ、組織機構の見直し、事務事業のやり直し、見直しや廃止、職員数の削減などさまざまな身を切る改革が行われてまいりました。それはこの玉名市でも同様でございます。市政を取り巻く地域社会情勢も非常に大きく変化を遂げました。その一番の要因こそが人口減少社会の進展であります。本市の実情を見てみまして、この4年間の間に実に2,400名もの人口が減少いたしました。そして、この問題は、刻一刻と深刻さを増しております。現在、進行を続ける人口減少社会において、やはり人口の規模に見合った議員数の見直しは必要であると考えます。ですが、極端な削減を求めるものではありません。いたずらに過剰な削減は議会の機能低下を招くどころか、議会みずからが議会不要論を擁護、助長するものとなってしまいます。もっとも大事なことは、議会が本来発揮すべき機能を維持するのに必要最低限の定数を確保することです。議会の機能低下を招きかけないためにも、4年前の職員数と議員数の比率を維持すること。そこから算出される議員定数は22名であります。議会と執行部の均衡を保ち、議会の行政監視機能を維持する上でも定数2減は、適正かつ妥当な数字であると判断をいたしております。自治体改革とは、執行部のみが身を切るものでなく、議会も真に一体となった改革である

べきものと考えます。

以上のことから、定数を2名減らす原案に対し、賛成するものでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

[中尾嘉男君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

[19番 中尾嘉男君 登壇]

○19番（中尾嘉男君） お疲れでございます。19番中尾でございます。

私はですね、議員提出第2号玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について反対をするものであります。

理由といたしまして、合併から12年が過ぎようとしております。その中で、今日まで中心部を見つめてですね、やってきたわけでございます。中心部は今現在、やっとなの上に乗ったかなというふうに思っております。そういう中でですね、今まで郡部は辛抱してきております。そういう中で、今回は郡部のほうに新たにまた目を向けてもらってですね、やっぱり行政として一環した行政づくりが必要かなと思います。そういう中で、議員が定数が2減すればですね、私は郡部のほうが弱いんじゃないかなというふうな気もしております。そういった点でですね、議員削減は反対をするわけでございます。

してですね、これに提案の理由として書いてあります。合併暫定替が減少ということでもありますけれども、私は、基金についてですね、相当今まで言うてきております。何で基金をこんなにするかと。その答弁、執行部の答弁は、こういった合併暫定替があるから基金として持っとかないかんというふうに今までずっとおっしゃってきておられます。そういう観点からですね、そういう基金は基金としてちゃんとして行政もしております。そういう中で、提案の理由と相違がありますので、私はこれに対して反対をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） これにて討論を終結いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 9時12分 休憩

午後 9時13分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決に入ります。

議員提出第2号 玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

この採決については、中尾嘉男君ほか2名から無記名投票に委ねたいとの要求と、西川裕文君ほか6名から記名投票に委ねたいとの要求が同時にあります。この場合、いずれの方法によるかは、会議規則第71条第2項の規定により、無記名投票をもって採決することとなっております。

よって、まず、無記名投票によるべしとの要求について採決いたします。

念のため申し上げます。無記名投票によるを可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記入願います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（永野忠弘君） ただいま出席議員数は23人であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（永野忠弘君） 念のため申し上げます。無記名投票によるを可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記入願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（永野忠弘君） 異常なしと認めます。

改めて申し上げます。無記名投票によるを可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて、順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

議会事務局次長 荒木 勇君。

○議会事務局次長（荒木 勇君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

北本将幸議員、多田隈啓二議員、松本憲二議員、徳村登志郎議員、城戸 淳議員、西川裕文議員、嶋村 徹議員、内田靖信議員、江田計司議員、田中英雄議員、横手良弘議員、近松恵美子議員、福嶋讓治議員、宮田知美議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、高村四郎議員、中尾嘉男議員、田畑久吉議員、小屋野幸隆議員、竹下幸

治議員、吉田喜徳議員。

[投票]

○議長（永野忠弘君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（永野忠弘君） 開票を行ないます。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田畑久吉君、宮田知美君、近松恵美子さん、城戸 淳君、松本憲二君、以上の諸君を指名いたします。

よって、5人の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（永野忠弘君） 投票の結果を報告します。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成8、反対15、賛成少数であります。

よって、無記名投票によることは否決されました。

次に、記名投票によるべしとの要求について採決いたします。

念のため申し上げます。記名投票によるを可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記入願います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（永野忠弘君） ただいまの出席議員数は23人であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（永野忠弘君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（永野忠弘君） 異常なしと認めます。

改めて申し上げます。記名投票によるを可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでな

い投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

議会事務局次長 荒木 勇君。

○議会事務局次長（荒木 勇君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

北本将幸議員、多田隈啓二議員、松本憲二議員、徳村登志郎議員、城戸 淳議員、西川裕文議員、嶋村 徹議員、内田靖信議員、江田計司議員、田中英雄議員、横手良弘議員、近松恵美子議員、福嶋譲治議員、宮田知美議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、高村四郎議員、中尾嘉男議員、田畑久吉議員、小屋野幸隆議員、竹下幸治議員、吉田喜徳議員。

[投票]

○議長（永野忠弘君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長（永野忠弘君） 開票を行ないます。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田畑久吉君、宮田知美君、近松恵美子さん、城戸 淳君、松本憲二君、以上の諸君を指名いたします。

よって、5人の立ち会いを願います。

[開票]

○議長（永野忠弘君） 投票の結果を報告します。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成14、反対9、以上のとおり、賛成多数であります。

よって、記名投票によることは可決されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 9時36分 休憩

午後 9時38分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員提出第2号 玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
この採決は、記名投票をもって行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（永野忠弘君） ただいまの出席議員数は23人であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（永野忠弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（永野忠弘君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は白の票を、否とする諸君は青の票を、点呼に応じて、順次投票をお願いします。

点呼と出席議員の確認を命じます。

議会事務局次長 荒木 勇君。

○議会事務局次長（荒木 勇君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

北本将幸議員、多田隈啓二議員、松本憲二議員、徳村登志郎議員、城戸 淳議員、西川裕文議員、嶋村 徹議員、内田靖信議員、江田計司議員、田中英雄議員、横手良弘議員、近松恵美子議員、福嶋譲治議員、宮田知美議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、高村四郎議員、中尾嘉男議員、田畑久吉議員、小屋野幸隆議員、竹下幸治議員、吉田喜徳議員。

[投票]

○議長（永野忠弘君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（永野忠弘君） 開票を行ないます。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田畑久吉君、宮田知美君、近松恵美子さん、城戸 淳君、松本憲二君、以上の諸君を指名いたします。

よって、5人の立ち会いを願います。

[開票]

○議長（永野忠弘君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成21票

北本将幸、多田隈啓二、松本憲二、徳村登志郎、城戸 淳、西川裕文、嶋村 徹、
内田靖信、江田計司、田中英雄、横手良弘、近松恵美子、福嶋譲治、宮田知美、
作本幸男、森川和博、高村四郎、田畑久吉、小屋野幸隆、竹下幸治、吉田喜徳
反対 2 票

前田正治、中尾嘉男

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議員提出第 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第 16 意見書案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第 16、「意見書案上程」を行ないます。

これより意見書案を上程します。

意見書案第 3 号 熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出につ
いて

以上、意見書案 1 件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。

まず、ただいま議題となっております意見書案第 3 号については、議事の都合により
会議規則第 37 条第 3 項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いた
したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第 3 号については、提
案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

意見書案第 3 号については、日程に従い、引き続き会議にて、直接審議を行ないま
す。

日程第 17 意見書案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第 17、「意見書案審議」を行ないます。

意見書案第 3 号 熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出につ
いて

以上、意見書案 1 件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております意見書案第 3 号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

意見書案第3号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

意見書案第3号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

意見書案第3号 熊本地震被災者の住宅再建支援の拡充を求める意見書の提出について

採決いたします。

意見書案第3号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

意見書案第3号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、意見書案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

ここで、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

○市長（高嵯哲哉君） 大変な長時間にわたりましてお疲れさまでございます。

議会最終日の閉会前でございますが、議長のお許しを得て、発言の時間を賜りましたことに対し、議員各位に対しまして深く感謝を申し上げます。

私は、合併前の旧玉名市におきまして、昭和61年8月、玉名市議会議員として初当選し、平成11年10月までの4期13年、また旧玉名市長として平成11年10月から平成17年10月までの2期6年間、そして平成21年10月の市長選挙で合併後の新玉名市におきまして、市民の皆さまに市長としての職を付託され、2期8年、市政のかじ取りを行なってまいりました。旧玉名市時代を含めると、実に27年もの間、政治の世界に携わってきたこととなります。この間、いろいろなことがございました。特に合併後の平成23年の玉名バイパスの完成、あるいは九州新幹線の全線開業に伴う、新玉名駅の設置につきましては、昭和60年新幹線城北駅を誘致する会の発足当初から

参加をしたこと。熊本県北地域の多くの皆さまが誘致活動に取り組み、心から待ち望んでいた駅であり、私にとりまして望外の喜びでございました。

また、合併後の懸案事項でございました新庁舎建設では、当初、60億の建設費を20億円圧縮し、40億で設計することができました。

また、小学校の統廃合も玉陵中学校区が小中一貫校としてエンジョイ・イングリッシュ、玉名学など、玉名市独自の新しい学校のトップモデルとして先陣を切って始まります。

そして、老朽化した市民会館ホールの建設につきましては、ただいま関連予算が否決をされ、まちづくり交付金等の財源的に大きな損失になると思いますが、公立玉名中央病院と玉名地域保健医療センターの経営統合により、病院建設のほうは一定のめどがついているところでございます。

熊本地震では、本市でも多くの被害が発生いたしました。特に棟瓦などの瓦の被害がひどく、毎年積み立ててきました財政調整基金の一部を取り壊して、市単独の補助を行なったところでございます。

私は、この8年間、市民の皆さまへの公約を取りまとめました、「チェンジ玉名」と「輝け玉名「戦略21」」の実現に向けて取り組んできたところでございます。その根底にありますのは、市民の皆さま一人一人の思いが通じる市民のための市政を基本姿勢として、市民にとって身近に感じられる温かい行政、バランスの取れた行政運営を心がけてまいりました。

また、将来の子や孫に負担を残すことがないように、合併特例債などの有効な方法は最大限に活用し、最小限の経費で最大の効果が上がるよう努めてきたところでございます。先ほど14年間の市長としての期間を含め、27年間の政治の中に携わってきたと申しましたが、長期政権の問題はどんな経営者であろうと知らず知らずの間に経営に偏りが出てくることが多く、そして、長くなればなるほど次のかじ取りが難しくなっているところでございます。私が平成11年、旧玉名市の市長選挙に出馬した際、長期政権を批判しての出馬でございました。私も旧玉名市時代を含めて、次の5期目の市長選挙出馬につきましては、他を批判した経緯から、自分自身に対し、許されるのか自問自答してきたところでございます。今回、大きな事業に一定のめどがついたこと。また、長期政権の弊害などを考慮し、私自身の一つの区切りとして、次期市長選見送りの決心をし、玉名市のかじを取る次の市長に玉名市の新しい未来を託したいと思っております。市民の皆さまはもちろんのこと、議員各位、そして職員の皆さまにおきましては、長い間、御支援と御協力をいただき、感謝申し上げます。11月半ばまでの残任期間までは精いっぱい杯玉名市発展のために頑張っておりますので、さらなる御指導・御協力をお願い申し上げます。

議会最終日にこのような発言の時間を賜り、誠にありがとうございました。

[拍手]

○議長（永野忠弘君） これにて本会議を閉じ、平成29年第4回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 9時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 永 野 忠 弘

玉名市議会議員 竹 下 幸 治

玉名市議会議員 吉 田 喜 徳

玉 名 市 議 会 会 議 録
平 成 2 9 年 第 4 回 定 例 会

発行人 玉 名 市 議 会 議 長 永 野 忠 弘

編集人 玉 名 市 議 会 事 務 局 長 堀 内 政 信

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (0 9 6) 3 7 2 - 1 0 1 0

玉 名 市 議 会 事 務 局

〒865-8501 熊 本 県 玉 名 市 岩 崎 163 番 地

電 話 (0 9 6 8) 7 5 - 1 1 5 5